予算特別委員会

３月１２日（水）午前９時３０分開議

議題１　「議案第１４号　平成２６年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番　森　　一　人　委員	２番　大　野　敏　行　委員
３番　佐久間　孝　光　委員	４番　長　島　邦　夫　委員
５番　畠　山　美　幸　委員	６番　吉　場　道　雄　委員
７番　河　井　勝　久　委員	８番　川　口　浩　史　委員
９番　清　水　正　之　委員	１０番　安　藤　欣　男　委員
１１番　渋　谷　登美子　委員	１２番　松　本　美　子　委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青　柳　賢　治　議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事　務　局　長	山　岸　堅　護
主　席　主　査	岡　野　富　春

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総　務　課　長
村　田　　朗	総務課庶務・人事担当副課長
伊　藤　恵一郎	総務課財政契約担当副課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
内　田　恒　雄	地域支援課地域支援・人権推進担当副課長
中　西　敏　雄	税　務　課　長
中　村　　滋	税務課課税担当副課長
田　畑　　修	税務課収税担当副課長
山　下　次　男	町　民　課　長
贄　田　秀　男	町民課戸籍・住民担当副課長

村　上　伸　二	町民課保険・年金担当副課長
岩　澤　浩　子	健康いきいき課長
高　橋　喜代美	健康いきいき課社会福祉担当副課長
杉　田　哲　男	健康いきいき課健康管理担当副課長
内　田　　勝	会　計　課　長
奥　平　清　人	会計課会計用度副課長
小久保　錦　一	教　育　長

◎委員長挨拶

○松本美子委員長　皆さん、おはようございます。開会前に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

審査は本日から行いますが、慎重な審査をお願いいたします。

委員の皆様に申し上げます。質疑をする場合には、簡潔かつ明瞭な形でお願いを申し上げます。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡明な答弁、説明をお願いしたいと思います。

（午前　９時２８分）

◎議長挨拶

○松本美子委員長　それでは、ここで青柳議長がご出席でございますので、議長にご挨拶をいただきたいと思います。

議長、お願いいたします。

○青柳賢治議長　皆様、改めましておはようございます。先日の本会議におきましては、3.11から３年ということで、黙祷等にご協力いただきましてありがとうございました。本当に、きのう、きょうにかけて、いろいろなことを見ますと、まだまだ３年たっているけれどもというような実情でございます。今年から復興税のものが課税されるようになっておりますが、国民の一人としても何とか協力をしていかなくてはならないのだなというふうに、また風化させてはならないと強く思っております。

きょうから予算審査特別委員会でございますが、委員の皆様には、それぞれ勉強されてここに臨んでおられることと思います。すぐれた行政であるということは、予算に左右されるわけでございます。嵐山町の発展、また、さらには住民全体の福祉の向上というようなことから、有効な予算になっているかどうかというような観点を持って皆様には審査に臨んでいただきたいと思います。委員の皆様には簡潔な質問でよろしくお願いいたします。

終わります。

○松本美子委員長　ありがとうございました。

◎町長挨拶

○松本美子委員長　それでは、岩澤町長からご挨拶をいただきたいと思いますので、町長、よろしくお願いいたします。

○岩澤　勝町長　おはようございます。きょうは、きょうから予算特別委員会でお世話になると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今、委員長さんのほうからお話ございました。簡明な答弁をしなさいということでございます。職員のそれぞれ出席させてもらう課長以下、日ごろの仕事の成果を皆様に見ていただく機会でもありますし、意に沿うような答弁にしっかりできるように心がけていきたいというふうに思います。それには、ぜひご質問の際にわかりやすい質問をぜひお願いしたいと思います。緊張してここのところに座るわけですので、ぜひ、おもてなしの心でしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、議長のほうから今、3.11大震災の話がございました。大震災ではありませんが、大雪害のほうで、だんだん資料も集まってきているようでありまして、本当に多くのご家庭で、大小、強弱の影響があったのだなというふうに報告が上がりつつあります。大きい被害から、といがちょっと壊れたよと、瓦が落ちたよというようなことまで、いろんなことが区長さんを通じて調べて上がってきております。これらを参考にして、これから、いつ、どういう風が吹くか、雨が降るか、雪が降るかわかりませんが、そういうものにしっかり対応できる地域づくり、これも皆さんと一緒に、地域の皆様方と一緒に力を合わせて、しっかり対策を練っていかないといけないなと改めて感じているところでございます。

きょうからは予算委員会でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。大変ありがとうございます。

○松本美子委員長　ありがとうございました。

◎開会の宣告

○松本美子委員長　ただいま出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、よって、予算特別委員会は成立をいたしました。これより開会をいたします。

（午前　９時３２分）

〔「委員長、いいですか」と言う人あり〕

○松本美子委員長　はい。

○清水正之委員　町長の新規事業の子育ての支援奨励事業なのですが、要綱の案だとか、支給要件が全然提示されていないのです。

○渋谷登美子委員　質問しようと思っていたのだけれども。

○清水正之委員　それは、提示されていないまま審議をするというわけにもなかなかいかないかなと思っているのですが、審議が始まる前にその辺の、少なくとも支給要件そのものは説明していただくということはできないのでしょうか。

　というのは、ちょっと話をしたときに、では一旦転入して帰ってくればいいかというふうに言われたのだけれども、それはないだろうという話はしたのだけれども、少なくとも要件そのものが明示されていないわけですよ。居住地要件だとか、申請の時期だとかというの、そういうものが明示されていないのです。

〔「要綱をこれからつくると言ってるんだけど」と言う人あり〕

○清水正之委員　要綱をつくるって、審議、審議しなくてはだから。

〔「予算ができてからつくります」と言う人あり〕

○松本美子委員長　それでは、ただいまの質疑に対しまして、副町長のほうからご答弁いただけるようでしたらお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○安藤　實副町長　はい。所管課、地域支援課のときに、そのような資料を出させていただく、それをどこまでやっているかわかりませんけれども、一応は予算の説明会のときにはお話を申し上げてあるようですので。

○清水正之委員　どういう人が対象かというのは説明ありましたよね。

○安藤　實副町長　ええ。

○清水正之委員　説明あったのだけれども、要件が、どういう要件の人が該当するかというのが提示されていないのです。

○安藤　實副町長　それは質疑の中で。

〔「質疑でやろうと思った」と言う人あり〕

○清水正之委員　質疑の中でやってもらうということですか。

○安藤　實副町長　はい。

〔「地域福祉人材事業もそうだから」と言う人あり〕

○清水正之委員　全体事業だと要綱が出ている。

○安藤　實副町長　そうですか、では。

○松本美子委員長　清水委員に申し上げますけれど、この辺でよろしいでしょうか。担当課のところで聞いていただきたいと思いますので、お願いいたします。

◎開議の宣告

○松本美子委員長　直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開催日につきましてお諮りいたします。本委員会の開催は、本日３月12日、13日、14日及び17日の４日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　異議なしと認めます。

よって、本委員会の開催は、本日３月12日、13日、14日及び17日の４日間と決定をいたしました。

諸般の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された案件につきまして、議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案の６件ですので、ご了承願いたいと思います。

次に、本委員会の予算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願いたいと思います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願いたいと思います。

最後に、この委員会の説明員といたしまして出席通知のありました者の職、氏名を

一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願いたいと思います。

以上で、委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りをいたします。申し合わせのとおり、議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。

また、議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑を行うことに決しました。

議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行うことに決しました。

なお、議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の６議案につきましては、総括質疑をする委員は、３月13日の午後１時30分までに委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申し出がある場合は、原則許可いたしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、本日の審査を始めます。

◎議案第１４号の質疑

○松本美子委員長　議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に、本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いをいたします。

なお、質疑がある委員は挙手により、委員長の指名後、発言をしてください。回数は、１問につき３回までとします。ご了承お願いいたします。

質疑に際しては、最初にページ数をお示しください。質疑は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

大野委員さん。

〔「議会だよ」と言う人あり〕

○松本美子委員長　大野委員さん、どうぞ。

〔「議会事務局は答弁者いないよ」と言う人あり〕

○大野敏行委員　いないからね。そうですね。失礼しました。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　それでは、議会事務局に関しましては、なしということでお願いをいたしたいと思います。

質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結をいたします。

ここで休憩といたします。

休　　憩　午前　９時４３分

再　　開　午前　９時４４分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員さん。

○渋谷登美子委員　17ページの個人町民税と法人町民税ですけれども、それぞれ個人と法人の所得の動向をどのように捉えたかということと、それから町民税課税世帯が8,381円になるのかなと思うのですけれども、これについては非課税世帯と課税世帯とどのように考えていったのかということです。

次、91ページになります。これはごく簡単な、聞いてはいけないようなことかもしれないのだけれども、電算委託料ですよね、91ページになると思うのですけれども、それぞれの委託料が前年度と比較すると半額近い予算の減額になるわけなのですけれども、これはクラウド化によるものと考えていいのかということと、それから93ページの、これは徴収事業の減なのですけれども、これも電算委託料になるのか、利用料になるのか、これの徴収事業の減はどのような理由から徴収事業の減になっているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　中西税務課長、ご答弁をお願いいたします。

○中西敏雄税務課長　では、お答えします。

まず、個人町民税なのですけれども、個人町民税の予算を組ませていただくときには、平成25年度の当初、当初課税がありますね、それをもとに積算をしております。均等割の納税義務者を8,570人、均等割額については2,999万5,000円を見込んでおります。それと、所得割の人数については7,715人、そこから所得割を計算するのですけれども、寄附金控除とか住宅借入金特別控除等を差し引きまして、町税については、あと退職所得がありますので、退職所得以外の所得割については７億8,950万8,000円、退職所得については700万円、それに徴収率を掛けて求めておりますので、均等割については、予算額が2,933万5,000円、所得割については７億7,213万8,000円、それと退職所得については100％ですので700万円、合計８億847万3,000円と見込んでおります。

次に、法人ですけれども、法人町民税については、昨年の当初予算と比べてかなりふえているのですけれども、アベノミクスの影響等が多く、25年度の３月で補正させていただきました、9,000万ちょっと補正させていただきました。これが25年度においては、インキ製造業とか、あと診療所の経営、あと運送業、これがかなりふえております。これが大体５社で、昨年24年度と比較しますと5,000万ちょっと、これだけでもふえております。

それと、91ページの電算の関係ですけれども、これはクラウド化による減ということでご理解いただければと思います。

徴収のほうもそうなのですけれども、徴収につきましてもクラウド化の関係の委託料が、これは減っております。委託料が減っているのは全部住民税、固定資産税、収税関係、全部クラウド化による減ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員さん。

○渋谷登美子委員　個人町民税なのですけれども、個人町民税は25年度をベースにしてやっているということなのですけれども、具体的にでは町民の方がどのぐらい退職者になっていくかというふうな数の把握とかはどの程度なさっているのか伺いたいと思うのですが。

○松本美子委員長　中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　それでは、お答えします。

納税義務者の把握については、まず25年度の当初の課税をベースにして、そこから第５次の総合振興計画の平成26年度の人口総数、これを15歳から大体64歳までの伸長率、これを掛けて納税義務者を大体把握しています。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員さん、どうぞ。

○渋谷登美子委員　15歳から20歳ぐらいまでの方というのは所得が余り、ほとんどない方も多いと思うのですけれども、そういったことも含めて、パーセンテージの掛け方というのはどのようにして、やはり町民税自体は減額になっているわけですよね。だから、全体的に15歳から64歳の方は減っているから、その分25年度ベースに減額部分をパーセンテージ割合にして、だから、25年度が１だったら、26年度は0.95とか、そんな感じの形で個人町民税を把握しているということで、全体的な、給与所得者が多いので、そういった形で計算することで個人町民税はできているということでいいのですか。

○松本美子委員長　中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　お答えします。

○松本美子委員長　お願いします。

○中西敏雄税務課長　あとは、それぞれ税を求める給与所得者、営業所得者、農業所得者、その他の所得者ということで、これは予算をつくっているのですけれども、その中で給与所得者、営業所得者、そのあたりは伸長率を掛けているのですけれども、あと農業所得者とかその他の所得者にはその率は掛けないで、あとは譲渡所得がありますよね、土地とか株とか、それはもう未知数なので、一切それは見ていません。あとは、当初のベースで把握しているのですけれども、今後、未申告者、申告していない

人がかなりいますので、その人たちが、いつも通常出しているのが８月と10月で２回出しているのです、未申告者に対しては。それが当初300人ぐらい出したりなんかしているのですけれども、その人たちがどの程度申告をしていただけるか、それによってまた税もふえてきますので、あと納税義務者もふえてきます。そんな形でやらせていただきます。

以上です。

○渋谷登美子委員　ありがとうございます。

○松本美子委員長　そのほかに質疑がある方はどうぞ。

川口委員さん。

○川口浩史委員　16、17、ただいまの個人町民税の減の理由、今までと同じだと思うのですが、ちょっと伺いたいと思います。

それから、消費税が引き上がるわけですよね。消費税が引き上がると、どうしても景気の落ち込みがあると。これは安倍総理自身も認めていて、そのために財政出動をしていくのだと。また、いつまでもするわけにいかないから、そこらあたりが肝心だからというようなことを協議していますよね。そこの安倍総理のようなもくろみができないのではないかなというふうに私なんか思うのですけれども、落ち込みがある程度予想されるのではないかなと。その辺は、この税収の中に見ているのか伺いたいと思います。

それから、復興税は、この年度幾らぐらいになるのか。これ使用方法、何に使用するかは、これは想定ではないですよね。それはちょっと決算のときでも。

それから、法人税の昨年実効税率が下がってきているという答弁が、説明が課長のほうからありましたけれども、今年度は、この予算ではどうなのか伺いたいと思います。

それと、91ページの一番下の固定資産の航空写真、これはどのような使用をするのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　答弁お願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　個人の町民税の減額の理由ですけれども、これについては、まだ所得が、各事業所等もベースアップがないということと、それと毎月非課税者がふえているのです。それと、新しくお勤めになった方は、町外に若い人たちは出てしまっ

ていますので、転出とかもちょっと多いということで、それを見込んで減額をさせていただいています。大体、先ほど言いました25年度のベースに、２％減ぐらいで計算をさせていただいています。

それと、法人の関係ですけれども、すみません、均等割の復興の関係ですよね。これは、均等割納税義務者は先ほど申しましたけれども、8,570人見ていまして、それに単純に500円掛けると428万5,000円、これが町民税のふえる分が500円になりますので、8,570人に500円を掛けて428万5,000円という計算をしております。

それと、法人税の実効ベースの関係なのですけれども、これは確かに国税のほうは下がっております。ただ、今回、もう３月で補正させて、9,000万ほど補正させていただいて、25年度の今現在の調定額が、法人税割が、ちょっと確かな数字ではないのですけれども、2,300万ぐらい、２億ですね、２億3,000万から２億4,000万ぐらい所得割の調定額があると思うので、そういう面から今回、若干25年度の調定より、予算よりふやさせていただきました。

それと、航空写真の関係ですけれども、これは以前、航空写真を撮ったのが、平成６年、平成11年、その時期で、今回が、27年度が評価替えの年になっております。それに合わせて土地の現況調査、27年の１月が27年度の固定資産税の課税時期になっておりますので、その27年の１月１日に近い時期に飛行機を飛ばしまして、土地の現況調査をするという形になっております。

これは、写真を撮って、あとは公図と重ねて、地目が今どのような形になっているかという、土地について全地目調査するという形になっております。

以上です。

〔「消費税の落ち込み」と言う人あり〕

○中西敏雄税務課長　すみません。消費税の関係ですけれども、さほど影響はないのではないかなと私は考えております。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員さん。

○川口浩史委員　復興税をちょっと先になのですが、復興税は１人500円だけでしたか、均等割で。所得割のほうはどうなのか。

〔「所得割はないね」と言う人あり〕

○川口浩史委員　ではいいです、それは。ちょっと私の勘違いでした。

法人の関係なのですが、先ほど、インキ、診療所というふうにおっしゃったような気がしたのです。あと運送業、こうしたものが好調で、輸出業者が好調なのかなと思ったら、インキは輸出もあるのでしょうけれども、運送業など国内の件ですから、こういうのが好調とは思わなかったです。逆に伸びていないというのは、どういうところなのかなと、ちょっと先ほど聞いていて思っていたのですけれども、ちょっと、おわかりでしたら伺いたいと思います。

それから、航空写真なのですが、写真を撮って現況と比べると。これは、職員がこれをするわけなのですか。

○松本美子委員長　中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　法人町民税の関係ですけれども、落ち込んでいる業種ですけれども、これについてはちょっと今手元に資料が、申しわけないですけれども。

それと、航空写真の関係ですけれども、これは現況調査も業者のほうにやっていただいて、あとはうちのほうの現在のデータと突き合わせをしてもらって、それをうちのほうで新しい正しい評価というか、地目に直す形でそれを評価します。

以上です。

○松本美子委員長　よろしいですか。ほかにございますか。

河井委員さん。

○河井勝久委員　１点ほど質問いたします。

16ページ、17ページのたばこ税の関係なのですけれども、年々たばこ税というのは落ちてきているように感じるわけなのです。26年度も約900万ほど落ちているような予定がされているわけでありますけれども、傾向として、喫煙者が少なくなってきて落ちてきているのか、あるいはそのために健康、これの今たばこ害の宣伝が非常によくされているのです。そういう傾向があらわれているのかなと思っているわけでして、とりわけ若い人なんかも、こういう形では喫煙者がふえてきているというふうにはいろんなところで聞くわけでありますけれども、そういう関係と、一つは、たばこを買うのに、いろいろな今手続等が必要になってきているという部分もあって、この関係で、町外で買う人と町内で買う人の割合が変わってきているのかどうか、そこら辺もひとつお聞きしておきたいと思います。

それから、よくたばこは地元で買いましょうという宣伝を、これまでずっとされてきたのですけれども、やっぱり宣伝はされてきているのでしょうか。たばこは健康を

害するためにやめましょうという宣伝と、逆にたばこは地元で買いましょうという形が今まではずっと続けられてきたのですけれども、その辺はどうしているのでしょうか。

それから、３級品以上と３級品以下との割合が、これは課税で違ってきているわけですけれども、嵐山町ではその割合というのはわかりますか。そこがわかりましたら、教えていただきたいと思いますが。

○松本美子委員長　中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　お答えします。

確かにたばこの本数が、ここ平成14年から平成24年、この決算まで年々減っております。昨年は、本数で前年対比105万2,358本減っております。その前は、23年度は24年度と比較して430万6,005本、こういう減り方をしておりますので、いずれにしても禁煙する人がふえている傾向だと、この本数が減っていますので、そういうのが減っている、禁煙する人がふえているのかなとは思っております。

それと、町内と町外の割合というのは、これはちょっとわかりません。

それと、たばこは地元で買いましょうということですけれども、その宣伝というのは、今は多分どの市町村もやっていないと思います。

それと、３級品と３級品以外ですけれども、確かに安い３級品以外というのが本数はふえています。安い３級品ですか、旧３級品というのが、これがふえています。旧３級品以外というのは減っている傾向です。

この割合ですけれども、３級品の本数は、22年度、23年度、24年度と、これ毎年ふえております。22年度は前年度と比較して23万3,381本、23年度が26万780本、24年度は19万4,400本、こういう形で旧３級品の値段の安いたばこはふえております。

それと比べて、旧３級品以外というのは、さっき言いました大体その本数ぐらい、23年度は前年度と比べると約300本、24年度は100本です。こういう形で減っております。100本。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑ございますでしょうか。

畠山委員さん。

○畠山美幸委員　91ページの固定資産税、航空写真の件なのですけれども、こちらは委託に365万5,000円かかるわけですが、今インターネットのグーグルマップというもの

が非常によくできているのですけれども、そういうものの活用とかということはお考えにはならなかったのでしょうか。

〔「使えないよ」と言う人あり〕

○松本美子委員長　中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　全く考えません。というのは、委託をして全部業者さんが写真を撮ってくれて、それと公図と抱き合わせて、重ね合って、それと今の現状の地目の、写真を撮った現況の地目、それを全部突き合わせしてくれるのです。それを職員がやると、筆数がかなりあるもので、それが職員がちょっとやれないのでそういう形を、委託という形をとりました。

以上です。

○松本美子委員長　よろしいですか。

そのほかにございますか。

清水委員さん。

○清水正之委員　97ページなのですけれども、ごめんなさい。非課税限度額が変わってきていると思うのですが、どういうふうに変わったのか教えてもらえますか。

それと、軽自動車税がふえてきているのですが、これ駆け込み需要というか、その部分を見込んでのことなのでしょうか。

○松本美子委員長　答弁願います。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　非課税限度額は、これまだ変わっていません。均等割と所得割の非課税限度額ですよね、それは変わっておりません。

それと、軽自動車ですが、軽自動車税が今度の税法改正で上がります。あと、消費税の関係もあるので、いずれにしても軽四乗用、この台数がふえております。それで、毎年、前年度と比較して増額を見込んでおります。

以上です。

○松本美子委員長　清水委員さん。

○清水正之委員　昨年の８月の生活保護の基準額が変わるということで、税法上の問題では、課税、非課税の変化というか、それは出てこないというふうに捉えていいでしょうか。

それから、軽自動車税ですけれども、15年度に改正、15年だから2015年の改正で軽

自動車税が上がるというふうになると思うのですが、その部分は今回含まれていないわけですよね。

そういう面では、消費税分の購入という部分での、ただ税金だからどうなのかなと思ったのですが、その辺の問題というのはあるのですか。

○松本美子委員長　中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　非課税限度額ですけれども、均等割非課税限度額が26万円掛ける世帯人員プラス、その扶養がいます。世帯人員というのが、本人、控除対象配偶者、それと扶養の人数なのですけれども、扶養がいますとプラス16万8,000円が加算されると。それと、所得割については35万掛ける世帯人員プラス35万円、それ以下でしたら非課税ですよという形で以前と変わりません。

それと、軽自動車ですが、段階的にちょっと上がってくるので、今資料を持っていないのでわからない。ちょっと申しわけないのですが、わかりません。

それと、25年と26年度の台数を比較しますと、一番ふえているのが、先ほど言いました四輪の乗用ですね、これが253台、実際ふえていますので、多分普通車から軽自動車の乗りかえもあるのだと考えております。

以上です。

○松本美子委員長　よろしいですか。

そのほかに。

長島委員さん。

○長島邦夫委員　一つだけお聞きしたいのですけれども、さっきの話に出ていた未申告者というようなお話がありましたですけれども、全然頭の中にそういう考えはなかったのですが、たくさんいるのですよね。年齢層で若い人だとか、そうではない、年齢層ではない、年齢の層ではないのですよというふうな、そこら辺がちょっとわかれば教えていただきたいと思いますが。

○松本美子委員長　中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　年齢層は、ちょっと把握していないのですけれども、いずれにしても毎年300人近く未申告者がいますので、いつも、先ほど言いました８月、10月に、申告してくださいということで、後に通知を差し上げております。

それと、いずれにしてもやらない人は本当に毎年やらないです。そうですので、そういう人には本当に毎年手紙を出しているのですけれども、なかなか応じてくれない

というのが、税務課のほうでもその方たちをどうしたら、どうして申告させて、どうしたら申告してくれるか、それもちょっと考えているのですけれども、なかなか応じてくれない方もおります。

以上です。

○松本美子委員長　長島委員さん。

○長島邦夫委員　８月と10月に出して、成果たるものは、例えば300人ぐらいいて、どんなものなのですか。

○松本美子委員長　中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　半数の方はやっていただけます。

○松本美子委員長　よろしいですか。そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたしたいと思います。

ここで休憩といたします。

休　　憩　午前１０時１６分

再　　開　午前１０時２８分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

森委員。

○森　一人委員　78、79ページにある提案型団体補助事業ですが、一般質問にも出ていたみたいで確認的な質問になりますが、前年度より５万円の増額となっております。実績も踏まえ、今年度はさらに応募があると見込んでの増額ということでよろしいのでしょうか。お願いします。

○松本美子委員長　答弁願います。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　25年度実績では１団体の方、１団体から応募がありまして、交付申請をしていただきまして決定をいたしました。10万円を限度にということがございますので、10万近くの金額を25年度は支出する予定でございますけれども、26年度は

そういった団体がとりあえず２団体ぐらい出ていただければということで20万円。仮に、もしもっとふえた場合には、また議会の皆さんにお願いをして、補正をさせていただきながら申請した分については対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　森委員。

○森　一人委員　条件等も補助金交付要綱にあるとおり変更はなしということでよろしいでしょうか。

○松本美子委員長　井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

条件等、特に変わった点はございません。事業内容は防災ですとか防犯ですとか交通安全、子育て支援、高齢者、障害者福祉、環境、農林、それから文化、歴史、そういったものに対応して活動していただける団体ということでございます。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

○吉場道雄委員　ちょっといいですか。

○松本美子委員長　吉場委員。

○吉場道雄委員　今の関係なのですけれども、ちょっと確認なのですけれども、昨年の予算の関係だと、この提案型というのは５万円掛ける３団体ということで報告を受けているのですけれども、ちょっとそこをお願いします。

○松本美子委員長　井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

昨年は５万円掛ける３団体、昨年というか25年度です。それぐらいの予算、予算というのは一応10万円、補助金の限度額が10万円でございますから、10万円を限度にということで、その中で６万円、７万円ぐらいの団体もいらっしゃいますし、そういった意味で５万円の３団体というふうに申し上げました。今回、25年度は10万円を超える事業費を使いながらやっている団体もいらっしゃいますので、一応10万円を限度としておりますので、10万円の２団体というふうに予算としてはとらせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長　吉場委員。

○吉場道雄委員　だから、結構、昨年は１団体ということで、今回２団体というのは、やっぱり町の考え方で地域経営というのもここに考慮に入れていると思いますけれども、これ結構、周知の方法、知らない人も結構おると思いますけれども、周知の方法どのようにしているのか、教えてください。

○松本美子委員長　井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

今、ご指摘いただきましたように、周知をさせていただくということは大変大事なことだと思っております。ホームページ上でも、また広報紙等でも積極的にこちらのほうとしてはＰＲをしてまいりたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

畠山委員。

○畠山美幸委員　75ページの行政バス運行事業なのですけれども、こちらが昨年に比べて600万近く減額になっておりますけれども、減額にした理由を教えていただきたいと思います。

〔「60万だよ」と言う人あり〕

○畠山美幸委員　60万。そうです。すみません。ごめん。今600万と言った。失礼しました。60万円。

○松本美子委員長　井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

75ページの行政バスの関係でございますけれども、このバスにつきましては平成12年の７月25日に登録というバスでございまして、この車両の減価償却というのがありまして、平成23年の７月が一応、バスの減価償却が一応終わったということでございます。それから、５年間、残存価格というのが発生しているということで、それがございまして、23年からになると思うのですけれども、少しずつ減額をしてきていただいております。そういったことで59万5,000円ですか、これは平成25年度の実績でこれだけ安くなっておりまして、今回もその金額で載せさせていただいたと、それが大部分でございます。そのほかにプラスになった運行の実費等はありますけれども、差し引き、大きな理由は基本固定費と言われる、減価償却が入っている基本固定費というのを安くしていただいていると、そういうことでございます。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　21ページから国の交付金があるわけなのですけれども、これ、どのくらいの時期に嵐山町の町庫に入ってくるのか、伺いたいと思います。

特になかなかやりくりが難しいと今見ていますので、どの時期に出てくるのか、伺いたいと思います。

19ページに、自動車重量税が減額して自動車取得税も減額になった。これが21ページか、なっているのですけれども、これは案分なので、日本全体の道路の延長が増になって嵐山町分が少なくなったのかどうか、伺いたいと思います。

それから、211ページです。すみません。公債費なのですけれども、長期債元金償還事業と長期債利子償還事業がありますけれども、それぞれこれ、地方交付税の中に入っているのはどのくらいとして計算されているのか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　初めに、重量税、21ページ。自動車重量譲与税というふうにおっしゃったと思うのですが、自動車の重量税、あるいは譲与税、譲与税には特にですが、減額になっている部分があります。自動車重量譲与税は200万円の減額になっております。この右側の概要にあるような内容で交付されてくるわけでございますけれども、総額が減ってきている。道路の延長、こっちのほうの延長が減ってきているわけではなくて、入ってくる総額が変わっている。それは、新エコカー減税があったりとか、そういうことで、そもそもの入ってくる収入が減額になっているので減ってきているというものでございます。

それから、交付税については副課長からお答え申し上げます。

○松本美子委員長　伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長　それでは、21ページからの交付金の歳入の時期についてお答えさせていただきます。

交付金は年３回入ってきておりまして、６月、11月、３月にそれぞれ入ってきておりまして、最終的に当たるのが３月末ということになっていますので、そのようになります。

続きまして、公債費の普通交付税の利子の関係でございますけれども、今回の交付

税の算定におきまして公債費を元利、合計で、事業費補正として合計で５億827万1,000円の交付税算入額というふうにして考えていると思うのです。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員。どうぞ。

○渋谷登美子委員　そうすると、まず交付金のほうなのですけれども、今回、一時借入金を減額しました。たしかそうですよね。それと、一時借入金を減額にしていると思うのです。以前、交付金が入ってくる時期が遅くなって緊急借り入れをしたということがあったのですけれども、それには何とか間に合っていくというふうな感覚で、ものでやっていっているということでよろしいのでしょうか。私、ここのところの全部の総額が３月に一体どのくらい入ってくる、一挙に入ってくるものなのかどうなのか、わからなくて、そこら辺はどのように計算されているのか、伺いたいと思います。

次なのですけれども、地方交付税の算入額が６億7,900万円なのですけれども、そのうち公債費が５億823万円というふうに返金額が入ってくるというふうに考えると、１億弱しかほかの地方交付税の部分ということになるのですか、ということを伺いたいと思うのですが。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

まず、一時借入金の関係でございますけれども、予算書の３ページで部長の説明のときに、８億円から５億円に戻させていただくという話を申し上げました。これは、平成19年からまちづくり交付金事業というような事業を行いました。中央地区と北部地区、２カ所で行ったわけでございますけれども、こういった事業を行いますと、最終的に入ってくるのが３月末、あるいは３月を超えて事業が終わってから交付金、補助金というのが入ってまいりますので、そういったときに歳入上にはお金があるけれども、現金がない、そういう不測の事態が生じるわけでございまして、それを一時的に一時借入金を借りまして支払いを済ます、そういうことでやってまいりました。そういった事業も、まちづくり交付金事業等も終わってまいりましたので、この際８億円から５億円、それに戻させていただいたということでございます。

交付税につきましては、副課長のほうからお答え申し上げます。

○松本美子委員長　伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長　それでは、交付税の算定につきましてお答えさせていただきます。

先ほど、公債費及び事業費補正で５億827万1,000円と申し上げましたけれども、これにおきましては消防費等々全ての事業費補正でございますので、町が返しているものとは一致しないところもあります。というのは、消防費のほうは負担金で払っていますし、衛生組合でも借りていますし、下水道のほうも繰出金出していると、そういうのを含めて交付税出していますので、その数字だということをご承認願いたいと思います。また、交付税は、基準財政需要額と収入額の差で交付されますので、その５億は基準財政需要額の一部ということになっております。ちなみに基本財政需要額は平成26年度で35億程度で見ておりますので、その中の一部の５億が入っているというか、収入額も平成26年度当初では25億円程度見ていますので、その差で交付税が決まってくると考えますので、一概に公債費と事業費補正がふえたからといって、その差が交付税で来るとかということではありませんので、なかなか説明が難しいのですけれども。

○渋谷登美子委員　わかった。ごめんなさい。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長　それがイコール公債費とか、イコール充てられたということではないということになっておりますので、ご了承願いたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　そうすると、ごめんなさい、地方交付税の中の公債費分なのですけれども、基準財政需要額の中に５億827万円が含まれているということでわかりました。ごめんなさい。余計に変なこと言ってしまった。

○松本美子委員長　答弁願います。

○渋谷登美子委員　確認しただけだから。

○松本美子委員長　確認でよろしいですか。

○渋谷登美子委員　答えなくていいよ。

○松本美子委員長　井上総務課長、お答えください。

○井上裕美総務課長　お答えします。

今、渋谷委員さんがお話しいただいたとおりのことでございます。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員　13ページの町債の推移を、昨年も伺ったのですが、今年度は公債費より多く町債に借りるほうが多くなってしまったわけですよね。そのため、昨年は平成30年に59億円になるのではないかというお話でしたが、この辺が変わってくると思いますので、伺いたいと思います。

それから、20、21。地方交付税ですけれども、国はこれ減らしてきていますよね。近隣の自治体でもこれ減っているなというふうに、減っているのですけれども、本町、どうしてふえたのか、ちょっと理由を伺いたいと思います。

それから、ページで言うと６、職員の関係になりますので、六十何ページかなのですけれども、一つ人事評価が、昨年課長をやるということでしたけれども、ちょっとどういう結果だったのか、伺いたいのと、それと、まずそれを伺いたいと思いますが、それからちょっとページが、74、75の公用車管理事業で、公用車の事故というのはどの程度あったのか、ちょっと確認をしたい。ちょっと提案をしたいので、確認だけ。

それから、70、71。平和事業が廃止をされたわけですけれども、廃止になった理由を伺いたいと思います。

それから、ちょっと細かい話なのですが、73ページの72、73の法規管理事業に昨年、電算委託料がありましたけれども、これがなくなったのはどういう理由なのでしょうか。

それから、78、79の都市再生整備計画検証アンケート、今度は北部地区をやるということですけれども、これ中央地区の結果、どういうふうに町としては生かされたのか。これ担当課でないとわからないのかな。ちょっとそちらでわかりましたら、伺いたいと思います。ちょっといろいろ細かく聞きたい。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　幾つか副課長のほうで答えていただきますけれども、まず初めの町債のほうが多くなってしまった、その辺については副課長から、それから法規の事業についても副課長から、それから最終的な最後の都市再生整備については副課長からお答えします。それ以外については、私からお答えします。

まず、20、21ページの関係の地方交付税の関係でございます。国は、地方交付税は特別会計というものがありまして、その出口ベースでは１％の減というふうに言っております。嵐山町もいつも厳し目に地方交付税のほうは見てきました。しかしながら、昨年、今年度の、26年の当初予算の編成するに当たりまして、やはり歳入不足というのが大きくなりまして、交付税、これを多目に見る必要があったと、いつもよりも厳しく見ていたのが少し緩く見たということでございます。ただし、昨年が５億8,900万円という地方交付税、当初予算組みました。でも、実際に交付税、交付されたのが６億4,500万円ということでございまして、今年度の予算は６億1,600万円。仮に、国が出口ベースで１％減額しておりますけれども、１％減額になったとしても予算割れはしないようにと。それは、当然気をつけながら予算編成をしたつもりでございます。

それから、69ページになるのかと思うのですけれども、どこのページというのではないのかもしれませんけれども、人事評価の関係でございますけれども、25年度から課長、副課長につきましてはこのたび実施ということでやってまいりました。最終的に２月に、業績評価シートというのと成績評価シートというのがあります。それは、当初に始まり、４月の時点でつくってあるわけですけれども、自分は１年間こういう形で組織目標をとって自分の目標はこういう目標を立て、10月の時点で評価者から中間フォローというのがありまして、今こういう状態だけれども、これについてはもっとこういうふうにしなさいと、そういうような評価を受けながら、フォローを受けながら、最終的に２月の段階で自分は１年間こういう形で業績について取り組んできました、そういうような評価書、業績評価シートをつくりまして、評価者と面談をして、そして評価の採点をします。副課長は課長が第１次評価者であり、第２次評価者は副町長です。課長は第１次評価者は副町長で、確認者が町長。そういうことで、今の時点では業績評価シート、成績評価シート、それぞれ副町長まで面談をしていただきまして、最終的に評価を、ほぼ評価が終わっております。最終的にその人事評価の委員会がございますので、そこで最終的な確認をしていければいいなというふうに思っています。平成26年度から主席、主査以下につきましても実施していくということになると思います。最終的な結果というのは、まだ全体的な結果は出ておりませんけれども、今月中には最終的な評価というか、全体の評価がはっきりしてくると思います。個々の評価はもう決定しております。

それから、70、71ページの関係の平和事業の関係でございますけれども、昨年は、

昨年はというか、平成25年は広島県平和資料館からパネル等をお借りしまして展示をして、平和のためのパネル展を実施いたしました。その郵送料が10万円だったわけでございますけれども、今回ゼロになりました。

ゼロだから何も要らないというわけではございませんで、平和に関するいろんな啓発事業、例えば広報に載せるでありますとか、いろんな事業の協賛をしてまいりますとか、お金のかからないような平和事業については実施してまいりますが、こういったお金のかかる、昨年度、25年度はパネル展を実施いたしましたけれども、そういうものにつきましては節目の年にできていければいいなというふうに思っています。これを今後、パネル展の評判も大分皆さんが来ていただきまして、よかったということもございますので、毎年というのは皆さん飽きてしまうのかなと思いますので、ちょっと節目の年、何かの節目の年に合わせて、町民の皆さんも大分ご協力をいただきまして、うちにもこんなものあるよ、あんなものあるよという形で役場のほうに持ってきていただいたりですとか、うちのほうへお伺いして、これもあるのだけれども、持っていってくれないかなみたいな形のこともありました。そういったことも大変好評もいただいておりますので、また時期を見て実施してまいりたいというふうに思っております。

それから、公用車の事故の関係ですけれども、公用車の事故、多少、自分で自損する事故、バックしたらちょっとブロックにぶつかってしまったりとか、そんな軽い事故というのは少しあります。事故があった場合には事故報告書というのを書いていただいて、総務課のほうに出してもらうわけでございます。大きな事故、人身事故のような大きな事故はございません。ただ、１回、すぐ下の道路なのですけれども、チサンのほうから来る道がありますけれども、こちらから出ていって相手がノンストップで一時停止しないでぶつけられたという例があって、多少その職員はむち打ちやら腰痛やらということで通った例はございますが、それ以外の大きな事故というのは特にございません。

○松本美子委員長　村田副課長、お願いいたします。

○村田　朗総務課庶務・人事担当副課長　それでは、私のほうから72ページ、73ページの法規管理事業につきましてお答えいたします。

昨年度は、25年度は電算委託の電算委託料があったけれども、今年度は、26年度はなくなってしまったという、その理由ですが、平成25年度に新システムを導入いたし

まして、今まで電算委託料でそちらのほう支出をしておりましたが、その新しいシステムにつきましては使用料及び賃借料、そちらの使用料で支出をしてまいります。

以上です。

○松本美子委員長　伊藤副課長、お願いします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長　それでは、公債費の関係と嵐山中央地区都市再生整備計画の関係につきましてお答えさせていただきます。

公債費につきましては、それぞれ年度年度ごとに事業において何をするかによって起債をする、しないという選択をしていただいて、昨年度、平成25年度はプライマリーバランスを守ることができました。平成26年度におきましては、いろいろ町の課題がありまして、それに対応するもの、または国の補助金が来て、25年度にすれば有利な補助金が来て、それに対応する事業をするということで応募の起債をさせていただきました。例えば、保育所の整備や防災安全交付金による公道修繕等々でございます。また、近隣市町村や整備事業者が行う、この時期にやるという事業もありました。小川赤十字病院の建て替え、または武蔵嵐山駅の庁舎の塗装とか、これは東武鉄道が一緒に橋上駅舎の修理をやるということで、この時期でないと意味がないというのもありました。だから、学校交付金につきましても交付金がつくのでできるというのもあります。そういうのにおきまして、今年度におきましては起債としては６億6,060万円の起債をして、プライマリーバランスは1,100万円ほどマイナスになりましたけれども、行わせていただこうというふうに考えております。ただし、公債費につきましては今後の公債費の支出を見ながら予算編成をしておりますので、以前のように、平成19年度のように公債費が８億とか、そういうふうにならないような財政運営を心がけておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

嵐山中央地区の評価でございます。25年度に嵐山中央地区のアンケート、最終的なアンケートを行いました。800人の方にアンケートをとって、交通安全満足度というのをとったのですけれども、10.6％であったものを25％という目標を立てました。結果としまして、交通安全満足度36.6％の方が「満足している」、「やや満足している」という高い評価をいただきました。これをもちましても、かなりの中央地区の整備、道路整備等行った交通安全についてはご理解と満足度を上げさせていただいたという評価ができるかなというように考えているところです。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員。

○川口浩史委員　まず、町債の関係なのですが、事業内容は決まっていますので、いいです。この町債が、平成26年度末でまた70億になるということですよね。ですので、そうすると、昨年聞いたときには、平成30年のときには59億まで減りますよということでしたけれども、今度はどうなるのか、伺いたいと思うのですが。

それから、公債費の最高額は、これも昨年聞いているのですけれども、29年度で6億8,000万円だったと。やっぱりこれで変わると思いますので、そこをちょっと伺いたいと思うのですが。

それから、人事評価の件なのですが、ちょっとページが、69と課長おっしゃったのですか。そうしますと、平成26年からとおっしゃったのですか。主席以上をやるというのは。ちょっとそこ確認なのですが、そうすると、これ新年度からはより広げてやるということですよね。評価制度がまだ全て出ているわけではないということなのですけれども、目標を持ってやってもらっていると、この制度というのはそういう面では効果は上げているというふうに理解していいのか、伺いたいと思います。

それから、公用車、74、75の公用車の関係なのですが、大きな事故はなかったということで、それは大変よかったのですけれども、最近、公用車にほかの自治体で車載カメラをつけるようになったというのが報道であるわけですよね。嵐山町はどういうふうにお考えなのか、伺いたいと思いますが。

それから、78、79のアンケートの件なのですが、中央地区の場合は交通安全満足度が３割以上あったということで、満足いただけたのかなということでしたけれども、そういった内容のアンケートのおかげなのですか、これは。何か問題点をまだ伺うとか、そういうものはわかっているのか。まちづくりに満足いただけたということだけではなくて、生かし方を考えたアンケートのほうがさらにいいのではないかなと思いますので、ちょっとその点伺いたいと思います。

それから、平和事業は、そうですか、今後は節目の年にやっていくということで、25で切りがよかったのでやったと。ただ、近隣、小川町や滑川町は視察まで行っているわけですので、中国とか北朝鮮とかの状況を考えると、何かこう、日本人も少し戦ってやろうかなという気持ちが、何かそういう方向に向かっているような気がするのですが、やっぱり平和事業を引き続いて進めていくことが重要ではないかなと思うのですけれども、もうちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長　井上総務課長、お願いします。

○井上裕美総務課長　お答えします。

まず、交付税の関係でございますけれども、副課長からお願いします。

人事評価の関係です。平成26年度から主席、主査以下もあわせて実施するということで決めております。これにつきましては、もう研修も何回も行っておりますし、評価者研修も行いました。職員組合とももちろん話をしておりますし、委員会の中に組合の代表者も入っております。ということで、26年度から全職員というのですか、実施していくということでございます。効果を上げているかということでございますけれども、今、25年度は課長と副課長を対象に行ったわけでございますけれども、その中だけで言えば、この仕事に対するモチベーションでありますとかチャレンジ精神、そういったものは少なからず上がっているのではないかというふうに思いますし、さらに主席、主査以下の職員がこの評価を本格的に実施するとなると、すぐこれは給与にも直結するようなことも評価次第ではありますので、そういったインセンティブも含まれております。一生懸命やった職員はそれなりの給与に対する見返りがあるということでございますので、そういった意味では大きな意味があるのではないかというふうに思っております。

それでは、公用車の車載カメラの関係でございますけれども、埼玉県内でも公用車に取りつけたというような記事も読んだことがございます。ただ、一つ言えるのは、先ほども申し上げましたように、それほど事故件数というのが嵐山町ございません。公用車による多少こすったとか、そういった程度のものがほとんどで、大きな事故はほとんどございません。これは特に、今、タクシーですか、都内のタクシーなんかはほとんどつけているようでございますけれども、そういった大都市圏、あるいは大きな市、そういうところで事故が多発しているようなところには確かに必要かなと思うのですが、うちのほうの町と言うとあれですけれども、ではまだもうちょっと早いのかなと。今後の課題として検討はいたしますけれども、今の時点では必要はないかなというふうには考えております。

平和事業の関係は、川口委員さんご指摘のとおりだと思いますし、私どものほうも大事なことだというように考えておりますので、26年度の予算は予算をとっておりませんけれども、できる範囲のことをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　伊藤副課長。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長　それでは、今後の公債費の見通しと、旧まちづくり交付金事業のアンケートにつきましてお答えさせていただきます。

先ほど、川口委員さんから、昨年度では平成30年度に残金、残高が59億程度に、29年度に公債費が６億8,000万程度というふうに言われましたけれども、昨年、平成25年度に補正でお願いさせていただいて防災安全交付金事業を行いまして、補修修繕等を行っておりますので、その起債を加味させていただいた結果、今後の見込みにつきましては平成30年度の公債費残高は66億円程度、また平成29年度の公債費の消化額は６億9,000万程度というふうに見込んでおります。平成29年度はそれほど、1,000万はふえますけれども、そう大きく上昇するとは考えておらないところでございます。

続きまして、中央地区のアンケートにつきましてお答えさせていただきます。先ほど、説明が不足して申しわけございませんでした。中央地区のアンケートは、交通安全対策のみではなく、道路交通の利便性の向上や、地域のイメージアップや、ふれあい交流センターが世帯間交流や文化活動を向上させる効果があったとか、防災における安心感とかいろいろな項目、計５項目のアンケートをさせていただきました。それぞれ前よりは向上しております。また、自由記述の欄も設けさせていただきまして、そのアンケート結果につきましては、さまざまなご意見がございましたので、各課長様にはこういう結果がございましたというのは回覧させていただいたところで、それに基づきまして、今後何か施策を行っていただきたいというふうにお願いしたところでございます。報告の時期におきましても同様にさせていただきたいなと思います。また、アンケート結果につきましては、今国に評価結果のフォローアップのシートを提出、準備をしておりますので、その提出が終わり次第ホームページで公表していきたいなと思っています。

以上です。

○松本美子委員長　井上総務課長、お願いします。

○井上裕美総務課長　ちょっと補足で説明をさせていただきたいと思います。

公債費の関係でございますけれども、219ページ、予算書、ちょっとごらんいただければと思います。219ページが調書でございますが、合計欄、ごらんいただきたいと思います。一番右が当該年度末現在高見込み額ということで、先ほど川口委員さんがご指摘いただいたように、70億円を超えるような金額になるということでございま

す。中身をごらんいただければと思うのですが、一番上に普通債というのがございます。普通債がそのうちの32億8,550万1,000円ですということでございます。その真ん中、下のほう、その他ということで37億8,828万3,000円ございます。そのうちの主なものというのは臨時財政対策債、先ほど渋谷委員さんからご質問のありましたように、そのうちの約半分ぐらい、借金の半分ぐらいは臨時財政対策債ということで今年度に交付税措置されるものということでございまして、借金は70億を超えておりますが、内容的に半分は後年度の地方交付税で措置されるものという認識をしていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

安藤委員。

○安藤欣男委員　ページ、20、21、財政を組むのに大分慎重な組み方をしているなというものがあるわけですが、このゴルフ場利用税交付金、これ同額に組んであるのですが、景気がくらくら上向いてきてゴルフ場の利用者がふえていくというふうな見方をしているのですが、25年の実績といいましょうか、今まで入ってきているものというのはどういうふうにカウントして、これは策定されたのでしょうか。ふえていないというよりふえているというふうに思うのですが、現実的にはどうなのですか。

それと、76、77、財政調整基金の管理企業なのですが、財調は取り崩して予算が組まれて、２億4,200万の取り崩しがされて、積み立ては２万7,000円だということで、最終的には26年末は２億2,296万3,000円というものが出ておるのですが、聞きたいのは、それがやはり財調はできるだけまた積み増しをしながらやっていく必要があるかと思いますが、それ１点だけ申し上げておきます。

その下の減債基金積立金、これ１万2,000円なのですが、これはたしか、この減債積立基金は平沢土地区画整理組合からの繰り入れなのだと思うのですが、この１万2,000円しか予算組みができないという想定の中でこれは組まれたということなのでしょうか。それだけ聞いておきます。

○松本美子委員長　井上総務課長。

○井上裕美総務課長　ゴルフ場の関係でございますけれども、ゴルフ場の施設利用税、これにつきましては嵐山カントリー倶楽部、おおむらさきゴルフコース、それから武蔵松山カントリークラブ、この３つのゴルフ場から案分でいただくものでございます

けれども、県からの見込みではマイナスの見込みが来ています。ただ、嵐山町では同じぐらいの見込みだということでございます。確かにご指摘いただいたように、最近は若い人のゴルファー人口というのですか、ふえているとは聞いておりますけれども、まだ極端にふえているということではないと。景気の影響もあろうかと思いますけれども、県の見込みでは多少の減、そういうことで、うちのほうは県は多少の減と言っておりますけれども、嵐山町は一応同額で見込ませてもらったというものでございます。

それと、減債基金の関係でございますけれども、歳入で言うと51ページに貸付金元金償還金というところがあるのですが、この平沢の土地区画整理事業の貸付金の元金収入ということであります。本来ここで受け入れをするわけでございます。先ほど、76、77にありましたのは利子分、ここに積み立てた利子分、これを一度減債基金に積み立てた後の利子分を先ほどのところに積んでいる、そういうような状況でございますけれども、平沢につきましては平成22年度に４億円の無利子貸し付けを行いました。それで、平沢に４億円貸すに当たりまして土地区画整理組合の貸付金への貸付規則というのをつくって貸し付けをしたわけでございますが、26年度、今の状況というのが保留地の売却が今進んでいないと、保留地の売却ができない、そういうようなことで平成26年度は科目設定をさせていただいたということでございます。その規則の中に償還期限の延長というのがございまして、そのことで今、平沢土地区画整理組合と協議をさせていただいている最中ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　そうすると、減債の関係ですが、協議によってはこう繰り延べができることになっているのですか、その契約の中で。要するに協議をしてこうちょっと先延ばしをしていくという、そういう返済計画というか、の中にそういう条項が入っているのですか。

○松本美子委員長　井上総務課長、お願いします。

○井上裕美総務課長　お答えします。

その中に、先ほどちょっと申し上げた償還期限の延長というような、第12条に当たるのですが、そういった中に「償還が著しく困難であると認めるときは、貸付金の償還期限を延長することができる」という一文が入っておりますので、その条文がある

ということで今協議をさせていただいているということでございます。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　そうしますと、その条項の中で年度をずっと延長したということも何か認めるようなことになりかねないと思うのですが、これ区画整理組合のことの中で申しわけないのですが、協議で何年ぐらい延ばさなければいけなくなるのか、想定的なものが、説明が今まで何か来ているわけなのですか。

○松本美子委員長　井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

本来でありますと、４億円の貸し付けにつきましては平成26年度で４億円の返済をしていただくことになっておりました。元金だけです。利息は町が払うと最初からなっておりますので、そういうような予定でございまして、今現在、約２億円、２億円の償還はしていただいてございます。26年度が本当なら最終年となるわけでございますけれども、保留地の売却ができないということもございまして、平成26年度、町のほうは科目設定をさせていただいて、仮に保留地が売却できた場合には入れていただくという話し合いになろうかと思うのですが、これからの話し合いの中で、当然、町は既にこの４億円に対しての元利償還が始まっておりますので、そういったことも含めて考えながら年数等については協議をさせていただくしかないと。年数を余りこう延ばさないで返還してもらうというのが最低の条件ではないかというふうには考えております。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑ございますか。

清水委員。

○清水正之委員　19ページですけれども、先ほどちょっと話があったかなと思うのですけれども、いわゆる国の総体の金額は減っているのだという話だったけれども、どういう理由から減ってきているのか。

それから、次のページ、21ページですけれども、消費税の交付金、市町村の場合は0.7％のアップということなのだと思うのですけれども、３％の。この案分、国、県、市町村の案分がわかったら教えてもらいたい。

それから、同じページで、取得税についてどういう理由で総体の金額というか、それが減ってきているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、213ページなのですが、職員数が３人減額になるという形になると思うのですが、補充部分はとらなかったのかどうか、適正化目標との関係ではどうなのか、お聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長　井上課長。

○井上裕美総務課長　まず、19ページの関係で、自動車の重量譲与税、それから関連すると思うのですけれども、自動車の取得税交付金、自動車重量譲与税につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、新エコカー減税というのが27年の４月30日まで継続をされておりまして、そうするとハイブリッドカーが非課税であったりとか、75％の減額があったりとか、50％の減額措置がされるとか、そういったことで相対的な額が減っているのではないかと。嵐山町の実績も、平成25年度は減額が見込まれていると、そういう状況の中の200万円の減額でございます。

それから、取得税につきましては平成26年度の税制改正で税率の引き下げというのが行われるということで、個人については100分の５から100分の３、それから営業車や軽ですか、これは100分の３から100分の２だったと思うのですけれども、そういった影響を受けているということは逆に思います。消費税については、消費税ですよね。消費税の内訳については、伊藤のほうからお答えをさせていただきます。

213ページの職員数の関係でございますけれども、昨年比マイナス３人ということでございます。退職者の補充はしなかったのかというようなご質問でございますが、一般職だけで言えばプラス・マイナス・ゼロという形になります。比較、マイナス３になっておりますのは公務員さん、それから学校の公務員さんが２人、それからふれあいセンターの用務員さんが１人、３人、この減につきましては、今のところ、平成26年度については再任用職員として採用してまいりたいという、本人たちもご希望されておりますので、してまいりたいというふうに思っているところです。ですから、最終的な一般職員の数、一般職については５人の方が、定年退職が２人、早期退職される方が３人、５人の方がおやめになるわけでございますけれども、５人の採用はいたしました。定員適正化計画は平成22年度一度終了はしておりますが、職員の採用計画というのはつくっておりまして、それに基づいて最終的にはだんだんもう少し少なくするわけでございますけれども、影響がないようなことを考えながらやってまいりたいというふうに思っております。ただ、来年度職員数としては減はないのですが、小川地区の衛生組合に１人派遣になります。それから、彩の国さいたま広域連合、人

づくり広域連合ですね、そちらのほうにも１人派遣をします。そういうような状況があって、最終的な、今いる状況の中で職員数は若干減があるということでございます。

以上です。

○松本美子委員長　伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長　では、消費税の内訳というか、内訳の割合につきましてお答えさせていただきます。

現行５％の消費税が８％に上がる分につきまして、３％が増加になります。そのうち国が2.3％を取りまして、残りの0.7％が地方交付税交付金になります。その国の2.3％のうち0.22％が地方交付税の原資となりますので、地方には合計0.92％が来るのかなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長　よろしいですか。そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休　　憩　午前１１時２８分

再　　開　午前１１時３８分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

河井委員。

○河井勝久委員　何点か質問させていただきます。

ページは78、79ページです。６目の広域路線バスの関係なのですけれども、消費税が４月から増税されるわけでありますけれども、これによってバス料金が多分変わってくるのかなというふうに思っているのですけれども、その関係については嵐山町にとってどのような対応を図っていくのか、それからできましたら区間料金だとか、それから初乗り料金がどういうふうに変わるのか、それによって、この関係で場合によったら負担金なり補助金がふえてくるのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

それから、子育て世帯の関係の転入者奨励事業なのですけれども、パンフレットの作成という形が出ておりますけれども、どのくらいの部数のパンフレットをどのような内容でつくるのかどうか、これについては転入してくる人にこの内容についてのお知らせのパンフレットなのか、あるいは既にいる方に渡すパンフレットなのか、その内容についてお聞きしておきたいと思います。

それから、次のページの関係で、自治基本条例の制定事業、これについて始まるわけでありますけれども、委員の報酬の関係で委員会構成、どのような形になるのか。あるいは、人数と、それから男女別の割合はどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

それから、97ページです。国勢調査のある年にこのさまざまな統計事業が始まるわけでありますけれども、とりわけ７項にわたってここに指定統計調査の数字が出ているわけですけれども、項目が出ているわけでありますけれども、およそ携わる人員はどのくらいになるのでしょうか。それから、これまで５年に１回この調査というのはされてきたわけでありますけれども、これの調査結果、あるいはその参考内容について嵐山町、どういう形で採用されてきたのか、その調査結果が嵐山町にとってどういう、総合振興計画だとかなんとか、そういう形ではある程度人口割合や何とか出てくるのだと思うのですけれども、どのような形でこれが利用されてきたのかどうか、それからこの調査結果は国や県からいつごろ嵐山町に報告がされてくるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、お答えをさせていただきます。

まず、広域路線バスの消費税の影響ということでございますが、まだイーグルバスのほうから、料金の改定をする、しないということについての話がございません。そういったことで、消費税の値上げに伴って料金改定はされるかというのは、ちょっと町のほうには協議といいましょうか、検討結果というか、それが伝わっておりませんので、その点は申しわけございませんが、まだ現在ではわからないということでございます。ただ、仮にそれが上がったときに町の負担金等の影響はどうなるかということでございます。このイーグルバスとの協定の中では、いわゆる赤字部分、その部分を町が負担をするということになっておりますので、一つの影響として考えられます

のは、委員さんが一番ご心配されている、料金が改定されて高くなった場合、利用者が減少するのではないかということだと思うのですけれども、そういった場合に負担がふえるということは考えられるのかなと。そういうことのないように、ぜひイーグルバスのほうにも、その料金改定含めて利用者の便に有益のような形で町もお願いをしてまいりたいというふうには考えております。

それから、続きまして、子育て世帯のパンフレットの内容でございます。子育て世帯の転入奨励事業、今回初めて行うわけでございますが、これに伴いましてパンフレットの作成事業を載せさせていただきました。まず、部数につきましては、今は1,000部をつくりたいということで予算を計上させていただいております。このパンフレットにつきましては、今の見積もり段階ではＡ１判という大きなものですけれども、それを折り畳んだ形の両面印刷で1,000部をつくるということで考えております。これは、転入してくる、この奨励金の対象になる世帯ということだけではなくて、要は嵐山町はこういった町でありますよということを、例えば子育て部門、あるいは病院等の施設、そういったものをいわゆる町外の皆さんに見ていただいて、嵐山町を知っていただくためのＰＲ、そういったもののパンフレットをつくりたいということでございます。もちろん、子育て世帯等の奨励金の対象になる方々には見ていただきたいわけでございますけれども、それ以外の方たちにも広く嵐山町を一つの選定、住む場所として選定していただける、その参考となるような、そういったパンフレットをつくりたいということに考えております。

続きまして、自治基本条例の基本的な考え方でございます。自治基本条例につきましては今回、委員報償を載せさせていただきました。これは15人分ということで、一応人数はその予定で報償を載せさせていただきました。会議回数については、報償でございますので、２回以上になりますと9,000円ということで、9,000円の15人分。会議回数２回以上を一応想定をしているということでございます。委員さんのお尋ねの男女別、あるいは委員の構成、こちらにつきましては今後自治基本条例については、まず庁内部会、庁内で検討委員会をつくりまして、この委員構成はどのような委員構成にしたらいいのか、他の先行事例等もありますので、そういった中でもちろん公募も含めて男女別の人数、あるいはそういったものをまず庁内部会で検討させていただいて、そしてまず委員さんの要項をつくって、公募を含めた募集選定を行わせていただきたいというふうに考えております。今の段階では、この15人という人数を他で先

行して自治基本条例をつくられたところ、大体、市で多いところで、さいたま市なんかで当初は20人です。それ以外の町あるいは市クラスでは、大体10人から15人という議員構成が多いようでございます。これを一つの参考として予算上は15人ということで検討させていただいておりますので、まだ委員構成等についても今後庁内部会で検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、国勢調査等の内容につきましては、内田副課長のほうからお答えさせていただきます。

○松本美子委員長　内田副課長、お願いします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　それでは、私のほうから、指定統計調査員の説明欄にあります７つの統計調査の関係、携わる人員ということで、まずこちらの７つの調査のうち、調査員さんが調査を行う調査は、１の工業統計調査事業、こちらが調査員さんが３名でございます。それから、５の経済センサス基礎調査及び商業統計調査事業、こちらが調査員さん12名を予定しております。そして、７の農林業センサス統計調査事業、こちらのほうが調査員さん38名を予定しております。他の調査につきましては、職員のほうが内部的に処理を行う調査でございまして、調査員さんが携わるというものではございません。

それから、統計調査の結果に対する対応といいますか、どのように生かしているかというようなことについてでございますけれども、まず国で行う調査、国の施策を行う上での基礎資料を把握するとして、把握するための調査ということでございます。まずは、国で活用ということ。そして、町での活用ということにつきましては、個別具体的な施策、検討する上で当然こういった調査結果が出ているものについては活用していくということでございまして、現時点、具体的に何に活用ということはなかなかお答えすることが難しいのですけれども、活用できる統計結果につきましては活用していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、調査の結果がいつごろ出るのかということでございますけれども、これも調査の規模等によって調査結果が出る時期というのはさまざまでございます。一番大きな国勢調査等につきましては数年かかると、集計結果が出た順に結果を出しているというような形になっておりますので、ちょっと個別に、具体的にいつごろ出るというのは現在資料、手元に持っておりませんで、お答えできないのですけれども、順次公表されるというような形で今現在もなっております。

よろしくお願いします。

○松本美子委員長　河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員　とりわけ、こういう広域路線バスの関係については、先ほど利用者が減ってくると町の負担がふえてくる可能性はあるということですけれども、そういう形では、乗降客が減るというふうに考えられるのか考えられないのか、ちょっとその辺は上がってみないとわからないのですけれども、そういうことにならないような形で、町はこれから対応していかなければならぬだろうと思うのですけれども、ぜひその辺のことも、イーグルバスと十分、料金の問題なんかも含めて協議していただければなというふうに思っておりますけれども、これ答弁については結構です。

それから、パンフレットの関係ですけれども、転入、嵐山町に転入してくる方に対する、この嵐山町はこういうふうにやっているのだよという形の宣伝活動に使われるという形で、1,000部というのをどのような形で配布したり掲示したりしているのか。これは、相当大きな形でやらないと大変だろうなと思っているのです。単なる公民館だとか、あるいは公共施設に張りますでは、ちょっとそれを見た人たちが嵐山町に住みたい、転入していこう、あるいは子育てのためにこうしていこうという形にはなかなかなってこないのではないかなというふうに思っているのですけれども。あるいは、ホームページやなんかは、今若い人たちがかなり見て、どこの子育てがどうなっているかというのを調べて移り住んでくるという人もいるらしいですよね。そういうものを考えると、この問題についても十分検討しなければならないと思うのですけれども、どこのところにどういう形で掲示したり配布したりしているのか、そこのところをもう一度お聞きしておきたいと思います。

それから、国勢調査等のさまざまなものを含めて、この調査なのですけれども、携わる人の数というのはそれぞれあったのですけれども、職員の対応の形で、例えば携わった人たちがこのために相当ほかの、他の仕事内容に支障が出るのかどうか、そこのところをお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長　中嶋地域支援課長、お願いします。

○中嶋秀雄地域支援課長　パンフレットの配布先についてお答えをさせていただきます。

まず、パンフレットの配布目的というのは、先ほど申し上げましたように、町外の方に見ていただく、そして嵐山町を知っていただくということでございまして、今具

体的に、今考えておりますのは、一つは例えばバーベキュー場に来ていただいたお客さんに見ていただく方法、それからまだこれは実施の段階ではございませんけれども、検討段階では、例えばホンダの社員食堂に置いていただいて、ホンダの社員の方に見ていただくとか、あるいは駅のところにも置いていただくとか、いわゆる町外、町内の公共施設ということを中心ではなくて、町外からいらっしゃる方たちに見ていただくような場所、それともう一つは、今後の機構の中でのお話でございますけれども、４月以降、そういった転入の相談窓口、そういったものが設けられるということも一つ想定されます。そういった中では、そういう担当者が相談者にこういうものを持って相談に当たるとか、いろんなパターンがあると思いますけれども、とにかく町外の方に見ていただくような、そういった場所に置いて、積極的に配布をしていくということで基本的には考えております。

○松本美子委員長　内田副課長、お願いします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　統計調査に従事される方、仕事等に調査員として活動する上で、仕事等に支障が出るかどうかというようなことでございますけれども、工業統計調査と経済センサス基礎調査及び商業統計調査事業、こちらの調査員さんにつきましては、町に登録されている登録調査員の方に調査に当たっていただく予定でございます。当然、仕事といいますか、調査員だけをやっている方だけではございませんで、ただ統計調査の際には協力いただけるという形で登録いただいている方でございますので、その辺につきましては調整して当たっていただけるというふうに考えております。また、農林業センサスの統計調査事業、こちらの統計調査員38名につきましては、登録調査員さんではなく、農業に関係する方に調査員になっていただくか、もしくは地域の方にという形で、これからお願いしていくわけなのですけれども、仕事等の都合で受けていただけないという場合も当然考えられると思います。その辺は、お願いする段階でそういった状況も確認させていただきながら、調査員のほうをお願いしていくという形で考えております。

○松本美子委員長　河井委員。

○河井勝久委員　役場職員が統計の関係でどのくらいかかわっていくのかどうか、その人数なんかはどうなっているのでしょうか。それによっては、仕事の内容に支障が出るのかどうか、そこら辺をお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長　内田副課長、お願いします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　実際、役場の職員がかかわってくるといいますと、準備段階、それから調査を行う前の調査員さんに対する説明会、それから実際に調査を行う、そういう問い合わせとか対応、そして調査票が集まってきて、内容の確認作業、この内容の確認作業というのが非常に膨大な時間を要するわけで、当然未記入の部分ですとか、記載内容がちょっと間違っているといいますか、記載欄が違っているとか、その辺の確認作業を行って問い合わせを行わせていただいたりと、そういった作業に担当課、地域支援課の職員が当たるわけです。そちらのほうの時間が非常に膨大な時間がかかるわけなので、当然そういった確認作業をやる際には、その期間、調査の期間は１部屋、鍵のかかる部屋を確保してその部屋にこもって作業をするというような形で対応するというような状況になっておりまして、実際、地域支援課の職員、およそ３名から４名が常時ではないですけれども、統計、その期間当たっていくというような形で、これは大きな統計ですけれども、農林業センサス、大きな、こういった大きな統計の場合にはそういう形でやっております。また、小さなといいますか、毎年行っている工業統計調査、こちらにつきましては専属１名の職員が確認作業等当たると、補助で１名つくというような形の進め方を行っております。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

それでは、途中でございますけれども、ここで休憩に入らせていただきます。再開につきましては、１時30分からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休　　憩　午前１１時５８分

再　　開　午後　１時２７分

○松本美子委員長　皆様おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

長島さんのほうから、順次になってくるかなと思うのですけれども。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員　それでは、２点ほど、簡単なことですけれども、２点ほどお聞きします。

最初に、73ページの広聴事業というので委員報酬が出ています。その中の内容とし

まして、ちょっと考えられるのは、町政モニター制度があります。そのほかに、メールとかそういうことは委員とは関係ないと思うのですが、町政懇談会というものもありますが、主には町政モニターの委員報酬ではないかというふうに思うのですが、活動的には成果的なものを聞いておきたいと思います。

それと、２点目は、85ページの駐輪場の関係なのですが、一番下ですが、駅東側の駐輪場ということで載っています。ほとんどが土地の借上料ということでございますけれども、たまたま私たちが議会で議会だよりを作成しているわけですけれども、そのときに外へ写真撮りに行くのですよ。そのとき腕章をつけていくわけですよね。そして、その撮ったときに畠山さんも大野さんもいらっしゃいましたですが、「駐輪場の管理は、どのようにやっているのですか」と、「議会って書いてありましたから、どういうふうにやっているのか」と私も尋ねられて、いわゆる放置自転車も非常に多いのだというようなことを、そこの駅の上のエレベーターから上を委託されている方がそのようなことをおっしゃってくれたわけなのですよ。また、それから自分なりにも調べてみたのですが、はっきりはその場所に行っても、そんなに昼間の状態の限りでは、夜行ってみるとどのくらい残っているのだとか、そういうことはわからないので、そこの管理をどのようにしているのか、管理業務ということなのでちょっと教えていただければと思います。この２点だけお聞きします。

○松本美子委員長　答弁お願いします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、広聴事業でございます。委員さんご指摘のとおりでございまして、こちらについては町政モニターの委員報償を上げさせていただいております。町政モニターの方につきましては、年に２回会議を行っております。そのほかにも、随時モニターさんのご意見といいましょうか、そういったものを上げていただくような形になっております。年２回の会議につきましては、その都度町からテーマを上げるのではなくて、議員さんのほうからこういったことについてモニターとして意見交換、あるいは町の考え方を伺いたいという形の中で、議題も提案していただきまして、その議題がなぜその議題を提案したのか、モニターさんからまずご意見を言っていただいて、それについて町の考え方、あるいは委員さん同士での考え方、そういったものを協議をさせていただいております。それを意見のなかったものについては当然町のほうにも挙げ

させていただいて対応をさせていただいているといいましょうか、参考にさせていただいているというような活動を行っております。

続きまして、駐輪場の管理の関係でございます。駐輪場の管理につきましては、基本的には今放置自転車というお話もございました。放置自転車対策といたしましては、地域支援課のほうで年で１回ないし２回必要に応じてといいましょうか、１回か２回は最低やっているのですけれども、見回りに行きまして、そして放置自転車と思われるものについては、１カ月以内にこれが撤去されない場合は町のほうで撤収をしますという通知を出しまして、２週間程度置いてそのラベルが剥がされていないものについては、町のほうで引き上げてもらいます。ナンバーがあるもの、登録ナンバーがあるものについては、その登録ナンバーを調べまして警察に照会をかけさせてもらいます。その住所といいましょうか、連絡先がわかったものについては町のほうでお預かりしていますと、いつまでにとりにおいでくださいという形で通知を出させていただいて、もちろんとりに来ていただいた方にはそれをお返ししますし、それでもとりに来られない場合には廃棄処分をしているというような管理をしているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　それでは、広聴事業のほうだけちょっとさらにお聞きしたいのですが、こちらから、委員の中からテーマを上げてというのはかなりいい方法ではないかなというふうに思うのですが、こちらの町のほうからこういうものが懸案になっているだとか、そういうものについて、こういうものについてはどう思いますかという、そういうふうな、会議でもそういう話が出てもよろしいでしょうし、文書でアンケートをお願いします、そのようなものはやっていらっしゃるのですか。

○松本美子委員長　中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今、原則的にモニターさんのほうから上げていただくというお話をしましたけれども、町のほうから、今委員おっしゃられたように、例えば今までに幾つかテーマで上げさせていただいたものは、いわゆる広報のあり方、広報の内容ですとか、そういったものについてのご意見を伺ったこともございます。また、東日本大震災がありました、あの後には防災対策、その辺についての考え方をお聞きしたこともございます。そういったことで、こちらからテーマを上げて、こういったも

のについてはぜひご意見をいただきたいというものについては、こちらから１点ないし２点上げさせていただいて、それ以外は基本的には皆さんから上げさせていただいているという形でございます。

○松本美子委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　やはり一つのまちづくりということになると、住民の方からこういうものが逆にありますよというのを言う機会があるというのは非常にいいモニター制度だというふうに思うのです。ですけれども、逆にこちらからこういうものについて皆さんどういうふうに思いますかというときは、商工活動等によってそういう意味では重要なことだと思うので、モニターさんもある程度になったら、これは任期というのは何年か、２年に１遍かあるのでしょうけれども、入れかえていただいていろんな意見が入ってくるようにしていただければなというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

大野委員。

○大野敏行委員　私は、１点だけをお尋ねしたいと思います。

防災訓練事業、164、165ページにまたがってございます。この対象地区を志賀、むさし台ということで、今期新規として防災意識の高揚を図るために防災訓練を行うということで計画されております。その計画内容がどんな内容で、いつごろで、対象とされる層はどの辺のところを狙った訓練をされようとしているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長　中嶋地域支援課長、お願いします。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

この防災訓練については、総合防災訓練、町では今２年に１回行うということに基本的には考えております。26年度が２年目、前年度に南部地区に対して海洋センターで行いました。今年については、対象地区を一応志賀、むさし台ということで、会場についてはこの役場庁舎を中心に行っていきたいというふうに考えております。

しかしながら、その内容についてはまだ具体的には決まっておりません。今回の一般質問の中でも、ご質問いただきましたように、例えば中学生やそういう若い人たちの参加、もしくはファミリーでの参加、そういったことも含めて、どのような形で防災訓練を実施すればそういう方たちに参加をしていただけるのか、あるいはそういっ

たところで活動をいただけるのか、そういったことも含めて、今後具体的には嵐山分署と詰めながら内容を詰めていきたいというふうに考えております。ですから、具体的な内容としてはまだ具体的には決まっておりません。時期的には、９月の末ぐらいを一つのめどとして費用設定していければいいかなというような段階でございます。

○松本美子委員長　大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員　この地域の中で、志賀２区の地域に関しましては独居老人が結構多く住んでいらっしゃいまして、実際に災害が起きたときにその老人の方々をどう対処していけばいいのかということも大きな問題になってくるかなというふうに思います。また、むさし台地域なんかでも、夏のお祭りを見てみますと、大人と子供が一体となってされております。ぜひ今課長が申されたように、子供たちも含んだ防災訓練、そして老人に対してどのような気遣いをしながらその人たちをどうしたらいいかということを、これから区長さんや民生委員さんやなんかと相談しながら決めていくと思うのですけれども、ぜひそこらのところも勘案していただいて、よりやってよかったなと、ためになるなという防災訓練をしていただければというふうに思います。回答いいです。

○松本美子委員長　はい。ほかにございますか。

森委員、どうぞ。

○森　一人委員　１点ほどお伺いいたします。

ページ72、73の広報紙発行事業ですが、19万2,000円と増額になっておりまして、前年度がページ数をふやすということで増額だったと思いますが、今回はどういった理由で増額なのか伺います。

○松本美子委員長　内田副課長、お願いします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　広報紙発行事業の増額分ということでご質問ですけれども、消費税の税率の改正に伴いましての増ということでございます。

○松本美子委員長　森委員。

○森　一人委員　全て消費税分の増額ということなのかと、あと広報、表紙がカラーとかなっていたので、カラー化に対してのあれだったなと思ったのですが、お願いします。

○松本美子委員長　内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　すみません。全てが消費税ということではなく、単価も若干ですが、契約の実績で上がっている部分も含めてということで、申しわけございません。説明が足りませんでした。

それから、カラーの表紙につきましては、例えば今年の３月号、こちらのほうは観光協会のほうからその費用を出していただきますので、そちらの費用につきましては町の負担ではないということになっております。当然カラーで町でやる場合には、通常分の費用がかかってくるわけですけれども、現在のところ特にカラーでやる予定はございません。

○森　一人委員　はい、わかりました。

○松本美子委員長　はい。ほかに。

では、吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員　２点ほどお願いします。81ページ、自治振興費の中の16番で原材料ですか、160万円、これは花いっぱい運動だと思うのですけれども、年２回植栽されていますけれども、この鉢の数と、163ページ、消防施設整備管理事業の中で土地の借用書ですか、57万円、消防団の車庫だと思うのですけれども、面積と金額、以上です。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　まず、花いっぱいの苗、ポット数でございます。25年度、本年度の実績でお答えさせていただきますと、６月が１万7,525株です。それから、11月が１万5,765株という実績でございます。

それから、土地の借上料、面積ということで、内訳でございますが、１分団２部の車庫599平米、それから１分団３部の車庫、こちらのほうが204平米、同じく１分団３部のこちら駐車場でございます、150平米。そして、２分団１部の車庫482平米、それから２分団２部の車庫、こちらが330平米、そして最後が２分団２部の駐車場です、189平米という内訳になっております。

すみません、金額をということで、失礼しました。順番、最初から申し上げます。１分団２部の車庫が22万2,230円でございます。それから、１分団３部の車庫、204平米が５万8,140円です。それから、１分団３部の駐車場、こちらが３万8,400円です。そして、２分団１部の車庫、こちらが12万2,980円です。そして、２分団２部の車庫、こちらが８万1,180円です。最後の２分団２部の駐車場、こちらが４万6,490円という

借上料になっております。よろしくお願いします。

○松本美子委員長　吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員　では、再質問させていただきたいと思います。

花いっぱいの問題なのですけれども、かなりの数がここに入っているわけなのですけれども、私が見た目で非常に苗が小さいわけです。苗が小さいということは根が張っていないわけなのですけれども、6月時分というと、よく田植えなんかやっている、水不足だ、水不足だと、こうに言われますけれども、本当に雨が降らないわけなのですよ。そのときに、小さい苗で小さい根で植えても、本当に草に負けたり枯れる、だから枯れる木も出てくると思うのですけれども、だったら数を半分にしまして、もっとでかいものをここに入れたほうが管理も楽だし、いいのではないかなと提案します。どうかなと思い、ご意見をお伺いします。

また、消防車庫の問題なのですけれども、ちょっと調べましたら、18年ですか、の予算で見ると57万4,000円、また次の19年度で見たら57万、だから全体で57万、今年も変わっていないわけですよね。建物なんかでは、固定資産税の評価というので３年に１遍は見直しされております。ただ、今まで土地も見直されているのかなと思いましたけれども、そういうこっちのほうはどうなっているかなと思って、その２点よろしくお願いします。

○松本美子委員長　中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えいたします。

まず花いっぱいの苗の関係ですけれども、確かに大変小さいときがございました。原材料の苗の把握については、実際にその地域とのやり方では、今古里のほうでは苗ではなくて、肥料と種とそういったものでつくっていただいているという形態をとっているところもございます。この花いっぱい運動の苗の今の株数も含めて、これについては今後また地域の皆さんともどのような形でやっていったらいいか、その辺も考えさせていただきたい。委員さんのご質問の趣旨については、検討させていただければというふうに考えております。

それから、土地の賃借料でございますが、土地の賃借料については、町のほうでも３年に１回ですか、そういった評価というか、それも参考にしながらその値段については比較はいたしております。その結果なのですけれども、なかなか土地の値段も評価額が上がらないという中で、同じ金額でずっと据え置いて契約をさせていただいて

いるという実態がございまして、決して全然見直していないということではございません。よろしくお願いします。

○松本美子委員長　吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員　花いっぱいの関係なのですけれども、見直してくれるということなのですけれども、今農産物直売所では花卉グループとありましたが、80人ぐらいここにもうつくっている人がおるそうです。かなりものもいいのができていると思いますけれども、そういうところも、やはり今までは市場から買って出していたのだと思うのですけれども、そうではなく、やっぱり嵐山町でつくったものを嵐山町に植栽する、そのほうがやっぱり生産者も張り合いがあるし、そうにしていってもらえればいいなと思って、それは強い要望でお願いします。

　また、消防車庫の関係なのですけれども、今杉山城あたりもどこか大平山山頂公園ですか、それも町の関係で公有地化に向けて進んでおります。だから、本当にここに毎年毎年借地でもう払うのではなく、本当に公有地化に、町の考えとしてやっていくべきだと思うのですけれども、町の考えをちょっと、すみません、お聞かせください。

○松本美子委員長　町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　公有地の関係ですけれども、これから長期に借りていくであろうと見られているもの、この前も話出ました運動公園ですとか、そのほか山、いろんなところがあるわけですけれども、できるだけこれから長く町のほうでお借りをしているものを使っていきたいということである部分については、公有地化を図っていきたいという原則的な考えのもとに進んでいますけれども、それがなかなかすっぱりいかない事情がありまして、買えるところから順次という形をとらせていただいている、そんな状況でございます。借地を場所によっては長期にわたりますので、その分でも買えてしまったのではないかなというご指摘をよくいただいたりするところもあるものですから、できるだけ早く公有地化を図りたいという大原則はそんな形で進めさせていただいていると、そういうことだと思います。

○松本美子委員長　会議の途中ですけれども、先ほど申し上げました、はしご車の関係が来ておりますので、ここで暫時休憩をさせていただき、庁舎の西側のほうへ、すみません、お願いいたします。

休　　憩　午後　１時４８分

再　　開　午後　２時３１分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、委員の皆様に申し上げます。

大野委員でございますけれども、所用がございまして退席をされておりますので、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員は11名です。よろしくお願いいたします。

では、質疑のある方は、どうぞお願いいたします。引き続き。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　４点ございます。71ページの5,588万8,000円の電算委託料なのですけれども、クラウド化にして幾らか金額が下がると思っていたのですが、今回これだけの金額が出ておりますので、どういう内容なのかお伺いをしたいと思います。

それと、79ページの先ほどの子育て世帯等転入奨励金、こちらのパンフレットのほうの作成の内容を先ほどお伺いして内容はわかりました。こちら要望がございまして、ぜひとも池袋駅まで９駅54分で行けるという内容をぜひ掲載をしていただきたいと思いまして要望をさせていただきます。

それと、81ページの、こちらは地区集会所等補助金の補助箇所で菅谷９区備品等とあるのですけれども、こちらはどのような内容のものをお買い求めになるのかお伺いをしたいと思います。

それと、先ほど85ページの駐輪場の関係ですれども、賃借料が104万5,000円にプラスこの消耗品の1,000円というのは何に使うのか、教えていただきたいと思います。

以上、４点です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　電算の委託料については、副課長からお話をさせていただきます。

子育て世帯のパンフレットについてのご要望でございます。池袋から嵐山町までの時間、これの記載については承りました。検討させていただきます。

それから、地区集会所の菅谷９区の集会所の備品でございます。こちらについては、机、それから椅子、これが相当全て傷んでいるということで、その辺の備品購入についてご要望がございます。

それから、駐輪場のこの消耗品については、土地の賃貸借の契約書に添付いたします収入印紙を買わせていただくということでございます。

○松本美子委員長　内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　それでは、私のほうから住民税情報システムの運用管理事業の電算委託料についてご説明させていただきます。

今年度の電算委託料5,588万8,000円ということで、昨年度3,070万8,000円と、2,518万円増額しております。そちらにつきましては、共同化に伴いまして平成25年度中、各課で予算計上しておりました基本処理料、それから帳票の印刷代等、こういったものが1,600万円ほどこちらでまとめて予算計上させていただいているもの、そういった増額分でございます。

さらに、拡大分としまして、こちらの予算書のほうにも記載させていただいています個人番号制度の移行に伴うシステムの設計ですとか改修、そういったもの、それから子ども・子育て支援システム、こういったものをこれから整備してまいりますけれども、そちらのほうの保守料、それからこちらは、もう一つは年金生活者支援給付金制度移行に伴うシステム改修ということで、これは法改正に伴う、こういったものが拡大分として影響しておりまして2,518万円の増額という形になっているものでございます。

○松本美子委員長　畠山委員。

○畠山美幸委員　今の電算の委託料なのですけれども、では今回拡大分が４項目程度ありまして、1,600万円今回は図っているというお話でしたけれども、今後、また来年度とかその先はどのような金額がかかるのか、今おわかりでしょうか。拡大分以外の部分で、今後電算委託料としてクラウド化にしたことでまだかかる金額というのは今後まだあるのでしょうか。

○松本美子委員長　中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今後の関係につきましては、クラウド化に伴って、25年度はデータ等の切り替えのシステムのデータの移行料だとか、そういったものが一時的にかかりました。ただ、今年度で、25年度の10月で切り替えを終わりまして、使用料ですとかそういったものについては今後は平均的になってくるということで、今回のような形で拡大分として個人番号制度のシステムの改修ですとか、そういった法に基づいてシステム改修を行っていくような場合については、その経費がその年度年度でか

かってくるということは考えられますが、それ以外については平準化されていくという形になると思います。

○松本美子委員長　いいですか。ほかにございますか。

渋谷委員さん、どうぞ。

○渋谷登美子委員　79ページのホームページのリニューアル事業だと思うのだけれども、ホームページ運用管理事業、５ですね、これなのですけれども、今までの話ですと各課がそれを上げていくようになったということなのですが、スマートフォンなどの対応というのはどうなってくるのかなというのが１点なのですけれども、これは前回ちょっとドクターと話をしたことがあって、嵐山町の救急とか当番医のほうにアクセスするのに４回かかるということなのですね、４回。そして、しかもそれがエクセルだったり、子育て支援のほうはＰＤＦになっていたり、エクセルであったりするわけです。各課によってそうなのかなと思うのですけれども、そうすると、私はパソコンなので全然気にならなかったのですけれども、スマホだと見られないのですよね。という状況があって、緊急事態に対応できないので、こういったホームページ運用管理事業の中で住民の方からどの点が一番必要かということを一度情報収集してみて、必要な情報はすぐに一回でクリックして飛べるようにしておかないとまずいかなと思うのですけれども、そのような管理運営の仕方に変えることができるかどうか。休日当番医とかもそうなのですけれども、それがすごくあるようなので、その点についてちょっと管理運用の、これ各課がやっていくということで聞いているのですけれども、各課ではなくて一遍、全てのところで１回で行ける、あるいは２回で行ける、そしてＰＤＦでは見られないものが多いですから、そういった部分を検討していくべきだと思うのですが、その点について伺います。

それから、その上になるのかな、３番ですけれども、男女共同参画推進事業ですけれども、これについては研修費の助成金５万円がアップされていて積極的な広報活動ということになっていますが、どのような形に研修をしていって、積極的な広報活動とは何を指すのか、これでウーマノミクスが進んでいくという形になっていくのかなというのは、ちょっと考えられないのですけれども、伺いたいと思います。

それから、先ほどの同じく９番になっていくのですけれども、子育て世帯転入奨励金1,000万円ですけれども、これ大体どのくらいを予定して1,000万円という数字を上げてきたのか。私、ときがわ町での行っているのをホームページで見てきたのですけ

れども、空き家バンクと一緒になっていますよね。そういった形だと、空き家バンクだと、例えば今ときがわ町にいる人たちもそこに住んでいくという形の、５年間は永住していくという形があるのだけれども、そこの部分、嵐山の場合はどのように考えていくのか。人を外に出さないという視点がどの程度あるのか、その点伺いたいし、ほかの市町村で、行田と長瀞ですか、やっていた効果というのをどのように捉えてここに入れたのか伺いたいと思います。

80ページの自治基本条例制定になりますけれども、これ先ほど伺ったわけなのですけれども、庁内部会で発足して、そして職員研修をしてからという形なのですけれども、というやり方をなさっていくということなのですが、町民とゼロからスタートしていくという形はなかなか考えられないのか、そして２年後ぐらいに自治基本条例制定になるのだと思うのですけれども、それまでについて行政の準備が最初で、町民と一緒に最初からやっていくという形が、私は自治基本条例制定の場合は必要かなと思っているのですけれども、最初に行政が準備してということですよね。そうではない形がとれるのかどうか、大体さいたま市とかが20人とか大きな市町村でという形ですけれども、100人委員会を初めからやっていくとか、そういうふうな形もあるのかなと思うのですけれども、そういった検討はされなかったのかどうか伺いたいと思います。

それから、163ページになります。自主防災組織育成事業というので39万円というふうになっていますけれども、今回の雪害の問題で、私は防災倉庫では多分、実際に災害が起きたときに距離的に難しい問題があるかなと思いまして、ごみ集積所の一部かなんかにスコップとバールを置くとか、そういった体制をつくっていかないと、特に住宅地の場合は難しいのではないか。実際に持っていらっしゃる、そのようなスコップとバールというものを持っていらっしゃらない方のほうが多いかと思いまして、そういったものも考えていくべき時期に来たのかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　ホームページについては、内田副課長から答えさせていただきます。

まず男女共同参画の支援、補助金、５万円のこれ内容なのですけれども、実は男女共同参画の町の計画、これに基づいて推進、委員会を検証という形で毎年開かせていただいております。25年度についても24年度からスタートして１年たち、それについての基本推進計画に定められた中身について、各課での取り組み、そういったものも含めて検証して、委員会で検証していただきました。その中で幾つかご意見をいただきまして、それをさらに進めていくためには、例えば今回の補助金については、嵐山町には国立の女性会館という非常に大変誇るべき施設がございます。この中で、男女共同参画のリーダー研修ですとか、そういったものが開催されております。そういったところへ町民の方が参加する場合に、そういった参加費、そういったものを町として補助をする、そういった中でリーダーの養成を図っていく。要するに町の職員だけがそこに参加するということではなくて、地域の町民の中からそういったものに興味を持っていただいて、そしてリーダー研修にも参加していただくという取り組み、こういうものも必要ではないかと。そのためには、やはり女性会館で開かれる講座ですとか研修会、こういったものを広く町民の方にも周知をして、ぜひそういった研修会に参加していただきたいという中の取り組みで参加費等を補助するという意味でのこの補助金の交付要綱、これをつくってまずはやらせていただくということで予算計上をさせていただいたものでございます。

続きまして、自治基本条例の制定の考え方でございます、委員さんにはお話をいただきましたように、この自治基本条例につきましては27年度、要するに26年度に結果があって27年度、２年ぐらいをかけて十分なご審議をいただきながら、また町民参加の方法、そういったものを考えながら取り組んでいきたいというものでございます。

先ほど庁内部会をつくってと申し上げましたのは、その委員会等の選定といいましょうか、委員会、こういった方たちをどうだろうかということを、まずは庁内でも職員自体の、私も含めてなのですが、いろんな先進地の事例もありますし、取り組み方法があります。それから、今委員さんおっしゃられましたような100人委員会をつくったり、あるいは各地域で町政懇談会を行って意見を聴取する、あるいはアンケート調査を行うというような町民参加にどのような形でしていただくのがいいのか、まずその検討をこの検討委員会でしていただくというようなことを考えております。あくまでも庁内部会で検討いたしますのは、委員の選考であるとか、そういったものを検討していただいて、そして委員会の中で今後のプロセスといいましょうか、町民参加

のプロセスも検討していただいて、アンケート調査、あるいは地域での懇談会、そういった方法をそこも検討していただければなというふうに考えております。ですから、26年度については、そういった調査方法ですとかそのプロセスをまずは検討していただく。そして、27年度にかけて、それを実施しながら最終論をまとめていくというようなことで考えさせていただければというふうに考えているところでございます。

それから、失礼しました。ちょっと抜かしてしまいまして、子育て世帯の転入奨励事業についての1,000万円の考え方でございます。こちらについては、議会の基本条例に基づく政策のところでもちょっと申し上げましたが、対象については町外から嵐山町に転入される世帯、こういった方々を対象にして、新築については20万円、そして中古物件の購入については10万円、これを基本として、さらに中学生以下のお子さん、１人当たりについて５万円を加算して奨励金としてお渡しをするということでございます。この1,000万円の基礎でございますが、平成24年度に嵐山町に建築確認申請を行った世帯数、それが全部で24年度では88世帯、88戸ございました。25年度になりますともっとふえておりまして、年の集計はまだできていませんが、130世帯を超えるような一応建築の確認申請が出ております。そういったことを基準にして、消費税が上がるということもありまして、25年度は建築が急がれたというそういうものを差し引いて、対象の世帯を考えますと、子育て世帯、要するに中学生以下の子供がいる世帯、もう一つは一応若者世帯という考え方で、夫婦のどちらかが40歳以下の世帯というふうに対象を絞っております。そうしますと、24年度の建築確認がなされたその年代別にとってみました。そうしますと、大体50代ぐらいまでの方、55歳ぐらいまでの方で建築確認を出している戸数が55戸でございました。そういったことをベースにして、大体20万円の基本額でいけば50戸、中古物件を含めていけば40戸、新築で40戸プラス10戸といいましょうか、中古物件という形になって、それをベースとして一応25万円、平均支給額を25万円として40戸、40世帯が対象と、そのぐらいで一応予算を組ませていただいたという考え方でございます。

それから、もう一点、そのときに町内に住んでいらっしゃる方、その方たちを重要視したそういう考え方はなかったかというお話でございます。もちろんございました。しかしながら、今回の転入の奨励事業というのは、あくまでもいろいろな施策で今の定住者、要するに住民を外に出さないという言い方はちょっと極端ですけれども、住み続けていただくという施策、それもいろんな施策があろうかと思います。しかしな

がら、今嵐山町でこれのところでまず取り組まなくてはいけないのは、能動的に来る場合にはぜひ来てくださいということではなくて、この嵐山町にぜひ来ていただきたいと。そのためには、転入者向けの施策が今まで基本的にはございません、それをまず打ち出して、そしてその高齢化に備える、定住促進、少子高齢化に備える、そういった施策を思い切って打ち出したいというのが今回の転入者向けの奨励事業ということでございまして、これも一応年限的にはこの間も説明させていただきましたが、３年間という一応期限を切って、今委員さんがおっしゃられましたようなその効果、それを検証したいということでございます。そういったことで、絞った形での奨励事業にさせていただいたということでございます。

それから、防災の関係で、今度の大雪に対していろいろなご提案を議員さんからも一般質問の中でもいただきました。その中で、自主防災会の補助金については、昨年25年度から要綱を一部変えさせていただきまして、活動費としては基本的には２万円、それは自主防災会が防災訓練等を行う場合の活動費として２万円、それ以外に資機材の整備ということで、３分の２の補助額で５万円を限度にその資材の、それぞれの防災会で必要なものを買っていただくというような補助要綱に変えさせていただきました。しかしながら、地震等の対応が今まで中心でございましたので、雪の対応というのは多分ないと思います。今回の質問のとおりです。これについては、今この間の一般質問でもお答えをいたしましたが、今回の被害調査がここでまとまってまいりますので、自主防災会の皆さん、代表者、あるいは区長会等においても、今後議員さんの今おっしゃられましたような地域での大雪のスコップですとかそういったものをどうそろえていただくというのは、協議をさせていただきたいなというふうに考えております。そこで、ご意見をいただいた中で反映できるものは反映していきたいというような考え方でおります。

以上です。

○松本美子委員長　内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　それでは、私のほうからホームページの関係についてご説明させていただきます。

現在の町のホームページは、リニューアル、昨年の３月１日からリニューアルさせていただいたときに、３クリック以内で目的のところにホームページが開けるというものを目指して、また情報についても各課から随時出していけるような形で整理をさ

せていただいたものでございますが、委員さん今ご指摘いただいたとおり、確かに、こちらの最初の導入の際に各課の職員に対して操作検証を行っておりますが、なかなかそういったものが徹底できていない部分があった結果、そういった一般のご利用者さんの方から４回クリックしないと目的のところへ行かないとか、それから表示の形式がまちまちだったりとか、そういったご意見が出たのかと思います。こういったことをこれからスマホでご利用される方もどんどんふえているということもありますので、改めましてそういった利用者の立場に立った形でのコンテンツのつくり方、そういったものを改めて庁内全各課に再検証なり行った上で見やすいホームページづくりをしていければなというふうに考えています。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　男女共同参画の助成金、これは確かにいろいろな事業をやっているわけなのですけれども、嵐山町の場合、若い女性がヌエックのほうの講演会に参加しないということがあると思って見ています。それを今の広報活動の中でやっていって、これからの人が入ってこられるのかどうかということが致命的かなと思っているのですけれども、せっかく助成金をつけていただいたので、どのように進めていくのか伺いたいと思います。

　もう一つ、子育ての世帯の転入奨励金なのですが、これ私は３年間ということで、なぜ条例化しないのだろうかというのが非常に疑問なのですが、その点について伺いたいと思います。

　それと、自主防災組織の育成事業って、スコップとかバールというのは、雪の問題ではなくて地震の問題のほうが大きいかなと思うのですけれども、雪のときは歩けるのですけれども、地震が起きたときは多分歩けなかったり、いろんなものが置いてあって、それをどけなくては動けないのでということがあって、それを、雪はなかなか、雪も地震もそうないことなのですけれども、そういったものを基本的にもう一回、防災倉庫ではない形のところに持ってくるという、もっと身近なところに持ってくるというのは基本なのかなと思いましたので、その点について区長会でお話しなさるのですか。それについて、もう一度聞いていただければと思うのですけれども。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

　中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさえていただきます。

まず、男女共同参画の啓発推進についてでございます。今渋谷委員さんおっしゃっていただいたように、まずは補助制度をつくっても参加する人がいないということでは何の意味もありません。こういった制度をつくるということは、こういった制度をアピールすることによって、そういった意識を持っていただく方を発掘する、啓発する、そういったことが一つのこういった事業のきっかけになればということでございまして、こういったことをアピールしながら町の男女共同参画にこのような形で取り組んでいると、その中ではやはり町民の皆さん方にも興味を持っていただいて、ぜひ参加していただきたいという呼びかけを積極的にやっていく一つのアイテムというふうに考えておりまして、そのようなことで捉えて進めていければというふうに考えているところでございます。

それから、この子育ての奨励金の条例化についてでございますが、条例化をして進めているところもございます。そして、本町のように要綱で設置をして行っているところもございます。今回の奨励金については、一つの補助制度という考え方をとっておりまして、本町におきましては補助制度については要綱で予算化をしながら行っているというのが一般的でございますので、そのような形で考えさせていただきました。

また、効果としては有効であっても、それを周知をし、それによって取り組めば、それなりの効果はあるというふうに考えております。

それから、防災倉庫、除雪の関係でございます。今、まずは今回の大雪に関して、本当に被害が出てしまいました。そういった中で、若い人たち、私も聞いた中では、若い方たちが地域で除雪に当たってもらったのだけれども、家にスコップがないと、それでちり取りでやっていただいたとか、そんなお話も聞きました。そういった中で、防災倉庫にというお話もありましたし、まずはそれぞれの家庭の中でもきっと意識がまた変わってきて、家にスコップ１個ぐらいはやっぱり持っておかなくてはいけないなということもあるのだと思います。それと、もう一つは、除雪に際して、今回畠山委員さんからもご提案がありましたけれども、雪を移動するという、そういうものが、今まではスコップあるいは雪かき器でよければよかったのが、除雪をする場所がなかった。そのためには、雪を移動するようなある程度のそういった機械というか、道具、それも必要ではないかというようなご提案をいただきました。こういったことも含めて、地域の考え方、またこちらからも雪に対する備えという面での備えをケアすることも必要だと思います。

それから、もう一つ、これは今後のことなのですけれども、ある市では商工会等でそれぞれの地域に商店や事業所がございます。そういったところに、スコップですとか、除雪に必要なような道具、そういったものがある。そういったものを地域として商工会で取り組んでいただいて、うちのほうではこういう、うちの会社には、うちの事業所にはこういう資機材だったら持っているよと、それをもし必要だったら、地域の皆さん必要だったらお貸ししますよというような、そういうような取り組みというのでしょうか、しているところもあるのです。これを、ぜひ町としても商工会に今後お話をさせていただいて、それぞれの地域で持っている資材、そういった機材もあると思いますので、そういったものをそういった際に提供していただけるような、そんな取り組みもしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　防災の話なのですけれども、地域の中に例えばそういった道具がないというのは、そこまで行くまでが大変なわけで、そのためにもう少し細かくやっていったほうがよいのではないかということを話してほしいということで、別に雪のことを言っているわけではなくて、バールなんていうのは雪では使わないですよね。

だから、そういったものがもう少し細かく分けてということを、例えば住宅地だったら、本当にアパートなんかだったら、スコップとかバールとかはないから、ドアをあけるとかそういったことも難しいのかなというふうに思うのです。そういうふうなことのために、もう少し拠点を小さくしていくという形が、今の場合だと広いですよね。それを考えたほうがいいのではないかということを提案させていただいているのですけれども。

ご回答、結構です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員　16、17の住民税のところで復興税を金額を聞いたのですけれども、4,700万円ぐらい入ると。使用をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

それから、43ページの地域づくり提案事業費補助金が上から４段目、それから６段目にあるわけですよね。これは、161ページに川の再生事業で出ているのですけれども、下の1,300万円の補助金は出ていたのですが、上の補助金はどこに行っているの

か、ちょっとわからないので伺いたいと思います。

それと、この川の再生事業は、ちょっと町のほうからこういうふうなものもやってほしいとかという意見は言えるのかどうか、あわせて伺いたいと思います。

それから、71ページの先ほどの電算委託料、これ個人番号制度システム改修、これマイナンバー制度の件ですよね。もう改修ですから、いろんな作業はもうされているということでやってきているわけなのですか。今度の改修は、どういう改修をするのか伺いたいと思うのですが。

それから、79ページの子育て世帯転入の取り組みなのですが、これパンフレットＡ１だということですので、Ａ１の２つ折りということでしたか。そうすると、個人に配るのではないのかなと。通りの激しいといいますか、そういうところに張って皆さんに見てもらうという、そういうことで考えているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

とりあえず、ちょっとそれお願いします。

○松本美子委員長　では、答弁お願いいたします。

井上総務課長、お願いします。

○井上裕美総務課長　まず、復興税のものに関しましてはうちのほうからお答えをいたします。

税務課のほうで復興税につきましては、8,570人の500円ということで、428万5,000円というふうにお答えをしたかというふうに思います。その使い道というか、充当先でございますけれども、こちらのほうでは商工費、商工費のほうが３億2,500万円以上の支出としておりますので、そちらのほうに充当したいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長　川口委員さんには大変申しわけないのですが、川の再生事業については、まちづくり整備課のほうで大変申しわけございませんが。

○川口浩史委員　これは、地域支援課になったのですか。

○中嶋秀雄地域支援課長　歳入で支援課になっているのですが、歳入ではなっているのですが、充当先、それから再生事業の内容については、まちづくり整備課のほうが担当いたしますので、そちらでお聞きいただければありがたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○川口浩史委員　どういう振り分けになっているのか。

○中嶋秀雄地域支援課長　もう一つのほうは、環境農政課のほうになりますので。

〔何事か言う人あり〕

○中嶋秀雄地域支援課長　大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

それから、個人番号制度については、課長からご説明をさせていただきます。

子育て世帯のパンフレットなのですが、私のほうでサイズはＡ１ということで、折ってというのは、２つ折りではなくて、もっと何回も折ってこのぐらいの冊子に、要するに個人向けの形でお渡しできるようなものに折り畳んでというものを今考えております。

○松本美子委員長　内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　それでは、番号制度に伴うシステム改修の内容ということでございます。

26年度中に全国の市町村で対応しなくてはいけないということになっております。内容につきまして主なものは、これは住民基本台帳システムの個人番号とすべき番号です。取得する日のそういったもののステッカーですとか、住民票のように個人番号の記載、そういった機能を果たさなくてはいけないとか、そのほか移動情報等の例の個人番号について、細かくたくさんの項目があるのですけれども、要は、個人番号を今のシステムの中に入れたり、表示したりと、そういったものを追加しているというようなシステム改修は、今年度中にはしておかなければならないというようなことでございます。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　わかりました。

個人番号の関係ですが、これ平成27年でしたか、始めるのは。そうすると、今から始めておかないとならないということでこれをやっていくということなのですか。わかりました。

ちょっとこの改修だけで費用はわかりますか。

それから、子育て転入奨励金なのですが、これは人口をふやすために必要な、いいことだなとは思うのですけれども、ちょっと私の知り合いで東松山に住んでいる人が、嵐山町は窓口払いの廃止をしていないですよね。あれが病院に行って、嵐山だけないと、どうも嵐山はおくれている町だなという印象を受けるのですって。何かちょっと

そういうような話があったと。その人が、知っている人が。

どうも、だからそういう面では、こういう転入奨励金、せっかくつくるわけですけれども、ああいうのもちょっと転入の障害になっているのではないかと思うのです。考えたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。総括と言われれば、総括だと思います。

〔「総括だな」と言う人あり〕

○川口浩史委員　わかりました。総括だということですね。

でも、転入をしたいと。促進する場所だから。いいです、わかりました。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

答弁をお願いします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　番号制度に伴う改修費用ということで、26年度予算に計上させていただいておりますのが、システムの設計業務と、それから改修業務と、この２つでございまして、設計についてが475万2,000円、それから住基システムの改修として410万4,000円というふうな形になっておりまして、改修をした上で27年10月の番号カードの送付に向けたテストまでできるような形で進めていくということでございます。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　細かいのですが、１点だけ、施政の関係になるのですが、97ページの、先ほど河井委員が質問した関連もありますが、統計の関係です。

統計調査員学校対策事業ということで、科目設定なのですね。これ財源を見ると県の支出金ということなのです。嵐山町に統計調査員の希望者を登録事務、研修や統計調査や安全対策に要する経費ということなのですが、これで科目設定でやる、この根拠は何なのでしょうか。

統計調査員という登録されている調査員は、嵐山町に今いないのでしょうか。かつてはいたはずですが。それの方々のお骨折りもいただきながら、大きなこの統計については手当てしていたというふうに思っていますが、その根拠を一つ。

○松本美子委員長　内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　統計調査員確保対策事業の科目

設定ということでございまして、こちらにつきましては、県からこの確保対策事業の支出金が交付されるのですが、実際のところ町の広報を通じて、統計調査員募集等を行ったりする形の今確保に向けた活動という形で、実際経費がかかっておりません。ですから、25年度においても全額返金という形をとっているわけで、ただ県の制度として町のほうに交付されるものですから、有効に使えれば一番いいとは思うのですが、使い方が決まっておりますので、実際かかっていない以上は、これは支出できないという形で、予算的には科目設定という形をとっているわけでございます。

それから、現在登録されている登録調査員の方の人数は19名おりまして、そういった方に各統計調査の際にはお願いして、調査員であったり、指導員であったり、お願いしている状況でございます。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　1,000円のはわかりました。

ただ、要するに町としては、この19名の登録調査員がいるわけですけれども、それに対する何らかの研修をしてもらうとか、あるいは、そのメンバーの独自の研修会というのが設定は今していないのですと。やっぱり研修をしていくというのは大事なことだと思うのです。今、私がさっき、一番最初言った農業センサスだけは、来年度国勢調査をやるわけですけれども、そういうものに対して確保できないところについては、統計調査員にお願いするようなことに当然なるのだと思うのですが、あるいは上がってきたものに対するデータの調整だとか、それも統計調査員の方々にお願いする調査もあるわけなのですが、嵐山町はそういう方式はとっていないのですか。町は何もそうですか。統計調査員に対するものは何もないというふうに捉えてしまうものなのか。

〔「報酬のこと」と言う人あり〕

○安藤欣男委員　いや、報酬は、これはそれぞれの、それの工業統計と、それは統計のものによってはみんなある。町としてのはないのだ。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

確かに安藤委員さんおっしゃるように、統計調査員で登録をしていただける方は19名いらっしゃいます。かつては、かつてはというのは、今でもあるのですが、統計

研究会という研究会をつくっていただいておりまして、登録調査員の方々はその研究会にほとんどの方が入っていただいております。

この研究会では、総会も含めて年に２回ほど懇親会も含めた形で、交流や情報交換を行っております。ただし、以前はこの団体に補助金も出ていたことがあったのですけれども、内容的には懇親を深めるという、その中での情報交換会という形になっておりますので、補助金については今出ておりません。それぞれの研究会の皆さん方の会費でそれを運営させていただいていると。そこには当然、私どもの職員も参加をさせていただいて、統計調査員さんと交流をさせていただきながら、統計調査についてのご理解もいただいている。

また、新しい登録の会員さんの募集もその研究会の皆さんに担っていただいているということでございます。委員さんのおっしゃるように、町としても非常に統計調査に当たっては、調査員さんのお骨折り、これなくしてはやっぱり調査が進みませんので、そういった面で、ぜひできることについては研修の参加も含めて今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　わかりました。

統計調査員さんの深い理解の中でやっているということのようです。なかなか確保対策も難しい時代になってきているなと思うのです。だから、そういうのが長くやっている方もいるのでしょうけれども、できるだけなれた方に長くやってもらうようなことも含めて、本当にお骨折りいただいているというものは、町も何か考えたほうがいいのではないかと思うのですが、私は。今なくてやっているということで、それをしているわけですよ。答弁要りません。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　冒頭ああいう話をしたので、質問がなかなか出なかったのかなというふうに感じたのですけれども、79ページの奨励金の話なのですが、支給要件というのはどういうふうになっているのでしょうか。

同時に、転入者ということになっているとすると、純粋な転入者という、純粋なという言い方はないのでしょうけれども、二・三男転用なんかも該当してくるようなふうに思うのです。

だから、そういう面では支給要件、あるいは申請をどの時点でするのか。確認申請が出た時点なのか、家屋調査が終わった時点なのか、そういう面では転入の率とずれる場合が出てくるのだと思うのですが、そういう意味ではその支給要件というか、それはどういうふうになっているのでしょうか。

それから、163ページなのですが、地域防災計画の見直しを行うということですけれども、見直しの中身、どういう中身で見直しを行うのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、転入奨励金の支給対象者でございます。支給対象として今考えておりますのは、この間の説明会でもちょっとお話をさせていただきましたが、大きく分けますと２つ、２種類考えておりまして、１つは子育て世帯ということです。子育て世帯にあっては、子供、15歳未満、要するに中学生以下のお子さんがいらっしゃる世帯、そしてもう一つは若者世帯ということで、夫婦のいずれか一方が40歳未満である世帯、この方たちが、このどちらかに該当される方が嵐山町に転入をして、そして住宅を新築される場合、これにつきましては基準額として20万円を奨励金としてお支払いする。

そして、中古物件の取得する場合、これについては10万円を基準額としてお支払いをすると。さらに、加算金として転入される世帯にお子さん、15歳未満のお子さんがいらっしゃる場合には、１人について５万円を加算するということで考えております。

今、議員さんのご質問の転入というのをどのように考えるか。ここのところが、例えば家を新築するに当たって、今嵐山町に住んでいる方が、一時アパートに、１年間外に住んで、家を建てている間は、アパートに、例えば東松山だったら東松山に住んで、１年たって建て終わったところで帰ってくると。そういう人たちをどう考えるかということにもなるわけでございます。

今、最終案ではございませんが、今までこういった転入の要件としているものについては、やっぱり町外、今までのほかのところですと、町外に３年以上居住し、嵐山町に入ってこられる方というような、ある程度の年数を３年とか５年とか以上嵐山以外で住んで、そして嵐山に入ってくる方というような要件を定めているところもございます。その辺は、やはり考える必要があるのではないかというふうに考えておりま

す。

どの時点で、４月１日からの適用するかということでございます。基本的には、まず新築の場合、これにつきましては平成26年４月１日以後に建築に着手する世帯ということを考えております。４月１日以後に建築に着手をする世帯、これを基準にしていきたい。

それから、中古物件の購入の場合には、４月１日以後に売買契約を締結したもの、これを１つの基準として、この奨励金の支給対象ということで、今、要綱を詰めているところでございます。

ただ、議員がおっしゃられましたように、その建築に着手した場合、そのときは恐らく町外にいて建築に着手するというケースが当然考えられるわけでございまして、そういったものについては転入をしてきたほうが後になります。そういったものについては、転入者に今後そういった要綱を十分にお渡しをする、説明をさせていただいて、４月１日以降に着手が認められたものは、例えば７月に、あるいは９月に入ってきても、それは対象にするというような形での申請のやり方を考えてもらいたいというふうに考えております。

防災計画の見直しの関係でございますが、今基本的に考えていますのは、大雪の関係が、やはり一つ基準として今定まっておりませんので、それをやはり見直すべきだろうというふうに考えております。

あとは、国、県の今改正の方向性が出ておりますので、そういったものが出てまいりましたらば、それを入れた形での改正を考えていく必要があるだろうというふうに考えております。ただ、この時期については、予算については、１回の審議会を今計上させていただいておりますが、これが今年度中にその改正がなされるか、国、県の動向、県の改正要綱も見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　奨励金については、３年継続の事業ということで転入という意味ですけれども、例えばさっき言った反対の部分。転入をしていたのだけれども、家を新しく建てようというふうになった場合に、この要綱ではどういうふうに。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　この要綱では、まだ最終案ではございませんけれども、今議員さんがおっしゃられたように、それは今嵐山町に住んでいる方、その方が基本的には、例えば今アパートに住んでいると。その方が家を新築してそちらに引っ越すという場合はどうなのだという。

○清水正之委員　いいえ、そうではなくて。

○中嶋秀雄地域支援課長　そういうことではないですか。

○松本美子委員長　それでは、清水委員さん、もう一度質問をお願いします。

○清水正之委員　転入してアパートに住んでいる。ただ、家を建てたいという意向が出てきたときに、それは転入と見るのですか。

　家を建てるのが後になるというふうになった場合に、この要綱の中でどう扱うかということ。それ、二・三男転用なんかはそういう部分が相当あると思うのですけれども。

○松本美子委員長　それでは、中嶋地域支援課長、答弁をお願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長　転入が先で、その後に家を建てたいということですよね。

　その意思決定がいつされるかということにもよると思うのです。例えば転入をして、５年間、もう２年なり３年なり嵐山町に住んでいる、そして、その後、３年間の時期の中でうちを建てたいという意思決定になったという場合には、基本的には、この要綱では該当しないというふうになると思います。

　ただし、逆の面で、嵐山町に家を建てたいのだけれども、４月１日以降です。４月１日以降、先に転入をして新築については半年後になると、その時点で申し入れを申請をしていただいて、そして今後私は先に転入して来たのだけれども、半年後には家を建てたい。そういうふうに今進んでいるという申し入れを先に申請をしていただいていれば、その辺は考慮する余地があるのではないかなと。その辺については、今委員さんおっしゃられるようにいろんなケースがあると思いますので、なるべく町外から転入をしてくる人、その人について、この対象になるようなものについては、ある程度柔軟な対応を考えるということがやっぱり必要ではないかというふうに思っております。

　ただ、今のケースで、ではそれが２カ月だったらどうなのだ、６カ月だったらどうなのだということになりますと、今の時点ではちょっとお答えができないかなというふうに考えております。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

すみません。失礼しました。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　本当、いろんなケースがあるのだろうなというふうに思うのです。特に二・三男転用の場合は、いろんなケースが出てくる。特にこの３月というのは、今教育長いますけれども、新入学を控えての移動というのがかなり出てきますよね。だから、そういう面では、転入が先にどうしてもなってしまう部分があるわけで、それこそ実家あるからどうにかなるみたいな話もあるわけで、そういう部分では、私もできるだけいろんなケースを想定しながら要綱をつくってほしいなというふうに思うのです。

そうではないと、せっかくつくった制度だけれども、除かれてしまうという部分がいろんなケースで想定されてしまう事業かなというふうに感じるのです。そういう面では、その辺も含めて十分整えていただきたいというふうに思います。

いいです。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　それでは、質疑がないようですので、ここで地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休　　憩　午後　３時３４分

再　　開　午後　３時４５分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員さん、どうぞ。

○渋谷登美子委員　31ページに民生費国庫負担金の保険基盤安定分、414万7,000円というのがありまして、115ページに国保会計の繰入金になって出てくるわけですけれども、保険税の軽減者の実情というのは国保で聞くべきなのかもしれないのですけれども、ここで伺いたいと思います。それと、バックしますけれども、29ページですが、

住民基本台帳カード事務手数料で３万6,000円、住民の方の今の主な活用方法というのはどのようなものになっているのか伺いたいと思います。

２点です。

○松本美子委員長　答弁をお願いします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

初めに、保険基盤安定の細かい内訳につきましては、村上副課長のほうからさせていただきます。

29ページの住民基本カードの活用状況というようなことでございますけれども、これにつきましては、免許証ですとか、ほかに公的な身分を証明するようなものを持っていない方が多くつくっているというのが状況でございまして、それが銀行さんですとか、役場でもそうなのですけれども、身分証明書になりますので、そういった利用が多いかなと。

あと、確定申告等のe―Ｔａｘを利用される方もいらっしゃいますので、そういう方のご利用もございます。そういったことが主なものかなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長　村上副課長、お願いいたします。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長　税の軽減、保険基盤安定についてご説明申し上げます。

31ページの保険基盤安定、この負担金につきましては、保健所支援分ということで、税の軽減分全てではなく、税の軽減と、あとは実績における嵐山町の１人当たりの医療費等、これに対して国から交付されるものでありまして、税の軽減につきましては、37ページの県の支出金の中の保険基盤安定負担金、その下に保険基盤安定保健所支援分負担金と２つありまして、税の軽減につきましては、この上の段の保険基盤安定負担金というのが該当になります。

26年度におきまして、軽減世帯でございますけれども、嵐山町につきまして６割軽減が592世帯、832人、４割軽減につきまして126世帯、294人、これを昨年の11月段階の世帯の状況から計算いたしまして判定しております。

以上です。

○松本美子委員長　よろしいですか。

そのほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員　95ページの今の住基ネットワーク事業ということで、こちらのほうにいただいた中に、住基の認証の生体認証機器購入、12番に住基ネットワーク事業で３万8,000円と載っているのですが、３万8,000円ぐらいでこんな認証の機器が購入できるのですか。どういう機器を購入するのだか、教えていただければ結構です。

○松本美子委員長　山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

これにつきましては、今の端末の機械のほうに、今はカードといいましょうか、そういったカードで認証させてやっているのですけれども、それにかわって生体認証でやるということで、それほど高くなくて、指をつけるというのでしょうか、そういったことでやりますので金額的にはこの程度の金額でできると。

○長島邦夫委員　指定した指。

○山下次男町民課長　ということです。

○松本美子委員長　長島委員、お願いします。

○長島邦夫委員　指定した指を決めていただいて、そこで認証する、とれるわけですよね。指認証ということで。

○松本美子委員長　山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

その辺の詳しくは、手でやるのか指でやるのかというのは、今後のことになってくるということでございます。

以上でございます。

○長島邦夫委員　結構です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員　95ページでもいいし、29ページでもいいのですけれども、住基ネットの件なのですが。

95ページのこの機械器具借上料が大幅に下がっているわけです。ちょっとその理由を伺いたいと思うのですが。

それで、その住基ネットか台帳カードは29ページのほうがいいか。このカードは、マイナンバー制度が本格的に始まると必要なくなるというか、廃止の方向だというふうに思っているのですが、来年度ですよね、マイナンバー制度が始まるのは。私は、積極的というか、反対ですけれども、ただ、町はそういう中でも進めていくのか、いこうとしているわけですよね、ある意味では。ちょっとその考えを伺いたいと思うのですが。

それから、一つ、ストーカー事件で住所を教えてしまったというのがあって、それが殺人までいったという事件がありましたですよね。あれについては、嵐山町のパソコンはきちんとしているのか。体制的にも、職員の体制というか、意識づけもしっかりしているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

まず、95ページの機械器具借上料が大幅に下がっているのはどういうことかということでございますが、これにつきましては、住民基本台帳カードの発行機がリース切れになりました。それで、今年度につきましては、１年間再リースということでございまして、再リースにしますと安くなると。大体ほぼ５万7,800円が１カ月分、１カ月分は、まだもとのリースが残っているのですけれども、それが４月分なのですが、そのほかの５月以降の分につきましては、約１カ月分ぐらいの料金で11カ月分を借りられるということで、大幅に安くなったということでございます。

それから、続きまして、29ページの住民基本台帳カードの関係ですけれども、マイナンバー制度が始まったときにはどうなるのかということでございますが、住基カードにつきましては、一応27年の12月までは発行していくと。28年の１月から、そのマイナンバー制度になるのですけれども、そこまでは発行していくと。それで、その有効期限というのが10年間はございますので、先ほど言いましたように住基カードの身分証明書ですとか、そういったものには使えますので、利用は期限がある間はできるということになります。ですから、27年の12月までは、希望者がいらっしゃれば発行はしていくということになります。

それから、もう一点、ストーカー事件等があって、その辺の管理の状況ということでございますが、住基システムの中に、例えばＤＶで支援をこちらで受けているような方につきましては、ほかの住基システムのほうは、税務課とかも、こども課とかも

使っていますけれども、その方の呼び出すと画面上に、この方はＤＶ支援になっていますというような形で表示がされますので、見た方はすぐわかるような状況になっています。

そういったことで、管理上では、徹底して、その辺のこともこういうサインといいましょうか、それが出たらその辺は話をしてくださいと、すぐ教えたりとか、発行してしまうのではなくて、証明とかを発行しなくて、一応こちらで確認していただいて、発行できるものかどうかということを確認していただいてからというような形で取り扱いをしてございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　住基カードの件なのですが、ただマイナンバーが出ると、もうそれで全て済むわけです。住基カード、ただでやれるのだったら、それは12月までやってもいいのですけれども、ただではないわけですからね、安いですけれども。

やっぱりマイナンバーで、私はそういうの欲しいのだけれどもな。マイナンバーに出るのだから、そちらを考えたほうがいいのではないですかということを、どこかの時点で言ったほうがいいのではないかなというふうに思います、私。

もう一つ、それとストーカー事件なのですが、これ逗子とか杉並でしたか、やっぱり同じようなシステムにはなっているのだと思うのです。たしかなっているような話をニュースでもありましたよね。だけれども、職員が教えてしまっているわけですよね。相手が、いろんな素行を調べるような人、探偵だったり。やっぱりその辺は、職員の中でしっかりと意思統一がされているのかどうかというのが一番大事な点だと思うのです。ちょっとその辺考えてください。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

住民基本台帳カードの関係ではございますが、これにつきましては強制とかではなくて、個人の方が申し込んでいただいてということになりますので、ただ今後は先がマイナンバーカードのほうが見えてきましたら、一応そういうのにかわりますよとかというご案内は、申し込みを受けるときに、それでもいいから発行してくれということであれば、そういうふうな形でやらさせてはいただきたいなというふうに思っております。

それから、秘密保護といいましょうか、ストーカーとかの対応の関係でございますが、町民、ほかの課もあるのですけれども、町民課の中では、先ほど申し上げましたとおり、そういったような方の画面上にもあらわれますので、その辺については徹底して行っているということで特に問題はないかなというふうに思っております。

ほかの課につきましても、それぞれ個人情報のほうをそろえていくというような関係がございますので、そういった形で他の課もやられているというふうには考えております。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　町民課では、ストーカー事件、わかりました。ちゃんとやってきていると思うのです。ほかの課は、どうなのですか。そういうことは、話し合っているのですか。こういう事件をきっかけに、問い合わせには注意をしてくれということでは、どうなのでしょうか。

○松本美子委員長　では、町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　町民課に限ることではなくて、公務員として守るべきこと、第一が秘密の保持、法令順守、これは公務員として第一にやらなければいけないことですので、この課に限ってということではなくて、嵐山町の職員であれば当然、それ全員がしっかり守って町民を守っていくということは大前提でございますので、さらに徹底はして進めていきたいというふうに思っています。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方どうぞ。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　115ページなのですが、先ほどの国民健康保険の繰出金なのですが、ちょっと財源内訳の話なのですけれども、一般財源の部分ですけれども、これは補助事業に対する町の負担分というふうな見方でいいのかどうか。

それから、その下の後期高齢者の広域連合の負担金なのですけれども、これもちょっと一般、財源内訳の部分で非常に町の持ち分が多くなってきていますけれども、これは特別会計のほうに移すわけではないのだと思うのですが、後期高齢者の広域連合の負担金というのは一体どういうものなのか、その２点ちょっとお聞きしたいのです。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　それでは、お答えさせていただきます。

個々の繰出金の一般財源の内訳につきましては、村上副課長のほうからお答えさせていただきます。

それとあと、後期のほうの負担金の関係でございますが、これには共通経費の負担金の部分と、それから療養給付費に対する負担金の分の２つに分かれてございます。共通経費に関するものが、均等割、それから人口割、高齢者人口割というような３つから成ってございまして、611万8,958円でございます。療養給付費負担金につきましては、平成26年度の療養給付費の見込み額が３月診療分から２月診療分でございますが、それを出しまして、それの市町村負担分として12分の１を負担するものでございまして、１億2,843万8,260円が町の負担分というような形になっています。

以上です。

○松本美子委員長　村上副課長、お願いいたします。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長　保険基盤安定の財源内訳についてご説明申し上げます。

保険基盤安定のほうの負担金のうち、保険で支援分というのが入っていない分、そちらのほうが税の軽減分でございますけれども、これにつきましては、県が４分の３、町が４分の１という負担割合でございます。

また、保険基盤の保健所支援分、こちらにつきましては、国が２分の１、県が４分の１、町が４分の１という負担の財源内訳で国保の特会のほうに繰り出す形になっております。

以上です。

○松本美子委員長　井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長　お答えします。

国民健康保険への繰出金の関係でございますけれども、町のほうからでは法定分の繰入金というのはございまして、医療費の関係ですが、その繰入金、その他繰入金といたしまして、出産育児一時金でありますとか、町債費、事務費、そういった繰り入れを行っております。

以上です。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　後期高齢者なのですけれども、これ一般会計から公益連合のほうに納める部分なのでしょうか。後期高齢者の場合は広域連合のほうに納めれば、農協も多

分特別会計のほうで納めるようになっていると思うのですけれども、この部分は一般会計の中で広域連合に納める部分という認識でよろしいでしょうか。

○松本美子委員長　山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

こちらにございます後期高齢者医療広域連合負担金１億3,455万8,000円につきましては、一般会計から広域連合のほうに納めるものでございまして、その２行下といいましょうか、繰出金というものがございますけれども、こちらのほうが一般会計から特別会計に繰り出しまして、また特別会計から広域連合のほうに上がるというようなものになってございます。

以上です。

○松本美子委員長　よろしいですか。そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結をいたします。

ここで、休憩とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

休　　憩　午後　４時０７分

再　　開　午後　４時０８分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　24ページで比企医師会在宅当番医制市町村負担金が401万9,000円、これは嵐山町が当番だということで入っていますけれども、そのために運営費負担金として436万8,000円、それから別の形として、これ小児初期救急事業運営費負担金が200万5,000円、病院群輪番制病院運営費負担金323万3,000円ですけれども、それぞれの算出の基礎というのはどのようなものになっているのか。それから、在宅当番とか、それから小児救急の課題として捉えていることが幾つかあると思うのですけれども、それについて課題解決をしていくという考え方があるのかどうか伺いたいと思います。

39ページと101ページで、地域自殺対策緊急強化事業補助金というのが28万8,000円になっていますが、何をどのように行って自殺対策を進めていくのか伺いたいと思います。

33ページなのですけれども、臨時福祉給付事業費補助金で対象人数を１人１万円とすると4,375人になってくるわけなのですけれども、加算分を含めるとどのくらいの人数になっていくのか伺いたいと思うのです。

次に、103ページになります。社会福祉協議会の補助金ですけれども、補助金924万2,000円、人件費や町民福祉の向上を図る事業に対する補助金という形ですけれども、具体的な補助の内容と、それから26年度以降の社会福祉協議会はどのような場所に行くのか伺いたいと思います。

多分、21年度から始まって菅谷幼稚園でおしまいになって、５年間の契約だったと思うのですが、そこのところをいま一つわからないので伺いたいと思います。

それから、125ページの健康づくり事業ですけれども、これは188万5,000円で、健康増進食育計画策定委託料。

それから、委員報償ですけれども、具体的に食育計画策定をどのような形で行っていくのか伺いたいと思います。健康づくり事業ということをどのように考えていくかということです。

それから、127ページに予防接種事業があるわけなのですが、これは総括でも行うつもりなのですけれども、Ｂ型肝炎の予防接種事業を新たに拡大事業として行ったわけですけれども、埼玉県ではたしか１カ所だけですよね。Ｂ型肝炎の助成金を行っているところは１カ所だけというふうに書いていますけれども、嵐山町でこれを行っていく意味です。それで、Ｂ型肝炎というのは、30代の方ぐらいですか、予防接種をしたときに、それで予防接種でウイルスがうつってＢ型肝炎になっている方がキャリアになってきていて、それが母子感染で、そして母子感染した子供がＢ型肝炎になっていくというのが一般的だと思うのですけれども、これですとＢ型肝炎の予防接種はどのような形で行っていくのか。例えば妊産婦で抗体を検査した人が、それで抗体があった人というの、ウイルス感染している人にだけ行っていくという形になっていくのか、これについてどのような形で嵐山町がこれをあえて助成金事業、助成、埼玉県で２番目の助成事業としなくてはいけない事情にあるのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

杉田副課長、お願いいたします。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長　まず、私のほうから在宅当番のほうの関係についてお伺いさせていただきます。

在宅当番につきましては、平成26年、平成27年度は嵐山町のほうの管理市町村ということで、管内に負担金を取りまとめて比企医師会と契約を結ぶものでございます。これの基準額でございますけれども、これにつきましては、市町村、今、比企管内の市町村が取りまとめという形で実施をしているわけでございますけれども、市町村が実施する前に保健所の事業としてやっていた経緯がございます。全体の事業費といたしましては、その保健所が実施していた事業費、それを比企管内で人口割等、負担割合に応じまして負担金を分配していくものでございます。

それから、小児救急、病院群輪番制のほうでございます。病院群輪番制でございますけれども、こちらにつきましては全体事業費といたしまして2,387万1,000円、こちらを比企管内の市町村で人口割80％、均等割20％、これにつきましては26年度につきましては、25年10月１日現在の人口割合ということで負担割合を決めているものでございます。

続きまして、小児救急でございます。失礼しました、今の金額につきましては、小児救急の金額でございます。失礼いたしました。

小児救急のほうで、負担金のほうの積算でございますけれども、こちらにつきましては、医師ですとか、薬剤師、看護師等の経費につきまして、比企医師会のほうと金額調整をさせていただきまして、こちらの2,387万1,000円というふうな金額を積算しているものでございます。

続きまして、病院群輪番制のほうでございます。

大変失礼しました。小児救急のほうの負担割合でございますけれども、均等割20％、人口割70％、実績割が10％でございます。すみません、訂正させていただきます。

続きまして、病院群輪番制でございますけれども、病院群輪番制のほうにつきましては、均等割が20％、人口割が80％で、人口の基準につきましては、同じく前年度の10月１日の日数でございます。

病院群輪番制のほうの積算のほうの根拠でございますけれども、こちらにつきましては、平日の夜間と、土日、祝祭日のほうをもってあけるということでございまして、

こちらにつきましては、１日当たり７万1,040円、こちらを基準に、平成26年度でございますけれども、437日を実施をしていただくということで、全体事業費といたしましては3,044万4,000円、こちらがベースになる金額でございます。

嵐山町につきましては、人口割が9.4％で全体の金額の占める割合としまして、234万6,288円、均等割が88万6,971円といたしまして、合計金額が323万3,259円になるわけでございますけれども、100円単位は切り捨てで管理市町村ということで、323万3,000円の金額となってございます。

課題でございますけれども、小児救急等につきましては東松山医師会病院が会場となっているわけでございますけれども、やはり立地条件等々によりまして、実績につきましては、東松山管内、または滑川管内の患者さんのほうが若干多いというふうな条件的に課題があるかなというふうに考えてございます。

ただ、その中で、やはり電話での相談というのも実施してございます。それに応じて医師のほうの判断で、翌日の受診への促しですとか、家庭での対処方針、そういったものをアドバイスをさせていただいているというのが現状でございます。

あとは、病院群のほうの関係でございますけれども、こちらにつきましては、特に重立った課題等につきましては聞いてはございませんけれども、やはり小児のほうにつきましてはシャープ8000とかということで、電話での医療相談というものがございます。大人向けのそういったものが今現在ないということで、平成26年度の10月を予定ということで、埼玉県のほうで大人向けのそういう医療に関しての子供のシャープ8000にかわる大人向けのものを予定をしているということは聞いてございます。

私のほうから、続きまして、健康づくりのほうの関係につきましてお答えさせていただきます。

平成26年度に健康増進食育計画ということで実施をさせていただいてございます。こちらにつきましては、国、県につきましては必須ということになってございまして、市町村におかれましては努力義務ということでございます。

ただ、これらを特定健康診査の計画ですとか、がん検診等は計画にすり合わせる、また、そういった観点から来年度予算をお願いいたしまして実施をさせていただく予定でございます。

作成の状況でございますけれども、要綱を設置をさせていただきまして、策定委員会なるものを予定をさせていただく予定でございます。それから、それらを推進する

ということも含めまして、庁内に職員による庁内会議というものを２本立てで策定をさせていただきまして、計画を予定しているものでございます。

内容といたしましては、アンケート調査、次世代育成等々でアンケート調査をとっているわけでございますけれども、それらを補足する意味で若干のアンケート調査を実施させていただきまして、計画に反映をさせていただければなというふうに考えてございます。

続きまして、予防接種でございます。こちらにつきましては、こども医療費のほうの代替事業という形でＢ型肝炎のほうの予算をお願いしているものでございます。こちらにつきましては、今、嵐山町で水ぼうそうとおたふく、こちらとロタウイルスのほうを代替事業といたしまして、嵐山町独自で任意接種としてさせていただいているものでございます。

予定ではございますけれども、来年度の10月以降に水ぼうそうにつきましてが定期接種等々になるというふうな情報も入ってきてございます。そういった中で、町内の先生等との会議の中で代替事業として、今、渋谷委員さんのほうからお話ございましたけれども、Ｂ型肝炎につきましてが、今まで従来ですと母子感染等があったわけでございますけれども、どうしてもそれだけではなくて、飛沫感染といいますか、そういったことも想定がされるということで、母子感染、母親がキャリアの場合につきましては、出産を保険診療の中で予防接種をお子さんのほうにも打っているわけでございますけれども、さらに含めましてキャリアをなくすということで、今年度Ｂ型肝炎の接種のほうを見込まさせていただいたわけでございます。

以上です。

○松本美子委員長　高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長　それでは、私から、質問項目の２番、３番、４番についてお答えさせていただきます。

まず初めに、質問項目２番の歳入39ページ、歳出101ページの自殺対策事業についてでございます。こちらは、埼玉県の地域自殺対策緊急強化事業を26年度に行う予定でございます。

事業内容といたしましては、ゲートキーパー養成講座を講師をお願いしまして２回ほど実施したいと考えております。こちらが報償費で計上しております。また、需用費で自殺対策のリーフレット、こちらを全世帯配布として7,000部、また啓発用のメ

モ帳を1,500部消耗品で購入し、配布する予定でございます。

こちら、予定しておりますメモ帳につきましては、障害者施設から購入を考えておりまして、こちらはただいまの分、自殺対策とは別の項目でございますが、障害者優先調達方針というのをただいま定めておりますので、こういったものを積極的に推進するためにも障害者施設からの購入を予定しております。

また、事業の実施につきましては、自殺予防週間が毎年９月の10日から10月にございますので、こういった習慣を啓発するためにも秋ごろにできたらいいかなと考えております。

近年の自殺者の傾向でございますが、国におきましては３万人を超えておりました自殺者がだんだん減少しておりまして、２万7,000人台に平成24年度は落ちてきております。埼玉県におきましても、平成21年度に1,796人と、これが一番自殺者の多い年でございましたが、その後、こういった自殺対策強化事業を取り入れることによって年々減少しておりまして、平成25年の自殺者数がつい最近暫定値がこちらのほうに示されまして、1,524人と県のほうから数値が来ております。

歳入につきまして、28万8,000円ですが、これは事業費の10割補助ということになりますので、全額が補助される予定でございます。

続きまして、質問項目３番、107ページの臨時福祉給付金についてでございます。こちらは、消費税が５％から８％に引き上げられることに伴い、非課税世帯などの低所得者層につきまして、基本分として１万円、また年金も特例措置の解消がございますので、そういったことを考慮しまして、5,000円の加算がございますが、こちらを見込んでおります。

人数としましては、基本分が3,500人、これで１万円を掛けまして3,500万円、加算分につきましては、1,750人掛ける5,000円で875万円、合計しまして4,375万円を給付費として見込んでおります。

続きまして、質問項目４番の103ページ、社会福祉協議会の補助金についてでございます。こちらにつきましては、派遣職員の１人分の人件費と金婚式の事業費用、戦没者慰霊事業の事業費となっております。金婚式につきましては、例年15組程度の対象者がございます。また、戦没者慰霊事業につきましては、追悼式と靖国神社の参拝を交互に行っておりまして、平成26年度は追悼式を行う予定となっております。

平成25年度との金額の差は、人件費の分がふえていることの差になります。

社会福祉協議会の移転については、別途お答えさせていただきます。

以上です。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いいたします。

○安藤　實副町長　社会福祉協議会の移転のことにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

平成22年の４月、あの場所に移転をいたしまして、この３月いっぱいで丸４年が経過をいたします。あそこをお借りしたときの年数は５年間ということでございまして、平成26年度いっぱいでどこかに移転しなければならないというふうなことになっております。

先般の大雪で、旧園舎、園庭に面した大きな下屋が倒壊してしまいました。木造の老朽化した建物でございまして、安全面で難がございます。そういったこともございまして、５年たったあと、移転をしたいというふうに考えております。それから、お支払いをしている使用料と町民の皆様、会員の皆様からいただいている会費との問題、さらには他の市町村の社会福祉協議会が入っている施設が、ほとんどが市町村立の施設に入っておりまして、そういったことの嵐山町としてどう取り組んだらいいか、そういったことを総合的に勘案をいたしまして、先般社協の理事会でこの問題についてお話し合いをし、５年経過した時点で他の場所へ移転をしようということが決定をし、現在まであの施設をお貸しいただいていた地権者の方にお会いをいたしまして、大変ありがとうございましたということで、お礼を申し上げ、そして１年先になりますけれども、１年後にはこういうふうに考えていますので、ぜひ跡地利用について準備していただきたいというお話をし、地権者の方からはご理解をいただいております。

なお、移転先につきましては、町の施設ということで考えておりますけれども、ご承知のとおり、町の施設それぞれ公の施設の管理条例をもって管理をし、現行ではそこを利用なさっている町民の方大勢いらっしゃいます。そういったことも含めて、今後１年間ございますので、移転場所については、現在利用されている方等のご理解もいただきながら、新たな場所に移転をしたいということで社協のほうでは考えております。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員さん、どうぞ。

○渋谷登美子委員　自殺対策緊急強化事業費ですけれども、ゲートキーパー養成講座を

行うということで、ゲートキーパー、具体的にはどのような方を考えているのか伺いたいと思うのです。

それと、臨時福祉給付金事業の補助金なのですが、これは今回だけなのですけれども、だんだん、だんだん非課税世帯がふえてきているということらしいのですけれども、今回の非課税世帯の捕捉の仕方というのはどのようにしてなさったのか、伺いたいと思います。

予防接種事業に関してなのですが、すみません、私もＢ型肝炎の予防接種事業がどのようになっているかというのは調べたのですけれども、７月13日の厚生労働省の審議会で、４月１日から６月30日までだとするのですけれども、ちょっとこれ出そうと思ったら出ているのですが、資料が出ていまして。86万2,856回接種しているのですけれども、そのうち重篤な被害者というのが７名出ていて、そして１人死亡しているのです。こういった状況の中で、嵐山町が水ぼうそうの予防接種は定期接種になるから、今度それをＢ型肝炎を加えていくというのは、考え方なのですけれども、かなり問題が大きいのかなと思っていて、皆さんみんな、１歳未満の方がＢ型の予防、肝炎は多分６カ月くらいから検診になるのですか。１歳未満の人というのは、みんな重篤な副反応になっていて、ほとんど回復していないのです。そういうふうな形の中で、嵐山町が定期接種ではない形でやっていくというのは、どういうふうな意味があるのかなというのは、今、これからも考えていくことなのですけれども、それについて、嵐山町の医師の方たちと話し合いをなさったりとかというときには、この情報自体がまずないのでしょうけれども、どんな形でやられたのか、どっちにしても総括で行いますけれども、簡単に伺えたらと思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長　それでは、渋谷委員の再質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、ゲートキーパーの養成講座、これをどのような方を対象に考えているかということでございますが、まずゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声かけをして、話を聞いて、必要な支援につなげ見守っていけるような方、こういった方をゲートキーパーと呼んでおります。こういった方を養成していくためのゲートキーパー養成講座でございますが、平成23年度に民生委員さん、保健推進員さんを対象に講座

を開いております。また、民生委員さんにつきましては、保健所主催のゲートキーパー養成講座にも日ごろ参加していただいておりますが、昨年12月に民生委員さんを一斉改選をいたしましたので、新たな民生委員さんも大勢いることから、民生委員さんですとか、保健推進員、また職員にもこういったゲートキーパーの養成講座を受けていただいて、自殺対策の一助となるようにしていきたいと考えております。

続きまして、臨時福祉給付金の対象者人数の算出方法についてでございますが、非課税世帯の出し方でございますが、まず国で示しております給付金の基本分の対象者の計上の考え方は、まず人口から課税されている人をマイナスし、そこからさらに対象外となる課税されている方に扶養されている人、こういった方を引いていく、また最後に生活保護の人を減ずる、そういった総人数から対象外となる方を順次減じていくという方法で算出するようにというようなことになっております。

これに基づきまして、税務課で人数を調べていただきまして、町の１月１日人口1,834人から所得割のかかっている人数、また均等割のみかかっている人数、白色事業者専従者などの人数、扶養親族等の人数を減じまして、生活保護者の人数が今おおよそ200人ぐらいと考えまして、計算しますと、それにより算出された人数が約3,200人でございました。ですが、国の見込んでおりますおおよそ人口の20％程度を国で見込んでいるところを考えますと、嵐山町では約3,668人が20％になるのですけれども、その間の人数ということで、約3,500人ということで見込んでみました。

以上でございます。

○松本美子委員長　岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、私のほうからはＢ型肝炎につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの副課長のほうから説明のほうをさせていただきましたけれども、これまでＢ型肝炎というのは、母子感染がほとんどであるというふうに言われておりました。ただ、母子感染ですと、母親がキャリアで子供が生まれますと、48時間以内に予防接種をしてそれを減らしていくというふうな方法をとられてきたわけですけれども、なかなかそれだけでは減ってこないというふうな現状がございまして、その中で母子感染だけではない膵炎感染があるというふうなことがわかってきたというふうに言われております。特にこのＢ型肝炎につきましては、通常大人がかかった場合には、急性肝炎というような形で一過性で終わるというふうに言われているのですけれども、子

供が感染しますと、キャリアになって数十年たった後に肝臓がんになるというふうに言われております。

そういったことがあるものですから、早い時期にその予防接種をしたほうがいいのではないかということで、町でも管内の先生方にも勧められていることもありますけれども、この時期に始めたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　Ｂ型肝炎は、成分がアルミニウムアジュバンドでつくられているのです。そのことを皆さんご存じであって、非常に劇薬でということなのですが、ＷＨＯも勧めているということと、それから町長は予防接種で防げる病気は全て予防接種を行うという、国の方針と同じなのですけれども、ではＢ型肝炎で子供は１歳児で亡くなるお子さんとか、Ｂ型肝炎で１歳児の方が病気になるということはないわけです。そういったことを考えてやっていくという方向性というのは、今ないのです。国の中にもないのだけれども、町にもないわけなのですが、これはちょっと一遍見直してみる必要があるかなと思っているのですけれども、Ｂ型肝炎を一旦やり始めると、予防接種を始めると今度とめるのが非常に難しいということがありますよね。その問題があって伺っているのですけれども、全ての嵐山町の予防、お医者さんたちが、このＢ型肝炎を予防接種したほうがいいというふうにおっしゃったのですか。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　Ｂ型肝炎につきましては、細かいそういった専門的な知識というのは、私どもの方ではよくわかりませんけれども、町内のそういった医療の関係者、小児科医の先生からはぜひ早い時期に予防接種をすることが好ましいというふうに勧められております。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員　１点お聞きいたします。

128ページ、129ページなのですけれども、妊婦健康診査事業で、これ拡大事業になっているわけですけれども、９万3,000円ほど前年度より減っていると。おおむね、

いつの時点でこの妊婦数がどのくらいになるかというのを決めて予算化していくのかどうか。先ほどの中でも議論になったのですけれども、嵐山町はとりわけ子育て支援事業の中で、いわゆる嵐山町に転入していただくという事業の中では、とりわけ若い人たちに入ってもらって、その中での子育てというので、これから生まれる方もぜひそういう中では、嵐山町の中ではふえているという形にもとられているのだろうと思うのですけれども、そういう形でいくと、この妊婦数を幾つにはかってきているのかによって、この問題との整合性が悪くなってくるのかなというふうに思っているのですけれども、その辺のところはどういうふうな捉え方をしているのか、お聞きしたいと思います。

それから、拡大分としては風疹抗体検査という形なのですけれども、この検査は、時々風疹がふえてきて妊婦、あるいはこれから生まれてくる子供に影響が出てくるというふうに感じているわけでありますけれども、単なる妊婦に対しての検査というのはどういう形なのか、問診だけのものにしているのか、そこら辺でお聞きをしたいと思います。検査結果、妊婦にそのことを聞くこと、あるいは陰性反応が出た場合に、例えばその配偶者と、これに対する問い合わせというのを聞いて、その夫も陰性だった場合なんかに、さらにこれで出てくるというのがいっぱいあったわけです、今までも。その辺のところの検査結果、あれをだんなさんに知らせて、風疹のための接種やなんかをさせていくような、そういう対応がとられるのでしょうか。そこのところをお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長　杉田副課長、お願いいたします。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長　それでは、妊婦健康診査の関係につきましてお答えさせていただきます。

これにつきましては、おおむね全体といたしまして、年間出生数につきましては120人程度見込んでございます。これにつきましては、あとはおのおのの健診の１回から14回まであるわけでございますけれども、前年度の実績を踏まえまして回数で積算をさせていただいているのが現状でございます。

あとは、拡大分といたしまして、今、河井委員さんのおっしゃるとおり、平成26年度から妊婦健康診査の中に風疹ウイルスの抗体検査、こちらのほうを実施をしてございます。平成26年度につきまして、25年度に風疹が妊婦さん等々に蔓延をしたということがございまして、嵐山町におきましても急遽助成事業を始めさせていただいたわ

けでございますけれども、これらにつきましても、平成26年度にもあわせまして実施をしていきたいということで予算につきましては求めさせていただいてございます。

風疹の抗体検査、こちらにつきましては平成26年度から、保健所、埼玉県の事業といたしまして各医療機関と契約を結びまして抗体検査を無償で実施をするということでなってございます。嵐山町につきましても、平成25年度につきましては、妊娠を希望する方、または妊婦の夫という形で実施をさせていただいています。同様な形での県の事業で抗体検査を実施をされますので、抗体のない方につきましては嵐山町でもその証明書を持ってきていただくことによって、風疹の予防注射のほうの助成事業を実施をしていくということで予定をしてございます。

あとは、妊婦の夫への勧奨ということでございますけれども、母子手帳をとりに見えるときに、その助成事業のご案内をさせていただきまして、妊婦への感染防止ということで助成事業も合わせまして勧奨させていただいているのが現状でございます。

以上です。

○松本美子委員長　河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員　そうすると、この９万3,000円ほど減ってくるという形は、おおむねそういう形でだんだんうちの、いわゆる出生がこのくらいの割合になるだろうと。そうすると、妊婦さんのそういう形でのあれで計算しているということなのでしょうね。

もう一つは、風疹の関係ですけれども、これどのくらいの方が陽性になっているのか、これは妊婦さんによって、妊娠の方については前もって前年度あたりからそういう形で予防接種を受けている方もいるのだろうと思うのですけれども、たまたま配偶者となる夫なんかは、仕事が忙しくて何かにつけそういうものもなかったのだろうと思いますけれども、それで、この妊婦さんに陰性反応が出た場合には、きちっとした指導はされているものなのでしょうか。その１点だけお願いします。

○松本美子委員長　杉田副課長、お願いいたします。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長　抗体検査の関係でございますけれども、こちらにつきましては医療機関のほうで実施をするということでなってございます。

26年度から行うものですので、ちょっとその辺のマイナスの方に関してどのような対応をするのかということについては掌握してございません。嵐山町のほうで25年度に実施した中ですと、抗体検査としていただいて、なおかつ予防注射をするというこ

とになりますと、費用負担のほうが大きくなってしまうと、本人負担がです。ということで、特に風疹の抗体がある方につきましても、疑義のある方については風疹の予防接種を実施していただいていても健康被害はないということで国のほうからの指導ございましたので、嵐山町につきましては、希望する方については抗体ある、なしにかかわらず、条件に合う方については、風疹の予防接種をお勧めさせていただいたのは現状でございます。

ちなみに、25年度につきましては、今現在として65名の方、これにつきましては、妊婦と妊婦の夫のほうを合わせてという人数でございます。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方は。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　２点、お伺いをいたします。

105ページの上のほうですが、重度心身障害者医療費支給事業、これが今年度もまた増額でございます。この事業の財源内訳を見ますと、県と町が半分半分、約です。そういうふうに見えるわけですが、このふえている状況というのが、どんな状況でふえているのか、子供が年齢的にどうなのか、その辺も含めてお伺いをしたいと思います。

それから、125ページの生活習慣病予防事業ですが、三角の４万4,000円です。この減った理由というものが、どういうものが減ったので減額になったのか。しかも、嵐山町は、こういう教室、ここははかるための教室、あるいは相談を行うための経緯ということでずっと組んだのですけれども、生活習慣病の捉え方、それから予防の仕方というのは極めて大事なことです。ただ、来てもらって教室を開きますよとかって言っていると、なかなかこう見ても、120人のわずかな参加者です。

とはいいながら、この生活習慣病をどうにか克服する、あるいはみずからが健康づくりにもっと体を動かすことに意欲を燃やす、そういう姿勢を持ち出すような施策も必要なのではないかと思うのですが、この捉え方についてお伺いしたいと思います。

その２点。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長　それでは、１番目の質問、105ペー

ジの重度心身障害者医療費の増加傾向について説明させていただきます。

まず、今年度の予算といたしましては、昨年に比較して483万8,000円の増額でございます。これにつきましては、扶助費としまして492万ふえまして、前年比較11.7％、近年の傾向としまして毎月400万程度の支出が見込まれる場合がございます。毎月、１人の方が定期的に請求をしていただければ、コンスタントに見込めるのでございますが、なかなかまとめて請求する方も多いので、多い月だと500万円程度、少ない月だと300万円程度という月もございます。これが医療費の現状でございますが、人数の増加につきましては、身体障害者の方の増加が多うございまして、こちらにつきましては若年層よりも高齢者層の増加が顕著でございます。

近年は、65歳以上を過ぎても新たに手帳を取得する方が多くなる傾向がございまして、新規の取得者につきまして、今大変申しわけないですが、この対象者の年齢構成までを把握はしておりませんが、高齢者の増加が多くなっているということでお答えをさせていただきます。

重度医療につきましては、以上です。

○松本美子委員長　杉田副課長、お願いいたします。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長　続きましては、私のほうから生活習慣病対策事業の減額につきましてご説明させていただければと思います。

これにつきましては、検診後の健康相談ですとか、血液さらさら教室、そういったものをヘルスアップクッキング事業ということで実施をしてございます。これにつきましては、運動指導士を雇い上げをしていた部分がございますけれども、こちらにつきましてをやすらぎトレーニングルームのほうで実施をしてございますけれども、そちらで体験も兼ねてと言ったらあれなのですけれども、施設の紹介もあわせましてそういう事業への参加者もそちらに誘導するという意味をもちまして、そちらのほうに運動の部分につきましては、振りかえができないかということで、の部分の減額と、あとはヘルスアップクッキング講座のほうが、これが一般会計分と、介護のほうで参加者の年齢等合わせまして回数を割り振りをさせていただいたことがあったのでございますけれども、こちらのほうの栄養士の報償費、こちらが昨年度につきましては一般分で９回見ていただくものにつきましてを、今年度につきましては２回減らして、介護のほうを７回、こちらを一般分で７回ということで組みかえをさせていただいてございますので、その分について減額をさせていただいているものでございます。

事業の回数等々につきましては、25年度と変更はございません。

以上です。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　年齢構成はちょっとわからないということなのですが、この対象になる人数は嵐山町で今何人。現在のところ何人なのですか。

年齢構成はわからないのですけれども、調べればわかるのではないでしょうか。それはわかったら、後で出していただけますか。

それから、65歳以上で身障者の手帳を取得する方がふえてきていると。これは、大きな問題なのだと思うのです。ただ、この65歳以上、既になる病気とすれば、脳梗塞だとか、脳溢血だとか、そういう脳障害がもとでこういう対象になってくるのではないかなと思うのですが、年齢的なものがあって起こってくる。

ここに該当しなかった場合に、その方はどういうふうな対応を、医療のほうで対象になっているのでしょうか。その辺をちょっとお伺いできればいいと思うのです。

それから、125ページの関係ですが、報償費等が減ったと、やり方をちょっと変えたということでわかりました。ただ、このやり方だけで生活習慣病の広告というのが、私は無理ではないかなと、このやり方だけでは。今、嵐山町がやっているやり方だけでは、やはりテレビ等でも出ていますが、やはり家庭で取り組める、家庭で、自分のうちで取り組める生活習慣病の、要するに体を動かす運動の仕方だとか、そうしたものを研究して、町民に協力してもらう、あるいは具体的には、これは田舎だからできない部分もあるのですが、ラジオ体操を推奨してやらせるとか、そういうのも生活習慣病の克服のためには大きな効果があるのだと思うのです。総括みたいになってしまいましたが。

その方向性というのは、研究したことはないのでしょうか。

○松本美子委員長　皆様に申し上げます。健康いきいき管理課に関する部分の質疑の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきますので、お願いいたします。

再開は10分からとさせていただきます。

休　　憩　午後　５時０１分

再　　開　午後　５時１０分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

健康いきいき課に関する部分の質疑を続行いたしますので、お願いいたします。

答弁からだと思いますが、挙手をいただきながらお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長　それでは、重度医療につきまして、年齢構成、先ほどこちらで把握していないと申し上げました。ただいま調査中でございますので、わかり次第お伝えしたいと思います。

また、重度医療に該当しない場合の医療につきましてはどうかということでございますが、重度医療に該当しない方につきましては、ご自身の加入しております健康保険で受診していただきまして、ご負担分を負担していただくことになります。国民健康保険であれば３割、また後期高齢者医療でございましたら１割ということになりますが、加入している医療保険が社会保険である場合には、付加給付等の給付で対応している方もいらっしゃると思います。

以上でございます。

○松本美子委員長　岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、生活習慣病につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

生活習慣病の取り組みにつきましては、これまでも嵐山町では過去に万歩計の貸与事業ですとか、ウオーキングコースや何かを設定しまして、そういった歩くことの推進等を行ってまいりました。それを何年か進める中で、一定の成果が出た中で、見直しをしまして現在の事業等が始まっております。

国のほうでも、これまでのメタボにかわりまして、この間一般質問のほうにもありましたけれども、ロコモティブシンドロームという、ロコモという運動機能に着目をした取り組みというのが国でも推奨されてまいりました。そういった中で、町でもこのところ同じような事業をずっと続けてきておりますので、運動等も取り入れた新しい取り組みというのも見直しが必要になってきているのかなというふうに感じておりますので、新年度以降で検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　重度心身の関係ですが、年齢構成的なものはまだ調べてということですが、高齢者が大変ふえてきているということが今わかってまいりました。嵐山町に

は、嵐山郷、あるいは老健施設があるわけですが、そこに入っている人の関係の医療費がどういう形になっておりましょうか。

この通常の料金の場合には、出身地で取っているものもかなりあるわけです。特に嵐山郷は、それは心身障害者の施設で、あそこの入所者が大分高齢化もしているわけです。極端な話、敬老会をやったりなんかするようになってしばらくたつわけですが、そういうことを考えますと、その部分をこの高額医療で全部とるということになるとすれば、これは県と町ですから、この制度そのものが大変無理があるのではないかなと思っているのですけれども、その辺どうなのでしょうか。本来は、国だってこれは関与すべきことなのではないかなと思うのですが、２つありますが、いかがでしょうか。

○松本美子委員長　高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長　それでは、まず重度心身障害者医療の対象者の年齢構成でございますが。先ほど調査をしますということで、おおよそのお伝えできるものがわかりましたので、お伝えいたします。

まず、18歳以下が26人、18歳から64歳が177人、65歳以上が276人、合計479人、こちらが現在の重度心身障害者医療の対象者の年齢構成でございます。また、平成25年度中の新規の該当者が40人おりましたが、そのうち65歳以上の方が27人おりました。こうしたことからも、高齢者層の該当者が多いということがわかると思います。

○松本美子委員長　岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、施設入所されている方の医療費の関係につきまして、お答えをさせていただきます。

嵐山郷ですとか、らんざん苑とかという高齢者の施設です。そういった方の医療費の関係ですけれども、重度医療につきましては、住所地がこちらにありますと当然町のほうの負担というふうな形になってきます。先ほど委員さんのほうからお話がありましたように、県と町との負担が２分の１ということで、高齢化とともにこの医療費の伸びというのは、大変負担になるというのでしょうか、支出が多くなっておりまして、この先どんなふうになるのかちょっと心配な部分でもございます。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑がございますか。

川口委員さん、どうぞ。

○川口浩史委員　101ページの自殺対策なのですが、ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、ゲートキーパーの活動をちょっと伺いたいと思います。

それから、106、107の臨時福祉給付金、ちょっと説明が、私が理解が悪いのだと思うのですが、捕捉は全員ではないのですか。三千六百何人とかっておっしゃっていて、計算では3,500人だということですので、漏れなく渡されるようになっているのか、ちょっと確認ですので、伺いたいと思います。

それから、116、117のこども医療費給付事業の養育医療費給付金、これきのう課長が答えていましたので、課長に聞くしかないのだと思うのです。ちょっとわかりにくいのは、なぜこども課なのに課長が答えるのかがわからないの、ちょっと１点伺いたいのです。

それから、昨日、大幅に減したわけですよね。人数が思ったような利用ではなかったということで、これを大きくとっていただけるというのは、まだいろんな動くからかもしれないのでしょうか。そういうことを見込んで前年度と同じ金額をとっているのか。まだ動きがわからないからとっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、124、125の保健推進員ですが、昨年67人にふやしまして、今年もそれでいくわけですよね。ふやして、どのような活動が昨年はできていたのかというのをちょっと伺いたいと思います。

だから、今年67人が必要なのかどうかというのは聞かなければ。全部を聞かないと、これだけの人数必要なのですかということを。

○松本美子委員長　では、答弁をお願いいたします。

高橋副課長。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長　それでは、101ページの自殺対策につきましてですが、ゲートキーパーの活動についてでございます。

ゲートキーパーとは、先ほどもお話をさせていただきましたが、悩んでいる人に気づいて声をかけたり、話しかけたりをして支援をしていく方になりますが、こういった研修を受けていただくことによって自殺願望がある方に対する接し方を学んでいただきまして、悩みのある方の話に耳を傾けて自殺を起こさないように上手に話を聞いていっていただける人、こういった方をゲートキーパーとして養成をしていって、自殺者数を減らしていきたいという、こういった活動をしていきたいと考えております。

続きまして、107ページの給付金の人数でございますが、先ほど私のほうの説明が

ちょっと臆測でございまして申しわけございません。国の積算を考えますと、おおよそ人口の20％程度を見ているというお話をさせていただきました。そういった計算でいくと、町では20％を考えると3,600人程度ですが、実際に税務課のほうで計算した人数をとると、3,200人程度になって、予算では、その間の3,500人程度を見込ませていただいたとお話ししたつもりでございましたが、説明不足で申しわけございません。

今、見込んでおります3,500人ですが、こちらの人数がもし全員対象となることになりましたら、その１万円の基本分につきまして給付をさせていただくことになります。対象の方に給付漏れがないように、今後啓発活動と周知をしていくつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○松本美子委員長　岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、養育医療の関係につきましてお答えさせていただきます。

補正予算のときに、私のほうが答弁をさせていただいた関係なのですけれども、この養育医療というのは、未熟児医療の関係でございまして、一旦親御さんの所得に応じて自己負担が発生するのです。その自己負担を一旦は払っていただきまして、それをまたこども医療費のほうで還付をするというふうな流れになっております。

それですと、一旦出してまた戻るというふうな形ですと、本来は健康いきいき課のほうでやる事業なのですけれども、二度手間になってしまうものですから、こども医療費のほうで、こども医療費というか、乳幼児医療のほうなのでしょうか、そちらで還付をしていただくというふうな形をとっているものですから、予算的にこども課のほうでとっていただいていると。歳入のほうは、健康いきいき課のほうで予算化はしております。

そんな関係で、内容的には、こちらの担当課のほうがメーンになるのかなというので、こちらで答弁をさせていただきました。

それと、予算の関係ですけれども、昨日もちょっと申し上げたのですが、今年度から、25年度からこの事業、県からの権限委譲というような形で来た事業でございます。それで、当初予算を組むのにどのくらいの予算を組んでいいかわからないということで、県のほうにお聞きしました。その内容が、今までの何年かの経過の中で３人の方が半年ぐらい入院をするというふうな積算でいいのではないかということで、たしか

396万円ほどの予算を計上させていただいたのです。それを実際のところは、今お二方の方が利用されて、それも２週間程度の入院で済んだということで、金額的には大変少なくて済みました。

ただ、補正の時点でまだ何日かあるわけですから、今後もし出たときにということがあって、若干の余裕を持って補正のほうをさせていただいたということでお話をさせていただいたところです。

以上です。

○松本美子委員長　杉田副課長、お願いいたします。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長　私のほうから、保健推進事業につきましてお答えさせていただければと思います。

こちらにつきましては、平成25年度からおおむね地域の中で100世帯を目安に１人というふうな設置で、基準を持ちまして増員をさせていただきまして67名ということで予算をとらせていただいてございます。

平成25年度につきましては、地域の実情、また選出等々につきまして、どうしてもなかなか見つからないという地域もございまして、実質61名の委員のほうの委嘱ということでございました。

ですので、またその選出がされていない地区につきましては、また区長さん等に昨年末お願いさせていただきまして、今年度の選出に当たりまして見つけていただくようにというふうなお願いをさせていただいている状況でございます。

活動でございますけれども、こちらにつきましては平成25年度から、今までヘルスアップクッキングですとか、町の保健事業等々にご協力をいただいていたわけでございますけれども、平成25年度から８月をがん検診、特定健診等の受診率の強化月間ということで、町のほうで受診勧奨の啓発物資等を用意いたしまして、各地域に保健推進員さんが戸別訪問をしていただくことによって受診勧奨をしていただくということで、大きなものにつきましてはそういったものを実施をしていただいているものでございます。

また、嵐丸のほうが埼玉県より健康大使ということで任命をされてございます。そういったものをあわせまして、嵐山まつり等にもご参加をいただいて、嵐山まつりに参加をいただいた方に啓発物資等を配布をしていただきまして、受診勧奨をさせていただいているというところが主なものでございます。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　自殺の関係なのですが、101ページなのですが、例えば私が、あの人がどうも最近元気がなくて自殺するかなと思ったとしますよね。そうしたら、私は町に連絡をすれば、町がそのゲートキーパーに連絡をとって、ゲートキーパーの方がそこのうちに行く、そういう形になるのですか、具体的には。ゲートキーパーの人が声かけをするという、どういう形でするのかがちょっと知りたくて質問したわけなのです。

それと、116、117の養育費の、今年度の予算は、昨年度と同じわけですよね。余り、福祉の関係で削ってはどうかというのも立場上私は言いづらいのですけれども、昨年だけの実績から見ると、減らしてもいいものなのかなというふうには思ったわけですよ。でも、同じにとったというのは、どういう理由からなのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、124、125なのですが、戸別訪問をしていくには、やはりそういう面では67人の保健推進員が必要だということなのでしょうか。どの程度、昨年は戸別訪問ができたのか、できなかったのがどれぐらいあるのか。どっちがいいですか。ちょっと答えやすいほうでいいですよ。

○松本美子委員長　それでは、答弁を１、２ということで、すみません、お願いいたします。

岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、最初に自殺対策の関係でございますけれども、ゲートキーパーといいますのは、ただいま川口委員さんがおっしゃったように、最初に気づいていただく、その方を養成するための講座というふうに考えていただければというふうに思います。

その方に、もちろんいろんなノウハウを持っている方であればいろいろ対応していただけることが、もちろんそれがベストなのだと思いますけれども、本当に心配な状態で、この人はちょっと心配だなというのを専門機関につなげていただける役目というのもしていただけるといいなということで、なるべく多くの方にそういった知識を持っていただきたいというために、こういった講習会を開いていきたいというふうに考えております。

それから、養育医療の予算の関係でございますけれども、確かにおっしゃるように、今年度、この予定でいきますと大幅な減額ということで、こんなに要らなかったのかなと、新年度は要らなかったのかなというふうに思うのですけれども、大変申しわけないのですけれども、まだ２年目ということなので同額を載せさせていただきました。今後様子を見て適当な額にさせていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　ゲートキーパー、人数を聞いているのでしょうけれども、ちょっと私聞き漏らしていると思いますので、何人ぐらい養成をするのか、ちょっとお願いします。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長　平成24年度に、以前このゲートキーパー養成講座のほうをしたことがあるのですけれども、このときは、民生委員さんを中心に、保健推進員さんの方にも加わっていただきまして、およそ80名ぐらいを養成いたしました。

ただ、その後、またいろいろ変わっておりますので、そういった方も含めてのまた講習会というふうな形にさせていただきたいと思うのですけれども、今、何人ぐらいというのは特に目標というのは定めておりません。できるだけ多くの方に、こういった知識を持っていただければいいなというふうに考えております。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　では、１点だけ。107ページなのですが、臨時福祉給付金の関係です。

これまだ人数の把握ができていないなというふうに、これは思ったのですが、カウントするのも非常に大変だろうなというふうにも思うのです。これは、本人申請になるわけですよね。まして、この扶養されている方は除くのだというふうになってくると、非常に本人の申請というのは啓発だけで十分足りるのかなというふうには思うのですが、これ個人通知というのは出さないのですか。それが１点です。

支給は、これ自治体で決めていいというふうになっていると思うのですけれども、おおよそどのくらいの支給月を考えているのでしょうか。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長　それでは、お答えいたします。

清水委員さんがおっしゃるとおり、人数の把握は大変難しく、現在積算しております3,500人も若干多く見込んで積算させていただいておるところでございます。

通知につきましては、これが税の情報を福祉のほうで使うということが整備されておりませんので、税情報は税務課のほうでしか把握ができません。ですから、申請時にご本人さんから税情報を使っていいよという同意書をいただきまして、非課税かどうかということも確認をしなければなりません。そういった状況もあるので、個人通知を出すこと自体も難しいところでございますが、税務課のサイドから平成26年度の町県民税が課税されていないという旨の通知と同時に、臨時福祉給付金のチラシを同封するということは違法ではないとされております。

それで、今考えておるところでは、税務課から、あなたは今年は、住民税の課税が今のところないですよという通知とともに、この臨時福祉給付金の申請書を同封するという形で個人宛ての通知を出せたらいいと考えております。これにつきましては、税務課と調整をとりまして進めていきたいと思います。

それと、給付金の支給の予定でございますが、国のほうではおおむね事業期間を３カ月とするようにとされておりますが、最長６カ月とすることも可能となっております。そこで、おおよそ６月から申請を受け付けを始めまして、７月くらいから給付を始められるように今のところは考えております。

以上です。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　いずれにしても、扶養されている人は除くということですから、あるいは世帯主に通知が行くのかなとは思うのですが、これはあくまでも個人申請が基本という、全く大変な仕事を押しつけられているようなふうに思うのですけれども、その辺の把握も大変だろうし、それを郵送する手段も、今税務課のほうもという話があるように、非常に大変な仕事なのだろうなというふうに思うので、１万円が１万5,000円ぐらいで消費税に還元できるような金額ではないと思いますけれども、漏れなくやってください。それしかないな。いいです。

○松本美子委員長　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結させていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○松本美子委員長　本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　５時３９分）

予算特別委員会

３月１３日（木）午前９時３０分開議

議題１　「議案第１４号　平成２６年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番　森　　一　人　委員	２番　大　野　敏　行　委員
３番　佐久間　孝　光　委員	４番　長　島　邦　夫　委員
５番　畠　山　美　幸　委員	６番　吉　場　道　雄　委員
７番　河　井　勝　久　委員	８番　川　口　浩　史　委員
９番　清　水　正　之　委員	１０番　安　藤　欣　男　委員
１１番　渋　谷　登美子　委員	１２番　松　本　美　子　委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青　柳　賢　治　議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事　務　局　長	山　岸　堅　護
主　席　主　査	岡　野　富　春

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総　務　課　長
伊　藤　恵一郎	総務課財政契約担当副課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
今　井　良　樹	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近　藤　久　代	長寿生きがい課包括支援担当副課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
萩　原　政　則	文化スポーツ課生涯学習担当副課長
金　井　敏　明	文化スポーツ課交流センター所長
舩　戸　豊　彦	文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長
大　塚　　晃	環境農政課長

村　田　泰　夫	環境農政課みどり環境担当副課長
強　瀬　明　良	環境農政課農業振興担当副課長
内　田　孝　好	企業支援課長
田　邊　淑　宏	まちづくり整備課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課管理建設担当副課長
菅　原　浩　行	まちづくり整備課区画整理担当副課長
新　井　益　男	上下水道課長
山　下　隆　志	上下水道課下水道担当副課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
藤　永　政　昭	教育委員会こども課学校教育担当副課長
菅　田　浩　子	教育委員会こども課学校教育担当指導主事
田　中　　守	教育委員会こども課学校教育担当指導主事
前　田　宗　利	教育委員会こども課こども担当副課長
奥　田　定　男	教育委員会こども課嵐山幼稚園長
藤　田　清　千	教育委員会こども課学校給食センター所長
新　井　孝　行	農業委員会事務次長

◎開議の宣告

○松本美子委員長　ただいま出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎諸般の報告

○松本美子委員長　ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第１４号の質疑

○松本美子委員長　議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算の議定についての件を議題といたします。

既に健康いきいき課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から行います。

質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

大野委員。

○大野敏行委員　111ページで高齢者の外出支援タクシー実施委託料というのがございます。75歳以上で、転免許証の持っていない方という条件になっております。高齢者で75歳以上で、バイクの免許しか持っていない人も実はいまして、元気なので、バイクで医者に通ったりもしておるのです。医者というのは、今ほとんど予約制なのです。雨の日になりますと、かっぱ着てバイクに乗っていくということは大変危険な状況でありまして、身内の人や、近所の人が送ってくれればいいのですけれども、そうでない場合には、タクシーを頼んで自分でお金を払って行くというような状況、そう数は多くはないのですけれども、そういう方もいらっしゃいます。その辺のことに対しましての考え方を、どのように考えていらっしゃるか伺いたいと思うのですけれども。

○松本美子委員長　答弁お願いいたします。

今井副課長。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　お答えさせていただきます。

今オートバイの免許を持たれている方はどうなのかというご質問なのですが、要綱上、免許を持っている方については対象外になりますので、要綱上ですと対象外になってしまいます。

以上です。

○松本美子委員長　大野委員。

○大野敏行委員　要綱はそうなのですね。それで、今そういう人でも使える部分があってもいいのではないかというようなことで、具体的にはそのような、医者通いをするときの、雨のときのそういうときには一部使えるようにはならないのかというような形でご質問させてもらったわけなのですけれども、その辺について、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○松本美子委員長　青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、私からお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま副課長のほうから要綱上というお話をさせていただきました。バイクのみの方というのは、実はこの制度を始めるときに考えなかったわけではございません。ただ、この制度、発足当時、あくまでも高齢者の外出を支援するための制度ということで制度を考えたと、構築をしたということでございます。足の確保ということで制度を開始した関係で、ご自分で移動ができる方についてはやはりそういったことをしていただいて、移動手段がない方、こういった方を対象として考えて、現在に至っているところでございます。

ただ、今後、これは過日の川口議員さんの一般質問の中でもお話をさせていただきましたが、あくまでも現行は試行ということでさせていただいております。今後、今大野議員さんのほうでお話をいただいたような声が多くなってくるようであれば、またそういった時点でも必要があれば検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長　大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員　ぜひそういった方もいるということ、この事実がありますので、前向きに検討していただきたいということで、これは要望で結構でございます。

○松本美子委員長　そのほかに。

森委員、どうぞ。

○森　一人委員　108ページでございます。ホームヘルプサービス運営事業ですが、減額されております。今年度の利用される方の減少というのが理由でしょうか、伺います。

それと、同じく108ページ、老人クラブ助成事業です。前年度は、町の助成基準を見直したための減額でしたが、今年度はどういった理由でしょうか。老人クラブ数の減少があったのか伺います。

○松本美子委員長　答弁、今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　それでは、お答えいたします。

初めのホームヘルプサービスなのですが、今年度実績が今現在１人に減ってしまいまして、４月から６月まではお二人いたのですけれども、１人に今現在なっておりまして、前年度まではたしか４人の予算で組んでいたと思うのですけれども、実績を反映しまして予算の減少をさせていただきました。

それと、もう一点のご質問の老人クラブの助成なのですが、平成25年度から補助要綱をつくりまして、今までの段階補助の要綱とは別なものになっております。１クラブ当たり８万円を単位として補助をしておりまして、25年度が18クラブございます。それで、前年度24年度から比べると１クラブ減少しております。そういう基準で補助のほうをさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　すみません。25ページに、ふれあいプラザの利用料、そして106ページになると、なごみの運営費として497万1,000円、やすらぎが1,358万1,000円なのですけども、具体的な利用状況というのはどのように積算していらっしゃるのか伺いたいと思います。

それと111ページになりますけれども、第６期介護保険事業計画策定委託料が200万円ほどで計上されていますけれども、第６期介護保険事業計画は新たな手段としてどのようなものが加わっていくのかと、地域医療と介護の包括的な課題解決への先取りというものは全くないのか伺いたいと思います。前回の畠山議員の質問を聞いていると、ないというふうな答えでしたよね、ご答弁が。なので、そうすると第６期にない

というふうに伺ったと思うので、そこら辺はどのように考えていくのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　答弁お願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　お答えさせていただきます。

３点、ご質問があった中の一番初めのなごみ、やすらぎの利用状況をお答えさせていただきたいと思います。

まず、なごみのほうからお答えさせていただきたいのですが、なごみにつきましては２月末現在、25年度、4,664人のご利用がございまして、昨年と比べると97.03％のご利用状況になっております。

それと、やすらぎなのですが、同じく２月末現在のやすらぎの利用者が9,859人になっておりまして、昨年が24年度３月末で9,361人のご利用ありましたので、今のところ、昨年と比べると105.32％、5.32％の増という利用状況になっております。

以上です。

○松本美子委員長　青木長寿生きがい課長、お願いします。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、私からは２点目のご質問につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

第６期の介護保険事業計画の作成の関係でございます。第６期の計画につきましては、国の位置づけといたしましては、2025年、この時点を見据えた計画にすべく取り組みなさいということで国は考えております。2025年というのは、団塊の世代の方が全て75歳以上になる年ということであります。このときには、ある程度の形をつくっていきましょうということで、第６期計画以降を策定をするということになっております。そういった意味では、今回の計画というのは大変大きな変革点にある計画だというふうに認識はしています。

内容的には、一番大きなものというのは地域包括ケアシステム、これは従前から言われていることでございますが、この地域包括ケアシステムを構築するためにいろんな施策を盛り込みましょうということでございます。１つは地域支援事業を変えていくということでございます。項目としては、５つほど示されておりまして、１つ目が在宅医療・介護連携の推進、２つ目が認知症施策の推進、３つ目が地域ケア介護の推進、４つ目が生活支援サービスの充実・強化、５つ目が介護予防の推進。項目だけ申

し上げましたが、こういった５つの視点を６期計画以降取り組んでいきましょうということで示されておりますので、今後こういったことを念頭に置いて、嵐山町に合った、嵐山町ではどういったことができるのか、そういったことをよく検討して、計画のほうを策定してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　すみません。利用状況を伺ったのですけれども、活用の状況として、なごみとやすらぎなのですが、これまでもそうでしたけれども、町の活用が非常に多かったと思うのです。それをどのように組み込んで、実際に参加していらっしゃる、自主的になごみとやすらぎを利用されている方と、それから町の事業としてやっていることとは分かれていると思うのですけれども、そこでの町の活用方法としてはどのようなものをしているのかということと、それと、ごめんなさい、もう一つ、カラオケの使用料金が予算上上がってきているのですけれども、それは実績に基づくものでカラオケを利用される方が多くなったということなのでしょうか。

それと、もう一つなのですけれども、第６期介護保険の策定に関しては、そうすると地域医療も入ったり、いろいろ五つの視点が入ってくるということになっていきますが、先ほどの大野委員が質問なさったデマンド交通事業などもその中に入ってくるのか、別枠で地域福祉として考えていくのか。その点は介護保険事業として考えていくと、75歳以上になってきますけれども、地域福祉として考えていくと、地域全体のものとして、もっと子供も大人も利用できるものになっていくわけですけれども、その点はどのように分けて、ごめんなさい、これ総括的になっていきますけれども、なっていくのか、伺いたいと思います。ごめんなさい、ちょっと何か難しいな。余計なことを言ってしまったかもしれないですが。

○松本美子委員長　今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　お答えさせていただきます。私のほうから、なごみ、やすらぎの件をお答えさせていただきます。

なごみ、やすらぎと施設が２施設あるのですが、なごみ施設のほうで、町の介護予防の事業をさせていただいて、参加者の方が、ちょっと数字が定かではないのですけれども、トータルで集計してしまっていますので、大体20名とか30名ぐらいのご利用があるかと思います、１回当たり。

あと、子育ての支援ですかね、サロン……

○渋谷登美子委員　月曜日ね。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　ええ。それもおっしゃられたとおりに月曜日にご利用されています。それもやっぱり平均的には20人とか30人になるかと思うのですけれども、そういう町の事業とサロンとかでなごみの施設をご利用いただいております。

あと、もう一点のカラオケのほうなのですが、カラオケにつきましては、１曲100円ということでいただいておりまして、去年の10月からカラオケの機器の一部を入れかえました。アンプを入れかえまして、９月末まで新曲の配信がとまっていたのです。10月から新曲の配信が再開されましたので、その辺でカラオケのご利用が多くなってきているという実績を反映しまして、26年度もそのような予算立てをさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長　青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　では、２点目につきましてお答えをさせていただきます。

現行第５期の介護保険事業計画でございますが、これまでもそうだったと思うのですが、介護保険事業計画と町の高齢者福祉計画というのを合わせたような形で策定をしております。そういった関係上、現行の計画の中にもデマンド交通事業ということで項目立てはさせていただいているわけでございますが、大きく捉えて、長寿生きがい課としましては、高齢者全般の福祉ということで、デマンドもその一つとして考えているということでございます。よろしいでしょうか。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　なごみとやすらぎなのですけれども、それぞれ26年度は嵐山町で町の事業としてどの程度活用していく予定なのか。この4,664人というのは、お金を払って来た人ということですか。それとも、多分それは違うのではないかなと思っているのです。そういうふうな聞き方をしていなかったのではないかなと思うのですけれども。活き活きふれあいプラザは163万2,000円の予算なのですよね。そうすると、100円掛けるともっと金額的に、同じなのかな、いいのかな、ちょっとわからないのですけれども、そういうふうなことで、町の活用状況としてはどのようなことを考えているのかということです。

それで、６期の介護保険計画ではデマンドもその中に加えていくという形で考えているということだと、以前と全く変わらない事情の交通事情になるということですよね。そういうふうな形で考えていいのですか。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　それでは、お答えさせていただきます。前半のなごみ、やすらぎの関係をお答えさせていただきます。

ご指摘の25ページの163万2,000円の積算なのですけれども、こちらはカラオケというわけではございませんで、利用券の収入を見込んでおります。それで、25年と現在の利用実績から、なごみ、やすらぎのそれぞれ１年券、半年券、それと１日券とか種類があるのですけれども、実績をもとにそれぞれの券がこのぐらい出るからという予測を立てまして、収入予測を両施設でしました結果、163万2,000円の予算を計上させていただいております。

カラオケのほうにつきましては、その下の64万8,000円のほうで、これも25年度の実績を反映させまして予測した数値を計上させていただいております。

それと、来年度の町のほうの施設の利用については、介護予防のほうで利用はまた計画がありますので、継続した事業をしていく計画になっております。そちらのほうは利用料は免除ということになっておりますので、お金はいただいておりません。

以上です。

○松本美子委員長　青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　２点目につきましてお答えをさせていただきます。

現在行っている高齢者外出支援助成事業ですか、これについては、現行の考えでございますが、内容をより充実していくような形で、あくまでも高齢者のための制度ということで現行では考えております。

以上です。

○松本美子委員長　ほかにございますか。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員　１点お聞きいたします。

108ページの高齢者スポーツ促進事業のゲートボールの関係なのですけれども、原材料費が１万8,000円、昨年と変わっていないと思うのですけれども、今ゲートボー

ルの関係でででですね、やめて、ほとんどのところではいっている状態になっているわけです。今、維持管理の原材料費というのは、任意のためのものなのか。

それともう一つ、各ゲートボールがどんどんクラブ数が減っている。これは高齢化が進んでいるのと、一つはやり手がいないのだろうという関係で出てくるのだろうと思うのですけれども、今幾つぐらいのゲートボール場がもう既に遊んだ状態というか、そのまま中止の状態になっているのか。その数はどれぐらいですか。

○松本美子委員長　今井副課長。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　お答えさせていただきます。

まず、１点目の１万8,000円の原材料費なのですが、こちらが雪が降ったときの融雪剤の塩化カルシウムの原材料費ということで組んでありまして、約10袋分を見込んでおります。今年度の実績から言うと９袋出ておりまして、継続して大体そのぐらいの数が出ておりますので、予算内ではおさまるかと思います。

それと、ゲートボール場の数と現状というご質問なのですが、ちょっと今手元に全体の数の集計表がないものですから、何ともお答えできないのですけれども、去年の５月ぐらいに町内にありますゲートボール場を一通り調査させていただいて、多分25ぐらいだったと思うのですけれども、ゲートボール場がございます。河井議員さんのご指摘のとおり、今ゲートボールが廃れているというのもありますし、クラブ自体も高齢化でゲートボールをやらなくなってきたというところもありますので、昨年の調査の時点では、あくまでも私の主観ですけれども、ゲートボール場が荒れてるというところが結構ございました。そのような今状況です。

以上です。

○松本美子委員長　河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員　多くのゲートボール場が既にもう使用されずにそのまま放置されているという状況ですね。こういうふうな原因になってきたのは何にあったのかということを私なりにもちょっと考えたのですけれども、ほかのものに高齢者の人たちが、趣味が変わりつつあるのかなと。それは、例えばグラウンドゴルフになっていったり、あるいはマレットゴルフになっていったりという人たちもいるだろうし、ほかのところにですね、またスポーツを求めていくのだろうと思うのですけれども、やっぱり一つは高齢化が進んで新しい人が入ってこない。それは同じように、例えば老人クラブ、これも各地域ではなくなっているところもあるし、減ってきているところもあるとい

うのと、あわせて同じような現象になってきているのだろうと思うのですけれども、審判員なんかもですね、もう既になり手がいないとかという話も聞くわけです。こういう関係でいきますと、やがてはゲートボールそのものが消えてなくなってしまうのではないのかなと思っているのですけれども、新しいものを求めていく人たちは別に出てくるのだろうと思うのですけれども、今嵐山町で高齢者のためのスポーツ事業をどのように考えていっているのか、そのところをお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長　答弁お願いいたします。

今井副課長。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　お答えさせていただきます。

河井議員さんがご指摘のように、確かにゲートボールが衰退しているという状況になりまして、聞くところによりますと、ゲートボールが集団競技ということで、協議中にちょっとエキサイティングしてけんかになるというようなことも聞いております。それで、どちらかというと個人競技的なマレットゴルフとかに移行している事情があるらしいのですが、それで老人クラブのお話も出ましたので申し上げますと、老人クラブのほうもなかなか会員さんの増加という傾向にならなくて、どちらかというと減少していくというような状況になりまして、町の老人クラブ連合会を所管しています社会福祉協議会の担当者と今月初めですか、今後の老人クラブの会員数の増加についてお話し合いをちょっとさせていただいたのですけれども、既存の考え方で老人クラブとか、ゲートボールの推進を図っていくというのはちょっと難しいのではないかという話になりまして、今はどちらかといいますと、これから団塊の世代の方たちもふえてまいりますので、スポーツも趣味かと思うのですけれども、趣味のサークルみたいな小さな団体でお年寄りたちの活動の活性化を図っていってもいいのではないかというような話も出ました。

ですから、ちょっと答えにならないかもしれないのですけれども、河井議員さんがおっしゃっているようにスポーツの促進については、今後いろんな意見が出てくると思いますので、スポーツもそうですけれども、趣味のクラブ活動的な見方から老人クラブの会員数をふやしていってもいいのではないかなという今考えで、老人クラブ連合会さんの担当のほうにもお話をさせていただいておりますので、また、老人クラブさんでも考えがあるかと思いますので、そういった意見を今後聞かせていただいて、町としての今後の方針を検討させていただければと思います。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　111ページのデマンド交通事業についてお伺いします。

今回の見込み数は何件分に見込まれたのか。あと、現在の利用方法から26年度変えた部分はあるのか、どうなのか。それと、補助券の考え方はあるか。あと、今回タクシーの金額も消費税が８％になることで、今710円が今度730円になると思うのですけれども、その辺の影響額はどのくらいなのかお伺いします。

○松本美子委員長　今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　それでは、お答えさせていただきます。

１点目の見込み額なのですが、26年度が、まず４月１日現在、75歳以上の対象者の方が2,143人を見込んでおりまして、そこから免許所持者なのですが、725人を差し引きます。なおかつ施設に入所されている方とか、あと同じようなタクシー利用券で、障害者のタクシー利用券があるものですから、障害者のタクシー該当者の方も差し引きまして、それが225人というふうに見積もりました。過去２年の実績から、申請者の方の、申請率が若干ふえるというのを見込んで40％ぐらいを見込んでいます。それで計算をしていって、対象者の方が480人という見積もりをしまして、それと畠山委員さんがご指摘の、今度消費税の影響で、初乗り料金が730円になりますので、単価730円で。年間マックスで36枚出ていきますので、36枚を掛けて、それと申請者数480人を掛けました。

それで、あとは申請されても利用される方も100％ではないものですから、それに利用率50％を掛けまして、こちらの積算の根拠となっております。

あと補助券の話なのですが、今のところ補助券の考えはありません。

それと、平成25年度から今までの利用方法を一部改正させていただいて、２点ばかり改正になっておりまして、１点目は、例えば嵐山町北部の方ですと、タクシーを呼びますと初乗り運賃を軽く超えてしまいますので、タクシーを呼んだときに初乗り運賃を超えていた場合には、タクシー券を２枚ご利用いただいてご乗車できるというように制度改正をいたしました。あと、もう一点につきましては、タクシーを呼んだ方が、近所の方とたまたま目的地が同じだったといった場合には、近所の方と目的地ま

で一緒に同乗していただいて、それぞれがタクシー券をご利用できるというように、もう一点制度を変えてございます。

制度改正をした理由につきましては、24年度にご利用者様からアンケートをとらせていただきまして、大体９％の方から要望等もございましたので、その辺の利用者の方の声を反映させまして制度を改正させていただいております。

あと、最後の消費税額の影響なのですが、タクシー券補助につきましては、初乗り相当部分なので、直接にはご利用者の方には影響はないのですけれども、ただ、初乗りを超えた部分については当然消費税の影響はあるかと思います。

以上です。

○松本美子委員長　畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　２点ほど新しく変わっている部分がございまして、近所の方と同じ場所に行く場合はお互いが出し合ってもいいということで、例えば、迎車に来る場合に２枚出してもいいということでしたから、お二人の方がたまたま同じ場所に行く、迎車代もかかったということになって、そしたら４枚、２枚２枚、一人の方が２枚２枚使うということも可能になるのか、まず確認をしておきたいのと、私、前回のデマンドのときにも要望させていただいたのですが、やはり迎車に来るところから、円を描いていただいて、迎車代がかからない円の部分と、それから除外して出てしまっている部分のところで、例えば補助券みたいな迎車部分のところを、使わない人だっているわけですから、そういう補助券的なものを今オレンジの券で出しているのならば、ブルーの券で色違いのものを迎車代で出すとかという形を考えていただきたいということを、去年の予算のときに要望したと思うのですけれども、そういうお考えはないでしょうか、今後も。

○松本美子委員長　今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　では、お答えさせていただきます。今ご質問ございました初めのほうを私から回答させていただきます。

同乗した場合に、初乗り運賃を超えた場合にはお二人がそれぞれ２枚お使いになれるかというご質問につきましては、制度上はご利用になれます。ただし、あまり積極的には宣伝はしていないのですけれども。

以上です。

○松本美子委員長　青木長寿生きがい課長、お願いします。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、２点目につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

この質問につきましても、先日一般質問の中でも同種類の質問ということでお答えさせていただきましたが、平成25年度から制度の一部を見直しまして、複数枚の利用を可とさせていただきました。ここまで１年近くやってきまして、その利用状況等々を見ますと、制度的には皆さんに受け入れられているのかというふうに考えております。確かに、１年前に畠山委員さんのほうから補助券をということでお話をいただいたのは、記憶はしっかりしておるところでございますが、１年やってみて特に問題なくできたということもございますので、平成26年度についても同様の形で実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員　１点になるのか２点になるのかちょっとよくわからないですが、やすらぎの関係でお聞きしたいのですけれども、施設の管理運営というのは、長寿課でやっているのだというふうに思うのですが、きのうも健康いきいきのほうで、トレーニングの関係は、指導員は賄っているようなお話を、ここにも載っていましたが。いろいろな使い方があるかというふうに思うのですが、運営は長寿でやって、ほかのところの指導員のあれは他の課でもって、またスポーツジムというか、器具の関係はこの長寿で持ったりなんかしているのだというふうに思うのですが、そこら辺のちょっとあれを。何かスポーツ部の指導員も５日間やっているうちの幾日かは健康いきいきのほうで、青年の若い方周りもやってる、長寿のほうはどっちかといったら、高齢者の方のあれをやっているのだというふうに思うのですが、そこら辺のことをちょっと教えていただきたいのと、あと、この修繕料も勤めている方にお聞きすると、お風呂もちょくちょく壊れてなかなか大変なのだというような話も聞くんですが……

○松本美子委員長　長島委員に申し上げますけれども、ページ数をおわかりでしたら、先にお伺いしたいと。

○長島邦夫委員　109ページです。

○松本美子委員長　109ですか。どうぞ、続行してください。

○長島邦夫委員　では、その２つだけお願いしたいと思います。

○松本美子委員長　今井副課長、お願いします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　それでは、お答えさせていただきます。

まず、管理運営なのですが、やすらぎの館の全体的な管理につきましては、シルバーさんのほうへ委託しております。それで、ご指摘のトレーニングルームにつきましては、予算は長寿生きがい課で持っているのですが、契約とか、トレーニングルームにいるシンコーさんという会社の職員の方なのですけれども、そこの契約と指示とかに関しては健康いきいき課でやっております。

それと、２点目の修繕の関係なのですが、ご指摘のとおり、毎年50万円の修繕料を経費として計上させていただいているのですが、やすらぎにつきましても、もう10年以上たっておりまして、屋外にありますお風呂の給湯施設がちょくちょく故障しまして、ちょっとこの予算計上では足りないくらいの回数の修繕を行っているのが現状でございます。

以上です。

○松本美子委員長　長島委員。

○長島邦夫委員　最初に修繕のほうをお聞きしますけれども、もうかなりの年数がたっているということで、やっぱり施設の更新というのはお風呂を楽しみにしている人も、スポーツした後にお風呂に入って楽しみにしている人が非常に多いらしいです。ですから、充実したものにしていただきたいなというふうに思います。それは、要望で結構です。

それとあと、管理のほうなのですが、ちょっといまいちまだよくわからないのですけれども、委託っておっしゃったのは何とかさんという会社のお名前、今言いましたですけれども、それは指導員をそこのところにお願いしているということなのですね。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

○長島邦夫委員　器具の指導員をお願いしているということを確認したいのと、それと、その使用の、これを全部業者の指導員のほうが長寿生きがい課のところの範囲のものをこの日に当てるだとか、また青年の部分のところを健康いきいき課の健康づくりのとこで持っているとか、そこら辺の割合的なものというか、どのようにして調整をしているのだか、お聞きをできればというふうに思いますけれども。よろしいですか。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　お答えいたします。

トレーニングルームの運営につきましては、２つの事業を利用しております。１つは健康いきいき課で所管しています健康増進法に基づいた事業です。それともう一つが、長寿生きがい課のほうで所管しております介護予防事業ということで、２つの事業を組み合わせた形で運用をしております。

それで、運営が週に５日のうち２日間が長寿生きがい課の介護予防事業のほうで運営して、残りの３日が健康いきいき課のほうの健康増進事業で運営しているような状況になっております。

以上です。

○長島邦夫委員　よくわかりました。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休　　憩　午前１０時１５分

再　　開　午前１０時２７分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、文化スポーツ課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　すみません。27ページからなのですけれども、各種スポーツ施設というのですか、それが利用が全体的に増加しているのですけれども、昨年度、25年度予算を聞いたときには、子供の利用はカウントされていないという形でした。各種のスポーツ施設の利用状況というのはどのようにカウントされていて、年代的にはどのような形で使われているのか、そして昼間使われていたり、学校施設の場合なんかは余り昼間は使われていないと思うのですけれども、Ｂ＆Ｇなどはどのような形で、ほかの学校施設ではないものはどのような形で使われているのか、それを伺いたいと思

います。

テニスコースに関しては、鶴巻からＮＷＥＣのほうに移った感じなので、利用料がふえているか、ということをお伺いしたいと思います。これはスポーツ関係のことです。

195ページなのですけれども、パソコン活用講座委託料というのがあるのですけれども、パソコン活用講座、委託はしているのですけれども、これＮＷＥＣでやっているわけなのですけれども、全体的にＩＴというのか、タブレットになってきているのですけれども、まだＮＷＥＣの場合はそれがないので、それが必要であると思うのですけれども、今年度についてはどのような考え方をしているのか伺いたいと思います。25年度のときもこれは質問していると思うのですが、以上でお願いします。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

萩原副課長、お願いいたします。

○萩原政則文化スポーツ課生涯学習担当副課長　順次答弁をさせていただきます。

利用状況ですけれども、海洋センターにつきましては、平日の時間ですので、一般の方、昼間については子育てを終わったようなお母さん方が卓球、バドミントン等の利用が多いです。夜間につきましては、会社が終わってからの一般の利用をしております。

あと、テニスコートの関係ですけれども、菅谷の庭球場のほうの使用がもう中止になりまして、そちらの利用者がＮＷＥＣのほうに移動したというふうに考えております。そこで、ＮＷＥＣにあります菅谷テニスコートの料金のほうを増額させていただきました。

○松本美子委員長　植木文化スポーツ課長、お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　195ページのパソコン活用講座についてのお答えを申し上げます。

世の中タブレット端末が大分普及してまいりまして、タブレットを持たれる方も大分ふえてきていると思うのですけれども、ＮＷＥＣのほうでは、タブレット端末に対応する設備が今のところございません。26年度についても、現行どおりの施設で行う予定でございます。

それと、あと基本的には受講者の方に高齢者が多いということと、初心者といいますか、基本的な部分の内容が多くなっているということで、この講座を受講していた

だきますと、次に個人で、タブレットにそれがある程度応用がきくというような内容というふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　スポーツ施設なのですけれども、全体的にスポーツ活動をされている方がふえているのかどうか。その点と、子供が活用しているという形で、子供の部分は中学生、部活なんかでも使っていますよね。そういった部分はわかっていないので、その部分でどのような活用になっているのか。それを把握されているかどうかなのですけれども。Ｂ＆Ｇの場合は、子育てを終わったような女性が昼間は使っていると。全体的に午前中とかというのは余り使われていないのですか、そうすると。子育てが終わったような方というのは、どのような形になるのかよくわからないですけれども、年齢的にも子育てが終わったというとさまざまなので。

それで、もう少し生涯学習のためのスポーツというのを嵐山町でどのように考えていくか。これ結構健康活動に重要になってくると思うので、そこら辺の把握をされているのかどうか伺いたいと思うのです。例えば、先ほどゲートボール場の問題があったのですけれども、今高齢者の方でゲートボールをするよりもテニスをなさる方のほうが多いのではないかなとか考えるのですけれども、そういうふうな、ある程度の把握が必要になってくるのかな、これから。高齢者の人たちでもいろいろなスポーツをなさっているので、そのための、どのような形の生涯学習としてスポーツを捉えていくかということも必要になってくると思うのですが、その点について、26年度でどう考えるかということなのです。

それから、パソコン活用講座なのですけれども、これ今１台４～５万円なのですが、買ったとしても。通信料があるわけなのですけれども、私はＰＣよりもタブレットのほうが絶対にやりやすいなというふうに思っていまして、これからは高齢者の人はパソコンを使うよりもタブレットのほうが楽だろうと思っていて、パソコン講座はエクセルとか、すごく難しいのです。初心者用のものは入っていないのでわからないのですけれども、行ったことないからわからないのですけれども、タブレットは基本的には通信だけですよね。通信で、そしてパソコン講座はもっと高度なものをやっていくと思うのです。今の段階で高齢者にタブレットが必要というのは、これからＩＣＴの社会に入っていくのに、それが使えない町民が多いと、高齢化社会では情報を得るこ

とができなくなってくるので、その点で、嵐山町でタブレットを10台ぐらい買って、そしてＮＷＥＣでないところでやってもそんなに難しいことではない、そういうふうに考えていて、前回も、昨年度もそのような話をしたのですけども、これについては情報化社会の状況が変わってきているので、それをどう感じるかということなのですけれども、その点については全く考慮の対象にないのでしょうか。伺います。

○松本美子委員長　植木文化スポーツ課長、お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　まず、生涯スポーツのほうについてですけれども、年齢層がどうかとか、細かい統計というものは把握をしておりません。利用いただいた方たちに何人で利用したとか、年齢がどうであったとか、そういう報告を書いていただくようにご協力をお願いしておりますけれども、なかなか全て回収できるものではなくて、また施設によってはそういうものが回収できないところもあります。Ｂ＆Ｇの体育館等については、ある程度そういう把握ができておりますが、昼間の利用ということになりますと、子供たちでは中学校の部活の利用をいただいております。それから、子育てが終わった世代ということですけれども、これはさまざまでございまして、一くくりにはできない年代の方たちに利用いただいておりますが、細かい統計まで、今のところまだ把握をしておりません。

　それと、パソコンのほうのタブレットをどうかというご提案でございますけれども、現在行っているパソコン講座ではさまざまなメニューといいますか、講座を用意しておりまして、その中にはインターネットを利用するというような講座といいますか、コースもございます。そういうものを利用していただきますと、その後は個人としてタブレットをお使いいただくということにはつながっていくかなと思いますが、現状で行っているパソコン講座以外にはまだ用意できる状況ではございません。

　以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　ふれあい講座なんか見ていますと、フラダンスの講習とか、いろいろありますよね。グループがあって、そして高齢の女性になるのですか、そういった方たちが利用されている。多分、それは生涯学習のスポーツ部門になってくる。ダンスというふうな部門で見ると、スポーツ部門になってくるのではないかなと思うのですけども、全体的にこれからの生涯学習の中でスポーツと健康というのは密接につながっていますよね。そこら辺を加えながら、新しいスポーツのあり方というのを考え

ていく時期に来ていると思うのですけれども、そういったことについてお考えがあるかどうか伺いたいと思います。

それと、パソコン活用講座なのですけれども、パソコンでインターネットの講習を受けたとしてもタブレットは使えません、基本的に。そこのところがわかっていないと難しいと思うのですけれども、今はタブレットの時代になっていて、私もこの前、超高齢化社会の学習というところへ行ってきたのですけれども、これからの高齢者はタブレットが使えないと非常に問題が出てくるというふうな話があって、情報がとれないのです、普通よりも。そういったこともあって、タブレットの講習をしていくほうがいいのではないかなと思うのですけども。ＮＷＥＣというのは、確かにパソコンがありますけれども、今ウィンドウズ７だと思うのです。そこのところを嵐山町でどういうふうにして考えていくかということなのですけれども、高齢化社会に対しての生涯学習の一つだと思うのですが、その点については、昨年の予算のときにも話しておいて、時々やっていると思うのです、一般質問で。これが入っていかないというのは、どうも私としては理解がしにくくって、それで講座を運営している方、委託されている方も、ぜひタブレットをという話はあるのですけれども、そういった話をするということはないでしょうか。実際にやっていらっしゃる方との、どんな講座が今嵐山町で必要かということの。

○松本美子委員長　答弁お願いします。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　まず、スポーツと健康についてでございますけれども、生涯スポーツと健康づくりは切っても切れない関係でありまして、町ではひとり１スポーツ推進の中で、スポーツ教室を毎年開いておりまして、新しい種目を取り入れて３年ぐらいをめどに継続して、次々と回転をさせてといいますか、新しい種目、健康づくりに適した種目があれば取り入れるように心がけています。こういうことを通じて、スポーツ人口をふやしていければということで取り組ませていただいております。

それから、パソコンの講座についてでございますけれども、今現在実施している講座では、全てのコースで必ずアンケートを書いていただきまして、講座がどうだったか、よかったか、悪かったか、あるいは今後どのような講座を開催してもらいたいかというような希望もとるようにしております。そして、委託先のほうのらんざんパソコンクラブ等もいろいろお話をさせていただいておりますけれども、町の財政的な事

情とか、それから現状でどの程度パソコンなり、タブレットが普及しているのかも含めてまだ把握し切れていないところがございまして、もう少し先の将来の課題というふうにさせていただきたいと思います。継続して検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　まず、195ページの社会教育事業の中で、報償品費がなくなっていたり、金額が、その辺が減ったのですけれども、どういう内容になっているのかお伺いします。

それと、そこのページの一番下の放課後こども教室事業、こちらも費用のほうが削減されておりますけれども、内容が何か変わるのかお伺いしたいと思います。

そして199ページ、図書等購入事業の図書購入費が若干上がっておりますので、当初は消費税関係ないのかもしれないのですけれども、その分を見込んだのか、何か新しいものを購入するのか、お伺いしたいと思います。新しい分野を買うのか。

あと201ページ、新規事業の文化財資料および歴史資料の補助活用などのところが新規ということで、内容をお伺いしたいと思います。あと印刷製本費というものがありますから、パンフレットか何かつくられるのか、お伺いしたいと思います。

それと205ページなのですが、こちらのスポーツ施設管理事業ということで、スポーツ施設の名前がずっと書いてあるのですが、ここに菅谷テニスコートというのが記載されているのですが、これはもうなくなっているから、何でこれ記載しているのかと思って、これ確認と、あと鶴巻運動公園の現状をちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○松本美子委員長　植木文化スポーツ課長、お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　まず、195ページの社会教育事業費の中の報償品費……

○畠山美幸委員　報償品費が加わったの。

○植木　弘文化スポーツ課長　これは、昨年と同額でございますが。

○畠山美幸委員　同額ですか。24万円減っているのですけれども、何か事業に変化があったの。

〔「２万4,000円」と言う人あり〕

○畠山美幸委員　２万4,000円。

○植木　弘文化スポーツ課長　２万4,000円減でございますか。その２万4,000円の減は、変わっているところはパソコン講座の委託料が若干減った。それから、印刷製本費が6,000円ほど減っています。そのくらいで、報償品費は特に減ってはおりません。

○畠山美幸委員　私、見間違えました。ごめんなさい。

○植木　弘文化スポーツ課長　わずかな積み上げで２万4,000円ほどになっているかと思います。

○畠山美幸委員　はい。

○植木　弘文化スポーツ課長　それから、放課後子ども教室でございますけれども、こちらについては少子化ということもございまして、参加する子供の数が若干減っております。全体的な見直しも必要な時期になっておりますけれども、実績に基づいて新たな年度の予算、県のほうからいただける予算が決まりますので、これはあくまでも昨年度の実績に対する今年度の交付の決定額ということでございます。

それから、図書の購入については、後ほど館長のほうからお答えさせていただきますが、201ページの歴史資料等保存管理事業でございますが、こちらは博物誌の編さん事業が終了いたしまして、ホームページを維持したり、それから今まで博物誌編さんのために収集してまいりました資料の保管等、そういったための維持管理の経費をここに載せさせていただいたものでございます。

印刷製本費については、これは特に印刷物を発行するということではございませんで、プリンターといいますか、機器があるのですけれども、プリントや、あるいはスキャンを行ったり、資料を管理する機械があるのですけれども、そちらのほうの紙代といいますか、プリントのカウントに基づく印刷経費ですか、それでございまして、これも昨年は39万円ほど前年度は見ておりましたけれども、こちらも今後は最低の維持経費ということで18万2,000円ほど計上させていただいたものでございます。

それから、205ページのスポーツ施設の管理事業でございますけれども、まず、菅谷テニスコートでございますが、大字菅谷の、菅谷小学校の裏手にございましたテニスコートは、これは菅谷庭球場というふうに呼んでおりました。ＮＷＥＣのほうの、町に移管されたテニスコートについては、菅谷テニスコートという名称を新たにつけさせていただいたものでございます。若干紛らわしい名称でご迷惑をおかけしました。そういうことでご理解いただきたいと思います。

それから、鶴巻運動公園、鶴巻テニスコートのことでお伺いでしょうか。

○畠山美幸委員　鶴巻運動公園。

〔「志賀のあれでしょ」と言う人あり〕

○植木　弘文化スポーツ課長　志賀の鶴巻運動公園、テニスコートがございまして、１面、テニスコートがございます。

〔「むさし台」と言う人あり〕

○植木　弘文化スポーツ課長　むさし台です。失礼いたしました。

以上です。

○松本美子委員長　船戸図書館長、答弁お願いいたします。

○舩戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長　お答えいたします。

199ページの図書購入費の件なのですけれども、消費増税分ということで。

○畠山美幸委員　何分。

○舩戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長　消費増税分。消費税分。

○畠山美幸委員　消費税分ですか。わかりました。

○舩戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長　以上です。

○松本美子委員長　それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　195ページのパソコン教室のこと、先ほど渋谷委員さんもタブレットのお話をされておりましたけれども、私は別の視点で、スマートフォンが今大分普及をしておりまして、そういう講座は何かされていらっしゃる……

〔「再質問だから」と言う人あり〕

○松本美子委員長　畠山委員に申し上げます。

再質問になりますので、１回目の質問がなかったかなというふうに思って。

○畠山美幸委員　社会教育事業の中のことなのですけれども。

○松本美子委員長　それでは、続行してください。どうぞ。

○畠山美幸委員　すみません。社会教育事業の中のことで、何か変わった事業があるのかなと思ってさっき質問しつつの再質問で、申しわけございません。

〔「そんなことやっていていいの」と言う人あり〕

○畠山美幸委員　スマートフォンのことはされているのかどうか。内容は、だから聞きたかったのです。スマートフォンの……

〔「委員長が許可したんだから」と言う人あり〕

○畠山美幸委員　よろしくお願いします。

〔「そんなことやってたら」と言う人あり〕

○畠山美幸委員　それから、鶴巻公園の内容なのですけれども、あそこはナイター施設はありましたか。

〔「何施設」と言う人あり〕

○畠山美幸委員　ナイター。

〔「申しわけありません」「めちゃめちゃになる
よ、そんなことやってたら」と言う人あり〕

○松本美子委員長　それでは、答弁をいただきます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　まず、パソコン講座のスマホの課程ということでございますけれども、先ほどのタブレット端末同様に今後の課題というふうにさせていただきたいと思います。現状ではまだ取り組む用意はございません。

それから、鶴巻テニスコートのナイター設備でございますけれども、ナイター設備はございません。

以上です。

○松本美子委員長　畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　やはりスマートフォンが大分普及をされてきて、今年配の方々もスマートフォンにかえつつあるのですけれども、使い方がよくわからないからちょっとかえるのが怖いと言ってかえていらっしゃらない方が多くいらっしゃいますが、何か平沢あたりに携帯電話会社ができるということもありますので、今後やっぱり普及されていくと思いますので、ぜひスマートフォンの、使っていきますとアプリとか、非常にいろんな、便利な機能がありますので、ぜひそういう講座を開いていただきたいと思います。

鶴巻の運動公園なのですけれども、こちらはやっぱり住宅地の中にある公園ということで、日ごろ借りて、お金を払って使うようにはなっているのですけれども、中学生のお子さんとか、学校が終わった後に、夕方、薄暗い、あそこ街灯も、ナイター施設はないといっても街灯が何個かあって、少し薄日の中で運動ができるのかということで、中学生のお子さんたちがあそこを、学校が終わってからの活用ができないものだろうかという、そういうご意見が出ておりますので、何らかの検討をしていただき

たいと思いますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長　植木文化スポーツ課長、お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　繰り返しになりますけれども、スマートフォンの普及についてはタブレット端末と同様にもう少し研究をさせていただきまして、今後の課題とさせていただきたいと思います。

それから、鶴巻運動公園でございますけれども、こちらはご予約をいただきまして、鍵を持っていって、あけていただいて使うテニスコートでございます。鶴巻公園という公園の中にあるテニスコートでございまして、テニスコートの部分だけは社会体育施設として鍵をあけて、予約をしていただいてお使いいただくようになっていますが、そのほかの部分については公園施設でございますので、24時間自由にお使いいただけるようになっています。

以上です。

○松本美子委員長　ほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員　27ページの、先ほどのスポーツ施設の使用料のとこでお話ありましたけれども、質問ですけれども、玉中の体育館、志賀小の体育館、それに菅谷テニスコートの使用、これがふえると見ているわけですよね。それどんな理由でふえると見ているのか伺いたいと思います。

それから、北部交流センターが町長の……

〔「ページ数」と言う人あり〕

○川口浩史委員　ごめんなさい。82、83です。町長の施政方針でも老朽化により改修を行うということですが、この予算に載っていないわけですけれども、ちょっと時期的に間に合わなくて載っていないのか、お伺いしたいと思います。ちょっとこれ以上踏み込むと総括になってしまうので。

それと、199ページの図書館の害虫駆除なのですが、昨年から見ると大幅に減っているわけです。この予算で十分なのかな、害虫も減ってきているのかな、のが要因なのか、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

それと、ちょっとまた戻ってあれなのですが、北部交流センターで同和を初めとした人権施策を行うということですよね。これは、吉田集会所で行っていたものをそのまんまやるということになるのでしょうか。

以上、伺います。

○松本美子委員長　植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木　弘文化スポーツ課長　まず、体育施設の歳入の計上額でございますけれども、これは前年度、本年度の実績額に基づいて計上をさせていただいております。玉ノ岡中学校、志賀小学校については、工事が入った時期がございまして、若干利用できない時期がございました。今現在では安全に、そういった改修工事等も終わっておりまして、本年度の実績に基づく予算計上でございます。

それから、菅谷テニスコートも同様に、新しく入った施設でございますので、これも実績に基づいて計上させていただいた予算でございます。

それから82ページ、83ページの北部交流センターの改修でございますが、こちらのほうには予算が出ておりませんけれども、８ページのところに債務負担行為として上げさせていただきました。今後計画の内容が決まってまいりますので、それに伴って予算をまた計上させていただきたいと思います。

それから199ページの図書館の害虫駆除でございますけれども、昨年は47万1,000円でございますが、これは３年に１度大がかりな、委託によります駆除を行います。そのために25年度については予算が大きくなっていたということでございます。

それから、北部交流センターで吉田集会所の事業を行うのかということでございますけれども、吉田集会所で現在まで行っておりますふれあい塾、ふれあい講座については、ほぼ同様の趣旨で事業を引き継ぐ予定でございます。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員　１点だけお伺いしますが、201ページですか、指定文化財の負担金補助及び交付金という中で、越畑獅子舞保存会の補助金15万円なのですけれども、これは実績に基づいて予算計上するわけなのですけれども、活動内容を教えてください。

○松本美子委員長　植木文化スポーツ課長、どうぞ。お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

越畑獅子舞の後継者養成事業につきましては、残念ながら一昨年の震災の年から事業を中断しております。理由については、まず後継者となる小学生がいなくなってしまったということ、それから、そのほかにもさまざまな当事者側の事情がございます

ようですけれども、町のほうとしましては、何としても途絶えないように続けていただきたいということで、お話をさせていただいたり、あるいは地元の皆さんに呼びかけて講座を開かせていただいたりということで、働きかけはしております。ここで、実績に基づいて予算をゼロにしてしまいますと、完全に途絶えてしまうのかなということで、いつでも再開をしていただいたときにこちらが対応できるようにということで、とりあえず当初の予算には従来どおりに計上をさせていただいていると、そういうことでございます。ご理解をいただければと思います。

以上です。

○松本美子委員長　吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員　町の方向性としては、本当にすばらしい、いいと思いますけれども、ちょっと確認なのですけれども、3.11以来自粛というとこから、やっぱり後継者不足ということでやっていない状況でありますけれども、一応予算計上というだけで、届けは出していないということだと思うのですけれども、その確認だけお願いします。

○松本美子委員長　植木文化スポーツ課長、お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　事業が実施できないということで、地元からも補助金の申請はございません。ですから、予算計上させていただいておりますけれども、毎年、補正減はしていないかと思うのですが、不要額として最後にとらせていただいております。執行はしておりません。

以上です。

○松本美子委員長　吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員　一回途絶えたものは本当にまたもとの状態に持ってくるということは大変だと思いますけれども、早い時期に、町の協力を得ながら伝統を守っていくのはこれ一番だと思いますので、これからも引き続き努力してもらいたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○松本美子委員長　そのほかにどうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員　ページ数から申し上げます。195ページの社会教育団体等育成事業の中の嵐山町子ども会連絡協議会補助金８万1,000円。もちろん子供さん少なくなっているから、なかなか運営も難しいという話も聞いているのですが、この補助の目的と実態を教えていただきたいというふうに思いますが。

２点目としまして、201ページの文化財の保護事業ですが、その中に事業概要のところに、他市町村と連携をして「比企歴史の丘」構想における文化財展に要する経費ということが書かれております。文化財展ですから、広く見ていただいて、歴史に関心を持っていただいたり、嵐山だけではなく、この近辺の文化財に関心を持っていただきたいというふうなことだというふうに思うのですが、この構想の文化財展をやるだけではなく、何か目的があるのではないかというふうに思うのですが、そこを教えていただきたいというふうに思いますが。

以上、２つだけです。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　まず、195ページの子ども会でございますが、現在では、この子ども会連絡協議会に入っている団体は３団体でございます。人数に応じて補助をさせていただいております。各区ごとに子ども会さんはまだたくさんあろうかと思われるのですけれども、さまざまな事情によりまして、この連絡協議会からは今現在は抜けた団体が多くて３団体のみとなっております。継続して、町のほうとしては補助をさせていただいております。

それから、201ページの文化財保護事業のほうの「比企歴史の丘」構想という名前がございますけれども、これはかつて埼玉県が、県の教育委員会が起こした事業で、「比企歴史の丘」事業というのが中核事業としてございました。現在では名称がなくなってしまいまして、県が実施主体としての事業はなくなってしまいましたが、そのときに比企の全市町村が協力をしまして構想をつくりました。具体的な実施の段階では県のほうでいろいろ見直しがあって、この名称はなくなってしまったわけなのですけれども、比企の全ての市町村では、この構想の趣旨というのを今後も継承していきましょうということで、この名称をあえて使わせていただいて、その一つの一環の事業として各市町村を巡回をする文化財展を毎年開催をさせていただいております。嵐山町では、本年度は９月の18日から23日間、ふれあい交流センターのほうで実施をさせていただきまして、期間中の来場者は95人ございました。そういうことで、今年度で14回目になる事業でございます。

以上です。

○松本美子委員長　長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員　最初に子ども会のほうからお聞きしますけれども、随分少なくなってしまったのだなというふうな感じがしていますけれども、子供さんの少なくなっているのは当然なのだけれども、この子ども会の意義というのか、そのようなものがなかなか継承されていないのではないかなというふうに思うのです。この前もちょっと私一般質問したときに、美化清掃のときに子ども会との連携をしているという地区があるのだと、そのような話を聞きました。非常にいいことだなというふうに思って、学校の教育の外に、地区の中の教えというか、住まいしている人からいろいろなことを教えていただくというあれは非常にすばらしいので、やはり町のほうからも連絡協議会ということは子ども会の事業について補助を出すだけではなくて、率先的にこの活動を後押ししていくような、そのようなことも必要なのではないかなというふうに思うのですが、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

それと、文化財のほうにつきましてはわかりましたので、結構です。

○松本美子委員長　答弁お願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　子ども会については、実態としては各区で相当数の子ども会さんが活動をされているということは承知しております。かつては、ほとんどの団体さんがこの協議会に加入をされていたわけなのですが、多くの団体が抜けていって、協議会としては３団体になってしまったということは、相当の事情がおありだったのだろうと思うのですけれども、町としては公平に支援をするという立場から、個々の団体へということでなく協議会へという、そういうスタンスで当初から支援をしてまいりました。そういうことで、今現在はこういう状況になっております。今後の課題として、協議会に入っていただけない個別の団体さんをどういうふうに連絡を取り合ってまとめていくかというのがあろうかと思いますけれども、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員　いろいろな事情があって団体というか、その協議会から退会しているというか、離脱しているのだというふうに思うのですが、なかなか運営は大変なのだというふうに思いますけれども、個々の中でいろいろ活動していただくのは、これはそこで活動していただければいいことなのですけれども、なかなか難しい面があるか

ら退会していくと思うので、今課長がおっしゃってくれたように、少しでも町のほうでいろいろなことを便宜していきますから、ぜひこちらに、協議会のほうにも参加をしていただいて活動していただきたい、そのようなことを今おっしゃってくれましたから結構なのですが、進めていただければというふうに思います。答弁は結構です。

○松本美子委員長　それでは、質疑のある方はほかにございませんか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　２点ばかりお伺いいたしますけれども、201ページ、杉山城跡整備事業ということで、まずはこれ２年目になるのかと思うのですが、あと来年で購入すると。今年度、25年度は契約ができて、事業が実行できたわけですが、引き続きやるのだと思うのですが、これはいつごろ実行できるのか。

それから、ここに土地鑑定委託料というのが改めて出ているのですが、また今年度購入する分についても改めて買っていくという、そういう捉え方なのですか。一遍に、包括的にこの地域をということで鑑定をしたのではなくて、購入する物件について、また改めてこういうふうなこと、調査をしないと実行できないのかどうか。コンパクトにできないのでしょうかなと思うのですが、その辺がございます。これ購入して、いろいろ計画があるわけですが、25年度、ここへの関連して見に来た方々が何人ぐらいいらっしゃるのか。かなりふえているとは思うのです。

それから次は、博物誌編さん事業が終了いたしました。それにかわって歴史資料等保存管理事業ということで32万1,000円、これは新規ですが、今年度改めて始まりまして、これから毎年こういう項目の中で、この博物誌に対する保存管理がこういう予算立てで行っていくということだというふうに思うのですが、この印刷製本費、18万2,000円というのが上がっています。これは、どういうふうな形で進めていくのか、再度確認いたします。

○松本美子委員長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長、お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

杉山城の公有化でございますが、今年度は２年目に当たります。昨年度は、契約ができたのが12月の年末に当たってしまいました。12月の議会で上げさせていただいたものでございますけれども、たまたま東京電力の高架の下に当たる、河川の下に当たる部分がございまして、地権者の方からここはどうしても外していただきたいという

ご意向がございまして、分筆をしていただいたりとか、そういった事務手続が大分時間をかけてしまいました。そういう関係で、年度当初から予定をして交渉も進めておったのですけれども、そういう時期になってしまいました。今年度につきましては、同様のことも予想されますけれども、１年目でいろいろ経験をしまして、ノウハウも蓄積できましたので、なるべく早い段階で実施ができるように進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、不動産の鑑定委託についてでございますけれども、これは購入の、その年、当該年に実施するというのが基本でございます。実は25年度も鑑定委託させていただいておりまして、今の時期、ちょうど実施をいたしました。というのは、これ有効期限がございまして、その有効期限内に実施するということでございまして、今行った鑑定に基づいて26年度の土地の購入をさせていただく。26年度にまた鑑定を実施した分については、27年度の購入分とさせていただくと、そのような計画で進めさせていただいております。

それから、杉山城の見学者の数でございますが、例えば日曜日に観光バスで来て見学をされていく方もいらっしゃいます。必ずしも実数は全て把握はしておりませんけれども、事前に連絡をいただいたり、あるいは現地にパンフレット置き場を設置させていただいておりまして、自由にお持ちいただくようにしているのですが、その部数をカウントしております。こちらが発行した、お配りをしたパンフレットの枚数だけで年間2,000枚を超えております。ですから、最低でも2,000人以上の方にご来場をいただいているのかなと思いますが、そのほかにもパンフレットを持たずに、あるいは２回目、３回目でおいでいただくというような方もいらっしゃると思いますので、実数は2,000人を相当上回る数が見学に来ていただいているのではないかというふうに考えております。

それから、博物誌の終了後の歴史資料のこの管理事業でございますけれども、基本的にはホームページの維持更新、それから収集した資料の保存管理等、あるいは運用ということでございまして、そのために先ほどもちょっとうまく説明できなかったのですが、コンピューターと連動した複合機を設置しております。この複合機はさまざまな機能がございますけれども、その中にプリンター機能とか、ファクシミリ機能がございまして、そこに紙代といいますか、印刷枚数に応じた経費というものがかかっております。その部分が印刷製本費という形で計上させていただいている部分でござ

います。

以上です。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　杉山城址の関係につきましてはわかりました。

鑑定の委託料についても、こちらの不勉強で申しわけありません。

ただ、こうして2,000枚からのパンフレットが持ち帰っている方がいると、恐らく相当来ているかなと思うのですが、バスでこれから見に来るような方があったり、いろいろした場合に、現状で2,000人からだとトイレとか、そういう現状、今どういうふうに利用されているのですか。

○松本美子委員長　答弁求めます。

植木文化スポーツ課長、お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　公有化は25、26、27年の３年間で指定地を購入しまして、28年度には指定地外の部分の公有化する予定でございます。その部分につきましては、駐車場ですとか、トイレですとか、あるいはガイダンス施設というようなものを将来的に設置していくスペースということで考えておりまして、当然国の指定史跡でございますので、指定地の中にはトイレ等は設置できません。現状では、公有化が終わって、その後の整備事業としてそういった附帯施設をつくるまでの間の暫定的な措置として、積善寺の裏手を上がっていただいたところに、指定地の外になるのですけれども、そこに仮設のトイレを設置をさせていただきました。小さなトイレですので、大勢の団体の方がいらっしゃったときにはなかなか不便をおかけしていますけれども、それにつきましては、玉ノ岡中学校の体育館の裏側にございます外のトイレを学校に許可をいただきまして、使用させていただいております。また、バス等の駐車場につきましても、現在は積善寺さんの駐車場をご厚意で提供していただいておりますし、休日等につきましては、玉ノ岡中学校の駐車場も利用をさせていただいているということでございます。しっかりとした施設につきましては、もう少し先の計画で実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　大勢の方々が来てくれることが、公有地化して、なおかつ広くアピールができて、それはすばらしいことだと思うのです。今は、お聞きのようにトイレに

ついてはどうにか切り抜けているということですが、学校の施設でもあったり、あるいは仮設だということです。計画をひとつ幾らかでも前倒しをして、いずれにしても公有地化する中で、そこのところは町が予算づけして整備するしかならないわけですから、前倒しをしていく必要もあるのかなと思うのですけれども、28年に計画をしていますよということなのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○松本美子委員長　植木文化スポーツ課長、お願いします。

○植木　弘文化スポーツ課長　平成21年度に杉山城、国指定史跡になりまして、保存管理計画というのを策定させていただきました。その中では、保存の管理をしていくエリアを幾つかに分けましたけれども、指定地の外側に、いわゆる導入部分といいますか、杉山城にアクセスをする方向ということで一定のエリアを示させていただきました。そのエリアについて、28年度に公有化をする計画でございます。その保存管理計画というのは、あくまでも史跡の保存と日常的な管理、今後の将来的な管理についてのあり方を定めたものでございまして、公有化後の史跡整備については、新たに整備構想、整備計画というものを策定する必要がございまして、それに基づいて国からも支援がいただけるという制度がございます。ですから、５年以内の短期的には暫定的なもので何とか我慢をしていただきまして、中長期的に、ちょっと５年先、10年ぐらいをめどに本格的な整備というものに着手をしてまいりたいというふうな、そういうふうな計画でございます。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　質疑がないようですので、文化スポーツ課に関する部分の質疑を終結いたします。大変ありがとうございました。

ここで休憩とさせていただきます。

休　　憩　午前１１時２７分

再　　開　午前１１時３４分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境農政課及び上下水道課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員　環境農政課の部分で３点ほどご質問させていただきたいと思います。

131ページ、空き地等管理事業でございます。25年度、全町にわたって空き地等の調査をしていただきました。その分、予算が大分減ってきておるのですけれども、なお、空き地管理委託料ということで22万8,000円の計上をされております。この内容はどのような内容なのか教えてください。

それから、（９）地球温暖化防止事業の中の太陽光発電・高効率給湯器設置補助金、このそれぞれの計画数とその単価といいますか、費用、これをちょっと教えてください。

それから、139ページの青年就農給付金150万円、25年度計上されてて実施ができませんでした。26年度も同じように計画されております。どんな条件があるのか、それを教えてください。

以上です。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　初めに空き地等管理事業の関係について申し上げます。

今年度469万円の減額になっておりますが、これにつきましては、前年度は空き家等管理台帳整備業務委託ということで447万円ほど計上されておりましたが、これが全部減額になっております。残りの22万8,000円の内容につきましては、空き地の除草、こちらのほうが5,000平米分41円で20万5,000円、それから刈り取り処理分ということで500平米、46円で２万3,000円の、合計で22万8,000円というものでございます。

それから、地球温暖化防止事業の今年度303万円計上させていただいたのですけれども、この計画と単価でございますが、太陽光発電システム分が５万円の50件、ヒートポンプ型給湯器が５万円の５件、潜熱回収型給湯器が２万円で20件、ガス発電給湯器が５万円で１件、家庭用燃料電池が５万円で１件、太陽熱温水器が３万円で１件の303万円でございます。

次に、青年就農給付金事業の関係でございますが、こちらのほうの条件ということでございますが、それぞれ２つほど型がありまして、まず準備型ということで、２年間、こちらのほうは150万円繰り上げる交付金でございまして、農業の技術や経営ノウハウを習得するための研修に専念する農業者のための支援ということで、２年間

150万円、それからあと経営安定型ということで、経営リスクを背負った新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間の支援ということで、５年間、最高150万円が交付されます。

以上です。

○松本美子委員長　大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員　再質問をちょっとさせてもらいます。

９番については再質問は結構です。４番の空き地等管理事業、一番問題なのは空き家、空き地の除草対策が問題で、この件を計上していただいているということで、その分においては安心いたしました。ただ、空き家や空き地の除草をしようとする、この段階でしなければいけないという判断はどなたがされているのか、その辺も委託の中に含んでいるのか、ちょっと説明をお聞きしたいと思います。

それから、青年就農給付金の件でございますが、待っているだけでは、なかなかこの町にそういう青年が農業をしたいということで、そうそうやって来ることは考えられません。ただ、この比企郡の中で、小川町とか、ときがわ町には大変多くの青年たちが就農で入ってきております。その中には、農業を目指すのですから、中古の農家住宅に住みたいというような方も大分希望者がいまして、その辺まで他町村では紹介をしているというようなことも耳にしております。そういったものはこの費用の中で、嵐山町としてはできるのかどうか、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長　大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚　晃環境農政課長　初めは空き地の管理の関係についてお答えいたします。

どのような判断をしているかというお尋ねかなと思うのですけれども、従前は町の職員でそういった町内を回っていたということもあったのですけれども、最近については、職員が回っているようなことはしておらない状態です。いろいろそういった、環境農政課のほうへのそういった荒撫地の苦情だとか、問い合わせ、そういったものに基づきまして、空き地の所有者と連絡をいたしまして、荒撫地の雑草の刈り取りをお願いしています。そういった中で、基本的には所有者の方に直接草刈りをやっていただく、業者の方、例えばシルバーだとか、そういった方を紹介して、直接頼んでいるわけなのですけれども、そういったことができないで、どうしても役場にお願いしたいという方について、この空き地の管理費のところに予算計上させていただいたわけでございます。

それから、青年就農給付金の支給の関係でございますが、先日補正のときにもちょっとお話はさせていただいたのですけれども、そういったあっせんできる農地の情報をよく整備し、あるいはまた空き家の情報なども整備しながら、これから新規就農につなげていければいいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長　大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員　空き地の件は結構でございます。

就農給付金の件でございますけれども、今町では営農指導員という方、１名お願いをして、環境農政課の中で配置されてやっておられます。そういった専門的な仕事もされている方もいらっしゃいますので、最優先して、そういった仕事に従事していただけるように、その辺もぜひ強力にお願いしたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○松本美子委員長　答弁お願いいたします。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　農政推進員、今そういった形で配置しておりますので、今後もそういったことにも積極的に取り組んでいくようにしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

川口委員さん、どうぞ。

○川口浩史委員　初めに、43ページに地域づくり提案事業費補助金200万円というのが、これが地域支援課であるのです。その200万円の補助金が、143ページの川のまるごと再生事業に来ているというふうに伺ったのですが、まずちょっとこの川のまるごと再生事業、伐採の委託料って出ていますけれども、どこを伐採するのかを１点伺いたいのと、こういう課が分かれることに対して、担当課としてはどういうふうにお考えなのか。やりやすいのか、やりにくいのか、その点伺いたいと思います。

それから、131ページ、(10) で外来生物対策事業、アライグマということで書いてあるのですが、若干金額がふえているというのは、駆除しているのだけれども、まだ嵐山町ではアライグマはふえているというふうに理解していいのでしょうか。

それから、139ページに、これ昨年も質問したのですが、農業者支援事業の139ページの委託料、有害鳥獣捕獲委託料があるわけです。これと合わせたほうが私はいいの

ではないかと思うのですけれども、ちょっとその考え方も伺えればと思います。

それから、131ページの一番下の水質、騒音、悪臭調査業務委託料で、事業概要として、拡大分で、環境騒音測定および社会反応調査ということで調査するということですよね。環境騒音測定、明星の件なのかとは思うのですが、どこの部分をやるのか。仮に明星だとしたら何カ所やるのか。それから、社会反応調査とはどういうものなのか、伺わせていただければと思います。

それから、133ページの一部事務組合負担事業で、中部広域清掃協議会負担金、昨年は54万3,000円、今度は98万円と負担金が上がっているわけですけれども、その内容を伺えればと思います。

それから、137ページの一番下の地産地消事業で、昨年、原材料費15万円というのがあったのですが、地産地消事業は広げていく必要があると思うのですけれども、これなくなっても大丈夫なのか、原材料費がね、伺えればと思います。

それと、またちょっと全体的なといいますか、青梅の梅郷、ここ梅の里らしいのですけれども、ちょっと私行ったことがなくて。最近、ここの梅は全部伐採をする事態になったというふうに、ニュースなんかでも言っているわけです。それが梅輪紋ウイルスにかかってしまったということであるわけです。本町では、梅は町の木として位置づけられておりますので、特別な木であるわけですので、まずこの梅輪紋ウイルスにかかっているような木はあるのか、その対策は予算的にないので、その点は大丈夫なのか、親切にお答えできればありがたいです。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚　晃環境農政課長　初めに、143ページの川のまるごと再生の伐採委託料401万円の関係かと思います。

これにつきましては、大平山の千手堂、あるいは遠山、鎌形地区にまたがるところなのですけれども、そこのところの枯損木、それから不良木の伐採、それからもみじの植栽ということで、この額が計上されております。それで、いろいろ課がまたがってやりにくいのかというふうなお尋ねがあったかと思うのですけれども、そういったことはございません。

次に、外来生物対策事業のこれ１万3,000円ほど、事業費そのものについては１万

3,000円ほどふえているかと思いますが、これについては特に回数を上げたということでなく、単純にちょっと単価が上がったということでございます。

〔何事か言う人あり〕

○大塚　晃環境農政課長　失礼いたしました。消費税分がということでございます。

次に、農業者支援事業の中の有害鳥獣捕獲委託料ということで、両方一緒にやったほうがいいのではないかというふうなお尋ねかと思うのですけれども、これはそもそも目的が違いまして、有害鳥獣につきましては農産物の被害とか、そういったものに対して駆除をやるものでございますので、別々に対応をさせていただいているところでございます。

131ページの水質調査等委託料の関係でございますが、こちらにつきましては、環境騒音測定及び社会反応調査ということでございまして、場所につきましては、川島の明星付近、それから越畑、関越道の付近、それから千手堂、平成楼の付近、この３カ所を予定しております。

○松本美子委員長　村田副課長、お願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　すみません。今の引き続き社会反応について、ご説明をさせていただきたいと思います。

この社会反応につきましては、今の３カ所の騒音測定をするところの付近の方、一応計画では30戸ぐらいを聞き取り調査をさせていただいて、実際に騒音とそういう迷惑がかかった方がどういう影響を受けているかというのを聞き取り調査をするものがこの社会反応調査でございます。今課長がご説明しましたように、工場騒音と自動車騒音と事業所騒音ということで３カ所を今予定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚　晃環境農政課長　続いて133ページの中部広域清掃協議会の負担金でございますが、委員さんおっしゃられたように、今年度98万円ということで計上されておりますが、事業が拡大したという部分があるかと思うのですけれども、98万円の負担割につきましては、均等割が63万5,000円、それから人口割が34万5,000円ということで、合わせまして98万円ということでございます。細かい内容につきましては、私ちょっとわからないのですけれども。

続いて、136ページ、７ページの地産地消事業の関係で、14万1,000円ほど減額になっておりますが、この関係につきましては、昨年度まではいきいき野菜組合のほうへ、種代ということで15万円補助して、原材料費ということで出していたのですけれども、その分を減額させていただいた額でございます。そういった地産地消につきましては、大事なことで、これからもやっていかなくてはいけないことだと思うのですけれども、この部分につきましては、減額させていただいたということでございます。

それからあと、青梅の梅郷、梅輪紋インフルエンザ、この対策だとか、町では大丈夫かということなのですけれども、ちょっと申しわけないのですけれども、承知していないので、よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長　質疑の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。

休　　憩　午前１１時５５分

再　　開　午後　１時２６分

○松本美子委員長　少し時間より早いのですけれども、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

川口委員さんの質疑の関係ですけれども、２回目から質疑に入らせていただきたいと思いますが、川口委員さん、どうぞお願いします。

○川口浩史委員　137ページの地産地消の件ですが、これはいきいき組合も了解というか、いきいき組合からもういいですよということで廃止に至ったのか、ちょっとその経過をお聞きしたいと思います。

それから、131ページのアライグマの捕獲委託料と、139ページの有害鳥獣捕獲委託料、これ昨年も、先ほども申し上げたとおり質問しているのですが、一緒の委託料でいいのではないかと思うのです。有害鳥獣、獣が入っていますので。これ、分けなければならないという理由が私はわからないのです。わかりやすい予算にしたほうがいいと思うのですけれども、ちょっと担当課はあれなので、もしどちらかお答えできるようにしていただければと思います。

それから143ページの件もそうなのですけれども、こちらの環境農政課としてはお金が来れば別に問題ないという、確かにそうですよね。ただ、これもわかりづらい予算のあり方ですので、わかりやすくすることが大事ではないかなと思うのですけれども、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚　晃環境農政課長　初めに、先ほどちょっとお答えできなかった部分があるのですけれども、そういった分もお答えしてよろしいでしょうか。

○松本美子委員長　はい、ではお願いいたします。

○大塚　晃環境農政課長　初めに、青梅の吉野梅郷の梅の輪紋ウイルスの関係でございますが、ちょっと調べましたら、吉野梅郷では梅輪紋ウイルスが大変発生してしまって、何かこの３月30日までの梅のまつりを最後に、園内の梅を全て伐採するというような情報が出ておりました。この梅輪紋ウイルスについては、特に東京都の西多摩地区のほうで猛威を振るっていて、かなり発生しているようでございます。その地域でまた、また公園についても公園を再生、復興するのには少なくとも７年ぐらいかかるというふうな話をちょっと今聞いてきました。

それから、嵐山町を含めた比企管内の梅輪紋ウイルスの被害の関係なのですけれども、農林振興センターのほうで確認したところ、現在被害の状況はないそうです。

それから、埼玉中部広域清掃協議会の事業の関係なのですけれども、嵐山町では98万円ほど負担します。そして、全体の構成町村の８町村の負担額は1,016万円でございます。全体の来年度の予算額が1,337万7,000円でございまして、その大きな部分を占めるのが環境型社会形成推進地域計画ということで、循環型の社会形成推進計画をつくる、このための委託料ということで1,016万8,000円が計上されておりまして、大きな事業の部分はこの事業の部分かなと思います。

それでは、次になのですけれども、137ページの地産地消事業の関係でございますが、いきいき野菜出荷組合に原材料費って出さないのはどういうことかというお尋ねだと思いますが、このいきいき野菜出荷組合につきましては、以前は給食調理場といきいき野菜出荷組合でもって、野菜を給食調理場のほうから発注し、いきいき野菜組合のほうで納めている形をとっていたのですけれども、平成25年からは給食調理場のほうが直売所のほうに野菜の注文を出しまして、直売所のほうで生産者の方に野菜を振り分けて納品するような形になりましたので、そういった形で、今回この予算のほうを削らせていただきました。

有害鳥獣駆除と外来生物対策事業の関係でございますが、本来の趣旨がアライグマ

については外来鳥獣を駆除するということ、それから、あと有害鳥獣につきましては、農作物の被害に対して、そういったものに対して駆除するということ、違いがあります。それから、あと駆除の方法につきましても、アライグマにつきましては箱わなでやっております。それから、有害鳥獣につきましては、くくりわなだとか、鉄砲でもってやっております。そういった違いもございまして、分けて計上させていただいているところでございます。

あと142ページの川のまるごと再生の関係でございますけれども、こちらにつきましても、特にそういった担当としては、川のまるごと再生するというのがもう一番の、実現するというのが一番の事業でございますので、そういった事業を成功に踏み切りまして、担当としても課せられた仕事ということでやっておりますので、特にそういった仕事をしていく上で支障というものは感じておりません。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いします。

○安藤　實副町長　アライグマと有害鳥獣駆除、外来の関係の似かよっているけれども、一緒にできないかということですけれども、予算の大原則として、予算は目的別に計上するということがまずございます。外来生物につきましては、これ環境省サイドから考えられている制度でございまして、生態系に悪影響を及ぼすような外来生物については駆除をしていくのだというふうなことがございまして、それにアライグマが当たったと。したがって、衛生費という款の中で、この予算を計上しているわけでございます。

もう一方のカラスですとか、スズメですとか、あるはイノシシ、農作物に被害を及ぼすような生物、動物等については、農業を振興する立場からこれを駆除すると。農協ですとか、農家からの依頼に基づいて、町が猟友会にお願いをして駆除をしているというような仕事でございまして、農業振興には、いわば農作物をこういったものから守るというふうなことからこの仕事があるわけでございまして、こちらについては農林省サイド、農林水産業費というふうな目的で計上しています。

しかし、嵐山町ではご承知のとおり、環境行政と農業行政が同じ課で実施しておりますので、グループは分かれておりますけれども、連携をとりながらこの仕事をしているわけでございまして、川口委員さんがおっしゃられる１つにできないかというのは、仕事を進める上では同じ課が連携して実施をしているということで、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○松本美子委員長　川口委員さん。

○川口浩史委員　そうですか。お金が来るところの省庁が違うと、こういうふうになってしまうのかなと思うのですけれども。わかりやすい予算書をぜひつくっていただきたいなと。

　川のまるごとについて、担当課はわかりますよ。どこから来ようと、お金が来ればそれはいいわけですから。ただ、わかりやすい予算書をつくっていくというのでは、お金が来るところは地域支援課で、出ていくところは環境農政課だと、これはわかりづらいでしょう。これは変えていったほうがいいのではないですか。そう思うのですけれども、どうですか。検討していただけないでしょうか。

　それと、この川のまるごと再生事業で、これ県から予算が来るわけですね、補助金が。でも、やることは大平山の伐採だと。別に山でも問題ないということなのでしょうか。

○松本美子委員長　答弁を求めます。

　安藤副町長、お願いいたします。

○安藤　實副町長　さまざまな特定財源を得てそれぞれ実施するわけでございますけれども、一般的には、原則的には、それぞれ国、県の補助をいただいたその課が補助事業も実施をするというのがこれ大原則です。しかしながら、県に幾つかの制度をまとめて補助を行っているようなセクションもあるのです。そのセクションは、今回の川のまるごと整備事業のように、町の幾つかの横断的なグループがこの仕事にかかわっておりまして、プロジェクトチーム等をつくってこの仕事を考えてきたわけですけれども、出どころは県の一つのセクション。しかし、町においては林業サイドの仕事、河川サイドの仕事、それからその他の総務課サイドの仕事、幾つかに分かれて仕事を実施するわけでございまして、いわゆる補助金の申請、それから実績の報告等、取りまとめは、この例で言えば地域支援課が取りまとめを行い、それぞれの課が役割を担いながらこの仕事を実施をしていくと。そういうことが幾つかのセクションであるわけでございまして、その点については頭を切りかえていただいてと言っては大変失礼ですけれども、これはこれとして、こういうふうなものもあるのだということでお認めいただいて、事業の中身については、そういったことで実施しておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○松本美子委員長　質疑のある方はほかにございませんか。

○川口浩史委員　山と川は問題ないのかな。

〔「まだあるんじゃない」「まだある」「川口さん、終わった」と言う人あり〕

○川口浩史委員　終わったけれども、答弁が。

○松本美子委員長　３回ですけれども、答弁漏れということですので、よろしくお願いいたします。

〔「もう一度。すみません」と言う人あり〕

○松本美子委員長　川口委員さん、お願いします。

○川口浩史委員　川のまるごと再生事業で県から補助金が来るわけですよね。でも、やることは大平山のところを伐採すると。下のほうだとはいっても。別に問題はないのですかということなのですが。

○松本美子委員長　先ほど副町長が答えられたと思うのですけれども、再度、もう一度答弁のほう、よろしくお願いいたします。

〔「委員長、それは違うんで、また別の問題になる」「それは別の問題」と言う人あり〕

○安藤　實副町長　よろしいですか。

○松本美子委員長　はい、お願いします。

○安藤　實副町長　この川のまるごと再生につきましては、議会の全協だったでしょうか、何か説明の機会をいただきまして、全体のプランについては、既にご案内申し上げているとおりなのですけれども、いよいよこの事業の実施に26年度から入ってきたということでございまして、この中の植栽の事業等については、林業振興費のほうに計上してあるわけです。それから、もう一つ……道路の整備したり、遊歩道を整備したり、河川内の遊歩道の整備については、これは県が実施をするということでございまして、埼玉県の事業にも入っているわけです。嵐山町が受け持った部分については、それぞれの所管課の、先ほど申し上げました目的別に沿ってそこに計上し、そこを実施をする事務分掌の課で実施をするというふうなことでございまして、くどくなりますけれども、この仕事については幾つかの課にまたがりますので、連携をしながらプランを考え、そして連携をしながら事業を実施して、大きな成果を生み出すように努力をしているという形でございます。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　暫時休憩をとらせていただきます。挙手してからきちっと質疑をしていただきたいと思いますので。暫時休憩を。

休　　憩　午後　１時４３分

再　　開　午後　１時４４分

○松本美子委員長　引き続きまして会議を開きます。

川口委員の質疑に対しまして、答弁漏れということでございますので、答弁をよろしくお願いをいたします。

強瀬副課長。

○強瀬明良環境農政課農業振興担当副課長　この川のまるごと再生事業、二瀬上流から遠山にかけての一体的な事業となります。その中で、先ほど副町長からお話がありましたように、遊歩道の整備、あるいは大平山山頂公園の伐採等も含まれた大きな事業ということでなっております。よろしいですか。

以上です。

〔「山頂を川まるでやるの」と言う人あり〕

○松本美子委員長　ほかに質疑のある方はどうぞ。

河井委員さん、どうぞ。

○河井勝久委員　２点ほどちょっと質問させていただきます。

先ほど川口委員さんのほうの質問からも出ていたのですけれども、130、31の関係で、外来生物の捕獲の問題で、中心的にはアライグマという話があったのですけれども、とりわけアライグマだけではなくて、今ハクビシンの被害も相当あるというふうにお聞きしているのです。これは農作物には、ハクビシンも同じように農作物を荒らしているということで、その関係。

それから、これまでも沼やなんかのブラックバスだとかブルーギルの問題で、これも外来種の関係で、今までも幾つかの沼なんかについては、捕獲その他いろんなことをやっていると思うのですけれども、今その状況からすると、例えばアライグマ、ハクビシン、あるいは外来魚、これに対する割合というのは、どのくらいの割合になってきているのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

それから、139ページの、先ほどの有害鳥獣の捕獲の関係で、とりわけ今イノシシの被害が嵐山町、かなりふえているだろうと思うのです。これは農業者もいろいろな

対策をとってはいるのですけれども、収穫間際に荒らされてしまうと。それから、田んぼのあぜくろですか、これがイノシシ、ミミズをとって食べるのでしょうけれども、かなりやられているという話で、農業用水やなんかも、田んぼに水張っても抜けてしまうような状況に今なってきていると。イノシシについては夜行性なので、どうにもならないという話も聞くわけなのですけれども、今この58万4,000円の割合では、例えば鹿もかなり被害が出ているという話も聞くのですけれども、どのくらいの割合でイノシシ、例えば鹿だとか、その他、カラスやなんかも含めてなのでしょうけれども、どんな割合で使っているようになっているのでしょうか。その２点をお聞きいたします。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　では、私のほうからすみません、アライグマの捕獲の委託の関係についてご説明を申し上げたいと思います。

今嵐山町のほうでは、アライグマのほうの捕獲委託の事業、去年から委託をさせていただいておるのですけれども、４月から12月の時期に、年42回程度、委託を今お願いをしておりまして、実績としましては、捕獲頭数としましては平成19年度が54頭捕まっております。20年度が75頭、21年度が117頭、22年度が90頭、23年度が嵐山町では38頭、プラス県の委託事業で、これは緊急雇用事業ということで県のほうでしていただきまして、それで嵐山町で捕獲されたのが58頭ということで計96頭。去年になりますけれども、24年が嵐山町で委託で捕まったのが62頭で、県のほうが13頭で、75頭ということで、今年の現在までですと47頭捕まっております、25年度が。

比企郡がもともとこのアライグマについては一番初めに被害が出たということで、県も一番初めに外来生物を指定いただいて、委託をしていただいて、一時期下がったのですけれども、今ほとんど横ばいになっています。結構１頭が生殖をして、どんどんどんどん子どもをつくってということで、なかなか今イタチごっこになっておりまして、嵐山町もおととしから個人の方に従事者になっていただくということで、講習会もさせていただいて、今150名ぐらいが、嵐山町の町民の方がその従事者になっていただいて、個人でも嵐山町のわなをお貸しさせていただいて、かけていただいて、捕獲もしていただいています。

あと、今議員さんのほうからご質問のあったハクビシンは、もともと明治時代から

いるということで、何となく外来生物っぽいのですけれども、一応日本古来の種ということで外来生物には該当しないということで、捕獲的には、農政サイドでやっている有害鳥獣のほうで捕獲の対象になっております。

あと、ブラックバスなのですけれども、このブラックバスにつきましても外来生物には当たるかと思うのですけれども、今埼玉県のほうで外来生物として捕獲するものというのが、アライグマと、あとカミツキガメと、主にはこの２つですか、が今指定されていまして、これについては、もう被害があろうがなかろうが捕まえるということで今方針が出ております。ハクビシンのほうにつきましては、農政課のほうでお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長　大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚　晃環境農政課長　有害鳥獣の事業でございますが、今年度６月の22日から９月の29日まで、小川猟友会の嵐山支部のほうにお願いをいたしまして、有害鳥獣のほうの駆除をいたしました。実績といたしましては、イノシシだとか鹿の捕獲はございませんでした、この期間中に。カラス、それからスズメだとかムクドリ、キジバト等そんなものを中心に、実績としては109羽の捕獲でございました。前年度もやはりやったのですけれども、実績としては233羽ですか、そういったものが捕獲をされております。

それから、猟友会ですけれども、17名の方が捕獲のほうに参加していただきまして実施しております。

それから、鹿、イノシシ等の割合というのですけれども、被害あるいは見かけた情報としては遠山のほうだとか、そういったところにイノシシが出たりだとか鹿が出たりとか、鹿については遠山のほうですか、イノシシについては全町的に出ているような状況もありますのですけれども、割合というふうなものはちょっとわからないのですけれども、全体的にはふえているような状況はあるかと思われます。

ハクビシンの捕獲の関係ですけれども、平成25年度が３頭、平成24年度が24頭の捕獲の実績がございます。

以上です。

○松本美子委員長　河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員　そうすると、大方はアライグマという形になるわけですね。これだけ

の頭数がふえてくるというと、相当嵐山町にこの生息数というのはふえてきているのだろうと思うのですけれども、その被害というのはどのくらいの割合で皆さんのほうに報告されてきているのでしょうか。あるいは、例えば捕獲のためのおりやなんかも、今かなり町のほうでもいろいろ対応、貸し出しているといったりしてるのですけれども、状況的にはそれに合うような捕獲器が確保できているのでしょうか。

それから、イノシシの関係で、捕獲の報告がされていないという話ですけれども、それなりの被害というのも状況把握しているのだと思いますけれども、なぜ捕獲できないのか、その辺のことがわかりましたらお願いしたいと思います。

○松本美子委員長　答弁お願いいたします。

村田副課長、お願いします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　では、アライグマの関係につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

今のアライグマの箱わななのですけれども、去年、おととしですか、に補正予算等をとらせていただいて、約50器から60器の用意をさせていただいています。一番ピークの時期というのは、本当は繁殖をする時期なので、これから３、４、５ぐらいが一番ピークなのですけれども、その時期になりますと、ほとんどもう全部貸し出してしまって、戻ってくるのを待っていただくような状況もあります。ただ、今の時期ですと、今見ていただくとあれなのですけれども、後ろのところにもう今山積みになっていまして、１回お貸しをすると大体１カ月ぐらいを目安に、かからなければ一度返してほしいということでお貸しをさせていただいています。

被害の状況としましては、農業被害ですと、大体スイカだとか、要はそういう野菜のほうをかじられてしまったりとかというのは聞いております。あと、建物の中に入ってしまってという被害を聞くのですけれども、そういうのを聞くときは大体ハクビシンが多いのかなというには聞いております。

以上でございます。

○松本美子委員長　大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚　晃環境農政課長　私のほうからイノシシの関係についてお答えさせていただきます。

先ほど有害鳥獣の期間６月22日から９月22日の間につきましては、イノシシの捕獲の実績は上がらないというふうなお話をさせていただきましたが、そのほか、猟期が

11月の15日から２月の15日まであるわけなのですけれども、そういった中では、遠山のほうで２頭捕獲されたというふうなお話も聞いております。

なかなか実績が上がらないのはどうしてなのかなというふうな質問もあったかと思うのですけれども、猟に従事する方も高齢になったりだとか、あるいはまた、猟をする方も少なくなっております。こういったことも原因で、なかなか実績が上がらないのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○松本美子委員長　河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員　イノシシの関係なのですけれども、２頭、猟友期のこの時期も決まっているのだろうと思うのですけれども、これだけやっぱり被害が出てくる、その中で２頭しか捕獲できないということでは、この58万4,000円の中心的なものがカラス対策だけなのかというふうに考えると、イノシシの被害状況からすれば、当然今の状況で農家の人たちが非常にこの被害に困っているようなお話も聞きますし、私の地区でも集団的に出ているのです。もう、けもの道が決まっているのです、通る道が。夜になると、怖いくらいに寺の周りのほうは出てくるというのです。もうすごいです。だから、その辺のところでは、けもの道に何か仕掛けるわなだとかなんとかの対策というのを考えながら、この予算の関係をもう一度割り振りを考える必要があるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の考え方はどうなのでしょう。

○松本美子委員長　大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚　晃環境農政課長　先ほど遠山のほうで２頭捕獲があったというふうなお話をさせていただきましたが、実際これは有害鳥獣の駆除区間でなく、猟期のときの捕獲が２頭あったというふうなお話を聞いているところでございます。

それから、有害鳥獣捕獲の中でも、17人の方がいろいろ猟だとか、くくりはあるのですが、そういったことでいろいろ努力されているのですけれども、さっき言ったような問題、従事に当たる方が少なかったりとか、あるいはまた、従事に当たる方自体も高齢になっているだとか、そういったこともございまして、実際成果が上がっていないというのが実際のところでございます。こういったこともありますけれども、引き続き猟友会の方々にはいろいろ力をかしていただきながら、こういった駆除に努めていければというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方は。

安藤委員。

○安藤欣男委員　２点お伺いいたしますが、１点は133ページのごみ資源収集運搬委託事業、430万6,000円増額になっております。これの積算根拠と、何かこの、ふえた理由というのは何かあるのですか。やり方を幾らか変えるのか、その辺の、ちょっとありましたらお願いしたいと思います。

それから、134、135の農業委員会の関係ですが、農業振興費がマイナス120万2,000円になっています。これは、農業委員会が行っている農業振興費が減額、この耕作放棄地の調査等々をやっておったわけですが、それの関係の事業が終わったので減ったのかどうか。それに関する成果とか、今後それはどうするのだとか、調査した後の今年度どういうふうな取り組みをされるのか。これ、予算が74万6,000円ですが、どんな展開をするのかお伺いしたいと思います。

以上２点ですが、お願いいたします。

○松本美子委員長　答弁お願いいたします。

村田副課長、お願いします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　私のほうから133ページの、ごみの資源収集運搬委託料の関係につきましてご説明をさせていただきます。

6,735万9,000円でございますけれども、こちらの内訳としましては、まずごみの収集が第１ブロック、第２ブロックということで、２つにまず嵐山町を分けさせていただいておりまして、それぞれが3,172万4,851円というのが第１ブロック、第２ブロックの積算でございます。あと、紙・衣類の収集運搬が316万5,002円でございます。最後は動物の死体処理ということで、これが74万4,106円ということで、合計しますと6,735万9,000円で、去年より約400万円ぐらいの増額になっておりまして、この理由でございますけれども、もともと労務費の単価が去年の４月に大幅に見直しになっております。大体２割ぐらいの増加になっておりまして、去年につきましてはちょっと当初予算にそれが見込まれてございませんので、業者さんのほうにお願いをしまして、予算どおりということでお願いしたのですけれども、これにつきましては、去年の人件費の増額分をここに計上させていただきまして400万円の増額ということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚　晃環境農政課長　134ページの農業振興費のほうの120万2,000円の減額の関係でございますが、今年度と比べますと、臨時職員の賃金が50万円減になっております。それから、農業行政システムの使用料、これが50万4,000円だったのですけれども、こちらのほうの計上を地域支援課のほうに計上したということで100万4,000円の減ということで、120万2,000円の減の主なものは、臨時職員の賃金と農業行政システムの使用料の減ということでございます。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　ちょっと答弁漏れというか、耕作放棄地の関係の事業展開をした調査でのあれではなかったわけ、内容的には。減っているのは、人件費が減っているのですということなのですね。それはわかりましたが、では、耕作放棄地の調査をしたりしておりますが、それの今後の展開といいましょうか、手紙を関係者に出したりしておりまして、正直、私のうちにも来たりなんかもしているのですが、それの対策的なものがあるかなと思ったのですが、今後どう対応するのかと思って聞きたいと思います。

　それから、ごみの関係ですが、内容的にはわかりましたが、今分別をして回っている業者が違う、要するに物によっては回っている業者が316万の関係だと思うのですが、第１、第２の関係が人件費の関係でというのですか、両方が若干ずつ上がっているということなのでしょうか。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

　村田副課長、どうぞ。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　では、今のごみ収集の関係のお答えをさせていただきます。

　今第１ブロック、第２ブロック、紙・衣類、動物死体処理ということで４つの委託がございまして、全てで人件費を勘案させていただいております。

〔「全て」と言う人あり〕

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　はい。第１ブロックが北で、第２ブロックが南でということで、全てブロック分けていますけれども、全ての人件費が２割上がったということで、400万というのは今の４つの委託全てで増額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　それでは、新井農業委員会事務次長、お願いいたします。

○新井孝行農業委員会事務次長　それでは、遊休農地についてお答えをさせていただきます。

平成26年２月現在の管内の農地面積が793.7ヘクタールございます。そのうち遊休農地が122.1ヘクタールでございまして、割合といたしましては15.38％でございます。それと、先ほどの、昨年８月に遊休農地の所有者、こちらは町内に在住の方に対して草刈り、耕うん等のお願い通知を出させていただきました。指導の対象者といたしましては人数的には646名でございまして、その面積を合計しますと58ヘクタール、筆数でいきますと1,851筆の方にお願いをいたしました。これによりまして、一応遊休農地が少しでも解消できるようにということでお願いをしたわけですが、これについては、かなりの方からご意見がございまして、今まで農地、どこにあるのかわからなかったのが、どこにあるのだろうということで再認識ができたということも聞いております。

あと、利用状況調査ということで、毎年１回11月に、農地全域の調査を農業委員及び農業委員会事務局職員、あと農政課農振担当職員と、一応農業委員さん３人と事務職員１人、４名で、町内を４つに区切りまして全農地についての調査をしております。昨年の11月に調査した日数は８日間で、44人の農業委員さんに調査のほうをやっていただきました。

以上になります。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　ごみの関係、くどいようですが、量的には傾向として、もう大体同じような量なのですか。衛生組合の関係だと、負担金を見ると減っているのですけれども、これは、ごみ処理事業組合の関係ではマイナスになっているのです。マイナスになっているということは、ごみが減っているのではないかなと思うのですけれども、これとの兼ね合いというのはどうなのですか。人件費は結局２割、10％アップだと、同じようなやり方するからアップだということで、比例してというか、ごみが減っているのだとか、ふえているのだとか、そうしたものは考えずに委託の関係をやってしまっているのかどうか。その辺、くどいようですが、申しわけありません。

それから、そうなのですね、農業委員会、大変ご苦労いただいているのがわかりま

した。８日間で44人の、延べですが、調査をされたと、ご苦労いただいとるわけですが、この調査をして、今後、これ調査結果については当然県のほうにも上げていくのでしょうが、県、国はこの耕作放棄地のために何か支援策というか、対応策というか、そうしたものはただ調査をするということだけで、上から何もないのですか。それだけ１点お聞きしておきます。そうでないと、この26年度事業展開するわけですけれども、これ、減ったままで事業を展開できないしと思って聞いておるのですが。

○松本美子委員長　それでは、答弁お願いいたします。

村田副課長、どうぞ。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　では、すみません、ごみ収集委託の増額の関係について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、ごみの発生にはどのぐらいかというか、ふえているか減っているかということのご質問だと思うのですけれども、一番最新の実態調査ですと23年度というのが出ておりまして、嵐山町の場合は１人１日当たりどのくらいごみを出しているかというと、855グラムになっております。手元にあるのが平成19年までの５年間なので、あれなのですけれども、５年前の平成19年から同じ調査で946グラム。そうしますと、差っ引きますと大体約100グラムという、まあ、91グラムなのですけれども、約５年間で１割、今ごみが減ってきたというのです。先ほどの小川地区衛生組合の負担金というか、ごみ処理、負担金が減っているというお話なのですけれども、もともと平成13年のときに、小川地区衛生組合の場合はダイオキシン対策という大きな修繕工事をさせていただきまして、そのときに起債をさせていただいた。それがもう償還のピークを過ぎまして、その辺の負担金の、今借用されている部分というのは、そういう起債だとかの償還金はなくなったということでご理解をいただければと思います。

あと、委託を今設計をさせていただいておる中で、もともと今私のところで把握をさせていただいているステーションの数というのが、ちょっと正確ではないのですけれども、可燃ごみが嵐山町町内で373カ所、あと不燃ごみが284カ所、あと資源で回収するステーションが284カ所ということで、一応参考なのですけども、約941カ所のステーションを今の委託の業者さんに回っていただいております。これは、数としてはどんどんふえています。それは何でかというと、必ず５戸以上のアパートには３平米以上のごみ集積所を設置するというのが開発指導要項で一応定めていただきまして、結構平澤だとか菅谷の中にもアパートどんどんできていまして、このステーションの

数というのは、人口は減っていたりとか、今のごみの量は減っているのですけれども、実際には数はふえています。ステーションの数と、実際には、そのごみ収集の運搬の手間というのは多分比例をするのだと思うのですけれども、今のところちょっと今の委託の積算上はステーションの数ではなく、業者のほうが例えば２台でこのブロックを回れるというような形の中で積算をさせていただいていますので、ごみの量の反映には今なっていないというのが現況でございます。ただ、今後については、当然人は減るのですけれども、ごみの量は減るのですけれども、今言ったようにステーションの数がふえるとなれば、そういうのも当然勘案をして積算をするのが適正かというには考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　それでは、新井農業委員会事務次長、お願いいたします。

○新井孝行農業委員会事務次長　それでは、利用状況調査の関係でお答えをさせていただきます。

毎年１回利用状況調査ということで、町内の農地全域のほうにつきまして調査をしているわけでございますが、遊休農地ということで県のほうには報告をさせていただいているところでございます。

それで、一応遊休農地の対策といたしましては、今農業委員会のほうでやっておりますのは、利用権集積という形で、農業委員会だよりを利用いたしまして４月と10月に利用集積の申し入れをしていただくということをやっております。また、平成26年の４月から中間管理機構が施行されるわけでございまして、この中間管理機構で農地を貸したい人はそちらで、中間管理機構で借り受けて、中間管理機構から新たな農業を、今やっている方も含めまして、貸し付けをするというような仕組みになってございます。

また、平成26年度には、農地所有者に対しまして利用状況調査を実施する予定でございまして、こちらの中に中間管理機構に農地を貸したいとか、そういった意向をお聞きするような形を考えております。

以上になります。

○松本美子委員長　それでは、質疑を続行しますけれども、どなたかいらっしゃるようでしたら、どうぞ。

吉場委員さん。

○吉場道雄委員　では、１点ほどお願いします。

139ページ、農業者支援事業、この中で農政推進委員の関係ですが、農業者の担い手や農業団体の育成等、農業者の支援を行うための経費とありますが、内容を詳しくお願いします。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、どうぞ。

○大塚　晃環境農政課長　農政推進委員の関係でございますが、農政推進委員につきましては、月３日ほどの勤務をいただいております。そういった中で、農村の活性化だとか専門的な知識でもっていろいろ……

〔「週３日。月３日って言った」と言う人あり〕

○大塚　晃環境農政課長　週３日。失礼いたしました。月３日の勤務で……。

〔「週３日」と言う人あり〕

○大塚　晃環境農政課長　週３日の勤務でやって、すみません、何回も、週３日の勤務ということでやっていただいております。職務につきましては、農業の活性化ということで、いろいろ実践的な活動、それから専門的な指導を行っております。今年度につきましては、営農相談ということで25回ほど開催をいたしまして、264名の方が参加いたしまして、そういった実践活動指導ということでやっていただいております。

以上です。

○松本美子委員長　吉場委員。

○吉場道雄委員　では、再質問させていただきます。

農業推進委員さんのおかげだと思うのですけれども、古里に福島の浪江町のほうから２世帯ですか、来て、今ホウレンソウづくりをしております。非常に畑の泥質もいいというので、葉物には最適だということで、来てもらって、その人たちが今嵐山町の町外に住みながら通いで、古里に通っているわけなのですけれども、そういう中で、最近２世帯、嵐山町に訪れて、この４月から多分始めると思うのですけれども、新たに就農ということで２世帯来ているわけなのですけれども、そういう人たちが嵐山町で本当に、住居を探しているところ、どこ探してもないということで、不動産屋の紹介で今、滑川の伊古のほうに住んでいるわけなのです。古里に通っているわけなのですけれども、これで、農業支援等と書いてあります。農業推進委員の中にはそういう担い手農業者の中にそういう、嵐山町に住むような空き家がいっぱいありますので、

そういうところも支援して本当いったほうが私はいいと思うのですけれども、ちょっとお考えをお聞きします。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、どうぞ。

○大塚　晃環境農政課長　農業支援とともに、空き家の情報だとかも含めて、そういった支援ができればいいなというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員　今嵐山町の最重要の課題として、人口減少ですか、やはり人口減少するにはいろいろ政策しているけれども、各課でやっぱり与えられたところで、一つ一つの積み重ねが人口の増加にこれ、なると思うのです。だから、そういうところを大事にしながら、各課で連携を持ってこれ、する必要があると思うのですけれども、そのお考えをお願いします。

○松本美子委員長　答弁はお願いできますか。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　議員さんおっしゃられたように、いろいろ人口減少問題は大変な問題でございますので、環境農政課ということでなく、町を挙げてそういった取り組みが必要かと考えております。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方、どうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　132ページ、133ページのところの不法投棄物処理事業で、これ昨年も減少して、本年度も減少しております。大変不法投棄が減ってきてよかった、いいなと思うのですが、先日の長島議員さんのいろんなご質問もあったので、今現状どういうところが不法投棄の場所になっているといいますか、現状をお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　今の畠山委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今不法投棄が場所的にはどの辺かというのは、多分ほぼ全域に当たると思います。ただ、どちらか多いところというのは、一番多かったのは、ここの杉山の市野川沿いのところが、おととし池袋の中国人がお住まいの方の家財道具が全部捨てられたとか、あとは、遠山のトラスト地に入る入り口のところにも、おととし同じようなものが捨てられたりとかということで、確実に必ずそこにというのではなくて、ポテンシャルとしては多分全域。それ何でかというと、アライグマと一緒で、ちょっと話、脱線してしまうのですけれども、多分インターチェンジから近い。山の谷みたいなところが多い。それで多分アライグマも一番初めにこの比企郡に捨てに来た人がいるというのが何か始まりみたいなのですけれども、何か不法投棄も同じような傾向にあるのかなというふうに考えるところであります。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員　ちょっと外野がうるさいのですけれども……

〔「予算審議だから、予算審議の仕方をしなさいよ。ちっとも予算審議にならない」と言う人あり〕

○松本美子委員長　静粛に願います。

畠山委員。

○畠山美幸委員　それで、この間、長島議員さんの話ばかり言っては悪いのですけれども、法律で、不法投棄をした場合には５年以上の懲役、1,000万円の罰金とかというのがありましたよね。よく駐車場なんかにも不法に止めていた場合には３万円の罰金を取りますとか書いてありますよね。不法投棄の看板を見ると、目が描いてあって、「ここに不法投棄をしないでください」という文章が書いてあるのだけれども、そういう、例えば、不法な場合には罰金を科せるとか、そういう文章を入れた看板を設置するというのはどうなのだろうなと思うのですけれども、そういうようなものを置いて、防御をするというのはどうなのでしょうか。

〔「ちょっと、予算審議ではない」と言う人あり〕

○畠山美幸委員　予算審議ではないけれども、ちょっとこういうときに言っておこうかなと思って。

〔「こんな、時間見ながらやって」「やめてくれ

よ、そんな質問……」と言う人あり〕

○松本美子委員長　答弁を求めます。

村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　では、お答えをさせていただきます。

今不法投棄の看板については何種類かございまして、罰金を、金額は明示はされていないのですけれども、不法投棄をするとそういう罰金だとか懲罰になりますという表現のものもあります。今うちのほうで結構いろんなところに掲げさせていただいているのは、小川警察と嵐山町長名で、要は「不法投棄禁止」という大きな看板、黄色い看板なのですけれども、それは夜光塗料が塗ってありまして、やっぱり夜間捨てられることが多いということで、車で行った方がそういう看板が目に入りやすいようにということで、結構町内には設置を今させていただいているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　31ページなのですけれども、粗大ごみの手数料というのは引き下げになったのですか。それが１点です。

それから、さっき村田副課長の話の中で労務費単価をのせたということで、実はまちづくり整備課のところで聞こうかなと思ったのですが、４月分の設計労務単価を反映したということなのだと思うのですが、この２月からまた設計労務単価が引き上がったと思うのですけれども、新年度予算の中にはそれは含まれているのですか。２点です。

○松本美子委員長　答弁お願いいたします。

村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　まず、31ページの粗大ごみの処理手数料の関係からお答えをさせていただきたいと思います。

これ一応条例のほうで手数料のほうは今定めさせていただいておりまして、今回54件で36万円ということで、平均単価ですと600円ぐらいの今金額を上げさせていただいております。25年度粗大ごみの持ち込み状況としましては、大方洋服だんすだったりとか、茶だんすだったりとか、自転車、ソファー、布団だったりとか座椅子を個人の方が有料で回収していただきたいという依頼に基づいて回収をさせていただいて

いるものでございまして、今年度２月末現在ですけれども、一応申し込みが541件、今申し込みをいただいておりまして、大体今予算で計上させていただいた金額ぐらいの手数料は入るのかなというふうに考えているところでございます。

あと、安藤さんの質問のときにもお答えさせていただいたのですけれども、一応労務単価につきましては、先ほど私が説明させていただいた４月というのは去年の４月の話でございまして、今年の２月も確かに上がっています。ただ、なかなか今嵐山町のほうも予算が厳しいということで、実際にはもうちょっと高い金額の予算を計上させていただいたのですけれども、予算査定の中でこの金額になったということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　粗大ごみについては540件ですよね。540件で36万。去年の予算が360件で36万だったのですよ。というのは、手数料を件数から割り出すと、粗大ごみの手数料が安くなったのかなというふうに思ったのですが、その部分はどういうふうになっているのでしょうか。それ、１つです。

そうすると、これちょっと、前回副町長答えてもらったので、副町長に答えてもらいたいのですが、今２月からの設計労務単価は見ていないのだということだったわけですが、新年度予算の中では、あのときは去年の４月からの設計労務単価は反映しますよという話だったと思うのです。今年の２月からの設計労務単価については、予算の編成の時期との関係もあるのでしょうけれども、今後これから設計をする部分も相当出てくるわけで、その２月変更の設計労務単価については変更していくという考え方はあるのですか。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いいたします。

○安藤　實副町長　設計の単価の引き上げにつきましては、これは入札不調、それからご承知のとおり、被災地の復興に係る人件費の増等を反映して国交省が定めて、それを埼玉県の単価もそれに基づいて引き上げがなされたということでございまして、嵐山町のハード事業、建設事業の単価は県の単価を使っておりまして、県も国交省と同様に４月から引き上げがなされたと。それで嵐山町も設計をし、実施をしてきていると。今回の7.1％だったでしょうか、これもやはり同じような背景があって、２度目の引き上げがなされたわけですけれども、我々が承知しているのは、このハード事業、

建設事業についてのさまざまな報酬の単価の引き上げがなされたということでございまして、これを県の単価が引き上げに２月以降なっているものについては、それ以降設計をするものについては当然反映をさせていただいておると。仕組み上は、そういう考え方でございます。

○松本美子委員長　村田副課長、お願いします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　ごみの手数料の関係で、すみません、またその説明をさせていただきたいと思います。

去年確かに360件で36万円というと、平均で約1,000円。実際去年の24年度の実績を見ましても、大体持ち込みの、依頼をされる件数というのは大体500件くらい、実績はです。その前の年が大体平均1,000円ぐらいだったということで、今回は、ですから実態的には600円ぐらい、平均で540件ぐらいの件数があったのだよということで、実際には去年ベースの実態に合わせて今年は予算計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　そうすると、キロ当たりの単価は変わらないということでいいですか。

○松本美子委員長　村田副課長、お願いします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長　キロ当たりではなくて、品目別に全部金額が決まっておりまして、ですから電子レンジだと500円だとか、先ほど言ったように、和だんすだったりとかすると1,500円だったりとかということなので、逆に言うと、依頼される件数がふえて単価が下がったというふうにご理解いただけるかと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

質疑がないようですので、環境農水課及び上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休　　憩　午後　２時３２分

再　　開　午後　２時４７分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　143ページなのですが、住宅リフォーム制度を今回廃止をするというふうになりました。住宅リフォームについては、24年では63件、81万6,000円、建て替え分が２件で64万9,000円、総事業費が１億円を超えるという事業だったわけです。25年度は、建て替え分を20万から50万にふやして使用したということになっているわけですが、なぜここで廃止をするというふうになったのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　政策の変更というのを施政方針でも話をさせていただきました。嵐山町の予算を検討するときにも、内部でもいろんな意見を出し合う中で、今喫緊の嵐山町の課題というものは、人口をどうにかここのところで減少を抑えられる、抑えていく、そしてふやせればということが一番の喫緊の課題だということで、現在政策の検討の課題でもそういう意見が強く出されるし、私たちもそういうふうに思っております。

そういう中で、今年度の予算をどういう形で組んでいったらいいのか、そして組める予算の額というのが限られておりますので、そういう中でどこのところに、選択と集中という言葉がありますけれども、どうやっていったらいいのかというような中で、政策の大きな変換といいますか、今質問がありましたような内容というのは重々承知の上で、今回こういうような方向をつけさせていただいたというのが大きな流れ、変えた内容でございます。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　よく費用対効果というふうに言われるわけですけれども、事業そのものについて、そういう面では、これ24年度の決算しかまだわからないわけですが、24年度決算の中でも、町からの持ち出しは約900万。両方で900万弱なのですが、それに対して、１億以上の事業を行うという事業というのは、費用対効果からすれば、こんなに効果の上がっている事業はないのではないかなというふうに思うのです。同時に、

これは町内業者を育成するということでつくってきたわけですけれども、そういう点では、ここで確かに限られた予算の中でどう予算編成をするかという問題はあるのだと思いますけれども、その費用対効果という点での町長の考え方をまず聞いておきたいと思います。

○松本美子委員長　町長、お願いします。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

当然その予算、貴重な財源を使ってやるわけですから、費用対効果、どれぐらい町民の皆さんに影響があるか、いい結果が出るかということが大きな課題であるわけです。そういう中にありまして今まで続けてまいりました。そして、当然今のお話のような内容の中で、税務課のほうにも内容を調べていただきました。税収のほうに当然上がってくる形というのも出てくるわけですから、そういうものを考えた中で、とりあえずここのとこで一段落、そして間違った形のものに方向を変えてやっていく。そして、それらを今までやってきた中での人口増対策というものに、どれだけ影響がこれから先出てくるだろうかというようなことも考えたりする中で、違った視点から今度取り組んでいくものがどうだろう。しかも、それには年限を切ってある。しっかりそこのところでどういう成果が出るのかを見きわめてやっていくという形で、ここのところで変えさせていただいたと、こんな感じでございます。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　この制度の事業成果というのは、先ほど数字を私言いましたけれども、そういう面での事業評価というか成果というか、それはどういうふうに感じていますか。

○松本美子委員長　岩澤町長、お願いします。

○岩澤　勝町長　事業の成果、町内業者の育成という観点についての事業評価というのは、かなりの効果が出てきたいうふうに感じておりまして、そのために事業も続けてきたということでございます。しかし、このところで再三申しますが、町内業者の育成というのは、今までのところで成果が出てきたのではないかと。ですから、ここのとこで年限を切って違う形の方向で成果を出していきたいということでございます。

○松本美子委員長　ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　144、145ページの消費者行政推進事業の消費者被害を防ぐための啓発

及びトラブルなどに対応するための相談業務ということで、こちらが減額になっておりますが、減額になった内容につきまして教えていただきたいと思います。

それと、同じページの中心市街地等商業活性化支援事業で、今回は200万、前回は250万ということで50万の減で、市街地いろいろと計画をしていたものがありましたが、また一からいろいろと検討をされると思いますが、どういう内容を今年度は考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

以上、２点です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

内田企業支援課長、どうぞ。

○内田孝好企業支援課長　まずは、上から中心市街地の関係ですけれども、これは活性化委員会のほうに補助金を出しておりまして、毎年200万ずつ出しています。これらは朝市とかボックスショップ、朝夕市とボックスショップ、あるいは嵐山さくらまつり、こういった事業の展開の中で使われておりまして、昨年は250万だったのですけれども、そのうちの50万というのは買い物弱者の対策ということで動いていましたけれども、それらの商工会の跡地のところを設計するという形で考えてみました。それなので、今回補充、昨年50万ほとんど使われない、本年度落としていますけれども、そういった形で200万続いてきたものですから、そういった形で今年も200万円と調整するという形になっております。

それから、消費者行政の減額なのですけれども、消費者行政につきましては週４回やっておりました。その中で相談員さんが４日間来ていただきました。今回は４日間は開催するのですが、相談員につきましては２日間ということで、日数につきましては半分に減らせてもらいました。当然残った日がどうするのかとなりますので、町のほうで対応して、川越とか熊谷とかでやっていますので、難しいものについてはそちらのほうに紹介をさせていただくということで対応していきたいとのことで、今年度はそういった形で予算が減っております。

以上です。

○松本美子委員長　畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　中心市街地等のほうをもう一回聞きますけれども、昨年は検討委員会立ち上げて買い物弱者の対策をいろいろ考えていらしたのだけれども、今回はおやめになったということですけれども、しかしながら、まだそこに場所が、誘致があるわ

けで、今後何か検討していくご予定は、今回のこの予算の中ではないということなのでしょうか。

それと、消費者の関係ですけれども、今まで週４回のところが、開催日は４日間ということで、あとの２日間は職員がなさるということで、それで熊谷と川越に私も行ったことはありますけれども、しかしながら、ちょっと場所も遠いですし、難しい話はね。この２日間、職員が来る曜日は何曜日と何曜日になるのか、お伺いしたいと思います。

○松本美子委員長　では、答弁をお願いします。

内田企業支援課長、お願いします。

○内田孝好企業支援課長　まず、中心市街地の補助金の中では今言った商工会のほうで動いていますので、今の場所につきましては、とりあえず、には考えてはおりません。というのは、商工会のほうにいろんな事業が入っていますので、そういった事業、事業といっても商工会の皆さんの事業がありますので、そういったところを紹介しながらあの場所が使える方法が何かあれば、それはそれとして考えていくしかないのかなとも思っています。

それから、消費者行政の関係なのですけれども、相談員の方につきましては今までは月、火、木、金だったのです。この４日間は変わらないのですが、相談員につきましては火曜日と金曜日にお願いしているという形で、したがいまして、月曜日、木曜日につきましてはこちらのほうで対応しますという形になります。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにありますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　まず、33ページに国庫支出金で、住宅耐震診断の補助金があります。そして、155ページに住宅耐震診断費補助金と住宅耐震改修費補助金があって、それはそれぞれ２分の１ずつの補助金で、40万と60万になるのですけれども、これは１戸分だけ見ているのかどうか、それとももう少し、この条件としてはどのような形になっていて、これが戸数がふえてくると、国庫支出金のほうにまださらに依頼でき、支出金を求めることができるものになるのかどうかということを伺います。

それと、143ページなのですけれども、花見台工業団地指定管理料300万円になっていますが、これは利用状況がどのように見込んで、そしてこの管理委託料の300万円

の中で全てが納まるという感じで今現在あるのかどうか伺いたいと思います。

それと、140何ページだ、ごめんなさい。商工費全体に関して、一般職給与費で４人分が出ているわけなのですけれども、企業支援課自体。企業誘致条例ができて、多分すごく忙しくなったらありがたいかなというふうに思うのですけれども、そこの部分での、これはどうなるのか、時間外勤務手当が9,000円ぐらいでなっていますけれども、その範囲内で納まるような形になると見込んでいるのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁お願いいたします。

内田企業支援課長、どうぞ。

○内田孝好企業支援課長　まず、33ページと155ページの住宅耐震診断補助金ですけれども、一応耐震診断のほうにつきましては１件が３万円で、２件を見ています。それから、住宅耐震改修のほうにつきましては１件20万で、やっぱり同じように２件見ています。ですから、この補助につきましては、国の補助は２分の１なので、当然半分になります。

それから、花見台の管理センターの関係ですけれども、昨年使われた回数というのが、多目的ホールとありまして、これが年間で123回で2,145人の方が使われて、また研修室が72回で820人。その他、紹介リストいろいろあるわけなのですけれども、それらの合計が77で878人使っていまして、合計で、回数としますと、昨年の状況ですと272回で3,823人の方が利用されているいう形になっております。こういった状況で先ほどお話しさせていただきまして、今の状態、300万の状態ではやっていけるというお話は聞いています。

それから、企業誘致の関係で、時間外が町の予算で足りるのかなという形なのですけれども、当然忙しくなるのかなと思うのですが、これ、お願いしていくしかないかなと思っています。

以上です。

○松本美子委員長　よろしいですか。

○渋谷登美子委員　はい。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員　145ページの商工会の補助金ですが、ちょっと細かいのですが、ふえ

た理由を伺いたいと思います。

それから、中心市街地、先ほど畠山議員さんがお聞きになったのですが、コミュニティービジネスとして昨年はとって、それを全部入れたと。今度の方向性はどう考えているのか。これ、やばい質問なのだけれど、総括に似ちゃってるから。買い物弱者を何とかしたいということで、それをお考えになっているのか、今回の予算にはのせていないけれども、ちょっとそれを伺いたい。

それから、147ページのさくらの会とかありますけれども、一番下の外国人観光客誘致協議会負担金。これ、どういう団体で、どういう効果を狙ってこの負担金を払うようになったのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　まず、商工会のほうですけれども、商工会の補助につきましては昨年は620万、今年は606万というふうに下がっております。下がった内容としますと、この商工会の補助につきましては、商工会で行っている指定事業というのがあるのです。この指定事業に対して県の補助金がありますので、その指定事業から県の補助金を引いて、その残ったものに55％、事業をかけて金額を出しています。したがいまして、商工会の事業自体が若干下がったのかなということで、全体が縮小したという形になろうかと思います。

それから、外国人、新たな補助金としまして外国人観光客誘致推進協議会、これにつきましては、平成23年７月に埼玉県で発足しました。実際の事業としますと、今年、今度３年目になるのですけれども、昨年のを見ますと、外国人誘致協議会の事業計画で見ますと、海外メディアの招集モニターツアーの実施ということで、韓国メディアを招集して県内の観光地のモニターツアーを実施するというようなことを、また、トラベルマートの出店ということで、横浜とかで開催される海外旅行会社等のインバウンド商工会のブース、要するに埼玉県としてブースで出張するとか、外国人のパンフレット、県観光公式ウエブサイトの多言語によるＰＲというようなことをやっておりまして、こういった事業の中に町が参加していくということで予定しています。

今現在、埼玉県では23市町村ありまして、この近くですと東松山市、小川町、ときがわ町が参加していますので、こういう形で、まず協議会として埼玉県の物産観光協会に入っていますので、嵐山町としてもこの中に入って、そういった外国人誘致では

ないですけれども、そういうところに力を入れていきたいということで、来年度から参加するということであります。

○松本美子委員長　岩澤町長、お願いします。

○岩澤　勝町長　買い物難民については、私の方からお答えをさせていただきます。

先日もちょっと今までの委員会で大変お骨折りをいただいた経過についてお話をさせていただきました。その話し合いの経過、そしてまた報告の中でも、会員の皆さん、役員の皆さん話もしていましたし、報告の中にもありましたけれども、嵐山町のその現状というのが改めて認識をし直した。そういう中で、実際どれだけの買い物難民がいるのかというのも、今までよりはよく理解ができたといいますか、今まで甘い部分もあったと。これぐらいいるのではないか、こうなのではないかというような感じを持っていたわけですが、それでアンケートなんていう話が出たわけですが、アンケートというのはどこでとるのですかと言ったのだけれども、買い物難民が買いに来るというのが、大体朝市、夕市とやっているそのエリアの中、範囲の中ではないだろうか。それより外から来るというのは考えにくいというような状況も出てくる。そうすると、今その朝市、夕市をやっていたり、あるいはその商店の皆さんがそういう状況を改めて認識をする中で、商工会の商店の皆さんがそういうような対策を頭の中に入れながら商売をしていく。

それと、またもう一つ、これも今までちょっと甘かったのかなと、調査というか内容が。社会福祉協議会のところにヘルパーさんを頼んでいる人が、それで、そこのとこで買い物のお手伝いを、手助けをしていただいている人たちがいるわけですけれども、その人たちというのは、実際社会福祉協議会の中の話を聞くと、どこまで出ていって買い物ができるのかというような状態があると。そうすると、そこのところは近くのところにお店ができたにしても、どれだけの人が、そういう人たちが買い物に行けるのだろうというようなことだとか、今までわからないことがいろいろと発見ができてきたと。そういうようなものを踏まえた中で、当面商工会の中で、あるいはいろんな、嵐山町でもどうなのかわかりませんが、コンビニでも配達をするとかというような動きが出ているわけですので、そういうような状況を当面細かく、商工会のアンテナを高くしながら、調べながら推移を見ていくというようなことに今なっております。ですので、これから先、構わないということになって、今できる対応をしっかりしていこうというようなことで報告を聞いて、そしてこれからそういった形でいこう

ということにとりあえずはなっております。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。

休　　憩　午後　３時１２分

再　　開　午後　３時１４分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　155ページの嵐山町都市計画マスタープラン策定改定業務なのですけれども、業務委託、これ具体的に都市計画マスタープラン策定改定業務というのは、都市計画法が平成18年に改正になってからいろいろなことができるようになったのかなとは思うのですけれども、どのようなことを都市計画マスタープランの策定で新たにつくっていくのか、そして、それを委託するわけですから、ポイントを絞ってやっていると思うのですけれども、その点について具体的にどういった作業を委託していくのか伺いたいと思います。

それから、156、157ですけれども、これ区画整理事業なのですが、補助金の平沢土地区画整理組合の補助金と東原土地区画整理組合の補助金、総額で幾らになってくるのか伺います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

田邊まちづくり整備課長、どうぞ。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　都市計画マスタープランの関係でございますけれども、これについてお答えさせていただきます。

平成15年に今のマスタープランができています。それで今大体11年経過しております、そのプランを組んでから。今回この業務の中では、そのマスタープランを総振とかも変わってございます。その変わった部分についての補正というか、こうしていこう部分です。ですから、基本的には15年に作成したマスタープランをいじらないで、要するに総振で変わった部分、そういう部分について今の現状と合うような形で修正していくというような業務でございます。

○渋谷登美子委員　補助金の総額、それぞれの。

〔「それぞれというのは何」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員　違う違う。平沢土地区画整理事業の補助金7,280万円ですよね。それの総額について……

〔「累計ということですか」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員　全額の、総額ですよね。7,280万円足したら幾らになるのと。

〔「今までのということでしょ」と言う人あり〕

○松本美子委員長　渋谷委員に申し上げます。

質疑をきちっと明確にお願いしたいと思います。

○渋谷登美子委員　明確です。こんなに明確なことはないです。本当に。聞いててわかるよ。

○松本美子委員長　暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　３時１８分

再　　開　午後　３時１８分

○松本美子委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開をさせていただきます。

菅原副課長、どうぞ答弁をお願いします。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　それでは、26年度までの総額ということでよろしいでしょうか。そうしたら、26年度までの総額とすると、6,876万円が、すみません。

○渋谷登美子委員　そんな安くないよね。１億以上かかっている。

〔「緊張してんだよ」と言う人あり〕

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　すみません。

〔「あんまり上がんないように」と言う人あり〕

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　平沢は60億4,000万円、約。東原につきましては……

〔「総事業費ではないの」と言う人あり〕

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　総事業費でなくて、これまでの……

〔「そうでなくて」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員　補助金の総額。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　補助金。すみません。

○渋谷登美子委員　60億4,000万。そしたら、総額ですよね。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　すみません。町の助成金の総額ということですね。すみません。町の助成金の総額につきましては28億2,500万円、東原につきましては２億8,000万円です。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　都市計画マスタープラン策定業務委託、そうすると、今までの総振に合わせてつくるという、変えていくということで、399万6,000円の委託費になっていると思うのですけれども、そうですよね。これは、こんなに金額がかかるものなのかなと思って今伺っていたのですけれども、今までのものを、都市計画マスタープランを策定し直すというだけだったら、それほど大きな金額はかからないかなというふうに私自身は考えていて、都市計画全体をもう一度見直すということになってくるのか、市街化調整区域との関係をもう一回見直していくというふうな話もあるのかなと思って、都市計画法の改正が平成18年に行われているので、その部分も合わせてそれがあるのかなというふうに考えていたのですけれども、これだとちょっと何か、どうしてこのような金額が算出されるのか伺いたいと思います。

　平沢土地区画整理組合ですけれども、28億2,500万円の事業費を、補助金を出したわけなのですけれども、補助効果としてはまだ最終的な段階になっていないわけですけれども、どのように考えていくのか。こちらも東原のほうは２億8,000万円ということで、私総額はちょっとやってきていないのでわからないのですけれども、どのように考えていくのか。これで、平沢土地区画整理組合事業の補助金は27年度まででしたか、区画整理事業は。もう少しあった。それで終わりになってくるのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

　田邊まちづくり整備課長、どうぞ。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　マスタープランの関係なのですけれども、これは平成15年のときにつくっていると思うのですけれども、そのときはかなり高額だったと思います。新たに今回つくりかえるという話になると、多分1,000万は超えてくる額になってきてしまいます。そういう関係ございまして、それで、そこまでのものを、10年、11年経過しているわけなのですけれども、ここでつくりかえるところまでしなくもい

いだろうという関係の中で、最小限にしていこうということで、その修正だけ、変わっている部分の修正をしていく業務として、今回は挙げさせてもらったということでございます。ですから、新規につくりかえるのに比べれば、本当に３分の１もかからないぐらいの額で済むのかなというふうに考えております。

それと平沢も、東原もそうなのですけれども、要するに町から助成金として来ているのですけれども、これにつきましては、公共施設の整備とか、そういう費用に充てられているわけでございまして、今回やっぱり平沢なんかもそうなのですけれども、今の町並み見てもらうとわかると思うのですけれども、要するにあれだけの町並みがこの事業をやることによってつくり出されたということで、要するにほかの近隣の市町村からすれば、本当に嵐山はうらやましいなというぐらいのものができたのかなと思っております。これについては、要は将来的にもこういう町並みができたということが、いかに相乗効果ではないけれども、効果につながっていくかというもので、ちょっとはかり知れないものもあるのかなというような期待もしております。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　私、昨日マスタープランを見直してこようと思ったのですけれども、ちょっとマスタープランを見直してきていないのですが、都市計画マスタープラン自体を読んでこようと思ったのです。見ていないのですけれども、都市計画マスタープランの今までのところを修正するという形であるのだったら、それを見直していくという形であるのだったらば、委託をしなくても、職員の人数が減になっていますから難しいのかもしれないのだけれども、できないことではないのではないかなというふうに思ったのですけれども、１人分の職員の、１人分というか0.7人分のぐらいの職員の給与になりますよね、給与分で見ますと。だから、新しくつくり直すのではなくてという形になってくると、都市計画マスタープランの総振に合わせていくということですよね。それがそんなに金額がかかるものなのかなというのが一つあります。職員が少なくなっているので難しいのだろうというのはあるのだけれども、いいものをつくっていただく上では、今までのものを直していくという形ですよね。今総振を都市計画マスタープランのバージョンに直すということですよね。ここがこんなにかかるのかなというのがちょっと新たなものではないというところで意外性があったのですけれども、それはやっぱり新たなものでなくても、都市計画マスタープランの総振

のものに直すとすると、委託しなくてはできないものなのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、田邊まちづくり整備課長、お願いします。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　マスタープラン、１冊の冊子になっていると思うのですけれども、要はその中を例えば見てもらうと、今の現状と、要するに、幾らか直すといっても、言葉とかそういう文言とか出てくると思います。そういうものを全体的に見直して、極端に変わったところを修正していくというような形でございますので、これについても何社か見積もりをいただいたのです。その中で、600万から700万ぐらいのあれかな、出ていたところもあります。ただ、うちのほうとすれば、こういうふうな形で絞り込んでやりたいのだよということで、この程度で今落ち着いているのですけども、ただ渋谷さんがおっしゃるように、要するにこの委託ですけれども、町としてできる部分については極力資料提供だとか、そういうものをして、安価にできればいいかなとは思っています。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方、どうぞ。

森委員。

○森　一人委員　１点伺います。

152ページ、道路照明灯設置事業ですが、全てＬＥＤ照明だと思うのですが、共架、単独それぞれ何台設置予定か伺います。

○松本美子委員長　それでは、答弁お願いいたします。

根岸副課長。

○根岸寿一まちづくり整備課管理建設担当副課長　それでは、お答えいたします。

ＬＥＤ照明灯、現在も設置しておりますが、来年度もＬＥＤ照明灯を設置する予定でございます。それで、10ＶＡという小さい形のやつを15基、それと40ＶＡというちょっと大きい形になりますが、それを５基設置する予定でございます。

○松本美子委員長　森委員、どうぞ。

○森　一人委員　増額として、大体79万3,000円の増額となっておりますが、これ、大体各区より上がってくる、地区要望にある程度対応できる予算計上ということでよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長　根岸副課長、どうぞ。

○根岸寿一まちづくり整備課管理建設担当副課長　一応とりあえず今年もそうですが、地元要望に対応して設置するよう上げております。

○松本美子委員長　ほかにありましたら、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員　153ページの橋りょう耐震調査診断業務委託料なのですが、これ前に長寿命化で診断しているわけですよね。長寿命化で診断をして、さらに問題のある橋がこの対象になるのか。長寿命化、もし違ったら、との違いをちょっとご説明していただきたいと思います。

それから、155ページに、154、155で、東西連絡通路の塗装改修工事を行うということですよね。ハト害があるのだということで、ハトを追っ払うような、ハトが嫌いなような塗料を塗るのか、ちょっとその対策の工事の仕方を伺いたいと思います。

それから、156、157、土地区画整理ですけれども、新年度どこを工事するのか、わかりやすく伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長、どうぞ。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　橋梁の耐震調査診断業務委託の関係でございますけれども、これについては、橋の長寿命化修繕計画というのを嵐山町、35橋を対象に点検して計画をつくりました。この計画については、橋の、要するに長寿命化するための修繕のための計画書策定業務でございました。今回もその中で耐震が必要かと思われる橋梁について、これとは別に10橋挙げさせていただいております。これについては、構造だとかそういうものを見て、10橋耐震の診断が必要だろうということで今回挙げさせていただきましたので、前やった長寿命化の修繕計画とは違ってきます。

それと、東西連絡通路の塗装修繕工事となっておりますけれども、これについては連絡通路の屋根の雨漏りがしているのですけれども、その補修というか、ほとんどかぶせ直してしまって修繕するわけなのですけれども、その修繕と、あと外壁の塗装でございます。ハトについては、その中のほんの一部分のハト害というか、要するにハトがあそこに止まれないような形で細工するわけなのですけれども、そういったものでございます。

それと、区画整理については副課長のほうから答弁させます。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　平沢土地区画整理区域内の具体的な

工事箇所ということのご質問だったと思うのですけども……

○松本美子委員長　すみません。答弁を指名していきますので、すみませんが。

それでは、菅原副課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　失礼いたしました。

平沢土地区画整理区域内の具体的な工事箇所というご質問だったと思いますが、具体的には、１カ所がバイパス沿いの平沢、丸梅、おそば屋さん、あの近辺あたりの区画整理と、それから区画整理外の区域境の道路、区域境あたりがまだ未整備の状態でございますので、そちらの工事、それから嵐山郵便局から小鹿野に向かっていただきまして、ニューモータース嵐山の裏側の街区の造成工事を予定しています。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　橋の関係なのですけれども、長寿命化で診断をして、さらに10橋は耐震が必要だということで選んだ橋なのか、ちょっとその点を伺いたいと思います。

ついでに、それで診断必要になった場合には、新年度で直るのですか。もし必要になったといった場合に、工事が。

それから、連絡通路なのですが、ハトが止まれないようにということで、ハトも来ないような町がいいのかなってちょっと私なんかは考えてしまうのです。春にはツバメもあそこ来るのです。いいなって私なんかは思うのです。ハトが来てくれるのはありがたいことではないのですか。だから、止まれないのを防ぐなんてことをしないほうが、ハトが来る町で私はやったほうが、嵐山町は自然がいっぱいあるのだということを強調したほうがいいと思うのです。ツバメもやっぱり来てくれるわけですから、巣簡単につくれるような台を設置するとか、場合によったらそういう設置だって考えてもいいと思うのです。そういうことを考えてやっていただきたいと思うのですが、ちょっとお考えを伺いたいと思うのです。

それから、区画整理なのですが、平沢はわかりました。東原も伺いたいと思います。

○松本美子委員長　では、答弁をお願いいたします。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　先ほど言った耐震の関係なのですけれども、要は嵐山町に70何橋あります。そのうちの重要な橋ということで、35橋を長寿命化修繕計画をつくらせてもらったのですけれども、その修繕計画というのは、あくまでも橋を修繕

していくための、今の現況を保っていくというか、ための要するに修繕計画なのです。今回お願いしているのは、要は橋の構造として耐震が必要と思われる橋がございまして、70何橋のうちの10橋がそれに該当してくるということでございまして、その部分の耐震の調査、診断をやらせていただくわけなのですけれども、要するに診断して、修繕というか補強するとか、そういうものの概算の費用だとか、そういうところまで今回の調査はさせてもらうと。実際にこれが補強がどうしても必要だということになってくれば、当然その後耐震工事をしていくというような形にはなってくるかと思います。

それと、先ほどハトの関係が出ましたけれども、ハトの関係については、ハトのふん害というのですか、要するに止まって下へ落ちていくというふん害の苦情が頻繁にあるわけなのです。どこの駅もそうなのですけれども、その辺の対策というのはとっているようでございます。

以上です。

あと、東原の関係については、副課長のほうから答弁させます。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

菅原副課長。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　それでは、東原の工事箇所ということでお答えをさせていただきます。

東原の具体的に目印になるようなものがないので、なかなかちょっと説明がしづらいのですが、菅谷中学校の裏側に武蔵野整骨院というのがございます。そこからバイパスの方にずっと向かっていただきまして、今ゲートボール場があると思うのですけれども、それの200メーターぐらい手前ですか、そちらがちょうど地区境にやっぱりなるところなのですが、そこのところで、地区外からの歩行者専用道路というのがその地区境にある水路のところにまででき上がってきています。水路を一部、歩道のような形で整備をして、歩行者専用道路が地区外から地区内へつながるような形の、ちょうど地区境のすりつけ工事をするのが東原のほうの工事の具体的な箇所です。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　ちょっと橋の関係なのですが、そうすると、長寿命化でやった診断と今回の耐震の関係は、全く関係ないという理解でよろしいのですか。私は、長寿命化

でやって、ちょっとこの10橋はさらに調査をしたほうがいいのではないかというふうに見たのですが、そうではないわけなのですか。ちょっと確認ですが。

○松本美子委員長　答弁お願いいたします。

田邊まちづくり整備課長、どうぞ。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　修繕計画のほうについては、点検をやって修繕計画をつくっているのですけれども、要するに外見的なものです。実際に一部剥落しているようなところだとか、継ぎ目が少し傷んでいるとか、そういう感じの外見的なものから判断、調査して、点検して、それで修繕計画、要するにこういうふうに補修していけば長寿命化が図れるのではないかというような計画をつくったわけなのです。今回の耐震というのは、構造的なチェックです。要するに、橋の設計の構造的なもので、耐震として地震にもつだけの構造があるかどうかというもののチェックでございますので、まるっきり違ってくる形になってくると思います。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方、どうぞ。

清水委員。

○清水正之委員　平沢の土地区画整理の話なのですけれども、事業の終了年度というのは26年度なのですか。まず、それが第１です。本会議の中でも話になっていたのですが、４億のうち２億を返したと。残りが２億残っているということなのですけれども、これ事業終了年度との関係もあるのでしょうけれども、保留地処分でどのくらい賄えるのですか。事業が今年で終わるということであれば、その部分が十分賄えるということが可能なのでしょうか。

もう一つは、ちょっとこれ、組合の中身の話になってしまうのでしょうけれども、組合としての借り入れ部分というのは、どのくらいあるのでしょうか。そういうものを換算して、組合が解散になるという部分も見越していかなくてはならないのだと思うのですけれども、まず事業年度と保留地処分、それから組合の借り入れ分、総額出ているか、金額を出してもらいたいと思うのです。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

田邊まちづくり整備課長、お願いします。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　今の事業計画上の事業年度については、30年度を予定しています。それと、保留地というか、と借入金の関係、保留地処分の関係です。実

際に今残っている保留地がどのぐらいあるかなということだと思うのですけれども、今押さえているのが１億3,000万でございます。それと、組合の借り入れというか、要するに無利子借り入れと、あと有利子で借りている部分があると思うのです。有利子で借りているのが、今その分については、無利子については２億、先ほど、すみません、言ったように２億ございまして、また、有利子のほうについては２億5,700万ございます。

先ほど、保留地の関係なのですけれども、実際に１億3,000万と言いましたけれども、これについては、今後どういう形になっていくかというのはちょっとわからないと思います。かなり落ちていく部分もありますし、何とも言えないのですけれども、今押さえているのがその金額でございます。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。よろしいですか。答弁漏れないでしょうか。

田邊まちづくり整備課長、お願いします。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　先ほど渋谷委員さんの関係なのですけれども、先ほどの合計の額が、平沢なのですけど18億2,300、約そのぐらい、377万5,000円です。多分28億と言いましたけれども、18億。

〔「そんなに違うの」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長　ええ。それ訂正させてもらいたいのですけれども。

〔「間違えました」「足し算できなかったの」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長　18億2,377万5,000円に訂正させていただけますか。申しわけございません。

〔「えらい違いだ」「でも、10億は入れたんだよね、マスタープランにね」と言う人あり〕

○松本美子委員長　ほかにないでしょうか。よろしいですか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　２点ばかりお伺いします。

155ページの東西線の塗装工事の関係ですが、川口委員からも質問がございましたが、これ委託負担金ということなので東武のほうにお願いするのだと思うのですが、

いつごろこれ、仕事が始まるようなことで要請をしていくのかです。

それから、これで私ももう前からこの傷みが余りひどくならないうちにやったほうがいいのではないですかということで提案したことございます。いよいよこれが、お金が大変かかるのだな、こんなにかかるとは思わなかったのですが、かかります。ただ、これできれいになれば、嵐山町が活性化しているのだなというのが東上線を乗ったりおりている方が大変町に対して、また新たに見直すのかなというふうに思っておりますので、できるだけ早くやっていただければというふうに思います。

ただ、これとあわせて東武のほうに実は申し込んでいただきたいと思うのですが、電車にこの間乗ったのです。ところが、線路の上り線側の柵の内側、線路に近いほうですが、かなり土地があります。それのところに古い桜の木があります。もう新しい株、腐ったり、新しく出たりしているのですが、春になるときれいなのですが、ただ、そこに雑木が生えたり、あるいは夏になると雑草がいっぱい生えたりしているのですが、ここの管理について東武にやっぱり強く要望してもらいたいなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

〔何事か言う人あり〕

○安藤欣男委員　だって、これせっかくやるのだから、これは……

○松本美子委員長　それでは、田邊まちづくり整備課長、まだありますか。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　それでは、申しわけありません。安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　平沢区画整理の関係ですが、工事の方はほぼこれで終わるということで、ただ終了は30年をめどにしていますということです。30年、あと、あっという間に過ぎてしまいますが、それなりに年度計画を立てながら清算に向かってやらなくてはならないのだと思うのです。区画整理ですから、計画の段階で従前地の評価、仕上がったときの評価、そうしたものをそれぞれカウントしながら清算をしているのだと思うのです。だから、その清算のやり方の基礎をどこに置くかというのが一番大事だと思うのですが、借入金がございます。まだこれからですよ。工事もやらなければならないだろうし、換地事務もございます。そうした中で相当今度はお金がかかると思うのですが、この年次計画をどういうふうに今立てているのか、その辺をちょっとお聞きをしておきたいと思いますが。

○松本美子委員長　それでは、答弁のほうをお願いいたします。

田邊まちづくり整備課長、どうぞ。

〔「つかないね」と言う人あり〕

○松本美子委員長　すみません。暫時休憩させていただきます。

休　　憩　午後　３時５２分

再　　開　午後　４時０３分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり整備課に関する部分の質疑を続行いたしますので、お願いいたします。

田邊まちづくり整備課長、お願いします。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　東西連絡通路の修理の関係でございますけれども、これにつきましては、東武鉄道と負担協定というか、それを結んで工事をやってもらうという話になってくると思うのですけれども、これにつきましては、なるべく早く東武さんのほうに工事ができるようにお願いしていきたいというふうに考えております。

それと、それに伴いまして、先ほど桜の木だとか雑木だとかというお話がございましたが、これについても全体きれいになるわけでございますので、その辺も含めてお願いしていきたいというふうに考えております。

それと、平沢の関係につきましては、副課長のほうから説明させます。

以上でございます。

○松本美子委員長　菅原副課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　それでは、平沢の年次計画についてということでご質問がございました。平成26年度に、先ほどお話をさせていただきました工事を予定しております。そのほかに事業が廃止になりましてから20年を経過しているような状況の中で、修繕等対応しなければいけない工事等がございます。こちらのほうを26年度、27年度をかけて対応していきたいと。そして、27年度からでき上がりましたものを測量いたしまして、換地計画、実際の換地の計画の、その測量に基づきまして実施をするのが27年度、28年度ということで考えております。

その換地出来測量換地計画の成果に基づきまして29年度に換地処分ということで、実際に区画整理の成果の登記をする作業をその29年度に予定をしてございます。で、30年度、31年度、32年の３年間をかけまして清算の事務をしていくという形になるか

と思います。現在の計画につきましては、平成21年度に算定をしました計画に基づいて事業計画のほうが立てられております。今後も進捗によりましては、また変更等があり得るというふうに考えております。

それから、先ほど、すみません、まちづくり助成金の関係、渋谷議員のご質問のところですが、たびたびの補足の説明で大変申しわけありませんが、町助成金につきましては、組合に対しましては、町からの補助金ということで町が国から補助を受けていますけれども、まちづくり交付金につきましても、組合に対しましては町からの補助金ということで歳入されてはございます。まちづくり交付金につきましては13億3,203万1,000円、実際に交付を現在、組合につきましては補助を受けてございます。合わせますと、補助金といたしましては31億5,580万……

〔「ちょっといい」と言う人あり〕

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　はい、すみません。31億5,580万6,000円でございます。

以上です。

〔「13億のほうは。もう一度」と言う人あり〕

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長　まちづくり交付金につきましては、13億3,203万1,000円です。

○松本美子委員長　ほかに。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　お聞きのように、大変な金額が投入はされております。ただ、確かに嵐山町が、あそこは大変なにぎわいがあったり、都市計画道路ができたり、それなりのまちづくりの効果はあったというふうに評価はしたいというふうには思います。ただ、これ、組合施行ということですから、法人ではないのですよね。組合だから。その辺はどうなのですか。都市区画整理組合ということで一定の法人格を持ったの。法人格は持たないと、でも換地だとかそういうのができないということか。

それはそうだね。組合は、その区画整理だからね。法人格は持っているということになりますと、当然県の指導とか出てくるのだと思うのですが、県とのすり合わせもしなければならない部分も出てくるだろうし、この清算の換地処分の前に換地計画ができますが、つくらなくてはなりません。この換地計画の基礎となる数字をどこに押さえるかということが大事だというふうに思っていますが、今後それについてはいろ

いろと精査しながら、きちっとした数字は出してもらいたいなと。すぐはわからないと思いますので、それは今後に任せておきます。

聞くところによりますと、先ほど30年が終了だということなのだけれども、今また再度、29年が換地処分、清算については、に入って３年間は猶予を見ているのだと。確かに清算ですから、清算金が整理がつかなければ清算できませんから、３年ぐらいは確かにかかるのかな。最終的には清算金をどうするかという問題で出してもらわなければならないのができたりするので、こういう手をとっていると思います。

一つ流れ的にはわかりました。ただ、今後の清算に向けて大きな課題が出てくるということは、借入金がまだ多いし、換地処分の金額も最終的にどこまで追いつくのか、それもわかりませんから、何とも申し上げられませんが、大きな課題にはなると思いますが、町の施行ということですから、十分全協等でも折あるごとに説明をいただいて、このスムーズな処理ができるように運んでいただきたいなと思いますが。これについては副課長、何かありましたらお願いします。課長でも。今後の方針についての。

○松本美子委員長　では、答弁をお願いいたします。

まちづくり整備課長、田邊整備課長、お願いします。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　確かにこれだけの借り入れというのか、抱えながら、まだ負担事業が残っております。当然町民の方、また議員さんの皆さんのご理解とご協力というか、そういうものをいただきながらやらないと終結できないかなと思います。そういうものも含めまして、皆様方と慎重にこれについてやっていければいいかなと思っています。また、今の事務局のほうでもできる範囲の、要するにその辺の積算の資料だとか、そういうものをつくりながらやっていければいいかなというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　質疑がないようなので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩をさせていただきます。

休　　憩　午後　４時１２分

再　　開　午後　４時１４分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、教育委員会こども課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　それでは、３点お尋ねしたいと思います。

まず初めに121ページ、これ保育所緊急整備事業補助金でありますけれども、これの総額で、その補助金の財源の内訳ですか、どのような割合で補助が出されているのかお聞きをしたいと思います。

それから、２点目ですけれども、171ページ、小中一貫の教育推進事業でありますが、これ県のほうの支出金がなくなった後もどのような形で残していただく、また玉ノ岡中学校のほうも、校区のほうも非常にいい方向性になるかなというふうに期待をしておりますけれども、その内容についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、３点目ですけれども、これは179ページ、それからあと中学校のほうが187ページでありますけれども、これは各小学校、中学校の普通教室等の空調工事等が盛り込まれておりますけれども、この事業がそのままこの25年度の補正のほうに移行したという考え方でよろしいのかどうかちょっと確認させてください。よろしくお願いします。

○松本美子委員長　では、答弁をお願いいたします。

前田副課長、お願いいたします。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　それでは、私のほうから保育所の緊急整備事業の財源内訳につきましてご説明させていただきます。

121ページでございますが、保育所保育事業ということで、負担金補助及び交付金ということで、保育所緊急整備事業費補助金１億1,055万円ということで歳出のほう見させていただいております。こちらにつきましては、県の補助金が３分の２、町からが12分の１ということで、事業者負担が４分の１ということで、事業費のもとが建築事業費が１億3,400万、解体工事が440万、仮設工事費が900万ということで総額１億4,740万ということで予算を見させていただいておりまして、そのうちの、先ほど言いました県が３分の２、町が12分の１の補助率で１億1,055万円ということで歳出になってございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　田中指導主事、お願いします。

○田中　守教育委員会こども課学校教育担当指導主事　それでは、小中一貫事業、来年度の内容についてお答えさせていただきます。

本年度は、菅谷中校区のほうで行っていた小中一貫なのですけれども、成果としましては、小学校に中学校の先生が出向く、小学校の校区から中学校に教諭が出向くということで、やはり子供たちが中学校に行ったときに安心して、知っている先生がいるというところで安心して授業が行える。それが中１ギャップの解消につながるということが一つ。

それから、中学校の先生が小学校に行って授業を行うということで学力の向上にもつながりました。中学校で教えることを少し小学校のほうでもこういう流れですよなどという、詳しく教えてしまうとそれはまた別になってしまうのですけれども、こういうふうにつながっていくのだよというようなことを教えることによって、小学校の子たちがすごく興味を持って中学校に上がれるようになってきております。

来年度なのですけれども、そのようにして人をつけていただきましたので、同じように中学校のほうには、中学校につけるのですけれども、その教諭に週２日、３日小学校のほうに行っていただいて、授業のほうに参加していただくという形をとれればというふうに考えております。免許の関係がありますので、中学校、小学校の免許を持っている教諭が採用できるのであれば、小学校に行っても小学校の全ての教科を教えられると。ただ、中学校の免許しか持っていないと、その教科の授業だけしか教えられないということになってしまうのですが、今探しているところではあるのですけれども、そんな形で進められればと考えております。

○松本美子委員長　簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、私のほうから179ページの小学校施設改修事業の中の工事請負費についてお答えさせていただきます。

まず、先日の補正予算で空調の関係、それから菅谷小学校の下水道工事の関係の議決をいただきました。この当初予算の背景が主に12月からかかっておりまして、うわさによると国の補助が出るだろうと。その中にこういうものも含まれるのではないかという話がありましたので、時期的なものもございまして、補正と当初予算ということで組ませていただいたわけでございますけれども、先ほどお話し申しましたように

補正予算でいただきまして、県のほうからは話もいただいております。そういったことで６月の議会におきまして各小学校普通教室等空調設備工事、また志賀小学校下水道工事、それから187ページ、各中学校普通教室等空調設備工事、この件につきましては、補正に入れさせております。

以上です。

○松本美子委員長　佐久間委員。

○佐久間孝光委員　それでは、再質問させていただきます。

まず、121ページのほうの保育所のほうの関係でありますけれども、そうすると県のほうから３分の２という補助ですけれども、非常に大きいかなというふうに思うのですけれども、通常より、これは何か特別な理由があってそのような大きな補助をいただけたのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、あとは小中学校の一貫教育のほうに関しましては、菅谷中学校区と玉ノ岡中学校区、それぞれ地域によって差があるかなと思うのですけれども、この小中の一貫教育に関しては同じような形態で両校区を実施していくのか、そこだけちょっと確認させてください。

あとは、最後の179ページの空調のほうの関係ですけれども、この中にはエレベーターのほうの安全装置を取りつけるというようなことがありますし、また補正のほうにはこの中にない通級教室の開設というのがあるんですね。ですから、補正の中にはそれが入って、それで補正の中に今度はエレベーターのやつがその中にはないというような形になっています。これは何か補助金の限度額だとか、そういうことの中でそういった配慮がなされたのか、ちょっと確認をさせてください。

○松本美子委員長　前田副課長、お願いいたします。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　私のほうから保育所緊急整備事業の先ほどの補助率についてご説明させていただきます。

実は通常の補助率ですと県が２分の１、町が４分の１、事業者４分の１という負担率が通常の整備事業なのですが、嵐山町の場合、待機児童の加速化プランというのに手を挙げていまして、実際25年、今年度の10月１日の段階で待機児童が何人か出まして、その関係もありまして、待機児童を減らすということで国が制度化していますそういった制度に手を挙げさせていただきまして、その制度を受けるということで、先ほども申しましたように県から３分の２、町が12分の１という有利な補助率で整備が

できるということで、25年の事業なのですけれども、25年に採択がされまして、25年に採択されれば、問題がなれけば26年度も引き続き採択はできるでしょうということで、県のほうから回答をいただいているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長　田中指導主事、答弁願います。

○田中　守教育委員会こども課学校教育担当指導主事　小中一貫の取り組める内容なのですけれども、もうご存じのとおり、菅谷小中は本当に隣にある学校、玉ノ岡校区は離れたところというところで、その利点を生かして行われなければいけませんので、菅谷小中のほうに関しましてはことしと同じようなことができればというふうに考えております。

今、行く行くはＰＴＡも小中合同にしてしまうというふうな取り組みも進んでいるようです。玉ノ岡中校区のほうにつきましては、やはりちょっと離れておりますので、菅谷小中と同じような取り組みが全てできるというわけではありませんので、まずはできることからということで進めていければというふうに考えております。ただ、授業に関しましては今回人をつけていただきましたので、小中を行っていただくという形は同じような形でとれていけるのではないかなというふうに考えております。

行事に関しましては、できるだけ交流をというふうな進め方で、今年からやっていくということなので、まず考えていることは教諭同士の交流、夏休み中にできれば一緒に研修をというような形を考えている、という取り組みを考えているというところであります。

○松本美子委員長　簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、お答えさせていただきます。

まず、通級指導教室は県のほうに申請を出していたのです。それを最後まで、最後までというのは言葉が変なのですけれども、２月の下旬までだったと思うのですけれども、採択されるかどうかわからない。それでこの通級指導教室につきましては、採択されると、県費の先生が１人加配としてつくということで、菅谷中学校に設置をということでいたわけでございますけれども、４月からの新年度に合わせてもらえるということであれば改修して、それで４月の新年度を迎えたいということで補正に上げさせていただきたいと思います。

○松本美子委員長　佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員　そうしますと、まず保育所のほうですけれども、非常にタイムリーというか、またこれはこれからのいろいろな社会情勢ですとか、その考えるとですね、本当に一番大切な項目の事業の一つかなということで、こういったタイムリーな形で実施できるというのは非常にありがたいと思います。ぜひいい成果が出るようにまたよろしくお願いします。答弁は結構です。

それから、あとは中１ギャップのほうの解消の件ですけれども、これは例えば玉ノ岡中学校のほうの校区に関しては菅谷中学校校区と違って距離が離れていると。この距離が離れているということがマイナスになるのではなくて、それを逆にプラスになるというような形で何かいい形を考えていただくと、今度は菅中でも成果があった、今度は玉ノ岡中学校区でもこういうような成果があると。形は違うかもしれないけれども、これまたすばらしいというような、そんな地域に根差した教育につながるようにお願いしたいと思います。教育長のほうから何か一言ありましたらよろしくお願いいたします。

最後のこちらのほうは今わかりましたので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○松本美子委員長　それでは、小久保教育長、どうぞ。

○小久保錦一教育長　佐久間委員のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、この小中一貫教育というのは、国ではそれぞれの小中学校が同じ敷地内にあるということで既に全国で100校を超えるような、実施しておるのです。例えば、菅谷小中は道路を挟んで両側にあるので、ほぼそれに近い形なのですけれども、もともとの最初の発想は同じ敷地内で、小中が９年間を通して、中一プログラムを含めてやっていくというのがもともとの趣旨だったのです。これに埼玉県がやはり同じ校区でなくても一校一校の場合にはモデル校を与えてということで、ご承知のとおり嵐山が選ばれたわけです。その中でマスコミにも取り上げられ、また、田中指導主事が県下指導主事会議で成果を発表し、また、両校の小中の校長がやっぱり小中校長研究所で同じく発表と。そういう意味では非常に注目されました。その中で今度は小学校２校で中学１校の形をどう考えるかというのが一つの課題なのですが、これに対しても、菅谷小中の連携はまずＰＴＡが非常に強力だった。それから、小中の生徒が一緒に行事を行った。そういうことを考えると、先生方の交流もすばらしかったですけれども、保護者同士が同じ玉ノ岡中校区は最終的には小中一緒になってしまうわ

けですから、そういう中で行事等がかなり一緒にできるのではないか。例えば今年度行わせていただきましたいわゆる避難訓練、避難訓練は小中でやりましたけれども、玉ノ岡中校区でいえば防災訓練です。今回七郷地区やっております。あれが小中一緒にできるわけです。そういった中で、地域の方たちの連携を含めたものが新しく玉ノ岡中校区で一層考えられたなというのが心しているところでございまして、それらを視野に入れた連携の小中一貫を行っていただき、また嵐山の新しい２校、小学校と中学１校ができることを期待しているわけですが、余り期待し過ぎてもあれですので、できるところからやっていただきたいというのがこの嵐山プランでありまして、そういった中で検討して先生方が夏季休業、一緒になってどういうことができるかということについても今後やっていただけるということでございますので、ぜひ皆様方にも注目していただいて、いろんな意味でご支援と、また意見等いただければよりよい一貫ができるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長　質疑のある方はどうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員　121ページの、先ほど佐久間委員さんが質問された続きをお願いしたいと思います。

解体に440万ということで、別のところで900万円の建物を建てるということなのですが、まずどこの保育所が今回これに該当したのかお伺いをします。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員　言った。若草。わかっているから、では、いいです。そうしたらどこ……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員　書いていますね。わかりました。どこにそのプレハブというか、別のものを、解体してから別のところに建てる場所はどこになるのかお伺いをします。

それと、207ページの役務費です。食材検査手数料ということで、こちらは放射能検査に出す費用だと思いますが、昨年から比べまして若干多くなっておりますが、回数は何回されるのか、費用は幾らに今計算ではなっているのかお伺いをします。その２点です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　それでは、121ページの保育所緊急整備事業の件についてお答えをいたします。

こちらにつきましては、当初予算では先ほどお話をしたとおり、建て替えということで、今若草保育園がある園舎のところに建て替えをして、保育所を運営しながらですので、仮園舎を建てるということで当初予算のとき検討していました。今若草保育園さんの定員が60名なのですが、ここ２年間ほど70名を超えているのです。そういったこともありまして、建て替えを相談されたのですが、その定員の見直しということもできたらお願いをしたいということで、町のほうからちょっと提案させていただきました。定員をふやす上でいくと、今の場所に定員をふやしたところで建てられないという相談を受けまして、当初予算では建て替えということで見させていただいているのですが、この検討していく中で別の土地に建て替えをしようということも今相談になっております。実際、当初予算ではそういうことで見積もりさせていただいたのですが、今後補正の中でそういったご相談もさせていただくようになるかと思いますが、そういう予定で今進んでいる状況でございます。

○松本美子委員長　簾藤こども課長、お願いします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、学校給食運営管理事業の中で食材検査手数料ということのご質問にお答えさせていただきます。

基本的には１万円掛ける56検体というので、1.08という積算になっております。だんだん検査対象のものも狭まってきているのかなとは思いますけれども、いずれにしても安心安全の食材の給食を提供するということで、少しでも危険、危険と言ったら変なのですけれども、可能性があるかなと思うような食材を選んで実施させていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　再質問させていただきます。

121ページの保育園の関係ですが、定員が71名ということで、70名以上になるということで、平米数も大分広くされる……そこまではまだ決まっていないのかしら。では、場所のほうは現在保育園のあるところではないところをお考えになっているということで、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○畠山美幸委員　それと、検体のほうですが、１万円の56ということで、消費税は、こちらはアップになることはないですね。それで、本当に子供のためには引き続き検体に出していただいて、より安心安全に努めていただけてよろしいかなと思いますけれども、確認します。

○松本美子委員長　では、答弁お願いいたします。

前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　それでは、121ページの保育所緊急整備事業の先ほどの続きなのですが、実際には若草保育園さんが主導でやっていて、相談を受けながらということで進めさせていただきまして、その中で定員がふえるので、その場所では難しいということで違う土地を若草保育園さんと相談しながら検討しているという段階でございます。正式に決まれば、当然若草保育園さんのほうとも相談をして、今後の予算等を計上していただくような形になると思っております。

以上です。

○松本美子委員長　簾藤こども課長、お願いします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　先ほどもお話ししたかと思うのですけれども、１万円掛ける56検体掛ける消費税1.08という積算になっております。

以上です。

○畠山美幸委員　細かいところまでありがとうございます。

○松本美子委員長　畠山委員。

○畠山美幸委員　若草保育園は、うちも子供がお世話になりまして、敷地が本当にちょっと狭くて、何か運動会とかそういう催事があるたびに車の駐車場がなくて、本当に皆さん工夫されて詰めて止めたという思い出があるのですが、今度行かれるところは、ぜひとも駐車場とかそういうものが安心して置ける場所であり、また、今この北部のほうにある保育園はしらこばとさんありますけれども、南には２つ、こちらにも２つという形ですので、できる限り近いところでお願いをしたいと思います。これは要望ですので、結構です。

○松本美子委員長　それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

大野委員。

○大野敏行委員　学校管理費の中の修繕料……

〔「ページ」と言う人あり〕

○大野敏行委員　今から言います。修繕料についてお尋ねします。

ページは５ページにわたります。173ページの菅小が80万円、177ページの七小は87万円、同じページの志賀小が87万円、183ページの菅中が115万円、185ページの玉中が155万円ということで、修繕料ですから、いろんな細かいものが積み上がって出てきた金額であるなというふうには思うのですけれども、それぞれの学校で修繕に係る代表的なものは何なのであるかということ、たまたま積み上がった金額が同じところもありますけれども、そこらをちょっとお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、先に173ページになるかと思います。菅谷小学校の修繕料でございます。主なものといえばガラスだとか、体育館の施設、用品の修理だとか、水道、流し等のものを計上してございます。

それから、177ページの七郷小学校、校舎の備品等、また外壁等の改修、修繕を計上してございます。

それから、志賀小学校につきましては、ガラスの修繕とか体育用具の修理、ストーブの修理、校庭の遊具の修理、それから便器等の水道等修理を考えております。

それから、183ページの菅谷中学校でございます。ガラス機材、トイレの便器のひび割れ、それから詰まり、そういったものを入れてしまう。菅谷中学校、結構詰まるという場合も例としてありますので、そういったものを計上しております。

それから、185ページの玉ノ岡につきましては、フェンスの修理、防球ネットの交換、それからプールシャワーの修理、体育館のネットの交換というようなものを考えております。

以上です。

○松本美子委員長　大野委員。

○大野敏行委員　修繕の学校から要求として出てきて、それを毎年同じような形でやられているとは思うのですけれども、ガラスだとかトイレだとか、どこでも同じようで、玉中だけはフェンスだとかネットだとか含まれていて金額が多いのかなというふうな気がします。児童、生徒の数からいくと、小学校のほうがいろんな意味で経費がかかるのかなとは単純に思うのですけれども、これは純粋に積み上がってきた金額である

ということでよろしいでしょうか。

○松本美子委員長　簾藤こども課長、どうぞ。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

老朽化の建物、老朽化と言ったらあれなのですけれども、経年で年数がかなりたっている建物とか、いろんな要素はあるのかと思うのですけれども、予算の範囲内というか、限りもございますので、全て直せれば本来いいのでしょうけれども、なかなかそうもいかないということで、毎年調整をとらせていただいた金額になっております。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員　何点かあるのですけれども、簡単に。

まず、最初に119ページです。子育て世帯臨時特例給付金事業なのですけれども、これは具体的な事務作業はどのように入っていくのか。ここだけ、この部分に関しては事務費が国から出されているので、臨時職員か何か対応できるのかなというふうに思うのですけれども、その点伺いたいと思います。

それから、121ページの先ほどの保育所緊急整備事業補助金ですが、これにつきましては、私は耐震の問題もあるのかなと思っていたのですけれども、それについては、若草の場合はこれでオーケーになるのですけれども、ほかの、しらこばとは大丈夫なのかなと思ったりするのですけれども、東昌２つに関しましては、かなり厳しい状況にあるのかなと思いまして、それについての、民間保育所ですけれども、嵐山町は民間しかないので、今後のことについてはどのように考えていくのか伺いたいと思います。

その次ですけれども、同じ121ページなのですけれども、ファミリーサポート・病児・緊急預かり事業委託料なのですけれども、75万円が82万6,000円になっていて、補助金が６万9,000円から17万4,000円になっているのですけれども、利用者数とそれからサポーター数、それと活用されている方の主な事情というのはどういうふうなものがあるのか、それを見越してのことだと思うのですが、それについて伺いたいと思います。

次に、189ページです。幼稚園管理事業ですけれども、私もきょうたまたま見つけてしまったのですけれども、幼稚園の預かり保育の要綱がありました。そして、３歳

児の教室を行っているというふうに聞いております。そのために、今年度の幼児の数が以前よりも減少しなくてよかったというふうな話を聞いているのですけれども、26年度の預かり保育、それから３歳児の教室というのを具体的にどのように計画しているのか。月に１回ぐらいだというふうに聞いていたのですけれども、月に２回、週に１回ぐらいの感覚があるのかどうか伺いたいと思います。

それから、先ほどの171ページの小中一貫教育推進事業ですけれども、私も先ほど教育長さんが見られていた26年の２月に出された埼玉県の小中一貫教育のものを見ました。中学校区の特徴を生かすという形になってきているので、今のやり方だと、夏休みに先生が集まってという形だとちょっと難しいのかなと思っていて、特に玉ノ岡中学の特徴というのは、私の感覚ですけれども、菅谷城跡の整備をしているというのはすごく大きな力になっていると思っているのです。そうすると、そこの中で小中一貫教育推進事業の中で、玉ノ岡中学の場合はそれを入れながらやっていくということが大切なのかなと思っているのですけれども、そういった部分ですと、これは臨時職員賃金だけで、それは可能ではないですよね。そこのところを組み合わせた町の姿勢というのはどうなのですか。私、菅谷小中一貫校のものを見てきました。そしたら、算数とか数学を中心にやっていくとか、小中学校教員チームティーチングで先生が外国語活動をしていくために独自の教員開発をしていくとかというふうな形が出てきているのですけれども、玉ノ岡中学校区の場合は当初予算の段階なので、そういった具体的な実例がまだできていなくて、なのかなというふうに。これは実績ですから、なのですけども、そういったものはもう嵐山町の予算を使ってすぐすぐやるわけですから、そういったものはどういうふうに考えていくのか伺いたいと思います。

それから、206ページ、207ページ、209ページなのですけれども、これ学校給食運営管理事業なのですが、学校給食の事業委託に関しては、11年から13年までの事業委託だったと思ったのです、３年契約だったと思ったのです。それで、今年度はまだ契約がどういうふうな形になっていくのかわからないのだけれども、学校給食調理場業務委託が2,620万6,000円で出てきていて、学校給食運搬委託料に関しては３年間の契約をしていましたよね、７月か８月の段階。ここのところはどのように考えているのか。１年間の随契でやっていくのか、それとももう一回やっていくのか、そこの考え方がわからないなと思ってそれを伺います。

それと、学校給食に受け入れに係る設備なのですけれども、給食センターができる

前までは菅谷中、それから七郷小、玉ノ岡中、３つですか、は、給食センターの受け入れの場所があったわけなのですけれども、菅谷小と志賀小に関しましては、旧の給食センターの調理場を使っているのだと思うのです。私が伺っているのに、害虫駆除が全くされていないというふうに聞いていますが、ここにも害虫駆除の予算が出ていますけれども、この運搬に係る施設の害虫駆除とか、そういったものの予算化というのは、もう４年目か５年目になりますよね、給食センターできてから。それについてはどのような考え方で行われて予算がつくられたのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　それでは、私のほうから119ページの子育て世帯臨時特例給付金の件と、121ページの保育所整備事業、耐震の件、それと、ファミリーサポートの件につきましてお答えさせていただきます。

まず、子育て世帯臨時特例給付金の事務費ということでございますが、この作業で考えていますのは、一般質問でもお答えしましたけれども、1,000人近くの多分該当者がいるということで、その方たちに対しての申請書の発送事務、あと申請書が出てきた審査事務、その後の交付事務、それらの事務を想定してございます。内容としましては、正規の職員で対応するということで考えておりまして、時間外のほうで対応させていただこうということで今は考えております。

それと、次の121ページの保育所の整備の件でございますが、渋谷委員さんおっしゃったとおり、各保育園、老朽化が進んでおりまして、若草保育園につきましてはこの建て替えによって耐震のほうは問題ないのですが、それと、しらこばとさんにつきましてはもう既に耐震の診断を受けて終わってございます。また、東昌保育園につきましても、耐震につきましては新しい建築基準法の後の園でございますので、問題ないということでございまして、残った東昌第二保育園、こちらにつきまして、今県のほうからも指導がありまして、耐震診断をしてということで話がございます。園のほうにも話をしてございまして、26年度に園のほうで耐震診断をやるような予定で進めるということでございます。その後、当然改修が入れば補助金等を活用してということになると思っております。

続きまして、最後、ファミリーサポートの件でございますけれども、こちらにつきましては、今、25年の１月末で228件の利用がございます。会員数が、利用会員が115名、

サポート会員が37名で合計152名でございます。毎年会員数等ふえてございます。今回、予算のほうも増になって、そういった活動実績が若干上がっていますので、そういった面も含めまして上がってございます。利用の内容でございますけれども、主に保育園のお迎え、お母さん、お父さんが仕事が遅くなるので迎えに行けないのでということでファミリーサポートを使ってお迎えをお願いするとか、もしくは冠婚葬祭等でお父さん、お母さんがそういった行事に出るときにお子さんを預けるとか、あとは病児ですね、病気のときにもサポートさんにお預けして仕事に行くというのもございます。主にはそういったことが利用の内容でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　奥田幼稚園長、お願いします。

○奥田定男教育委員会こども課嵐山幼稚園長　それでは、預かり保育と未就園児教室に関するご相談についてお答えをしたいと思います。

嵐山幼稚園では、子育て支援として平成23年度から預かり保育を始めまして、基本的に給食がある日は全て預かり保育を実施しております。大変保護者には好評で、この３年間で預かりの子がいなかった日は数日しかありません。ほとんど毎日10人近くの子が預かり保育を利用しております。

それから、未就園児教室については、昨年度は試行ということで学期１回、つまり年間３回実施してきました。これも大変好評でしたので、今年度は毎月、４月と８月を除き、年10回計画をいたしました。２月の例の大雪で１回中止をしましたので、３月これから予定しておりますが、今年度は９回を実施する予定になっております。こちらも大変保護者に好評で、毎回40名以上の利用がございます。したがいまして、議員さんおっしゃりますように、このことが功を奏したかどうか、それは結論づけることはできませんが、平成26年度の新入園児は50名、定員いっぱいの入園手続を終了いたしました。

来年度の預かり保育、未就園児教室でございますが、未就園児教室については今年度と同じ年間10回を予定しております。預かり保育についても給食のある日は全て実施するということで計画をしたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長　田中指導主事、お願いします。

○田中　守教育委員会こども課学校教育担当指導主事　では、小中一貫のほうで説明を

させていただきます。

今回、今年度の予算をとっていただいたのが、２名の支援をつけていただけるという形の予算になっておりますので、菅谷中校区に１名、玉ノ岡中校区に１名という形になります。その１名を使い、聞いたのですけれども、中学校のほうは中学の社会の教員を割り当ててほしいというふうな要望がありますので、社会の教諭を割り当てまして、中学１年生の授業、週６時間になります、これを３日間という形を考えております。その残り２日間と、あと中学校で行われている３日間の午後半日ということで、七郷小学校、志賀小学校区に１日半という形で割り当てを行いたいと。ここで、小学校の免許を持っていれば、小学校の他の授業も考えていただく。実はちょっとそういう教員を少し雇いたかったのですけれども、ちょっとそれがだめになってしまったので、ちょっと考えています。もし中学の社会の免許だけであれば、５、６年生の社会の授業のほうに支援していただくという形をとらせていただきたいということを考えております。一応予算としては、そこのところまでです。

それ以外で玉ノ岡にできることといいますと、やはり行事への参加ということで、合唱祭コンクールのほうに参加をする、また、体育祭のほうに参加をするというところを今のところは考えています。また、ほかの授業でできることとしましては、９年間を見通したカリキュラムの作成ということで、算数・数学については町で行っておりますので、その取り組みを玉ノ岡中学校区でもやっていただくというところを今考えています。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　では、答弁お願いいたします。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　大変失礼いたしました。調理場の業務の委託の関係だと思うのですけれども、この３月いっぱいで３年間の長期契約がご案内のとおり切れるわけでございます。前回お話しさせていただいたかと思うのですけれども、いろんな角度から金額の面だとか、プロポーザルにしようか入札にしようか、いろいろ検討したわけでございます。それで、長期契約ということで、終わるに当たって業務の評価書というのを、町長さんはじめ私どものほうで今までの３年間の業務の評価をさせていただきました。５項目にわたって評価をさせていただいたわけでございます。業務に対する態度、習熟度、法令等の遵守、業務に対する問題点等、その他所見等と

いうことで評価させていただきました。ざっくばらんに言いますと、業務に対する態度といたしますと、分担業務を超えて補完し合い、効率的に業務を進めるとか、習熟度については、会社以外の社員、一般とともに個人的に全部である。いいことばかりではないのですけれども、厨房機器、器具操作には粗雑な面があり、改善を勧めているというような項目もございます。それから、勤務時間は遵守されている。衛生管理契約にのっとり健康管理、衣服衛生行動等マニュアルを遵守している等々の評価を得たわけでございます。

私も所長も昨年の４月以降この業務に携わったわけでございまして、現場というのが余りよく実態としてわからなかったのです。それで、夏以降、こういったことがあったとか、ラインをぶつけたりとか、あと、例えばちっちゃな、大きな事故等はないのですけれども、そういった例もございまして、その都度委託会社のほうに改善を求めて、そういったことにも十分注意しつつやり始めるというか、やっていただけるというふうなことになっておりまして、結果とすると地方自治法施行令第167条の２、第１項第６号に基づき、当該業者との随意契約に移行することについては妥当と思われるという結果でございまして、過日の指名会議の中に業者選定委員会ですか、の中でもこの業者と随意契約をしていってもよろしいのではないかというようなことになりました。予算の確定を見て準備を進めると、このように考えております。

以上です。

○松本美子委員長　藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長　では、私のほうからは害虫駆除の委託の関係についてご説明をさせていただきます。

各学校の給食の受け入れ口というのですか、そこの害虫駆除をやっているかどうかというような内容でよろしいかと思うのですが、この費用、委託料につきましては、現在の給食センターのみの委託料でございまして、各小中学校、幼稚園も含めまして、受け入れ口についての害虫駆除というのは実施しておりません。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員　臨時特例給付金事業なのですけれども、これ正規の職員でやっていくとなると事務量としてはどのくらいのものになるのか。具体的に言えば、今医療費に関しては臨時さんをお願いしているわけですよね。正規の職員のどのくらい時間当

たりの時間外手当になってくるのかわからないのですけれども、２カ月から３カ月ぐらいのペースでずっとそれをやっていくという予定なのか。それとも、もっと時間をかけてやっていく予定なのか、集中して１カ月ぐらいでそこのところをやっていく予定なのかによっては違ってくると思うのですけれども、それはどのように考えているのか伺いたいと思います。

それから、幼稚園の預かり事業と、それから未就学児児童というのですか、幼児というのかよくわからないのですが、その場合の対応する職員、先生はどのような方がやっているのか伺いたいと思います。預かり保育に関しては、幼稚園が終わった後なので、そのままだと思うのですけれども、未就園児保育に関しては幼稚園をやっている時間帯だと思うのですが、それはどのようにやっていらっしゃるのか、また、やっていくおつもりなのか伺いたいと思います。

あと、小中一貫教育の場合ですけれども、先生たちは雇用される先生が中心になっていて、校長先生たちで話し合ってと、玉ノ岡中の場合なのですけれども、菅谷小と菅谷中はもうやっているわけなので問題ないと思うのですけれども、玉ノ岡中と七郷小と志賀小の場合は、校長先生のお話し合いというのはかなり頻繁に行われるべきではないかと思うのですけども、そして具体的にどのように特徴をというのが早目に出てくるべきではないかと思うのですけれども、その点についてはどのような、これから校長先生がかわっていくのかもしれないのですけれども、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それと、給食に関しては、１年間の随意契約という形で見るのか、長期契約という形で見ると議会に係るわけですけれども、毎年毎年１年間の随契でやっていくというふうになると、こちらのチェックは入らないのですよね。その点をどのように考えていくのか。今の１年間随契でやって、その後また別のことを考えていくという方法もあると思うのですが、それはどのようにしていくのか伺いたいと思います。

特に業務の評価というのは３年間の後ですよね。１年間の随契の後はどのようにしていくのかちょっとわからないのですけれども、その点を伺いたいと思います。

それと、学校給食の受け入れ口の学校に関しては、全くそういったことはやっていないという形で、学校側で全部そのことをやっていくということになるのですか。給食の受け入れ口は校舎の中の場合は学校の管理下にあると思うのですけども、校舎の中になるのですね。志賀小と、それから菅谷小に関しては、聞いた範囲ではとてもゴ

キブリがたくさん出ていてというふうな話を聞いているのですけれども、そこに関しては給食管理センターではなくて、今度は学校側が管理するという形になってくるのか、そこのところはどのように区分をして、そしてその衛生面を保つという形は、嵐山町はどう考えていくのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いします。

前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　それでは、子育て世帯の臨時特例給付事業の事務量についてちょっとご説明させていただきます。

これは、児童手当の支給の事務と大体似ていますので、それをもとに積算をさせていただきました。発送の業務が大体児童手当のほうで５日くらいやっています。時間として40時間。審査のほうも大体５日間と見て40時間。それと、支払い準備は終わっていますので、電算処理をしますので、大体２日ということで16時間、トータルで96時間を通常業務プラス時間外で対応ということで事務量的には考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長　奥田幼稚園長、お願いします。

○奥田定男教育委員会こども課嵐山幼稚園長　預かり保育と未就園児教室の関係の職員でございますけれども、預かり保育については12時から５時までの５時間勤務で年間99万円、191ページの７の賃金979万円の中でございますけれども、99万円の予算をいただいております。未就園児教室については、その次の報償金のところで28万8,000円の予算をいただいて、この中でお願いをしているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長　田中指導主事、お願いします。

○田中　守教育委員会こども課学校教育担当指導主事　小中一貫の件なのですけれども、実は今年度から嵐山町小中一貫小中連携推進委員会というものを教育委員会で立ち上げさせていただきまして、菅谷小中、それから玉ノ岡、七郷、志賀小のこの５つの小中学校で来年度に向けてということでどんなことができるかということと、玉ノ岡中学校区でどういうことができるかというものを１年間かけて話し合いが行われています。一応こちらのほうを冊子としてまとめさせていただいております。その中の課題においてはやっぱり出てきておりますので、そちらのほうを解消ができればなというふうに考えております。もちろん、この後来年度に向けて校長先生方が集まって

やはりどういう取り組みでということを考えていかなければいけないのかなと思います。菅谷小中学校でもやはり統一の学校目標というのをつくって取り組んでおりますので、そういう大きな目標を一つつけて今後取り組んでいかなければいけないことなのではないかなということです。課題の中でも、やはりどうしても離れているので小学校の先生、中学校の先生が打ち合わせを持つ時間というのは難しいということはあるのです。それを解消するために夏休み中に集まって、先生たちが顔見知りになる、どうしても小中学校の先生だとやはり距離があるのです。それが顔見知りになるということで、中学校のノウハウ、例えば外国語活動のノウハウを小学校の先生に教えることができる。それを使って小学校の先生が外国語の授業をすることができるというようなこともできるので、打ち合わせをとにかく持てる時間というのは、やはりふだんの日では難しいので、長期の休業日を利用してできればなということは考えているところです。

○松本美子委員長　簾藤こども課長、お願いします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、学校給食の委託の関係でございますけれども、３年間をというような考えでやっております。単純に１年間の予算が2,620万6,000円ということでお願いしているわけでございますけれども、単純に考えを申しますと、4,800万ぐらいになったと思うのですけれども、議会の議決要件としては、条例の第２条だったかと思うのですけれども、議決要件につきましては予定価格が5,000万円以上の工事または製造業ということでございます。そういったこともございまして、議決は必要ないと私どものほうは考えております。

　それから、先ほどの特例ということでございますけれども、長期契約をした業者について、１回限り、業務評価にもよりますけれども、１回はできるということで、契約できる随契で持っていけると、契約時に嵐山町の契約事務マニュアルに基づいて手続を踏みたいと、このように考えております。

○松本美子委員長　藤永副課長、お願いします。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長　私のほうからは、また害虫駆除の関係についてお答えしたいと思います。

　現在、受け入れ口というのは、渋谷委員もおっしゃいましたように、菅谷小学校と志賀小学校がもとの給食調理場と隣り合わせになった受け入れ口というのを利用しております。学校側のほうは、センターそのものがもう古くて、新しくセンターのほう

の建設をお願いしたわけなのですけれども、受け入れ口そのものを何とか新しくしていただきたいという要望は今までに何度も聞いたことはありますけれども、害虫というのですか、ゴキブリですとかそういったものがかなり出るので何とかしてもらいたいという話はちょっと私のほうは聞いておりませんでしたので、渋谷委員さんのほうからはそういう話は聞いているということですので、ちょっと学校のほうにその辺は確認をしまして、場合によっては害虫駆除のほうを実施していくような方向で考えていきたいというふうには思っています。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　私、今回の学校給食センターの調理に関してはどうなっているのだろうかというのをおといぐらいからおかしいというふうに見始めまして見たのですけれども、これこんな形でずっとやっていくわけですか。私、ちょっとこれはひどいなと思っていて、最初の場合は３年契約のときには長期契約で一応どのような形で調理業務を委託するかというふうなことを説明もありましたし、どのような業者であるかというふうな説明もありました。そして、その中で公契約条例はないけれども、働いている人たちの条件はどうなっているのかということの一応説明もあったわけです。ですけれども、今回の場合は３年間の随契をするということですよね。３年間というのはちょっと何か……しかも2,600万円ですよね。2,600万円で３年間で、実際には、本当ならば多分ほかの事業者にやったらもう少し金額的には高額だったと思うのです、これに関しては。それがいろいろな課題があったとしても金額的には一番安かったので、そこに行ったわけですよね。プロポーザルでもやったけれども、結局、一番金額で行ったわけです。そうですよね。その中でいろいろな評価の点があったとしても、それについては、よしとして、随契でやっていく。こういったやり方って、議会は関係なくして、議会しかここをチェックする場所がないのですよね。それは議会が関係なくして、そして、いつ契約するのかも知らないのですけれども、こういったやり方というのはかなり問題があるかなと思うのです。金額的に少ないから、だから金額が少なければそういった形がどんどんやっていけるわけで……ですよね。ちょっとまずいかなと思っているのですけれども、町長にその点を伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

○安藤　實副町長　ちょっと町長からお答えする前に私のほうから。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いします。

○安藤　實副町長　重要な契約についての議会の皆様からのご審議いただいて議決をいただく案件は法に定められておりまして、町村の場合、5,000万円以上の工事または製造の請負というふうなことになっています。今給食調理場のこの委託業務はそれには該当しません。したがって、制度的に議会の議決案件ではないということをまずご説明させていただきたいと思います。

それから、いつだったでしょうか、過去にさかのぼって、さまざまな入札の不正というのでしょうか。平成20年ごろだったでしょうか、そういったことが全国的にありまして、官公庁が発注をする工事等の請負について嵐山町もきちっと見直しをしろと、そういうふうなことがございまして、この契約については競争入札、それから随意契約につきまして、さまざまな見直しをやってまいりました。今では基準あるいは要綱、マニュアル、かなり整備されておりまして、公平、公正、透明性、そういった面で見れば、かなり充実をしてまいりました。その中で、長期契約の案件も、たしかこの始まる３～４年前から運用を始めました。その運用についても一定の決まりをつくって、嵐山町はこの運用を始めたわけでございます。その中に３年と、３年については長期継続契約、たしか３年以上も長期できると思いましたけれども、長期継続契約法の案件については３年で行くのだということを町で決めて、さらにこの３年間の検証をしながら、事業の実績を検証し、引き続いて同一業者で長期継続契約ができるということが確認できれば、あと１回だけ、さらに３年随意契約ができるというふうな基準を設けて、これはこの給食の委託にかかわらず、全ての町の業務についてその基準を当てはめて検証し、そして評価が出れば、その評価に基づいて契約事務を進めていくということで、ぜひその辺についてはご理解を賜りたいと。

○渋谷登美子委員　ご理解しない。

○松本美子委員長　質疑の途中ですけれども、これより、時間等もあれですけれども、皆様質疑があるようでしたらば、休憩をとらせていただきたいのですけれども。

〔「質疑あります」と言う人あり〕

○松本美子委員長　それでは、暫時休憩させていただきます。

休　　憩　午後　５時１７分

再　　開　午後　５時２５分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会こども課に関する部分の質疑を続行させていただきます。質疑のある方はどうぞ。

川口委員さん。

○川口浩史委員　初めに、121ページの家庭保育室の件なのですが、昨年は大幅に減らして、今回若干ふやしたと。ちょっとこの経緯を伺いたいと思います。

それから、207ページの給食の件なのですが、今の業者と契約をするということで、またこういう契約方式でやるのかというふうに思いました。契約の中身として、給料の支払いを確認させてくれとか、あるいはノロウイルス、これは法律で決まっていますけれども、ノロウイルスで今年浜松、広島でかなり長期間にわたって学校を休まざるを得なかったという事態が起きましたですよね。その体制をきちんとやってくれるとかというのを契約書の中できちんとできているのか伺いたいと思います。

それから、学校全体ですので、ちょっとページというのは、これはまず中学校のことです。学力テスト、185ページに比企地区学力テストというのがある。地区ごとにこれは分かれてのことなのか。これが菅中はふえて、玉中は減っていると、これは生徒数の関係でこうなっているという理解でよろしいのでしょうか。

それから、学力テストの公表はしていくのか伺いたいと思います。

それと、学校全体の件ですけれども、アレルギーで一昨年調布市で女の子が亡くなりましたですよね。あの対処法も早期に何か注射を打てばと言ったのかな、打つ方法があるらしいです。ああいう研修というのは、今度の予算の中に入っているのか。今までも入っているのだというので、あればどこに入っているのかお聞きしたいと思います。

それから、町長が２月10日の埼玉新聞に教育の広域化ということで話していたわけです、インタビューに応じてそういうことを主張されていたわけですよね。この教育の広域化というのは今度の予算の中に入っているのか。こういう目指す上で。その目指す方向というのはどういうものなのか伺えればと思うのです。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

前田副課長、お願いします。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　それでは、私のほうから121ページ

の家庭保育室運営費補助金についてお答えさせていただきます。

家庭保育室につきましては、今年度ときがわ町にございます玉川保育室のほうにゼロ歳児が１名と３歳以上児が１名ということで、２人のお子さんが預けてございます。その２人のお子さんに対しまして補助金がそれぞれ出ております。その関係で今年度につきましては予算的に増となってございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　簾藤こども課長、お願いします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　給食の委託の関係でございます。

いつだったか正確なことは忘れてしまったのですけれども、川口委員さん、最低賃金の話をご質問いただいたときにもお答えしたように守っていると。これは、あくまでも法令を遵守するという中で問題なくと私どもは思っておりますので、これを承認するかどうかというのは、また別の話になるかなと思います。

また、ノロウイルスの検査の関係でございますけれども、この件につきましては、今度契約を予定している仕様書の中で簡易検査等もうたい込んでいきたいと、このように現時点では考えております。

○松本美子委員長　田中指導主事、お願いします。

○田中　守教育委員会こども課学校教育担当指導主事　では、比企地区学力テストの件なのですけれども、このテストは比企地区で統一をしまして中学校３年生で実力テストを行うということで行っております。高校入試に向けてということで実力テストを今まで各校でつくっていたのを比企で統一して皆でつくって行ってみようという形で行っているものです。ですので、菅谷中と玉ノ岡中学校で予算が違うというのは、これは人数になるので違ってきているということです。

このテストの公表につきましては、個票が出まして個人に返すのみということなので、全体で公表ということはありません。

○松本美子委員長　菅田指導主事、お願いします。

○菅田浩子教育委員会こども課学校教育担当指導主事　では、アレルギー対策についてお答えさせていただきます。

あの事件がありました後、すぐに教頭会、それから校長会、それから保健の先生方につきまして、アレルギー対策をすぐに教育委員会のほうからもお願いしまして、マニュアルのほうもつくっていただきました。また、県のほう、それから文科省のほう

からも「エピペンの使用の仕方」といったパンフレット等も配られておりまして、全て学校の先生方に周知させていただいております。ただ、現在養護教諭のほうで町内の児童生徒のアレルギーの状況を今いろいろ保護者のほうからも出していただいて把握している中では、エピペンを使用している児童生徒はいないという報告を受けております。ですから、今のところはエピペンの実際の使用の研修会というのは考えていないので予算化されていませんが、これから全教職員にという流れも今後出てくるように聞いておりますので、その際にはまた対応させていただきたいと思います。その節はまた予算化とかお願いすることもあるかと思いますが、その折にはよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　簾藤こども課長、お願いします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　教育の広域化に対する当初予算に入っているかというご質問だと思うのですけれども、当初予算にはこれという形では予算には入っておりません。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　給食センターの委託の件なのですが、やっぱり給料の支払いというのは確認していくべきだというふうに思うのです。こういう時代というか、いろんな業者がいる中で、ただ紳士協定だけでやっていっては。行政が責任を持ってその業者に依頼するわけですから、まずい点があったらまずいわけですので、ぜひそれはやる方向で検討していただきたいと思うのです。ちょっともう一度伺いたいと思います。

それから、アレルギーについてはわかりました。とりあえずいないということですので、結構なのですけれども、ただいつ発生するか、いるようになってしまうかということでは、医師との連携も大事ですので、ぜひご検討していっていただきたいと思います。

それから、この比企地区のはわかりました。４月に行う、国がやっている学力テストを公表しようという方向で、方向というか自治体が決めれば公表できるようになるわけです。その方向はどうなったのか伺いたいと思います。

教育の広域化は、どういう方向を目指すのかはちょっとお話はできないのでしょうか。

〔「予算審議で町長は関係ないんだよ。予算に

入っていないんだから」と言う人あり〕

○松本美子委員長　予算審議ですので、予算の範囲内ということでよろしくお願いいたします。

　では、簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　給食の調理の委託の関係でございますけれども、契約書の中に「関係法令の遵守」ということで、今手元に持ってはいないので、どういった法令をというのは特にここでは申し上げられませんけれども、関係する法令を遵守するという内容がうたい込んでございます。

　また、川口委員さんご案内のとおり、先日確認をさせていただいたときにも最低賃金よりいい時間給というようなことにはなっていたかと思いますけれども、折を見て、そういった折々のときに確認をするということはやぶさかではございません。

○松本美子委員長　小久保教育長、お願いします。

○小久保錦一教育長　お尋ねの全国学力調査についての結果の公表でございますが、現状では考えておりません。

○松本美子委員長　それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　児童福祉費の総体のほうでまずお聞きをしたいのですが、年金の拡充が今行われています。これ国から直接支払われているので、わからない部分もあるのかもしれないのですけれども、児童扶養手当と特別児童扶養手当の人数がもしわかったら教えてもらいたいなというふうに思います。

　それから、119ページなのですが、先ほどの特例給付なのですけれども、対象人数はおおよそわかっているのかなというふうに思うのです。基準日がいつになるのか、それによって対象が変わってくる場合が出てくると。児童手当の受給者ということで、児童手当の場合は申告に基づいて６月に改定の申請をしなくてはならないと思うのですけれども、そういう面では児童手当の場合は所得制限が入ってきているかなというふうに思うのですけれども、そうなると４月１日が基準日なのか、６月が基準日なのか、それによって対象が変わってくるというふうに思うのですけれども、まず基準日がどうなのか。児童手当で所得制限でもらえない人については当然除外されてしまうのではないかなというふうに思うのですが、その辺ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

それから、次のページの121ページなのですが、私立の若草保育園に補助金を出すということで、設置基準というか、園児１人当たりの平米数を含めて設置基準が緩和されていると思うのです。この地域より緩和されているかどうかというのはよくわからないのですが、そういう面では町が補助金を出すということで、どのくらいその建設に対して指導ができる範疇というのがあるのでしょうか。こども課にはそういう面では図面は見られるかなというふうには思うのですけれども、設置基準に対して町がどのくらい指導ができるのだろうかというその範疇というのは、私立という関係があって、どこまで指導ができるのだろうかという部分を教えてもらいたいというふうに思います。

それから、ちょっと小中学校の関係で生活保護費が引き下げられています。そういう点では町の準要保護の対象については生活保護基準の1.3倍というふうになっているかと思うのですが、要保護と準要保護それぞれ181ページ、それから189ページと人数を教えてもらいたいし、前年比でどのくらいになっているのかも合わせてお聞きをしておきたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

前田副課長、お願いします。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　それでは、私のほうから児童扶養手当の受給者人数、それと臨時特例給付金の基準日、それと保育所の設置基準についてお答えさせていただきます。

まず、児童扶養手当の数字なのですが、これ清水委員さんおっしゃるとおり、国、県の予算で、予算的にはないのですが、今25年４月１日の時点で把握していますのが、児童扶養手当の受給者でございますが154名でございます。特別児童扶養手当については今手元にデータがございませんでお答えできませんが、児童扶養手当につきましてはそういうことでございます。

続きまして、子育ての臨時特例給付金でございますが、こちらの基準日でございますが、一般質問のときにお答えさせていただいたのですけれども、26年の１月１日の時点で平成26年の１月分の児童手当の受給者が基準となります。その中で清水委員さんおっしゃったとおり、25年度の所得の所得制限がございますので、それは６月になりませんと確定しませんので、今の時点では所得制限の関係の数字はわかりませんが、大体40名程度所得制限かかるので見積もりをさせていただいております。

また、この対象者の中には福祉のほうの給付金が除外されますので、そちらを除いた人数になりますが、そちらの人数が大体230名程度見させていただいておりまして、大体総計では1,038世帯ぐらいではないかということで数字的には捉えてございます。基準日につきましては、先ほど申し上げましたけれども１月１日、１月分の児童手当の受給者が対象ということでございます。

続きまして……

〔何事か言う人あり〕

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　すみません、特別児童手当の給付人数でございますけれども、35人でございます。

戻りまして、保育所の設置基準でございますが、実は県のほうの事前協議というのがございます。当然民間保育所でございますので、県の認可を受けてございます。ですので、県のほうの指導が当然入ってございます。面積等につきましても県の設置基準、認可基準に見合った基準でクリアできませんと、当然建て替えはできませんので、その辺を県との事前協議等、申請等をさせていただきまして、県の指導を受けながらということで建築面積等、基準がクリアできるような形で進めさせていただくことになると思います。

以上でございます。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長　私のほうからは準要保護と要保護の人数ということですので、それについてお答えしたいと思います。

まず、平成25年度、今年度の実質予算上は合計で153名でございます。今年度は、またその153名で計上のほうはさせていただいております。

以上です。

〔「準要保護は」と言う人あり〕

○松本美子委員長　では、答弁漏れですね。

藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長　すみません、今のは準要保護でございます。要保護が、すみませんでした、平成25年度の当初は20人で計上されておりまして、26年度は16人でございます。大変失礼しました。

以上です。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　特例給付ですけれども、１月１日現在で、所得は今年の所得という形になるのですか。そうすると、当然支給は６月以降になるということで、現況届を出さない人が出てくると。現況届を出した人については把握ができると思いますけれども、６月までに小学校を卒業してしまっている人については、現況届が要らないわけですよね。対象人数から外れる人が出てくるかなと。児童手当をもらっている人を１月１日現在でするということになる。１月１日現在で児童手当をもらっている人でしょう。所得は26年度の所得と、今申告している所得ということになるので、所得の把握をするのに、通常児童手当は所得制限があるから、現況届を６月には出さなくてはならないと。現況届を出さない人も基準日が１月１日現在であるということになると、その部分を改めて調査をしなくてはならないということになるのかなというふうに思うのですが、それでよろしいのかどうか。

先ほどの要保護、準要保護については、小中学校も含めてこの人数ということでよろしいのか。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　それでは、子育て世帯の臨時特例給付金の件でございますが、清水委員さんのおっしゃるとおりでございまして、基準日は１月１日、１月分の児童手当の対象者でございまして、所得につきましては25年分の所得が対象になります。ですから、６月以降に所得確定しますので、それ以降でないと所得制限かかるかどうかというのは審査できませんので、それ以降所得が確定してからの支給になるということでございます。ただ、国からの話では事前に支払いをしておいて所得制限がかかったらば返還という話もありますが、事務の煩雑さもありますので、嵐山町で今度どうしていくかというのは検討の余地はあるなとは思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長　藤永副課長、お願いします。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長　先ほどの数字は小学校、中学校合わせた合計の数字ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　１月１日現在では所得制限で対象になっていない人もいると。小学校を卒業してしまっている人も、１月１日現在だといないのかな。所得制限でひっかかっている人をきちっと把握するということでいいのかな。そういうことですね。

○松本美子委員長　答弁はよろしいですか。

○清水正之委員　いや、そういうことでいいのかどうか。

○松本美子委員長　前田副課長、お願いします。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　お見込みのとおりでございます。

所得制限だけは６月以降に審査をしないといけないということでございます。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　質疑がないようですので、教育委員会こども課に関する部分の質疑を終結させていただきます。

◎散会の宣告

○松本美子委員長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後　５時５２分）

予算特別委員会

３月１４日（金）午前１０時開議

議題１　「議案第１４号　平成２６年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番　森　　一　人　委員	２番　大　野　敏　行　委員
３番　佐久間　孝　光　委員	４番　長　島　邦　夫　委員
５番　畠　山　美　幸　委員	６番　吉　場　道　雄　委員
７番　河　井　勝　久　委員	８番　川　口　浩　史　委員
９番　清　水　正　之　委員	１０番　安　藤　欣　男　委員
１１番　渋　谷　登美子　委員	１２番　松　本　美　子　委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青　柳　賢　治　議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事　務　局　長	山　岸　堅　護
主　　査	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総　務　課　長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税　務　課　長
山　下　次　男	町　民　課　長
岩　澤　浩　子	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
内　田　孝　好	企業支援課長
田　邊　淑　宏	まちづくり整備課長

新　井　益　男	上下水道課長
内　田　　勝	会　計　課　長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長

◎開議の宣告

○松本美子委員長　皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

（午前　９時５９分）

◎諸般の報告

○松本美子委員長　ここで報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第１４号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長　議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に、全課局に関する質疑が終了いたしておりますので、本日は歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、５名であります。

最初に、第４番委員、長島邦夫委員、次に８番委員、川口浩史委員、次に第11番委員、渋谷登美子委員、次に９番委員、清水正之委員、最後に10番委員、安藤欣男委員の順で行います。

それでは、順次総括に入りたいと思いますので、長島委員からお願いをいたします。

○長島邦夫委員　長島です。３点ほど質問させていただきたいと思います。総括ですから、各課の連携を主眼に置いて問いたいというふうに思いますので、お願いしたいというふうに思います。

初めに、企業支援から、支援から始まる総振からの企業誘致箇所の整備、インフラ整備について関連でございます。

町では、企業支援をさまざまな角度から進めています。商工会本体の助成、商工会の利子補給、中心市街地の補助、また税務署外郭団体である法人会の助成、ほかにも

あるというふうに思いますが、企業が力をつける企業支援がなければ、当然誘致にはつながらないというふうに思っています。企業が町外から外に出ない方策、また新たに企業拡大で町内に事業所を見つける、そのようなことにもなるというふうに思われます。しかしながら、町のどこに支援したらいいか。実際、私なんかも言われたことがありますが、ミニ工業団地があるわけではない。ここにどうぞと言われても、インフラの整備がされているわけでもない。事業を始める人にとっては、この点から考えるのが常套でございまして、町の今後の方針を伺いたいというふうに思います。

２点目としまして、中学生の自転車の安全通学についてお伺いをしたいというふうに思います。

多くの生徒が自転車で通学しているというふうに思います。誰しもが気がせく朝の時間帯、そして部活が終わった暗くなった時間帯での帰宅、危険が待ち構えている。心配される通学風景をよく見かけるわけでございます。特に最近、歩行者と自転車の事故、多額の損害賠償が請求される事件もあると聞きます。私もついこの間、夕刻の暗い時間だったですが、自転車が電気がついていないよとちょっと声をかけましたが、はっきり言って、このおじさん何言うのだろうと、多分思ったのではないかなというふうに思いますが、どうもこの声かけによって、はっと自分で気がつく。そのようなことにもつながったというふうに思えば、よかったかなというふうに思っているところでございますが、町には交通安全の指導員、交通安全母の会、交通安全協会の団体があり、当然町の補助もあるわけでございます。交通安全にいろいろと取り組んでいただいているというふうに思っていますし、敬意も表したいというふうに思います。生徒の交通安全の教室等も当然かかわっているのではないかなというふうに思います。

また、路面の、通学する道路の路面の状態等も確認され、提言もなさっているのだというふうに思います。安全通学についての連携についてお伺いをしたいというふうに思います。

３点目としまして、健康づくりの事業、生活習慣病の心配される高齢者の方へも含めた健康づくりについてお伺いをいたします。

昨日、一昨日だったですか、トレーニングルームの活用方法についても質疑もありました。私もいたしましたが、健康いきいき課、長寿生きがい課で、１週間、５日間ある、それを割り振って、指導者もつけてトレーニングを健康づくりを推奨している

ということでございます。非常によい連携の姿であると思いますし、現状、さらに今後進める連携の事業、また課題がありましたら、お答えいただきたいというふうに思います。

以上３点ですが、お願いをいたします。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

それでは、内田企業支援課長、お願いいたします。

○内田孝好企業支援課長　１番の企業支援と誘致についてお答えさせていただきます。

まず、企業誘致に関してのインフラ整備、道路、水道についての考え方でございますけれども、現在進めておりますのが、動いておりますのが、インターランプ内、また川島地区でございます。そういった場所についてのインフラの整備につきましては、町で対応していくものというふうに考えております。

また、企業について、支援ということで、企業誘致もあわせて支援ですけれども、まず町のホームページ、あるいは県の報告をさせていただき、また事あるごとにそういった場所には出向いていきながら、そういった町の企業誘致についてＰＲしていきたいと、そういったことで新規の企業を誘致していきたいと。

また、町内にある企業に対しましても、商工会等を通じて、町内の企業にこういった内容を説明をしながら、対象となる指定要件に合う企業に対しましては、そういった町の考え方でお話をさせていただいて、指定要件に合えば、それらの企業のほうに勧誘というのでしょうか、企業に対しまして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長　簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　私のほうからは、２番目の自転車の安全通学について、特に中学校の取り組みにつきましてお答えさせていただきたいと思います。

菅谷中学校、玉ノ岡中学校ともに、同様の教育というか、指導を行っておりますので、菅谷中学校につきまして特にお話しさせていただきたいと思います。

まず、１、２、３年生でございますけれども、４月の第２週の学活の時間を使い、自転車点検を行った後、安全な乗り方と交通ルール及びマナーについて指導を行っております。また、朝や帰りの会で随時担任より安全な運転及び交通マナーについて指導をしております。

なお、１年生につきましては、昨年度の例、昨年度というか、25年度の例でございますけれども、５月14日に小川警察署より講師をお招きいたしまして、自転車の安全な乗り方について実技指導を受けております。また、その際に、マナーについても指導をいただいております。

それから、定期テストのたびに教員が通学途中に３カ所に分かれまして指導を行っておると。ＰＴＡにつきましても下校時等指導を行っていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長　中嶋地域支援課長、お願いします。

○中嶋秀雄地域支援課長　私のほうからは、自転車の安全利用についての各団体との連携、取り組みということでお答えをさせていただきます。

まず、埼玉県では、自転車の安全運転に関する条例、これが平成24年４月１日に制定をされ、施行されております。これに基づきまして、各小学校に２名という配置で、自転車の安全利用指導員さんが配置を委嘱をされております。知事から委嘱をされております。こういった選定にかかわります候補者の選定、こういったものを地域支援課では行っておりまして、各学校ごとに今６名の指導員さんがおられます。この指導員さんにつきましては、各学校で行われます自転車の安全教室、こういった際には、指導員として警察と一緒にご同行いただいて、指導をいただいているという活動をしていただいております。

また、町といたしましては、年４回の交通安全運動の街頭キャンペーンを実施いたしておりまして、この際には、今、委員さんからお話がございましたような交通指導員さん、それから交通安全母の会、そして交通安全協会嵐山支部の皆様、ＰＴＡの皆様、そして議員の皆様ということで、非常に多くの参加をいただいて、啓発活動を行っております。この活動については、小川警察署からも他の地域にない取り組みであるということで大変評価をいただいているところでございます。

また、自転車の安全利用に関して申し上げますと、毎年５月の自転車安全利用の月間に合わせまして、広報紙に啓発記事を載せさせていただいております。

また、小川警察署、嵐山町、交通安全母の会との連携によりまして、嵐山まつりの会場においても、自転車の安全利用を含む啓発資料等を配布をさせていただいております。

また、25年度の取り組みといたしましては、武蔵嵐山駅におきまして、小川警察署

とともに自転車の盗難予防、それから安全利用ということで、啓発キャンペーンを行って、鍵の、チェーンの鍵ですね、こういったものを利用者に配布をしながら啓発活動も行いました。

また、小川警察署では、防犯も含めまして、交通課、それから生活安全課のほうでは、特に大きく力を入れていただいておりますのが、各地域あるいは老人会等でのミニ講習会、こういったことにぜひ参加を、参加といいましょうか、呼んでいただいて、広く啓発を行っていきたいという考え方を持っておりまして、町といたしましても、区長会等を通じまして、そういった小川警察署でのミニ講習会、これをぜひ改めての講習会という形ではなくて、各地域の総会であったり、スポーツの大会であったり、そういった中で、10分、20分という単位で結構なので、ぜひそういった講習を開いていただきたいということで、実施をさせていただいております。何カ所か、何地域かで、25年度も実施をしていただきました。

また、企業においても、こういった活動で、25年度には１社100名を対象に企業における研修会が行われております。

また、今年度の新たな県警の取り組みといたしまして、埼玉県本部におきましては、自転車の乗車時のヘルメットの着用について、県内全域で啓発を現在実施しております。これについては、アンケート調査を行いながら、ヘルメットの着用についての啓発を行っているという事業でございます。

こういったことで、広く交通安全、自転車利用については、本当に身近なところから啓発活動を行っていくと。しかも、これを継続して行っていくということが大事だと思っておりますので、今後とも、さまざまな取り組みを積極的に行ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、私のほうからは、健康づくりと生活習慣病予防につきましてお答えをさせていただきます。

やすらぎのトレーニングルームの利用につきましては、一昨年の運動器具の入れかえと器具の充実によりまして、より多くの方に利用をいただいているところでございます。ここでは、運動器具の利用のほかに、月に１回１時間程度ではあるのですけれ

ども、ボール体操なども希望者を募って行っておりまして、利用者の方に大変喜ばれております。高齢者につきましては、平成17年度から取り組んでおります「めざせ100歳元気！元気！事業」の中で、日ごろ家庭の中でもできる運動等を組み込んでいるほか、５年ほど前から嵐山カントリーさんのご協力をいただきまして、ゴルフコースをウオーキングする事業も実施しているところでございます。

また、現役世代につきましては、文化スポーツ課のほうでさまざまなスポーツ教室等を行っているのは、ご案内のとおりでございます。

いずれにいたしましても、一昨日の委員会の中でお答えをさせていただきましたとおり、今後の推進につきましては、生活習慣病予防事業の見直し等を含めまして、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長　長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員　それでは、１点目から再質問させていただきます。

町の我々が知っている限りの説明をしていただいたというふうに思います。私、さっき言ったとおり、町の施政、支援というものがないと、やはり町の事業者が受け取る気持ちが違うというふうに思います。いろいろな補助をいただいたときに、中において、そんなに自分の事業に直接プラスになるというわけではないですが、そこへ出ていって講習を受けるだとか、また利子補給についても、そんなに凄くいただけるわけではないし、直接自分の体に感じるものというのはそう多くはないと思いますが、町のこの施政というものについて、事業を、事業者を大切にする町なのだというようにとっていただくことが大事なのだというふうに思います。

それで、私も工業系の人間ですから、製造業ですから、そのような集まりのところにも出ていきます。非常に既存と言われる昔からの企業さんというのが嵐山町においては、もうほとんど姿を消しています。主に活動していただいている方は、最近は花見台の工業会の会員の皆様方でありまして、やはりそのような方というのは、ここへ越してきた方ですから、嵐山がいいなということで越してきたのですから、やはりこの中で、またどこか進出するのであれば、この町の中で探してくれるというふうに思うのですよね。先ほどの私の説明とダブりますが、やはりそのようになったときに一番目で見てわかっているわけですから、嵐山は、やはり言葉、いろんな施策は出されるけれども、実際私たちが求めているこの場所を選定しようといっても、インフラの

整備と言ったら大きな話になってしまいますが、やはりここにどうぞと言うのであれば、それなりのものを提示をしていかないと、目に見えるところを提示していかないと、結局は外に出ていってしまうと。そのようなことにつながるというふうに思うのですが、その点のところの町の姿勢について、現状はお聞きしましたから、町長にこれからの企業誘致の条例も含めて、この間制定されました。そういうものを含めて、ちょっとご答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、２点目につきましてですが、非常に、ついこの間も、ここにチラシがございますが、そこの入り口で、「ストップ自転車事故」ということでＰＲされていました。やはり時代に沿った啓発をしているのだなというふうに思いましたし、目で見る限り、本当に大きなかばんを後ろに自転車に積んで通学している姿を見ると、本当に後ろから見ても頼りない、ふらふら、ふらふらしていて、心配だなというふうなところがあります。

それで、暗い時間、朝の時間はまだいいかというふうに思うのですが、暗い時間にライトがついているか、ついていないか、わからないような状態。今は、感知して電気はつくのだというふうな話を聞きますが、やはり暗い中の通学であります。路面の姿なんて子供たちにはほとんど見えないと思いますよ。ここは大丈夫なのでという考えのもとに帰宅を迎えているのだというふうに思います。そういうところの路面の状態を確認をしているのかどうか。私が見る限りでは、そこまではいっていないのではないかなというふうに思うのですよ。子供ですから、もう家へ帰りたい一心で自転車をこいで帰りますから。そこら辺のところの学校の中でもいろいろな教育をしてくれているのだというふうに思いますが、中には、今、けさもたまたま、うちの駐在所の前のお巡りさんが、昨日から新しい方が勤務しています。きょう、たまたま前に行ったら、多分子供たちの通学の状態を見たのだというふうに思いますが、ちょっと話をしましたら、最近では、それもありますけれども、まず、さっき言ったヘルメットをつけていないというのが怖いのですよねと。それと、携帯電話を握りながら、見ながら運転して、これまた危ないのですよねと。その時代に応じた教育もしていかなくてはならないかなというふうに思いますが、まずその路面の確認と最近に合った、そういうふうなことも、今私が言ったヘルメットだとか、そういうことも考慮して学校のほうでは教育しているのかどうか。教育長、よろしいでしょうか。その点の取り組みについてお聞きをしたいというふうに思います。

３点目ですが、健康づくりというのは、やはり若い方も年配の方についても、そうそうやることは変わらないというふうに思います。あのジムの中で自転車をこいだり、ウオーキングしたり、ウオーキングのマシン、そういうものを使って、同じものを使って同じような指導をしているのではないかなというふうに思います。ですけれども、そういうことを私は言っているのではなくて、それはそれでいいのですよ。非常にいい事業だというふうに思っているのですが、健康づくりというものについて、そういうふうな両課のコラボみたいなものができているのであれば、さらにそれから発展した、今言ったようにボール遊びとそのような話も、今お話聞きましたですが、例えば若い方でも、いわゆる高齢者の、長寿に限っては高齢者でなごみのほうで、いろいろなコースをつくって教室もしているのだというふうに思いますが、若い方と高齢者の方が一緒にここにできるようなウオーキングの教室ですとか、いわゆるやすらぎの、近所で、またはそこの北部の交流センターを使った体操教室みたいなものだとか、そのようなものに発展をしていかないのかなと。そういう可能性がないのかな。そこら辺をちょっとお聞きをしたいというふうに思いますが、お願いいたします。

○松本美子委員長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

最初の企業の支援、誘致、これに関してですけれども、議員さんおっしゃるとおりでございまして、いかに町がそういう姿勢が発揮ができるか。発揮ができるというか、発揮をしているつもりでも、相手が受けてくれないことには発揮のうちに入らないわけですので、いかに相手に認識をしていただけるか。町がそういうものにしっかり取り組んでいるということを認識をしてもらえるか、そういうことだと思うのですね。それで、企業には優しい町、応援をしてくれる町、一緒に闘ってくれる町というような意識があって、初めて企業が支援を受けているという意識を持つでしょうし、誘致というようなときには、嵐山をちょっと考えてみようかということにもなってくると思うのです。

それで、最初に支援ということですが、これには外から入ってきてくださいよということではなくて、その前に、もっと大切なことというのは、町内にある企業、これに対して、今言ったような町に対する姿勢、こういうものがいかに届けられるか、そして町のために頑張っていただいているという企業に対する思いというものがいかに

企業に届けられるかというのは、その企業がそこの町の中で、嵐山町の中で仕事がしやすいな、周りからいろんな形で応援というか、温かい目で見てもらっているなというようなことが感じられる、この町の姿勢、雰囲気、そういった空気、町を挙げての企業を取り巻く状況というようなものがあって、そこのところに対する、企業に対する思いというのが出てくるわけですから、町民の皆さんがそこのところに就職、雇用先を見つけたいとかいうことにもつながってくるのだと思うのです。

一番先に、町内にある企業、これに対する町の姿勢というものをしっかりと町民全員でもって、そして町が、行政がそこのところにいかに支援をする姿勢が、態度が、雰囲気が相手に思いが伝わるか、そういうことが支援になるかなというふうに思います。

それから、誘致、これについてはいろいろご指摘いただきました。ここのところが工業団地ができていて、ここは土地があいています。どうぞこちらへお願いしますというような形ができると、これが一番ベストだと思うのです。しかし、今の国の土地政策、そして埼玉県で指導を我々が受けている状況では、そういったものを町で決めている土地利用以外になかなかやりづらい状況、制約があります。特に農業政策等、それから地域整備等も考える中で、いろいろ種目を、農地を適当に工場にするわけにもいきませんし、山をどうすることもできないというような状況が、状況というか、そういう制約、国の施策、そして環境を守る、そういう法律、いろんなもので縛られた中であるわけです。その中で、嵐山町に何ができて、どこのところにどういうものがある、どういうことなのだというのを町に発信をしていく。これは本当に難しいことです。現在も県に時々通って、ご指導いただいて、お願いをして、企業の誘致というようなことを進めているわけですが、これはもう埼玉県全町、全市町村、そして全国の市町村がやっているわけでありまして、県は、埼玉県はそういうもののどちらかというと進んだ考え方を持って、成果も上がっているほうだというふうに思っております。そういう中で、県に行って指導を受けるわけですが、なかなかどこのところも出ている中で、嵐山町にというような簡単にうまいぐあいにいっていないのが現状ですが、おっしゃるような状況というものをいかに発信がしていけるか、そしてそういう雰囲気がその町にあるかということを相手にわからせる広報、あるいはいろんな情報の伝達方法を考えていかなければいけないかなというふうに考えております。

ちょっと２番目の後半のお答えが力不足な部分があるのですが、嵐山町の今行って

いる状況がまさにあらわれてしまっているかなというような感じがあって、大変恐縮ですが、答えとさせていただきます。

○松本美子委員長　小久保教育長、お願いします。

○小久保錦一教育長　それでは、お答えさせていただきます。

登下校につきましては、毎日のことでございますので、それぞれ両中学校とも、朝、放課後の学活で、特に例えば寒い日とか、雨の日とか、いろいろ状況はあるのですけれども、事あるごとに口酸っぱく、お年寄りが余り口うるさくてもいけないのですけれども、先生がやっぱり口うるさく、口酸っぱく、マナーも含めてお話をしていただいているというふうに聞いております。特に路面の状態等、これは雨の日とか、凍っているときもありますけれども、警察の指導等では一定のスピード、やっぱり自分に合ったスピードというのがあると思うのです。さらに、安定したというのですか、ふらふらしたと思いますから、安定した乗り方、そして話しながら行かないと。私、玉ノ岡中学のを毎朝見ているのですけれども、やっぱり３列とかではなくて、１列でこういうふうに前を向いて、一定のスピードでぶつからないように行っているようですけれども、そういったことを絶えず徹底指導しているところでございまして、今年度、自転車がぶつかったというのも１回聞いた記憶があるのですけれども、幸いにしてそういうことで、路面等についても、やはり前をきちっと向いてという指導をしておるというふうに確認をしております。ただ、ヘルメットについては、これは着用になっておるわけですけれども、ご指摘のとおり、場合によると、ヘルメットをしないで乗っているということもあるかと思います。そういったときには、ご指導をいただきながら、学校のほうでも、ヘルメットは必ず着用するのだということをあわせて指導していきたいと思っています。

携帯につきましては、多分許可していないと思いますので、もぐりで持っているか、あるいは特別にその日だけ許されたのかはわかりませんけれども、これも調べまして、携帯をしながら運転というのは、完全にもうバランスを失うわけでございますので、やはり危険行為ということで、絶対にならぬという指導をしていくべきだなというふうに感じております。

また、先ほど「ストップ自転車事故」、こういったキャンペーンというのでしょうか、学校もやはり、自転車の子、歩行者の子と言いますけれども、やはり職員も生徒が無事に家に着いて一安心と。やはり放課後のほうが事故の発生率が多いのではない

かなと。やっぱり気が緩みますので。私たちも、朝来るときと帰りでは、やはり疲労度違いますので、この辺についても、あわせて徹底指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、健康づくりということでお答えさせていただきたいと思います。

長島委員さんもご存じだと思いますけれども、あそこのやすらぎのトレーニングルームにつきましては、専門の指導者というのでしょうか、を置きまして、最初にトレーニングに入る場合には講習会を開いていただき、それでその方に合ったトレーニングというものを始めさせていただいております。そのときに、その方がどんなことを目標にやっていくのかというふうなこともお聞きして、体力に合わせた形での取り組みというのをやっているのが現状かなというふうに思っております。

そうした中で、また、利用時間も本当に20歳から高齢者まで利用ができる施設なのですけれども、時間帯もいろいろな時間帯を皆さん利用されておりまして、そこを合同でというと、なかなか難しい部分はあるのかなというふうには思っております。ただ、そういった若い方と高齢者の方が交流できる事業ということで、何か相乗効果が得られるような事業があれば、今後検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長　長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員　再質問になるか、要望になるか、ちょっとよくわかりませんが、こういう現状もありますのですよということでのお話をしたいというふうに思いますが。

１点目の企業支援、また誘致に絡んでのことでございますけれども、やはり私が仲間内といろいろとお話をする中で、新たに場所を求める中には、やはりアクセスのよさが一番なのですよね。それで、自分でその後、そこを進出決めてから、やれ地権者の方だとか、何規制が絡んでいるとか、そういうふうなことをしていくとなると、膨大なそこで費用もかかるし、時間もかかるので、やはりまず何かあったときには、長期で、大きな会社みたいに長期で見られればいいですけれども、短期に、もう工場がいっぱいで、ではどこか入れようかといったときには、即求められるようなところも、

虫がいいかもしれませんけれども、そのような状態も考えられるわけですよ。ですから、そのような町のほうにも、いろいろな集まりがあるとき等はお話が行くと思います。ぜひ、そのときに、町長もいろいろなところに来ていただいていますから、よくご存じだというふうに思いますが、課長さんであれ、何々氏であれ、来ていただいて、現状を何を求めているのか、お話にそういうときに来ていただければいいのではないかなという、こちらのほうにお話があったら、ぜひそういうようなところにも来ていただいて、耳を傾けていただいて、現状把握していただくのがいいかなというふうに思いますので、ぜひ要望、要望ということになりませんが、そのようなことにもご注意をいただきたいなというふうに思います。

それと、２番目ですが、２番目の質問の安全運行ということですが、学校によっては、ヘルメットをつけて、義務化されているところもあるでしょうし、そうではないところもあるかというふうに思います。ですけれども、ヘルメットをつけたほうがいいのはいいですけれども、やっぱり嫌がるのではないかなというふうに思いますよね。ですけれども、大体自転車通学３年続くと、自転車１台では大体もたないのですよね。２台ぐらいは必要になってくるわけですよ。壊れてしまうのですね。やっぱり子供ですから扱い方も乱暴ですし、いたずらされる場合もありますし、そのようなことを考えると、やっぱり路面の状態、下の状態も、教室も、そのような教室というものも、口酸っぱくって今教育長がおっしゃいましたですけれども、やはり子供ですから、随時随時、毎朝毎夕、帰るときに声かけでも十分と言えるわけではないので、ぜひ子供の将来がかかっていることですから、間違いがあって、頭打ったら、もうそれっきりなので、ぜひそういうふうに口酸っぱく、子供の今後の将来のことも考えてやっていただきたいなというふうに思います。

それで、携帯については、きょう私、出てくるとき、お巡りさんに聞いた話なので、実際私、携帯を使っているのを見たわけではないので、その点は訂正をしておきますので、警察とすると、そういうふうな見方もしているというようなことで、一言つけ加えておきたいと思います。これについてもご答弁は結構ですから、よろしくお願いしたいと思います。

３点目なのですが、私も思いますよ。当然、時間帯が、若い人は、当然昼間仕事やっていて、それで、多分夕刻の遅い時間に利用するとしてもしているのだと思いますよ。そういうことが考えられますので、できるとすれば、金曜日の夕方とか、土曜日

だとか、日曜日だとか、若い人と年配の人が一緒に行動できるようなものも、ぜひ探せるものであれば探していただいて、いい健康づくりというか、相乗効果を上げた健康づくりができれば。

今、非常に、この前も一般質問で言いましたけれども、堤のほうでは本当に高齢者というか、この人は若いのだろうなというふうな、今ごろの時間から大丈夫なのかなと心配するぐらいのときもありますけれども、本当に自分の健康ということに気を配って、健康づくりといいますか、体力づくりといいますか、やっていらっしゃいます。毎日、私も続けてできるときはやっていますので、毎日やっている方もいらっしゃいます。ぜひ、そこら辺の町民の方も健康づくりには十分注意してやっているというふうに思いますが、やはり町のほうでも、そういうところのあれも考えていただいたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、質問にならないと思いますけれども、要望で結構ですから、次の事業に役立っていただきたいなというふうに思います。

以上で終わらせていただきます。

○松本美子委員長　ご苦労さまでした。

次に、川口委員から総括質疑を行わせていただきます。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　初めに、転入奨励金についてなのですが、今予算の町長の一番の目玉政策だと思うのですね。ただ、きのう、これを、この政策をやるために、住宅リフォーム助成をやめたということで、そういう説明があったわけですけれども、ちょっとこれはまずいだろうなと、今の流れとして、嵐山町の住民は東松山のほうに、東松山の住民でさえも、住民でさえもって、東松山駅より、もう高坂駅のほうが乗降客が多くなってしまったということですよね。南へ南へ、東京へ東京へと近いほうに行っている流れをこの政策で、ごめんなさい。この政策必要ですよ。必要ですけれども、リフォームをやめて、そこを食いとめるというのは、なかなか難しいことではないかなと思います。リフォーム助成のことでは、清水議員がやりますので、私のほうは、まずいことをやったなということを一言申し上げておきたいと思います。

それで、転入をいかに促進していくかということでは、この政策というのは大事だと思うのですよね。ただ、私の知っている東松山の人が、窓口払いを嵐山町だけやっていないと、どうも嵐山町は考えの古い町のようだねということを話し合ったという

のですね。これは、大変な障害になるのではないですか。ここも改めていくことが、より転入を促進するものになるのではないかと思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

それから、町長の施政方針で、女性が活躍する場をつくることが安倍内閣での成長戦略なのだと。そこで、本町では、女性が活躍する場をつくるために保育所の整備をやっていくということで上げているわけですけれども、では職員の女性幹部の育成というのはどういうふうに力入れているのだろうかというふうに思うのですね。今年度で３人の課長がおやめになるということにつきまして、本当に３人の課長には今までお世話になりました。また、お疲れさまでしたということを申し上げたいと思います。そういう中で、岩澤課長もまさに紅一点であったわけですけれども、やめられるということで、かわりのといいますか、女性の幹部職員をどのようにつくっていくのか。それは大事なことだというふうに思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

そして、３点目、人事評価の件です。昨年もご質問いたしました。ちょっと視点を変えてご質問したいと思うのですけれども、初めに人事評価をする公平性、透明性について伺いたいと思います。それから、苦情などに対しての対応についても伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、順次答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　最初の質問にお答えをさせていただきます。

人口増対策をどう考えるかということだと思うのです。そのやり方が、町長やることはちょっと違うのではないかと、私はこういう形でやったほうがいいと思うよということだと思うのですね。転入奨励金、それから住宅リフォームをやめてしまった。窓口払いをやっている。そういうことを考えてやったほうが人口増につながる政策になるのではないかというお考えだと思うのです。

政策ですから、どういうふうにやったらどういう成果が出るかということが一番問われるところであります。それをどうやったらいいのか。きのうも清水委員さんからの質問で、住宅リフォームは成果があったか、ないかという質問をいただきました。すごく成果はあったというふうに認識をしていると答弁させていただきました。そういう中で、人口増、人口減をどうとめて、増にどう結びつけていくかというのは本当

に難しい問題です。

それで、今度の企業に対する、企業に関連すると言ったらいいのですか、そういった支援を重点的に、嵐山町としては重点的にやっていく。それも、予算もそれだけの考え方のもとに投入をさせていただく。それで、その政策にかけていく。しかも、短期間で成果を上げたいということで取り組んでいくということです。そのことをご支持をいただけるか、あるいはそうではないよということかというのはお考えがいろいろあると思うのですが、そういう考え方でやらせていただきたいということで、そこのところを重点的に取り組ませていただくということでございます。ですので、この住宅リフォームをなぜやめたかということ、これは成果があったというふうに評価をしております。そして、その上で、どうこれからの展開をしていったらいいのか。そういうことを踏まえて、今度の企業にかかわるような形の中で、ひとつ事業展開をさせていただきたい。そういうことでございます。転入奨励金、それから窓口廃止についても、今までと同様に、東松山市での方は、これがあるからおかしいよというふうにご批判をいただいたということですが、私が聞いているのは、川越市の娘さんがいるお母様が嵐山はいいよねという話を聞きました。ですから、いろんな評価というのはあると思うので、答えにならないかと思うのですが、ご意見をことにして申しわけありません。答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いします。

○安藤　實副町長　私のほうからは、女性幹部職員の登用、育成、この点につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

町には、平成18年に職員の育成方針というものを作成をいたしました。嵐山町が平成16年、たしか16年だと思いましたけれども、人口をピークに減少し続ける。そうだったでしょうか。人口減少し続ける、そういう中で、職員一人一人の能力開発をしながら、少数精鋭でもって行政を運営していくということが育成方針の縦軸になっているわけですけれども、その中で、やはり女性の登用というのは非常に大事だというふうに書かれておりまして、女性については男女共同参画の問題、それから総合振興計画における女性の問題等々を考えますと、その役場が、この職場が組織の中で女性を登用していくということは、町としても非常に大事なことだというふうに考えております。

具体的に人数を挙げて説明させていただきたいと思いますけれども、現在嵐山町の

職員数が149人、このうち副課長級28人、課長級14人、このうちの女性の割合ですけれども、副課長級、課長級合わせて４人でございまして、全体の149人の構成比は、10％をちょっと欠ける9.5％ということでございます。

女性を登用する場合、女性に限らずですけれども、管理職に職員を登用する場合に、まずは管理職の最初の副課長の試験を受験をしていただくと。チャレンジ精神を持って、ただいま申し上げました少数精鋭で町を運営していく、その一員として、そのリーダーとして自分はやっていきたいと、その意欲をまず示していただいて、そして、その採用試験に合格された方を合格者名簿に掲載をして、その中から適材適所、管理能力等を判断して、副課長に任用していくというふうな仕組みになっておりまして、現在副課長試験に合格をしている職員が11人います。そのうちの女性が３人でございます。この３人の中から、まだこれから４月１日の人事が決定するわけでございますけれども、委員さん今お尋ねの女性職員の幹部への登用ということも非常に大事なことでございますので、ただいま申し上げました適材適所、管理能力等を判断しながら、その辺について決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

人事評価につきましては、総務課長のほうからお答えをいただきたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長　人事評価につきまして、公平性、透明性の観点からということでお答えしたいと思います。

評価の客観性や公平性を確保するために、複数の評価者が関与して評価を決定することとしております。被評価者の業務内容や職務遂行状況等を熟知している直近の上司が第１次評価者で、第１次評価者の上司を第２次評価者としております。

第２次の評価者は、１次評価者の補正を図ったり、判断をするわけでございますが、評価の客観性、公平性を高めているものでございます。

なお、評価者の評価能力ということも問題がありますので、そこで差異がないように、評価制度の公正な運用をこれも図るために、評価者の研修、評価者というのは、課長であり、副課長であり、町長、副町長、そういう方になるわけでございますけれども、そういう研修も実施しているところでございます。この結果につきましては、透明性ということもございますので、結果が出た場合には、グラフ等にして公表してまいりたいというふうに考えております。そのほかにも評価するに当たりましては、

個人個人と１次評価者の面談をしますし、２次評価者はその面談に対しての１次評価者の判断が間違っていないか、再度確認もしたりしますので、公平であり、透明性も図れているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　転入奨励金の件なのですが、私はリフォームの件は、リフォームの件が転入と関係するかというと、ちょっと場合もあるでしょうけれども、そんなには考えられないのかなと思うのですね。ただ、予算の都合上、これをやめて、転入奨励金だけに絞ったというところを私はご批判しているわけで、町民の利用の多いものをなぜやめるのだと。町内業者の育成という視点が町には大事なことではないかと。さらに言えば、税収にもつながっていくということで、特に消費税が４月から上がるわけですけれども、駆け込みで今年はよかったと思いますよ。それが、どの予測でも落ち込みがあるだろうということは予測しているわけですから、業者をそういうところに立たせていいのかということを考えたら、リフォームは続けていくべきだというふうに思うわけです。

窓口払いについていろいろお考えが、川越の人は嵐山がいいなと、いいなと言ったのは、どこがいいと言ったのか、自然がいいと言ったのか、私はわからないですけれども、具体的に私の知っている方が、窓口払いをやっていない嵐山町を古く見てしまったわけですよね。そういう見られ方は、転入促進をする上で桎梏になる政策ではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。そういうお考え持つのであれば、窓口払いも廃止をしていくことは肝要ではないかなと思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

それから、女性の活躍、育成という件なのですが、なるほど、こうして聞いて、副課長試験受けた11人のうち、全体として、こんなものなのですか。試験自体も私は問題があると思っているのですけれども。いずれにしても、11人のうち３人だと。基本のところから女性の育成というのを、採用時から考えていく必要があると思うのですよね。昔で言えば、お茶くみから始まって、どうしてもそういうところが中心になって、勉強する時間、学ぶ時間というのがなかったということでありましたので、今のちょっと状況をどのように進めていくのか、ちょっとお話ししていただいたのですが、さらに女性幹部を育成していくということの視点をちょっと伺いたいというふうに思

います。

それから、人事評価なのですけれども、なるほどわかりました。ただ、私は、この人事評価というのを批判をしているわけですけれども、結局要領のいい職員は出世をして、能力はあるけれども、要領が悪くてという人が余り出世をしないということが、結果的に私は言えるのだと思うのですよね。総合的な見方というのは、今までも何もこういうことをしなくたって私はできると、できているというふうに思うのですよね。そんなにでかい組織ではないのですから。さらに言えば、上位下達の組織体制というのは、もうこういう国から、県からと、こう来ていて、でき上がっているわけですので、そういう面では、私はこういうものを必要ないというふうに思っております。ただ、さらに、今度は主査以上もしていくのだということでありますので、お聞きしておきたいと思うのですが、課長に対して導入をして、何か変化があったのか、伺いたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　１番について、再度ご質問いただきました。

よく川口委員さんの質問の内容というのはわかりました。それによってお答えをさせていただいているわけですが、リフォーム、きのうも申しましたけれども、リフォームの内容、事業内容というのは成果があったというふうに思っています。今、資料をいただいたのですが、25年度のリフォームの内訳というのが届きました。そして、トイレが20件だとか、屋根が30件、台所が２件、洗面所、便所が６件だとか、廊下、その他３件とかという話があります。これ25年度ですね。それで、これは、ですからお便所だけというのではなくて、廊下も一緒に、台所も一緒にとかというので、69件の件数というのはこういうのがあると思う。そういう中で考えたときに、業者、関係する業者の数というのが年間通じて回ってまいります。その業者の数というのは、毎年限られています。積極的な業者、それとこれにかかわっている業者というのはあります。それと、同じような仕事をなさっていても、このところに回ってこないなという業者もあります。ですから、それはその企業の事業者の考え方ですから、いろいろあると思うのですが、そういう状況の中で成果があったというふうに私は思っています。それで、地元企業の育成ということが大原則、大前提の目的で始めたわけでござ

いまして、そうした限られたといいますか、町内のそういう事業者に対する成果というのはあった。そういう中で、今、喫緊の嵐山町で取り組まなければいけない事業というのをゼロベースで考えたとき、何なのだろうといったら、やっぱり人口構造の変化にいかに対応するかということが私どもに課せられている喫緊の課題だというのは、誰もがそのとおりだというふうに思うことだと思うのですね。それには、今の限られた財源の中で、どう対応していくのか。そして、どうやったら町民の皆様にご理解をいただいて、貴重な財源を使うのも許していただけるのかということを考えたときに、このリフォームの育成事業、大変成果があって、いい事業だったというふうに思いますが、この辺で一休み、そしてほかのところにも取り組んで、喫緊の課題に対応する方法に、短期間の間に成果を出せるように庁舎を挙げて取り組んでみようというのが今回の政策事業を転換をした内容、きのうから話しているとおりでございます。ぜひご理解をいただいて、ご協力をいただけるようにお願いをしたいと思います。

それで、いろんな説明というか、いただきました。松山と高坂のほうが乗降客がふえているではないかとかという話がありますね。そうだと思うのです。先ほどの工業事業導入、工業導入、あれにも話がありましたけれども、もう５分、10分、５分違えば全く違った世界が展開してしまうというような、それこそ企業が考えているのはタイムイズマネー、そのとおりであって、もう今、東上線の沿線を考えたときに、東松山市と高坂の話がありましたけれども、東松山と坂戸は、もう何としても超えられない差が、時間という差があるから、もう住宅地の選定とか、いろんなことを考えたときには、よっぽどどうにか考えなければ東松山市は坂戸市に勝てないと思うのですね。そういうのは現実でどうしようもないのですね。ですから、それをどう超えていくのかということが私どもに課せられている。それを、ですから、とりあえず短期間の間に成果を出してみようということで始めるこの事業でございますので、ぜひご理解をいただいて、ご支援をいただきたいとお願いをする次第です。とりあえず答弁とします。

○松本美子委員長　それでは、続けて、安藤副町長、お願いいたします。

○安藤　實副町長　女性の育成の問題ですけれども、先ほど幹部職員の人数については申し上げました。全体の人数もあわせて申し上げたいと思いますけれども、149人の中で女性が48人、大体３人に１人が女性という状況です。ですから、女性がこの組織の中で、どう力を発揮をしていただくか、それが住民福祉の向上にもやはりつながっ

てくるのだというふうに思っております。特に女性の研修というのは、専門的な研修というのがありまして、人づくり広域連合、これは県全体で行う研修ですけれども、ここに幹部職員の試験に合格をしている人、あるいはこれから幹部職員の試験を受けられる権利を持っている主席、主査級の職員、これらをリーダーとしての育成研修に派遣をしたり、あるいは、その主事以下、主事以下の主事、主任の職員について、やはり人づくり広域連合のそういった職における研修会に出席をさせたり、町では女性教育会館で行う研修もございまして、「企業を成長に導く女性活躍セミナー」、こういった研修にも町の職員を出しております。外部の専門的な職員のスキルアップのための研修にも出しますし、内部におきましては、人事異動等を通じて職員の能力開発を図っております。

なお、制度上の取り組みとして、ただいまお話が出ております人事評価システムを、これを運用することによって、やはり職員の能力開発が図られていくのだろうと、これが定着することによって図られていくのだろうと、頑張った人には頑張った分だけ業績を評価をしていくと。そういうふうな仕組みがこれから円滑に運用されることによって、職員も自己啓発、能力開発が一層進むのであろうというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　井上総務課長、お願いします。

○井上裕美総務課長　お答えします。

先ほどの川口委員さんからは、要領の悪い人は、なかなか上に上がっていけないというような話もございましたが、まさにそういうことがないような、客観的な判断で評価をすることができる、その制度がこの人事評価制度ということでございます。むしろ、ですから私のほうは、こういうことが、こういう制度をすることによって公平公正な判断ができるというふうに思っております。25年度は、課長、副課長を対象に、管理職を対象に実施してきたわけでございますけれども、担当課としての組織目標というのを初めにつくるわけですけれども、その組織目標がはっきりしたということも大きな変化の一つだと思いますし、みずからの業務の進捗管理、これも業績評価シートというのをつくりますので、そういったことも改めてはっきりしたと。それから、課長、副課長は、第１次評価者となりますので、責任感が増してきたというふうに思っております。それが実質的な変化だというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、川口浩史委員の総括質疑の途中ですけれども、暫時休憩をさせていただきます。もう一度３回目がありますから。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　ですから、すみません。

〔「その前にやっていいか」と言う人あり〕

○松本美子委員長　でも、そういうわけですみません。途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。開会につきましては、20分からお願いします。

休　　憩　午前１１時０８分

再　　開　午前１１時１９分

○松本美子委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史委員の総括質疑３回目ですけれども、どうぞよろしく。

川口委員から質問してください。

○川口浩史委員　転入奨励金とリフォームの件で、その件で町長からお答えいただいたわけですけれども、私は転入奨励金が悪いなんて言っているのではないのですよ。リフォームをやめてまで、やめなければならないことなのかなということで、町長が成果もあったというふうにお認めになっているのですから、リフォームもやり、転入奨励金もやると。それが一番いいと思うのですよね。私が一番お聞きしたいのは、先ほども東松山の人がおっしゃっていた窓口払いについて、嵐山町への印象が悪いわけですよ。だから、そこを取り払うことが大事ではないですかということで伺っていますので、もう一度伺いたいと思います。

女性の件では、企業をどう成長に導くか。こういう研修が本当に必要なのかなと思うのですけれども、もっと違った視点で、女性ならではの物の見方というものを生かした政策を我々がやっていく必要があるのではないかと思うのですよね。我々男にはわからない面も。そこを磨くような研修というものを私はやっていく必要があると思うのです。そういう方向をお考えできないのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、人事評価。頑張った人が結果を受けるというのは、それは私は当然だと思いますよ。それは。それは、今までだってそういうことはできていたというふうに思っていますよ。課長は導入して、変化が、目標ができてよかったと言っているので

すけれども、我々には何が変わったのか、課長自身変わったのかというのは全然わからないわけですよね。今後主査以上にも導入するというのですけれども、それでは、この前、全協でしたっけ、挨拶もしないというような話が出たのですけれども、そういったところは改善されるのかということも含めて、町民への対応はきちんとできるのか。もちろん仕事は、言われた仕事はやらなくてはならないですよ。でも、町民への対応としても、挨拶というのも大事なことだというふうに思うのですよね。そういうことはきちんとできるのか。このような人事評価の中で。そういうところは入っているのですかということを私は伺いたいですよ。悪いですけれども、課長の皆さん見て、昨年とそんなに、そんなにというか、変わりというのが私はしないのですよ。何が変わったのかということを、１年だからということでなるのかもしれませんけれども、何が変わったのかというのは、具体的にあるのだったら、もう少しお話をしていただければと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長、どうぞ。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

転入奨励金、これも大変いいですよとお褒めをいただきました。大変ありがたいわけでございまして、しっかり進めていきたいというふうに思っています。そして、それもいいけれども、リフォームも残せよと、一緒にやったらどうだろうというお考えです。川口委員さんのお考えはお伺いいたしました。そして、窓口払い、町の外からの人たちの印象は悪いよというご指摘もいただきました。そういうふうにお考えの方もたくさんいらっしゃるかもしれません。逆に、それで浮いたお金を学級費に使えますよとか、要望の事業を、子供たちに対する事業も広げていますよとかいうので、お褒めをいただいているのも逆にまたあるというのも、ちょっとご理解いただきたいと思うのです。

それで、先ほど、これ評価がいいわけですから別に言う必要もないのですが、先ほど事業の内容についてお話ししたのですが、また１枚届きました。参加する事業者の数ですね。数ってさっき言いましたけれども、初年度が17社で、次、次と、22、22ということで、17から22、22、17から22というのも、これだけの数なのですが、22、22というの、ここのところ広がりがないのですね、事業として。ですから、そういう点も評価としては大変いいのだけれどもという、どのというのもつくとすると、こういう

ところもつくのかなという感じもするのですね。だけれども、いい事業であったことには間違いがないので、そういうふうに町では内部では評価をしております。

そういう中で、２つどうかということなのですが、人口の減に対する考え方というのを庁舎全員でしっかり認識をしていこうというのが取り組みの一番の基本で進めています。というのは、道路はどうだ、それでは企業はどうだ、税務のほうはどうなのか、環境についてはどうなのか、教育についてはどうなのか。そういうのが、人口の動態、変化、人口減少も含め、そういう状況の中で、どういうふうに変わってきていって、どういうふうに自分の仕事は取り組んでいかなければいけないのかというのをそれぞれの課で、それぞれの個人がしっかり認識をして仕事に取り組んでいただきたいというのが職員にお願いをしていることなのですね。そういう中で、今度の事業は、職員からも提言がありましたけれども、こういう形で取り組んでいったらどうだろう。人口増はどうだろう。こういう仕事はどうだろうという中の大きな大勢から話が出た内容でもあるのですね。ですので、庁舎では、これを職員全員で取り組んでいって、何としても成果を上げたい。しかし、期間が短いから難しいというのもあるのですが、何としても取り組んでいきたい。ですから、こっちもやる、こっちもいいのではないか、これもいいのではないかというふうにやりたいわけですが、今も職員の人数の関係もありますし、いろんな状況の中で、しっかり取り組んでいこうということで確認をし合って、こういう方向が出たということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いいたします。

○安藤　實副町長　川口委員さんから、女性教育会館で行われた「企業を成長に導く女性活動促進セミナー」、これは、そういう研修余りよくないのではないかというふうな、そんな評価のご質問だったですけれども、参加者の含めといいましょうか、研修の所感を参加者からいただいておりますので、それで何例か紹介をさせていただきたいと思います。ある職員ですけれども、多くの女性は控え目で謙虚であると。今回のこの研修を通じて、勇気が湧いてくるようなお話だったと。私も一歩踏み出してみようと思うような内容でしたと。

もうお一方ですけれども、民間の方が中心だったわけですけれども、公務に携わる私にとりましても共通する事象が多くありました。女性の活躍により職場の環境やあり方が変わってくるような気がいたします。そのためにも、女性の育成や活躍する場

を促進するという内容で、マネジメントできることについて大変興味深かったですと。

こういうふうにお二人とも、この研修に参加してよかった。これから職場において女性という立場をさらに高めていくよう努力をしていきたいというふうな内容でございまして、それなりに研修に出た、参加した職員は、自分にその研修が身についたのだろうというふうに思っています。

それから、人事評価につきまして、私、課長の１次評価者、それから副課長の２次評価者という立場で、初めて人事評価やってみまして感じたことですけれども、２つございまして、１つは、業績評価。最初目標を立てまして、その目標にどういう、目標に対して成果をおさめたか。本人が１次評価をし、課長でしたら課長が１次評価をし、私が２次評価をするわけですけれども、一番最初、総務課長のほうからお話もございましたけれども、組織の目標というのがはっきりしたと。例えば総務課でしたら、組織の目標としては、こういう項目ですというのを５項目なり掲げて、それに対して中間でフォローをし、最終的にその目標に対して結果はどうであったかと。民間ですと、例えば営業成績はどうだったとか、売り上げがどうだ、あるいは何個製品をつくったとか、製造業においてはそういうふうに数で評価ができるわけですけれども、この公務においては、なかなかその数字でもって、例えば税金の徴収率や何か、これ数字が出ますけれども、一般的にはなかなか数字での評価というのはないわけですね。それを非常に苦労しながら評価をするわけですけれども、この評価の大きな目的は、頑張った人に対して、どれだけ成果に、人事評価、特に給与面等で応えられるか、頑張った人にどれだけ頑張れた評価を差し上げられるか。これは、全員が同一の評価ではないわけでございまして、中には評価が下がる職員もいるわけですね。この職員には、きっちりカバーをするというのでしょうか。今年は、こういう目標に対して、結果がこうだったよね。だから、今度の評価はこうなのだよ。来年はこの点を改善をして、もうちょっと頑張ろうねという、次の年に向けてのフォローまでできるわけなのですね。これが業績評価の関係ですけれども。

もう一つ、能力評価。能力評価は５項目、さらに細分化されるのですけれども、業務の知識でどういう知識を持っているか、対人能力はどうであったか、この仕事に対する姿勢だとか態度はどうであったか、あるいは管理能力です。職員の管理能力は、管理職としてどうであったか。これを自己評価したものを、例えば課長が自分を自己評価したものを私が２次評価をするわけですけれども、給与に直結しますから、誰も

自分に対して悪い評価ってしませんですね。でも、そこのところを、いや、あなたは自分で評価したよりも、私はこれだけよくやったと思っているよと。例えば仕事に対する取り組みの姿勢も、本当に毎日よく頑張ったね、新しい課題に対しても本当に前向きに対応したねと、そういう評価をここのところでつけるわけなのですね。そういう評価をすることによって、また職員が、課長が、いや、こういう評価をしてもらえるのだったら、また来年も頑張ろうと。あるいは、その逆に、評価が少し辛いのではないかなと。この点については、自分と違うけれども、副町長がそこのところについては、こういう理由だよというところを申し上げるわけですから、それについては自分が納得をして、次の年にまたチャレンジをしていくと。今年の評価が次の年の人事評価につながらないと、あるいは課長や副課長が今度は部下職員の次から始まる職員の評価に、そういったものに参考にならないと、なかなかこの評価の仕組みってうまくいきませんので、評価するほうもつらいですし、評価されるほうもつらいです。しかし、これを仕組み上、これを取り入れた以上、これがうまく運用できるようにと、そして頑張った職員がその頑張っただけその労が報われるよな、そういう評価につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、川口委員の総括質疑は終わらせていただきます。

続きまして、渋谷登美子委員から総括質疑をお願いいたします。どうぞ。

○渋谷登美子委員　それでは、何点かというか、かなりあるのですけれども、まず窓口払いの廃止を行わないことによる、いろいろなことからの問題なのですが、最初に、乳児が１歳になるまでに行う予防接種の回数と予防接種の種類を伺いたいと思います。そして、また、予防接種の副作用の症状と頻度、予防接種を受けなかったときに罹患する確率と重度障害に至る頻度を患者に、それを町が、その薬害について町が調査を行っていて、そのことをやっているかどうか。

それから、予防接種の副反応について、ドクターと住民にどのように周知を行っているか。これが次なのですけれども、定期接種以外の積極的な予防接種の助成に対して、今町が考えている、予防接種の医療費窓口払いの廃止をしない代替事業として行っているわけですけれども、その場合に、副反応の出現が出てきた場合にどのような対応をしていくのか。

町長の考え方でいきますと、医療費がどの程度支払われているか、町民の方に知ら

せるために窓口払いを廃止しないで、そのまま続けていくということでした。ところが、一部負担金を100円程度徴収する、あるいは何回分かは窓口払いの廃止をして、それ以降続けていくというふうな形で、実際に医療機関等にレセプトを出していただくことで、子供の医療費についてはどのくらいかかっているかということはお知らせできるわけですよね。その点があると思うのですけれども。

この定期接種が行われていない今の予防接種事業については、町がある程度の助成金を使って支払っているわけなのですけれども、それを計算しますと、Ｂ型ワクチンとロタで618万円です。予算書の中ですよ。そして、インフルエンザを加えますと1,380万円ほどになります。そうすると、これで十分に今の中学校の学年費補助が1,787万円になっていますから、予算書で。そうすると、この部分をやめても、ある程度のものはここで出されて、そしてしかも国保の、国庫支出金の補助金は100万円から150万円窓口払いの廃止をしたらペナルティーがあるということですから、町の持ち部分というのは、今まで医療費の窓口払いを続けていて、そして窓口払いを廃止したとしても、300万か400万ぐらいの増にしかならないと思うのですね、私は。もうちょっと行くかもしれないのですけれども。今ずっと見てきますと、こども医療費は年間窓口払いの廃止をしていなくても、少しずつ少しずつ上がってきています。それを考えますと、定着してきた、こども医療費が15歳までは嵐山町のほうである程度見ますよというのが定着してきたと思うのですね。先ほどの川口議員の一般質問に続いてしまうのですけれども、川越市では、医療費は12歳までですか、そのぐらいか、もうちょっとあれなのですけれども、東京都内ですと、完全に15歳まで窓口払い廃止されています。かなり大きなところでも、大きな市町村、狭山はどうなのだか、いろんなところ見てきていないのですけれども、15歳までの窓口払いの廃止はされています。少なくとも比企郡内はされているわけですよね。なので、そうすると、これは何か転入促進の部分に重なってしまうと申しわけないのですけれども、それとあわせますと、窓口払いの廃止していないということが、とても嵐山町ではネックになっているかなというふうに考えます。それはなぜかというと、私も東松山市の医療機関に行くとします。全部の医療機関の中で、比企郡市内の医師会が出しているのですよね。15歳までの方は、２万幾らまでは年間１カ月に２万7,000円ですか、までの医療費に関しては窓口払いは要りませんというのがあって、その中に嵐山町が抜けているのです。それがいかに転入促進のネックになっているかというのを考えられていて、考えられて

先ほどの質問に答えていただきたいと思います。これが１点目です。

それから、２点目ですけれども、職員の適正化と臨時職員と再任用職員の人数と、それぞれの業務分担について伺います。

今回の場合は、消費税アップに係る人事事業があるということでしたけれども、こども課にはその適用が実際にはあったわけですけれども、時間外手当で対応するということでした。健康福祉課には、国からの事務費の補助費がないわけですけれども、それについてはどのように対応していくのか、伺いたいと思います。

それと、本年度の目玉事業という企業誘致条例と子育て世帯転入促進奨励に係る職員の事務量というのは、私は準備段階から考えていくと相当な部分がふえていくと思うのですね。それをどのように考えていくのか、伺いたいと思います。

それから、３番目になります。策定中の環境基本計画兼ストップ温暖化計画、本当はもっと前にできる予定だったわけですけれども、できていないわけですが、それに対応する事業をピックアップすると、26年度ではどうなっていくのか。その後のことになってくるのかもしれないのですけれども、補正でとられていくといいなと思うのですけれども、そういったものをどのように考えていくのか。何しろ計画が出されていないものですから、どこに入っていくのかなというのがわからない状況であります。

それと、次が、これも結構大きな問題だなと思っているのですけれども、四半世紀前、日本はアメリカから要綱行政であるということで、非常にひどく言われたことがあるのですね。それで、国の場合は要綱行政をやめて法律に変えていくという形をやってきました。嵐山町もそれをしていたので、要綱行政をやめて、ほとんど条例化を求めてきたつもりなのです。ところが、ここのところで要綱行政になってきているなというふうに考えていまして、これ例えば企業誘致条例制定に関しましては、10年を限度にしているサンセット条例で条例になりました。だけれども、子育て世帯転入促進事業は、要綱さえも間に合わなかったわけですよね、今回のことに関しては。それで、予算審議でだけ行っています。こども医療費、窓口払い廃止の代替事業として、学年費補助事業は、これは条例にはなっていません。町立幼稚園に預かり保育は無料になっていますけれども、要綱で、そんな形で、行政は多分要綱でやっていくことに関しては非常に便利なのだと思うのですね。簡単で。だけれども、議員は、それに関しては知らない結果になっていきます。私は、サンセット条例でもきっちり条例として上げていくべきだと思うのですね。それについては、私は、二元代表制である議会

と行政の関係がここでおかしな状況になっているなというふうに感じているわけですけれども、そこのことについてどのようにお考えになっているか、伺いたいと思います。

次にですけれども、これは健康政策にもかかわるわけなのですけれども、町内では、人が交流することというのは基本的に自由になっていますけれども、嵐山町って南北に長いわけですから、全て自家用車に頼っているという現実があります。今のところ、地域公共交通の考え方としては、嵐山町では、後期高齢者で免許証を持っていない人のデマンドタクシー、それから路線と路線バス事業で行っているわけですけれども、最終的に町長の考え方というのは、デマンド交通というのは、ドア・ツー・ドアという形ではなく、ベッド・ツー・ベッドになってしまうということなのですけれども、健康政策として、１週間に１遍ぐらい外に出ていくという場合には、これは結果として出ているのですけれども。１日に１回以上外に出て人と会う人というのは、そうではない人と比べて、１日に１回以上会わない人と比べると、とても健康で、１週間に１遍ぐらいしか人と会わない人の４分の１の歩行障害のリスクがあるのです。また、認知症なのですけれども、１日に１回以上人と会う人と１週間に１回以下の人に会う人の認知症の発生リスクというのは3.5分の１というふうな形になっているのです。そうすると、今、先ほどの長島委員がおっしゃっていた、ふれあいでの健康事業ですよね、健康事業に行くためにも、これは歩けない人は行かれないわけですよね。車に乗らない人。そういうふうなことを考えて、これまでの質疑の中では、デマンドタクシーは高齢者事業として行っていくだけですよね。でも、それは、地域支援課の事業として改めて捉え直すべきではないかと思うのですけれども、それについて準備が行われないと、2025年度、あるいは次期の介護保険の計画に間に合わないのではないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いをいたします。

それでは、岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、１番目の予防接種の関係につきましてお答えをさせていただきます。

最初の１歳までの予防接種の種類と回数でございますけれども、まず定期接種ですけれども、ＢＣＧが生後５カ月から８カ月の間に１回でございます。そして、４種混

合が生後３カ月から１歳未満で、20日から56日間の間隔で３回でございます。それから、麻疹風疹の混合ワクチンが１歳のときに１回です。そして、ヒブワクチンが生後２カ月から７カ月未満のときに27日から56日までの間隔を置きまして３回でございます。小児用肺炎球菌につきましても、ヒブと同様でございまして、生後２カ月から７カ月未満のときに、27日以上の間隔を置きまして３回というふうになってございます。

また、嵐山町で行っております任意予防接種ですけれども、ロタウイルスのほうが生後６週から24週のときに２回。これはロタリックスの場合なのですけれども、２回というふうになっております。そして、Ｂ型肝炎が３回というふうになっております。

次に、予防接種の副作用の症状と頻度ということでございますが、全ての予防接種については、ちょっと申しわけないのですが、お答えできないのですが、一部についてお答えをさせていただきます。

昨年の６月14日に、予防接種ワクチン分科会、副反応検討部会、これと医薬品等安全対策部会、安全対策調査会、こちらの合同開催がございましたときの使用された資料に基づきましてお答えをさせていただきますけれども、１歳未満の予防接種のヒブワクチンにつきましては、販売からの累計で延べ1,171万6,501人の接種に対しまして675人ということで、0.005％ということでございます。そのうち重篤の報告というのが92人で、0.0008％というふうになってございます。

それから、小児用肺炎球菌につきましては、延べ1,154万476人の接種に対しまして933人で0.008％、うち重篤の報告が97人で、0.0008％でございました。

次に、３番目の予防接種を受けなかったときに罹患する確率と重度障害に至る頻度でございますけれども、こちらは厚生労働省の資料の予防接種で予防可能な疾患の患者報告数の数値ということから述べさせていただきますけれども、2011年の状況なのですけれども、麻疹、風疹、それから急性の脳炎、それからＢ型肝炎が大変多くなっているというふうな状況でございます。

それから、ヒブ感染症につきましては、髄膜炎、敗血症、咽頭蓋炎など、重篤な全身感染症の原因であり、５歳未満の人口10万人に対しまして7.1から8.3というふうにされております。そして、年間400人が発症し、約11％がその後の経過がよくないというふうな予後不良というふうに推測され、生後４カ月から１歳までの乳児が過半数を占めておるということでございます。

また、小児肺炎球菌につきましては、化膿性髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な全

身感染症ですとか、中耳炎、副鼻腔炎など、気道感染症を起こすというふうに言われております。罹患率は５歳未満、人口10万人に対しまして2.6から2.9というふうにされております。年間150人前後が発症しているというふうに推測をされております。死亡率、後遺症につきましては、ヒブによる髄膜炎より高く、約21％がその後の経過がよくない予後不良というふうにされております。

続きまして、薬害についての調査でございますけれども、町は行っておりません。

そして、予防接種の副作用についての周知でございますけれども、厚生労働省から来ております通知の中で、定期の予防接種等による副反応の報告等の取り扱いについてというのが参っておりますけれども、これに基づきまして、委託医療機関に市町村から周知を図るとともに、医師会からも通知をしております。また、保護者に対しましては、こどもカレンダーですとか、ホームページの周知に合わせまして、接種を希望する前に対象となる世帯に出生時に配布をさせていただいておりますけれども、「予防接種と子どもの健康」というふうな冊子を熟読をしていただき、予防接種の有効性と副反応について、正しい理解のもとで接種をしていただくよう啓発を行っているところでございます。

それから、次、最後の定期接種以外の予防接種での副反応というふうなことでございますけれども、任意の予防接種につきましても、定期接種と同様の報告を各医療機関におきまして、国へ報告をお願いしております。また、健康被害の対応につきましては、独立行政法人によります医薬品医療機器総合機構法による医薬品副作用被害救済制度、これと町が加入をしております行政措置災害補償保険、こういったものに基づく救済の対象というふうになっております。

以上です。

○松本美子委員長　続けて、答弁をお願いいたします。

それでは、大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚　晃環境農政課長　私からは、策定中の環境基本計画兼ストップ温暖化計画に対応する事業をピックアップするということについてお答えさせていただきます。

平成26年度当初予算に計上できた事業は、地球温暖化防止事業のみでございます。予算編成の中では、電気自動車の普及推進に向けた次世代育成自動車充電インフラ整備事業として、電気自動車用救急充電器の設置も検討してまいりましたが、本年度の予算化はできませんでした。

また、環境省の再生可能エネルギー等導入推進基金事業、グリーンニューディール基金として、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を進める県の事業等もございますので、今後こういった導入についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長　井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長　新規補助金等の要綱制定の課題についてということでございますけれども、ご指摘をいただきましたとおり、要綱を制定いたしまして補助金を交付しております事業は数多くあると思います。しかしながら、平成25年度からは、議会基本条例第９条の規定に基づきまして、町長が提案する重要な施策につきましては、事前にご説明を申し上げております。平成26年度の当初予算の委員会でもご審議はいただけたのではないかというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いいたします。

○安藤　實副町長　４番目の職員の適正化、臨時職員、再任用職員の人数と業務分担につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、渋谷委員さん、こども課の子育て世帯の臨時特例給付金、これ事務費については時間外とお尋ねの中にございましたが、健康いきいき課の臨時福祉給付金、これにつきましても、事務費来てもおります。これについては、臨時職員対応ということでなっております。

それ以外の本町26年度のさまざまな新規事業、重点事業についてどう対応するのだという、そういうお尋ねでございます。町の職員数が25年の４月１日現在で149人。それから、２人、２～３人で交代勤務する職員も含めて臨時職員が63人、嘱託職員が８人、合わせて正職員以外が71人という25年の体制でございました。26年度、正規職員が実質５人減の予定です。これは定年退職、あるいは外部に派遣をする職員もございまして、そういう数字になるわけでございますけれども、議員さんおっしゃられるとおり大変厳しい状況にございます。これはどういうふうに対応するか、今考えておりますのは、やはり臨時職員、しかもある程度力のある臨時職員を配置しなければならないのかなと。それから、限られた職員でございますので、職員の再配置で、異動、再配置で対応せざるを得ないと。何よりも大切なのは、職員一人一人の能力開発。昨

年は、全体で１人当たり例えば8.5の力を出したとすれば、今年は9.5、10の力を出していただかなければ対応は難しいのかなというふうに考えております。

また、臨時職員、それから嘱託職員についても、これから確定をし、補正予算をお願いするようなことになると思いますけれども、対応せざるを得ませんので、ぜひその節はよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　５番目のデマンド交通。委員さんは地域交通とおっしゃっていますが、そういうお尋ねに対してお答えをさせていただきたいと思います。

デマンド交通というのは、足の不自由、足をうまく使って、自由気ままに動き回るということができない。それをフォローしよう。お助けをしようという形での始まったのがデマンド交通。そして、それの嵐山方式というのを試行で行わせていただいている、タクシーを利用して、それに変えていただこうということで現状やっているわけですが、そうではないだろうと。ほかの人もちょっと外に出たりなんかするのが不自由な人がいるではないかと。そういう人、１日１回ぐらい外に行ったほうがいいではないかと今お話がございました。そのとおりだと思うのですね。ですが、そういうふうにするのには、いわゆる地域交通システム、地域交通という視点で、福祉の関係でなくて、地域支援の地域づくりの視点でやっていったらどうだろうかというお考えですよね。そういうご意見だと思うのです。それは、確かにそういう面もあると思います。

そして、今のこの現状を考えますと、それから、これからちょっと動いていく状況を考えますと、今、足の便がなくて動けない、それから足がぐあい悪くて動けないという人とあるわけですが、今の世代から下の世代というのは、免許証の取得率というのが圧倒的に上がっている世代なのですね、それから以下は。ですから、今は私どもも含めて、動けなくなるまでというか、どうしても、今まで車を使っていると車で動いてしまう。そういう状況というのがあるわけです。ですから、これからの課題というのは、いつやめてもらうか。返納を促進をするようなことも町でやっていかないとというようなところまで来ていると思うのです。そして返納したらどうするということに、今委員さんおっしゃるようなことだと思うのですね。１日１回は外に出たほうがいいよ。まさにそのとおり。先日書いてあったのに、年をあれしてくると、教育と

教養がさらに必要になってくる。教育というのが、きょう行くのだと、教養というのは、きょう用がないとだめなのだという心得が必要なのだということで、それをどう自分でつくっていくかというのが高齢者の生きがいづくり、一番大切なことなのだというのが何かに書いてありましたけれども、まさにそういうことだと思うのです。

今、そこのところに、例えば、今バスが走っているわけですけれども、あのバスの活用の仕方、利用をいただいている割合というのが、なかなか上がらないわけですよね。ですから、動かし方というか、今のやり方というのに、ちょっと欠けている部分もあるのだと思うのですが、そういうようなものを違った形で地域交通として何かやっていくというのが、今の時代、今このときに嵐山町にとって、どこまで効果的に運用ができていって、財政面の許す範囲の中で生きたそういうものが構築できるかというのは、大変難しいところだというふうに認識をしています。現状では、とりあえず、ご高齢の皆さんを中心とした足の不自由な方。そういう方に町のほうではやれることをやっていくというのが現状できることではないかなと。現状はそれがベストではないかなと思って、今試行中ですが、進めているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　それでは、渋谷委員さんの総括質疑の途中ですけれども、ここで暫時休憩をさせていただきます。午後の再開は１時30分からです。よろしくお願いします。

休　　憩　午後　零時０４分

再　　開　午後　１時２５分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員、２回目からの質疑になると思いますけれども、質疑のほうをどうぞ。

○渋谷登美子委員　では、職員の適正化とか、そういった部分と、それからストップ温暖化計画の部分は再質問しません。

まず、こども医療費と、それから乳幼児の予防接種との関係なのですけれども、予防接種については、副反応については一応把握をしているというか、していないというか、嵐山町の役場で把握できる程度のものをしているということだと思うのですけれども、予防接種の副作用についてのドクターと住民への周知ということで、これ具体的に言えば、ドクターがどのようにやっているかというのはわからないですよね。

それから、住民への周知は、１歳児のお母さんたちが忙しい子育ての最中に、あのパンフレットを見るというふうなことはとても厳しいことだと思っています。それで、定期接種以外の予防接種、助成して、予防接種に対して、副反応が出た場合には、ＰＭＤＡと嵐山町の掛けている保険で対応するということでした。私、ＰＭＤＡは、どのくらい予防接種の副反応を認可しているかというのを見ると、結構却下しています。それはなぜかというと、よくよくＰＭＤＡに参加している人を見ると製薬会社から来ている人なのです。当然、お金のかかることは、なるだけ、それから副反応の基準というのがあるので、それにひっかからないと、みんなできるだけ却下してきますよね。副反応の基準にひっかかる人でも、ＰＭＤＡと保険では却下してしまう。そういう状況が今起きていることがわかりました。そうすると、嵐山町では、国の定期予防接種の部分に関しては国に言えるわけですけれども、そうではない場合は、嵐山町が助成している、今、ロタとヒブとインフルエンザになりますよね。それに関して言うと、副反応が起きたときに、嵐山町は独自財源で、一般財源で副反応に関しての被害補償をせざるを得ないという状況になってきていると思うのですが、まずその点について伺いたいと思います。

それから、これは、私も全く気がつかなかったというか、私が子供を育てている30年から25年前に関しまして言えば、ポリオのワクチンを一回お口の中に入れてあげるが１歳児でした。それ以降、１歳児に、先ほどのですと11回、乳児ですね、ゼロ歳児に11回予防接種をしているわけなのですけれども、11回予防接種をするという事態ではありませんでした。ですけれども、普通に子供は、どこの家庭もジフテリアとか、いろんなところにかからずに、風疹とか、麻疹とか、そういうふうなものにかからずに健康に生きています。嵐山の今やっているのはロタですよね。ロタと、今度やるのはＢ型肝炎なのだと思うのですけれども、そういったことに関して、実際に嵐山町で、そういった病気が出現しているということがわからないのですね。わからないものをこうやって予防接種していくという、嵐山町の独自財源で予防接種していく。特にＢ型肝炎に関しましては、早くて30歳ぐらいの方が出現するような病気ですよね。それを１歳児で、ゼロ歳児ですか、ゼロ歳児で行って、しかも副反応の被害をこうむるというリスクを嵐山町も住民の方も負わなくてはいけないということについて、どのように考えられるかということですね。それ町長に伺いたいと思います。

そうすると、もう一つ、これは、最初のころの窓口払い廃止の代替事業の話では、

窓口払い廃止をしないで、そして予防接種で子供たちの健康を考えていくということでした。そういうふうに確かに言われているので、それよく覚えているのですけれども。乳幼児の健康というのは、予防接種でやるものですか。そうではなくて、外で遊ぶ。普通に御飯を食べる。お母さんと接触する。そして、よく眠るというのが基本だと思うのですね。それをやっていくためのほうに経費を使っていくほうがいいと思うのですね。

例えば、先ほども話しましたけれども、こども医療費の考え方、代替事業としてやっていくのに、今回の施政方針では、こども医療費がどの程度使われているかというのを皆さんにお知らせするために窓口払いの廃止をしないということでした。やり方によっては、レセプトを皆さんに配布していただく。多分領収書は出していると思うのですよ。領収書ではなくて医療費。レセプトに関しては、他の市町村がどのようなやり方をしているかわからないのですけれども、それは出していただくという形をしていけば、それで住民の皆さんにわかっていくと思うのですけれども、そうでなければ、100円か200円の窓口払いをしていただいて、そしてそれに付随するものをレセプトを出していただくという形をとっていけばよいかと思うのですけれども、特にこれに関して言いますと、私は嵐山町の子供さんの、貧しい子供さんというのは意外と多いなということと、母子家庭も多いなというのがわかってきたので、そして貧しい家庭の、貧しいというか、所得の少ない家庭のお宅というのは医療費かかりますから、一遍に行くときに。そうすると、それで、なるだけ行かないようにするので重症化するという傾向があるというのは、子供と貧困というさまざまな研究所があるのですけれども、それを読んでいくと、そういうふうに書いてあります。やっぱり私は、窓口払いの廃止をしていって、別の形にしていくと、予防接種に変えていくという形がないほうが子供の健康を守るためにはよいと考えていますので、その点について伺いたいと思います。

一旦、例えばロタも、ロタをやっているのですよね。でも、子供のＢ型肝炎のワクチン接種は毛呂山町だけがやっているわけですよね、埼玉県では。そういったことを一旦やり始めると、今度はやめるのがとても大変なので、今現在はやらないほうがよいと考えます。特にＢ型肝炎に関しましては、グラクソ・スミスクライン社というアメリカの１社の製薬会社のものです。近年、ＷＨＯが、国もそうなのですけれども、予防接種で予防できる病気は全て予防接種にしていくというふうな方針を出していま

す。ですから、日本はワクチンギャップがあると言われていますけれども、これは私は、国を疑ってみる、自治体は国を疑ってみるということがあってもいいと思うのですね。国はどうしてそういうふうにやっていくかというと、国会議員と製薬会社との関係がもちろんあって、そして、そのような方向づけをしていくということも当然考えられるわけですから、高血圧剤のあれ何でしたっけか、すみません、名前が出てきませんけれども、そういった問題もありまして、誇大広告をしているという問題もあります。そういうことを考えますと、これはちょっと控えたほうがよいことではないのかな。別のことを考えたほうがよいのではないかなというふうに考えていますので、それを伺います。

それから、補助金と補助金の要綱と条例化の話です。何本補助金の要綱が出ているか、見てこなかったのですけれども、例えば住宅リフォームでも要綱になっているのですか。それも見てこなかったのです。これは、条例設定していましたら、ここのところで、廃止する場合には議決があります。そういった議会の審議があるわけですけれども、説明ではなくて、議会審議をするということが条例化の課題ですよね。地方分権推進するときに、要綱から条例化を進めていくというのが一つの課題であったと思うのです。それがなくなってきて、嵐山町はないけれども、地方分権から、今、中央集権にまた戻ってきているなというふうなものがあります。なのに、お金が続いてこないというのも原因があるわけですよね。そこのところで、やはり基本だと思うのですね。必要なことは条例化していく。今ある補助金の交付要綱の中でも条例化しなくてもよいものもあるかもしれない。補助金の交付要綱でも、要綱もいろいろあると思うのですけれども、全部チェックしていないのですけれども、例えば企業誘致条例は条例化しました。同じような金額になるかどうかわかりませんよ。それは、企業誘致条例は、他の市町村、企業に対してアピールするためには、要綱では信用性がないわけですよね。信用性がないものを住民に対して要綱で済ませていくというものは、私は課題があるかなというふうに考えているのですけれども、とてもやりやすいですよね。行政の側は要綱にしておけばいいのであって、そこで議決しなくて済むわけですから、議会の審議はしないで済んでいくから、割と気楽に要綱になっていきますよね。予算との兼ね合いで要綱にしていくということができる。それは、私は、問題ではないかなと思うので、もう一度、補助金等の要綱に関しては、要綱にしてあってよいものと、それから条例化したほうがよいものと考えて、条例化を進めるべきものは

条例化をしていくべきだと思います。特に今回の子育て転入促進の要綱ですとか、子供の学年費の補助といった形のものは要綱にしておくほうがいいと思うのですね。嵐山町は子育て支援、かなり充実していると思うのです。ですけれども、それが逆に要綱であるために、皆さんに知れ渡っていかないというふうな部分もあると思いますので、その点について伺いたいと思います。

それから、地域公共交通の問題なのですけれども、私は、第７次、第６次だっけか、次の介護保険計画でも、それは直接介護保険にはかかわってこないわけなのですけれども、そういったものを全体的に考えていく上で、地域公共交通として、今のデマンドタクシーをもう一回捉え直していかないと、介護料がふえていくと思うのですね、逆に。例えば週に１回しか外に出ていけない人、それから毎日外に出ていける人とでは、認知症とか歩行に関してのものが全然違うとすると、そうすると、終局的には医療費、それから介護費が加算されてくるというふうに思うのですね。そのために地域公共交通というものを全体として捉え直していくということが必要だと思うのです。今、町長の先ほどのご答弁ですと、免許をどうやってやめていただくかが課題だと言いますけれども、確かに免許がないと非常に不便なのですね。高齢者にとっては本当に不便で、車に乗って買い物をするのでもできないわけですよね。嵐山の場合、買い物がとても不便なわけで、それができるためには、やっぱりデマンド交通、ドア・ツー・ドアのデマンド交通が必要だという形で、今回すぐにということではないのですけれども、地域公共交通として、デマンドタクシー、高齢者の移動を考えていく。高齢者だけではないですよ。子供もそうなのですけれども、子供も先ほどは自転車通学の話がありました。古里のほうや、鎌形のほうから学校まで行くのは大変だと思います。そういったことも含めて考えていくのが地域公共交通という意味ですよね。それについて、再度お答えを伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、順次答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長　補助金の関係のことにつきましてお答えをいたします。

今お話、ご指摘いただきましたように、議会で審議をしていただくということは大変重要なことであるというふうに十分承知はしております。先ほどとちょっと繰り返しになるかもしれませんが、議会の基本条例の規定に基づきまして、昨年からは町長が提案する重要な施策については事前に説明を申し上げております。そうした中で、

議会の予算審議が行われているというふうに考えておりますので、私どものほうでは、そういう意味では、ちゃんと審議はしていただいているのだというふうな認識でございます。

以上です。

○松本美子委員長　岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　こども医療費、それから予防のいろんな事業、そういうものについてのお考え、お尋ねがありました。

それで、国のＢ型肝炎ではなくて、先日の問題もそうですけれども、国においては専門家と言われる人たちが審議会というようなものを経て、一つの国の指針、方向を決めていくわけですね。それで、嵐山町では、残念ながらそういうことができないわけですね。それで、何を一番頼りにしているかといえば、県からの指導。そして、県の指導というのは、国のそういったものを受けて、流れてきたものを私どもは県からの指導で、担当課を窓口としてやっているわけです。

そして、もう一つ大切なのが、地域の医師会の先生方、こども医療、学校の保健医さん、子供たちも全部お願いをして診ていただいているわけですけれども、子供たちも、そして地域の私たちも含めて全員が地域のお医者さんにかかって、地域以外もあるでしょうけれども、そういうところにかかってやっている。そういう医療の最先端で頑張っていただいている医師会の先生、この両方、県からの情報、そして地域にあってはそういったものをいろいろご指導いただいて、それらを健康医療の町の方向として決めさせていただく一番のよりどころにしているわけです。そういう中にあって、今まで、いろんな予防の健診もそうですし、予防接種の内容についてもいろいろ聞きながら、そして国、県の方向を見ながら。それとまた新しいものについてはどうしたらいいのだろうかというような中で、先生方のご指導をいただいて、そういうものにも取り組んでいったほうがいいよというものを、私たちは直接判断ができる材料がありませんので、国、県の情報をとりながら、地域の先生方のご指導をいただきながら、嵐山町の医療、介護の方向を決めている。その中にＢ型肝炎が入ってきたという、そういう捉え方をしていただきたいと思うのです。

それで、そこのところのどこをＢ型肝炎のお薬がだめなのだとか、これがということは私たちにはわかりませんが、それは国の審議会、審査会でやっている前回の一般質問でもあったものなのかの信用度といいますか、信頼度、それを信頼をしないとい

うことに立ってしまうと、町の医療、介護、そういうものの方向性というものはなくなってしまうので、私どもは、あくまでも国、県の指導というものをよりどころとして、そして地域の先生方へさらにご意見を伺う中で、それを信用度を増すといいますか、状況をお聞きをしながら教えをいただいて実施をしているということでございますので、細かい内容について、これがどうだとかということは、私には全くわかりませんし、それはさっき課長が答弁しているように、国、県の情報をよりどころとしている。これっきり答えはないので、そういうことでございます。

それと、その窓口払いについてのご提言もございます。こども医療費について、窓口払いをしてもらって、その医療費を理解をしていただく。そして、その医療費というのはどうなのだろうということと同時に、健康についても改めて自分たちで考えていただく。そういうきっかけというようなことで窓口払いをしてもらう。

それと、またもう一つ、それをやっていただくがために、経費が浮く部分があるとしたら、どう使ったらいいだろうということで、これも皆さんの知恵をいただいて、一つには、学級費の補助だとかというようなことをやったらどうか。保育園費を下げたらどうかとかいうような、いろんなご意見の中で、そういうものを一手間かけていただいた部分に対して、お答えを町のほうではしていく。そういうものが大変反発が一時ありました。嵐山だけなのだというようなご意見でございます。しかし、このところで嵐山の医師団、先生方がうちの診療所の窓口に張ってもらったほうがいいよと、そして周知をしたほうがいいよということで、全員の先生にご協力をいただいて、お薬の先生もご協力をいただいて、嵐山の中には、そういう形で周知を図ることができました。おかげさまで、嵐山のやり方はいいのではないかと。大変助かると、ありがたいというようなことが職員のところにも届きますけれども、私もお医者さんの先生から直接そういう話も聞きますし、あれはよかったよというようなことを聞いております。ですので、こども医療費の窓口払いに対するいろんな捉え方というのはあるかもしれませんが、私どもには批判的な意見も確かにありますけれども、そうでない意見も多く入ってきております。

それらをただすべきに、レセプトを配布したらどうかというご提言がございます。これは、担当がつくっていただいた答弁なのですが、医療費のレセプトを配布すべきであるというご質問ですが、医療機関で取り扱われるレセプトは患者さんの大切な情報が記載されているので、患者あるいは、その家族のプライバシーの保護、または第

三者に悪用されないよう大変厳しく管理をされているものです。このデータは、関係者以外の第三者には決して明かされませんし、患者側の人に対しても日常的にオープンにされているものではありません。ただし、平成９年６月25日の厚生労働省通知により、患者側から被保険者本人に限りますが、レセプトの開示請求をされた場合には、必ず開示を行う義務があるものとなっています。開示に当たっては、例えば患者さんに病名を知らせないでいる場合も考えられるため、その医療機関に連絡をして確認することにもなっています。このレセプト本来の趣旨を考えますと、保険者から一律に配布するということはできないものと考えておりますということなのですね。

それと、医療機関等で一部負担金を払っていただきますと、領収書を渡されることが多いと思いますが、多くの医療機関等の領収書には、保険点数と明細が記載されていますので、レセプトでなくても、ある程度はおわかりいただけるものではないかと考えています。

こういうのはレセプトでございまして、今、委員さんがご指摘のように、窓口払いのかわりに、これを、レセプトを送ったらどうだというご提言でございますが、こういうような状況で、現状ではどんなものかなということでございます。

これで２点ですね。１点、２点。

それから、もう一つのが要綱という話がありました。この条例でなくて要綱。これ詳しく……。

〔「要綱でないほうがいい」と言う人あり〕

○岩澤　勝町長　それ詳しく副町長のほうから、また話してもらいますが、信頼が条例のほうがされると。それで、今度、企業誘致条例にした、そっちのほうがいいではないかというようなことでございますけれども、要綱にして、町民に、町民にというか、やりやすい状況で町はやっているのではないかとかいうような話がありました。行政というのは、町民に対して、信頼、信用、こういうものがなければ、条例にしようが、何にしようが、一つ一つの信頼がされていないわけですから、行政というのは進めることできないのですね。ですので、いかに町民の皆さんの信頼がいただけるか。そういうものがあって、職員の皆さんが日常的に町民と接して、それで和やかな形の中で行政が進められる。これが理想だと思うのです。こういうものを嵐山町は目指して今やっています。職員と一緒にそういう形で闘いながらやっているわけですので、決して町民にだとか、あるいは議員が議会に知らせないでだとか、あるいはやりやすいか

らこれをやるとかというようなことでやっていることというのは一つもありませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

〔「理解しない」と言う人あり〕

○岩澤　勝町長　何かつけ足しがあれば。

○松本美子委員長　引き続き答弁をお願いいたします。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　条例と要綱、要領あるいは訓令でもいいですけれども、条例と条例以外、町の例規の中で、どこにどう基本があるのかということでございますけれども、私が渋谷委員さんに、大変そういうことを法律の専門家ですから、私が言うのもおかしいのですけれども、町の要は団体意思の決定。町として、この議会のご承認をいただいて、町が仕事を実施していく。基本的な事項を定める。それは条例にもなければならない。それから法律で条例に委任しているもの。これは条例でもって定めなさいと。税条例なんか随分ありますけれども、そういったものもそうです。

今回、ご質問いただいているのは補助金の問題なのですね。補助金は、ご承知のとおり地方自治法で、公益の高いものについて、公益性の高いものについては補助金を交付をすることはできるのだというふうなことが規定がありまして、その公益性というのは、どこが判断をするのかということが今度は地方自治法の行政実例に出てくるわけですけれども、議会の予算審議を通じて、その公益性があるのかないのか、補助金として適正なのかどうなのかという判断は、要は予算の審議を通じてなされるものであるというのはたしか行政実例にあったと思いますけれども、補助金については、要綱を定めて、執行権者、執行機関が公平、適切に一定の基準に基づいて、その基準をクリアした者については補助金が交付をされるような仕組みを、間違いない仕組みを運用していくために要綱というのは定めるものでございまして、その予算の基準は要綱により、そしてどのくらいの金額を予算化するのかは予算書により決定するわけでございまして、全て補助金については条例でもって定めているというふうなことは、どこの市町村でもないというふうに私は思っております。要綱によって基準を定め、予算によってその金額を定め、そして執行しているというのが実情ではないかと思います。

以上です。

○松本美子委員長　岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　デマンド関係のご質問に対してお答えをさせていただきます。

今、先ほどもちょっと話しましたけれども、今やっている状況というのは、福祉のウエートが高い形、足の便。これをどう補うかという形で嵐山町では取り組んでいます。それだけでなくて、さらにこれから先には、もっと地域の中で動き回れるような形をご高齢の方だけでなくて、子供も含めて考えていったらいいのではないだろうか。それには、地域の交通体系をしっかり確立をしてやっていったらどうだろうか。そういうご提言でございます。

今でもバスは走らせているわけですね。それで、町内の循環といいますか、町場の商業施設、あるいは役場、病院の近く等を通るコースも設定をしているわけです。それで、そういった要望が多ければ、そういったバス路線の乗降客もふえてきてもいいかなというような感じがしているわけなのですが、なかなか人員の動きが足りない。それには、本数がないとか、あるいは停留所がどうだとかいうような問題もあるのでしょうけれども、いずれにしても、なかなかそういうものがふえてこない。そういう中にあって、新たに、また違った子供たち、あるいは今やっているデマンドの試行中の状況外の人を相手に交通システム制度を体制をつくっていくというのは、今すぐにはどんな感じなのかな。ただ、これから将来的にはわかりません。今言ったように、車社会ですけれども、車に乗らない人がどれだけふえるのか。ただ、さっき言ったのは、私が言ったのは、車に乗れる人というのは動けるうちいっぱい使っているのではないかと思うのですね、今。ですから、そういうことを考えると、現在の体制より、さらに車を使う人というのは、際までふえていくのではないか。割合はですよ、ふえていくのではないかと思うのですね。ですから、地域の交通体系というものを構築をしなさいということですが、今の中に、そういうものをまた改めて新たにつくっていくというのは、現状では考えておりません。

○松本美子委員長　それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　まず、医療費の問題から行きますけれども、この予防接種の代替事業というのは、子供の窓口払いを廃止しないからやるという形で、予防接種は嵐山町の助成金、嵐山町が助成をするという形で始まってきましたよね。窓口払いの廃止をしないからという形でやってきていて、医療機関というのは、窓口払いの廃止をしないのならば、次の予防接種としてＢ型肝炎ワクチンがいいのではないですかというふうな形のご提案ですよね。

風疹ですか、水ぼうそうが定期接種に、定期接種になったのかな、ちょっとわからないですけれども、ロタとヒブと肺炎球が、この25年の４月１日から子宮頸がんが定期接種になったので、嵐山町のそこの部分がなくなってきますよね。それで、次に何をしましょう。前回の一般会計の予算の答弁では、水ぼうそうか何かが次に予防接種化されるので、そしてＢ型肝炎を入れることになったというふうに私は覚えていますけれども、そうすると、代替事業としてやるので、Ｂ型肝炎がいいというふうに言われていると、次に入れるのはＢ型肝炎というか。そうしますと、国のほうではＢ型肝炎は次出すのですよね。私、見ていると、Ｂ型肝炎も入れていくなというふうな感じで見ていたので。

そうすると、そういうふうな形になってくると、Ｂ型肝炎に関しても国がやるわけですよ。何も国が今やっていないから嵐山町が医療費の窓口払い廃止をしないためにＢ型肝炎の予防接種をする必要はないわけで、むしろそういった形のものは、予防接種に関しては、国がやるものだけをやっておけば、まだそのほうが基本として、嵐山町は町民の人を予防接種の副反応から守ることができると思うのですね。私は、今、予防接種というのは、本当に必要なものかどうかというのを疑っているわけですよ。私が、だから25年前ですよね。25年から30年前までは、ゼロ歳児の子供に11回も予防接種をしていないのですよ。ゼロ回なのですよ。ゼロ歳児の子供に関しては。そして、だからといって乳幼児の死亡率がさらに下がったというふうな、物すごく高かったものがさらに下がったというふうには聞いていないのですよ。それは、調査することもできなかったです。乳幼児死亡率がどのぐらいに変化しているのかというのを統計調査であるのかということで知ろうとしたのですけれども、なかったです。そしたら、今、嵐山町は、国が定期接種としてやっていくもの以外のものをわざわざやっていく必要はないと思うのですよね。窓口払いの廃止の代替事業として。その部分を嵐山町で窓口払いの廃止のほうに持って、ほかの市町村が行っているのと同じような形をやっていくというほうがいいと思うのですよ。そういうふうなことを言っているのであって、そして、申しわけないです、レセプトというのを私がではとり間違えていました。私もレセプトをとったことがあります。今あるのは、大きな、大体どこの医療機関も出しているのだと思うのですけれども、初診料に幾ら、医療に幾ら、それから薬品に幾ら、薬科で幾らって。そういったものの中に出してもらえばいいのですよ。無料だとしても。無料で嵐山町が負担している部分をそこに書いてもらって、出しても

らうか。100円か何かを、100円でもいただいて出してもらえば、それで医療費はどのくらいかかっているかということがわかるわけですよね。そういったことの手続をお願いすることを、私は、そんなに難しいことではなくて、もともと、それを出してもらうのに100円が必要だったら、100円を出してもらうというふうなことのほうが、結果としてはいいと思うのですね。

今の状況で見ますと、嵐山町は確かに川越市からはいいかもしれない。でも、東京23区や東京都からはうんと違うし、それから少なくとも比企圏内からも違う。比企の市町村、８市町村ですか、比企医師会にかかわっている部分からもおっこちている。そういうふうな状況で、嵐山町の子供たちが嵐山町の医療機関だけにかかるというわけではないですから、そういうふうなことを考えますと、これは私は、余りいい印象は持たれない。ドクターに関しては、ドクターは理解をしてきたかもしれないけれども、一般的にはいい印象は持たれない。そして、やっぱり町内に住んでいる方と話しても、これでは、嵐山町に住むよりは、滑川町の駅前の月の輪のほうに行くほうがいいよねという、同じ金額になるのだったらば、住宅は嵐山よりも滑川のほうが高いかもしれません。転居するとき、高額かもしれません。ですけれども、そのほうがいいよねというふうに、これ連動させていて申しわけないのですけれども、そういうふうな形になりますと、乳幼児の医療費というのは、もう町長すごく努力してきていただいて、本当にこのおかげで子育て支援は進んだと若干思います。学年費が無料になって、それは本当によかったことだと思うのです。ですけれども、今の状況だと、やっぱり周辺から見て、嵐山町はどうなのかなというふうに言われるのがあると思うのです。ですから、そういうふうな意味でも、こども医療費など窓口払いの廃止というのは、今、何年たったのですか。乳幼児医療費の助成、医療費の助成などをして、３年、４年ぐらいたったのですか。ごめんなさい。医療費の助成ではなくて、学年費の助成をするようになって、３年、４年ぐらいたちましたか。そうすると、もう一回見直しをしてみてもいいかなと思うのですね。学年費の補助というのは、支援というのは私は続けていったほうがいいと思いますし、今の状況だと、必ず医療費というのはある程度、見ていると上がってきていますよね。こども医療費って、金額的に上がってきているなというのがわかります。なので、そうすると同じですよね。こども医療費など窓口払いの廃止をして、イメージアップを図ったほうがよいかなというふうな感じがと私自身は思いますけれども、この点について伺いたいですし、そして子供の健康

というのは、予防接種で子供の健康は図れないということです。それは絶対にそうだと思います。だって、予防接種をしたから、それに罹患しなかったというふうな医学的なものというのはないですよね。どこにも、どうも見ていてもないので、そうすると、その分、予防接種に変えたからといって、子供の健康が守れたとは言えないと考えます。

次ですけれども、条例と要綱の問題です。これは地方自治法の232条の２でよく覚えております。本当にこれは苦労しておりましたので。ですけれども、これに関して言えば、議会で議決するのかどうかというのと、議会で説明するというのは、議会以外のところで審議するというのと議会で説明するというのとは全く違うことですからね。議会というのは公的なものです。完全に議会というものは、議員の説明会とは違う場所ですよ。議会基本条例は、確かに説明を求めるというところまで求めていますけれども、議決しなくていいというところまで求めていません。議会で議決するということの重要性というのは、そこで議会が、きょうもそうでしたけれども、きょうですよね。例えば、一番いい例が住宅リフォームのことですけれども、住宅リフォームがどのような状況になっていて、廃止したとかということは、質問がなければ、ないわけですよね。予算関係で質問がなければ、答えもしない、評価もしない。そういうふうな状況になってきますよね。一つ一つはとても細かいですけれども、全てのものを出すということではなくて、今回、12月に福祉人材基金条例は制定しましたよね。福祉人材基金条例が出たので、福祉人材にかかわるのは要綱でいいのかなというふうに、あるいは規則的なものとして見ていけばいいのかなというふうに思って、その要綱を見たのですけれども、転入促進の奨励金に関しては、とても大きな事業であるのに、それは要綱、要綱もなかったということで、随分直前になって考えたものなのだなというふうな感じで見ていました。そういったものが一つ一つあるのですよね。ですから、条例としてやらなくてはいけないものというのは、やっぱり嵐山町で線引きをしていったほうがいいと思うのですね。今の形だったら、非常に自由な立場で、自由ですよね。企業誘致条例もそうですけれども、企業誘致条例に関して、水道に関しては水道のほうでやっていくから、そこには入っていないとか、いろいろありましたよね。だから、そういったものを条例化しなくてはいけないものというのはあると思うのです。私は、子供の学年費補助なんかは条例化したほうがいいなとずっと思っていたものですから、そういうふうに、逆に、もう一つ何かおもしろいのがありました

よね。緑地保全か何か、保護樹林か何かは、条例になっていて予算にも出ているという、非常に金額が少ないというふうな部分もあります。そういったものを一度精査してみて、条例化しなくてはいけないものと、したほうがいいものというのですか、議会審議したほうがいいものと、そうではないものとあると思うのです。そこのところはしっかり……。

○松本美子委員長　渋谷委員に申し上げます。２回目とほぼ同じような質疑でございますので、簡潔によろしくお願いいたします。

○渋谷登美子委員　簡潔にしているつもりですけれども、お話が通じていないので。

○松本美子委員長　よろしくお願いします。

○渋谷登美子委員　お話が通じていないということが答弁でわかったので言っています。

　そういうことです。その点について伺いたいと思います。地方自治法の232条の２というのをわかっていて、そのことを話をしているのですから、そこのことをわかって答弁していただきたいと思います。

　それと、その次ですけれども、デマンド交通といいますか、地域公共交通のことですけれども、今現在は、そのような形で、将来的にはやっていくかもしれないけれども、今現在は必要ないというお考えだと思うのですね。ですけれども、私は、地域公共交通を考えていくのには、デマンドタクシーと同じくらいの年限がかかってくると思うのですよ。そこのところを考えて位置づけてはどうかというふうに言っているのですけれども、その点について伺います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

　岩澤町長、お願いします。

○岩澤　勝町長　いろいろご意見ありがとうございました。意見ばかり聞いて質問がわからなくなってしまったのですが。

　窓口払いの説をいろいろお聞きをしました。予防医療をするために窓口払いをしているような話が出てきましたけれども、全くそうではなくて、要するに医療費をどうやって下げるかということが原点だったのですね。医療費をどうやって下げるのか。それで、窓口払いをやっていただくと、医療費は今まで窓口払いをやめたところと比べると確実に下がっている。低いということがスタートでした。そういうことをやりながら、その医療費を削減するのには、何としても健康でいてもらわなければいけな

い。それには健康診断もしていただく、そして予防接種もしていただく。そうやって健康を維持をしてもらいたいということが一番のスタートでした。何か話が全く、どっちから入ってきてしまったかわからなくなったような話になっていますが、スタートはそういうことで、今、そこのところに向かって行っているわけです。ですから、健康な人が１人でも２人でもふえてくれれば、これはありがたいわけで、そういうことなのです。

ただ、健康診断をして、予防接種をして、健康維持をするのだというのが我々の国、あるいは県の指導、そして地域の医師会の先生方のご指導がそういう形で来ているわけですけれども、予防接種というのは、健康に貢献していないとか、関係ないとか、かえって体に悪いとかいうような話になってくると、全然議論がかみ合わない状況になってきてしまうわけです。ですから、国の専門家が集まっている、どういう方かわかりませんが、いろんな形の専門部会で、審議会の中で、国の大きな方向を決めて、こういう形で予防接種を、あるいはこういう形で健康診断を、こういう形で健康づくりを、その方向に沿って我々はやっているわけで、そこのところがだめなのだということになってきたら、もう話にはならないので、ちょっとご意見としてお伺いしましたが、考え方は嵐山町では今までどおり進めていきたいというふうに思っています。

それから、地域公共交通のお考えですけれども、先ほど来お話を申し上げておりますように、現状では足の確保を最優先、そしてご高齢の皆様を中心に介護を念頭に置いたシステムを構築をしていきたい。そして、今は試行中で、さらに充実を目指していきたい。こういう方向でございますので、それを続けていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど、もう一つが要綱で、条例つくらないで要綱でどんどん進めていくということですが、基本的には、人と人との関係というのは信頼、もうこれっきりないわけでして……。

〔何事か言う人あり〕

○岩澤　勝町長　それっきりないわけでありまして、町では、その方向で進めていくということでございますので、ご理解がいただけなければ残念ですけれども、その方向で進めさせていただきます。

〔「法治国家なのだから」と言う人あり〕

○松本美子委員長　それでは、渋谷委員さんの総括質疑をこれで終わりにいたしまして、

引き続き清水委員さんから総括質疑のほうをよろしくお願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　私は、総括質疑に入る前に、４月からの消費税増税がこんなにも影響するのかなという感じをしました。そういう面では、住民の生活そのものと同時に、給食費が上がる。上下水道料金が上がる。浄化槽の使用料が上がる。そういう点では、住民に及ぼす影響と同時に、行政のほうにも、委託料も工事請負も事業費もということで、行政の中にも影響が出てくる。まして職員には、２つの給付金の事務量が、非常にこれは大きな事務量になってくるのだろうなという感じがしました。そういう面では、やはり４月からの消費税というのは、実施しないという方向しかないのかなというのを強くしました。

それで、総括質疑ですけれども、まず２月10日の埼玉新聞の、これ多分インタビューだと思うのですが、この中で町長がこういうふうに述べています。「子供の減少は深刻で、小学校は２年に１クラス減っており、何年かすると大変なことになります」と。「町単位で学校を考える状況から広域化が必要になります」というふうに答えているのですね。この学校の広域化というものの真意をまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、２点目ですけれども、一般質問の中でも大雪の関係を質問させていただきました。今回復興税が、今回というか、昨年から復興税が創設になっています。国税である所得税については、１月から所得に対する2.1％だと思いますが、かけられていると。住民税の均等割も今年からかけられると。そういう面では、県に1,000円のうちの500円、町村のうちの500円というのが住民税の均等割の部分で復興税がかけられてくると。今回の大雪、それから町長の施政方針の中で異常気象ということで、これ毎年起きるかもしれないという危惧をしています。同時に、町の部分としては、「前例にないことを前提として体制をつくっていきたい」というふうに述べられています。

それで、復興税については、その使い道として、防災減災というのが基本になるというふうに思っています。そういう点では、一般質問の中でもお話をしましたけれども、見舞金制度をきちっと見直していく必要があるのではないかと。自然災害を含めた見舞金制度にしていく必要があるのではないかという提案をいたしました。

今回の雪の被害、それから雪の被害に対する見舞金、それから今後の見舞金制度の

見直しについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

そういう点では、それを復興税のところで、きちんと対応を今後、今回は消防費に充てたと、充当したということですから、今後そういう使い方もしていってほしいなというふうに思います。

それから、防災計画を見直す、大雪のための防災計画を見直していくのだと。今回の雪の場合は、どうしても雪の量が多かったわけですけれども、嵐山町の中には避難所の指定がされています。この避難所の指定、各地域で、地区で避難所の指定がされていると思いますけれども、ここの部分を雪のストック場という形で考えていけるのかどうか。どうしても雪のストック場がないために、車道や歩道に雪がはけないで、処理できないで残されてしまったと。これが後の処理に、処理にというか、通行等に支障を及ぼしたのではないかなと。そういう部分での雪の対策の防災計画の見直しと、現時点でどういうふうなものが考えられているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、３点目ですけれども、先ほど転入奨励金のお話が出ました。私は、なぜ今、転入奨励金をつくるのかなと。町長が３年間の時限立法で転入奨励金を創設、新しく事業としてやっていくには、一番時期が悪かったのではないかなというふうに感じています。

住宅リフォームとの関係で、少し調べてきました。住宅リフォームについては、23年度に復活して、限度額20万という形で復活をいたしました。この中の建て替え件数、24年には20万から50万に引き上げたのですね。この中で、木造住宅の建て替えが何件あったかというと、３年間で２件です。それが一つです。

町長が時限立法で３年間の転入奨励金を出すという中で、冒頭お話ししました。この３年間、24年からの３年間というのは、一番家庭が財布のひもを締める時期ではないかなというふうに思うのですね。なぜかというと、４月からは消費税が上がろうとしています。それから……。

〔「26年からの３年間」と言う人あり〕

○清水正之委員　何。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　質疑をどうぞ続けてください。

○清水正之委員　10月にも、来年の10月にも消費税が上がる。10％上がる。この町長が

やろうとしている、この３年間がまさにこの時期に当たってしまう。そういう点では、この３年間で実績を見るということなのですけれども、嵐山町の中でだけ見れば、木造住宅の改修を20万から50万に上げても、50万に上げたときの改修はゼロなのですね。20万のときの改修で２件なのです。非常にやろうという意思はわかるのですが、その期間がなぜ今なのか。本当に成果が出るのかなという危惧を抱くのですね。そういう面では、この３年間、なぜ３年間、そういう面では、なぜ３年間なのかというのもありますけれども、多分消費税が10％になってからについても、一番今、どこの家庭でも消費税対策で感じているのは、どう節約するかということなのですね。そういう面では、非常に時期が、私は悪かったのではないかなと、本当に成果出てくるのかなという危惧を抱くのですね。そういう面では、その辺の感想も含めてお伺いしたいと。

それから、今、住宅リフォームの話をしましたから、住宅リフォームですけれども、23年に創設をしました。住宅リフォームは、23年に創設したのは、復活して創設をしたのですね。午前中のお話の中で地元企業の話は出ましたけれども、なぜ５％、当初は５％だったのですね。なぜ５％の、多分そのときは10万円が限度額だったと思います。消費税分を何とか見ていただきたいというのが５％の根拠だったのですね。それを町のほうでは、23年度それは10％に引き上げて、新たに10％20万円ということで復活をしていただいたということなのですね。

実績、24年度の実績は、予算審議の中でお話をしました。23年度は10月からなのですね。半年間、23年度は半年間の実績なのですが、36件の400万、総事業費が4,819万です。24年度は、先ほど言ったように審議の中でお話ししましたから、25年度がどうなったかというと、68件の799万円、約800万なのですが、まだ担当のほうに聞いたら、15件がこれから精算する部分だと。恐らく24年度と同じぐらい事業費が１億円を超えるのではないかなと。あるいは、もっと超えるのではないかなというふうに思うのですね。そういう点では、先ほどお話をした、なぜ今の時期に転入の奨励金、住宅リフォームを廃止してまで転入の奨励金をつくる必要があったのかなというふうに思うのです。そういう面では、ぜひ住宅リフォーム復活してほしいなというふうに思うのですね。嵐山町の中でも、これだけの事業が行われる事業というのは、事業そのものがこの事業しかないのだと思うのですよ。そういう面では、８％に上げる、10％に上げる、地元企業の育成という部分もあるのですが、消費税対策でもあったのですね。そういう意味を含めて、国は、この住宅リフォーム制度、24年度から新しくつくり上げ

ました。そういう面では、国は住宅リフォームの制度そのものをつくる、そして新年度から実施に移す。全く嵐山町は逆行するような形になってしまったわけですね。私は早急に、この住宅リフォームの予算を、実はこれ要綱、両方が要綱になっているわけですが、予算をつけていただきたいというふうに思うのですが、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、平和事業です。平和事業も、課長の答弁では、通常の、今年は予算は計上しないけれども、お金のかからない事業にしていくのだと。節目節目にやっていくというふうな答弁がありました。

今、政府そのものが戦争する国づくりということで進んできています。私毎朝、テレビの朝ドラ、ＮＨＫの朝ドラ見てくるのですが、今、そのドラマは終戦の状況が今放映をされているのですね。先週は、戦中の放映だったわけですが、そういう面では、私も戦争というものの体験は知りません。嵐山町の中でも、体験をした人たちがどんどん、どんどん少なくなっている。先日の３月11日の福島の人たちが、大震災の問題で言っていたのは、風化をさせないでほしいのだという話をしていました。まさに、この戦争というものを風化させない。そのための事業というのは、やはりきちっとつけて、町がどういう形になるかはわかりませんけれども、平和事業を実施するというのは、私は大切なのではないかなというふうに思うのですね。課長の答弁から察すると、広報に載せて終わりかなという程度しか受けとめられない。私は、嵐山町が平和都市宣言をつくっている町として、平和事業をもっともっと進めていく必要が今こそあるのではないかなというふうに思うわけですが、考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、４点目です。志賀の堂沼公園は、町の努力によってつくっていただきました。今、子供たちもグラウンドゴルフの人たちも非常に楽しんで活用しています。ただ、この大雪も含めて、隣の家屋が信号のところまで行くとわかるのですが、屋根の片方が崩れてきています。私は、基金を活用して、早く何とかしてほしいなというふうに思っています。予算の参考資料を見ると、土地開発基金が5,000万になっています。これは、多分土地も含めて5,000万ということなのかなというふうに思うのですが、土地開発基金、現金が、現金分として、多分です、2,000万程度あると思うのですね。そういう点では、この基金を活用していただいて、早く処理をするという言い方はよくないのでしょうけれども、対応してもらいたいというふうに思っているの

ですが、いずれにしても、公園そのものもトイレもない公園になっていますので、あそこにトイレをというような話も区の中では出ています。それには、早く処理をしていただいて、何とかしてほしいというふうに思うのです。そういう面では、土地開発基金があるわけですから、それをぜひ活用して対応をしてほしいというふうに思います。

それから、次に、設計労務単価の問題です。上下水道課だったかな、のところで設計労務単価のお話をさせていただきました。具体的には、一番多く出てくるのは、まちづくり整備課の事業だと思います。この間、２月に話をしましたけれども、２月に設計労務単価の改正が再び行われました。２月ですから、当初予算の中には恐らく含まれていないと思うのですが、今後いずれにしても設計が、道路等については設計が始まるというふうに思いますので、この２月の改正も含めた設計になっていくのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、最後ですけれども、生活保護の切り下げの問題です。教育委員会サイドでは、昨年の８月切り下げということにあったわけですが、教育委員会の準用保護については影響がなかったのかな、あるいは前年並みという見方をしたのかどうか、その辺はわかりませんが、そのほかにも保育所等の問題、幼稚園等の問題、こうした生活保護の影響というのは、町全体としてどのくらい出てくるのか、あるいは出てこないという、教育委員会サイドと同じように出てこないのであれば、それでいいのですが、その辺の影響が出てくるのかどうか。非課税世帯については、これから申告ですから、これからの把握になってくるとは思うのですが、とりわけ生活保護世帯の影響がどういうふうな形で住民の中に出てくるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○松本美子委員長　それでは、総括質疑の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。再開は45分でお願いいたします。申しわけありません。50分でということですので、50分に開会をさせていただきます。

休　　憩　午後　２時３７分

再　　開　午後　２時４９分

○松本美子委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

既に、清水委員の質疑が８件だと思いますけれども、終わっておりますので、答弁

からよろしくお願いをいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　それでは、最初にお尋ね、ご質問いただきました。学校の広域化ということでお尋ねをいただきました。

広域化というのが、これ言葉があるかどうかわかりませんが、話の途中経過の中でちょっと使った言葉なのですが、今議会で一番大きな問題になっております人口減少、この人口減少の中で、子供の減少は深刻で、小学校は２年に１クラス減っており、何年かすると大変なことになりますという話を記者の人にしました。

それで、町単位で学校を考える状況から、広域化が必要になりますということで広域化という言葉を使ったのですが、教員をどうするのか、教育力を考えなければなりませんということで、あれしました。この子供の減少の数字ですけれども、ここのところにあるのが25年の５月１日現在ということで、比企郡町村の小学校の児童数を書いた資料があるのですが、嵐山町の場合には155人、今度卒業して、小学校の入学は118人でしょうか、37人減少ということです。

それで、昨年のここにある資料ですと、昨年の５月１日現在のあれですと、嵐山町は26人減るのだと。今のは、中学校から小学校を引いた数字。それで、嵐山町26人、小川町55人、川島26人、吉見66人、こういう中で東松山131人というこの減り方を考えたときに、今の教師、教員数というのを考えて、これだけクラスが減った場合に、教員の数というのはどういうふうになるのだろうなと思うのですね。

そして、今でもそうですが、中学校なんかの場合には、時間数の少ない科目については、正職員の派遣が削られてくる状況があるわけです。そうすると、町でそこのところを補っていかなければいけないとかいうような状況になってまいります。

それで、人数が少なくなると学校の運営自体も全てが小規模な状況になってまいります。うちのほうの中嶋課長、剣道をやっているわけですけれども、剣道の話聞きますと、剣道の個人戦というのは個人で出られますけれども、団体戦で出られなくなる学校が出てきている。これは、スポーツ少年団の話を聞いても全くそうですし、部活の話を聞いてもそう、運動がそういうような状況。それで、学校の先生の対応が、そういうような状況ということになっている。

それで、今までは、昔は、比企教育事務所というのが東松山市にありました。それが、今は西部教育事務所というのが川越に行って、こっち全部一括なのですね。要す

るに見方はそういう状況になってきているわけです。

ですから、これだけクラスが減ってくる中で、当然のことですけれども、学校というのはどうなるのだろうということになるわけです。嵐山町は、これだけ人数が減っていますが、小学校は３校です。川島、吉見と６校ですね、小川町も６校です。そうすると、そこの減り方というのはどういうふうになるのでしょう。１校当たりどうなるのでしょうということを考えたときに、町で考える、市で考える、教育を考えていくというような状況がいつまでとれるのかなと。将来のことを思うと、そんなことも考えてしまいます。

そして、そういう中で、教育って何だ、人格の完成を目指すのだ、学力をとりあえず義務教育ではつけなくてはいけないのだという中で、嵐山町の現状を考えても、先日、小中一貫モデル校の報告書が上がってまいりました。その中で、中学校、小学校の数学、これを県平均以上にしたいと。確かな学力、豊かな心を育成する基礎となる体力、これも県平均を上回る割合にしたいというようなことが書いてあるのですね。

それで、数学、算数って書いてありましたけれども、これを先般、ちょっと前ですけれども、一般質問でこの学力テストの話も出ました。それで、県平均に到達したいということなのですが、県平均で中学校のレベルというのが、全国テストの中でびりから３番目か４番目なのですね、埼玉県は。そこのところに到達したいというのが、嵐山町のこういう状況であるわけです。

ですから、こういうこと考えたときに、嵐山町を含む比企の教育というものが、やっぱり個のところだけで、いつまでこういうふうにやっていけるのだろうということで、この広域化というような言葉を使いました。

ですから、これは、条例にあるとか、法律の文句だとかということではなくて、そういうような状況の中で、広い考え方を持った中で、子供たちの教育ということを考えていかないと。そして、ここのところに出てきているのが、よく出てくる小学校の英語教育ということです。

そうすると、今こういう学力到達度の状況の中で、どこのところを削って、どこのところに何を押し込むのかということはもう一番問題になってくるわけですね。こういう状況で、嵐山町の今、現状を考えた中で、どういうふうにしていくのかということも踏まえて、この広域化というものをこれから教育の中で考えていく必要があるのではないだろうかということで、教育化ということを使いました。

これについては、こんな答えをさせていただきます。

○松本美子委員長　井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長　復興税につきましては、今のご指摘をいただきましたように、平成26年度の充当先につきましては、消防費のほうに充当させていただきました。27年度以降のお話ということで受けとめましたが、お話をいただきました災害見舞金制度の充実を含めまして検討事項とさせていただきたいというふうに思っております。

ただし、復興税そのものは当該年度内で執行するということが基本となっておりますので、その辺も踏まえて検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、平和事業でございますけれども、これも予算審議でお話を申し上げましたが、25年度は嵐山町非核平和都市宣言から15年という節目の年でございました。そういったことにも関連づけて、パネルの展示やビデオの上映、そういったものをさせていただきました。

26年度は予算計上がない、確かにそのとおりでございまして、あのときも申し上げましたけれども、平和事業への講演、そのほか啓発活動、そういったものをやっていきたいというふうに思っています。

昨年、毎年、文化事業の講演、これはやらせていただいておりますし、それを広報に載せる、あるいはパンフレットを置いたりとか、ポスターを掲示したりとか、そういったことも現実的にやっております。そういったことは一部でございますけれども、さらに課内でもよく相談をしながら啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長　中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長　私のほうからは、防災計画に関連して、雪のストック場についてお答えをさせていただきます。

この雪のストック場につきましては、現在の嵐山町の地域防災計画、また県の防災計画におきましても、特に雪のストック場所というのは定まっておりません。

しかしながら、風水害対策編の中には、障害物の集積場所というのが定まっておりまして、この基準は、非災害発生場所の近くに設けるものとすると。それの一つの条件が、まず第１に交通に支障のない公有地を選ぶものとすると、第２に、公有地に適当な場所がないときは民有地を使用することとなるが、この場合においては所有者と

の間に補償契約を締結するものとするというのが一つの選定基準になっております。

このたびのような大雪に関しましては、やはりこういった基準に準じて、あらかじめ何カ所か、これに準じるような集積場所といいましょうか、雪の置き場、これを考えておく必要が当然あるというように考えております。

○松本美子委員長　岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　転入奨励金、それからリフォーム事業、なぜ今という質問がございました。ということで、消費税の話が出ました。まさに捉え方は同じでございます。消費税が行政に町にも、大変大きな影響が出てまいります。

そして、町民の皆さん、そして、もちろん国民というか、そういうレベルですが、そういう中でも消費税の導入というのは、政権を動かすような大きな動きが今までもあった。それだけ大きなことだというふうに思っております。

そして、今、それを直前に控えているわけです。そういう中で、なぜ今ということですが、そういう中でもやらなければならないようなのが今という捉え方でございます。

これちょっと古いのですが、24年の１月１日現在なのですが、平均年齢が地域別のが出ているのですが、全体の平均年齢というのが、嵐山町がこの24年の段階ですけれども、１月１日で46.15と書いてあります。そして、越畑、これはちょっと特別な施設があるからあれですね、54.51とありますが、これはちょっと特別だと思います。根岸51.07とか、それから吉田48.62、将軍沢48.68とか、遠山48.59とか、菅谷では菅谷全体で45.74とかいうのがあります。

そして、若いところで、むさし台の１区、２区、３区、これが41歳、43歳ぐらい、これぐらいこういうふうに差がある。何が言いたいか。ここのところで、人口がどう動いていくかというのは、全く町のピラミッドつくってもらうとあれなのですが、一番その人口に影響するというのが、こういう言い方はどうかわかりませんが、女性の20歳から40歳ぐらいまでの方が、出産の割合が高いわけですけれども、そこの割合が極端に減っている地域、落ちている地域というのは、これから、男性もそうなのですが、そこのところの減っているところというのは、やはり人口の増加というのは比較的厳しい状況のところ、そしてそういうところがさほどでないところは、これからも人口が増加はしなくても余り減らないでいくのではないだろうかという見方を見ますと、嵐山町の中も今いろんな形で手当てをしていかないことには、ちょっと変わって

くるのではないだろうかな。それで、特に、先ほども話出ました中学校なんかの場合には、菅谷の小学校は今年約20人ぐらい減りますね。

それで、それがそっくりこういうふうに、だんだん6年たつと中学校へ行くわけですから、菅谷中と玉中が逆転をするというのは、今の数字でいくとそういう状況。地域で見ると、やっぱり大蔵と鎌形と今の状況がそのまま続いた場合には、人口がどういうふうになるのかというような、地区のそういうのも出てくる。

やはりそういうこと見ていくと、地域のあれは違いますが、限界集落とは違いますけれども、やっぱりそういった地域の役員だとか、何かをどうするとか、神社委員さんだとか、お寺の役員さんだとか、いろんなお祭りの役員さんだとかというのが、なかなかスムーズに受けてもらえない、つながらないというような地区というのは、やっぱり厳しい状況が既に出ているのではないかなと。

体育の指導員、体育の役員さん、あるいは健康推進員さん、それから地域の環境整備の委員さん、なかなか地区でこういうふうに選考ができていかないというような状況のところというのは、やっぱり厳しい。それには、今、やっぱり何をおいても、どこまで何ができるかわかりませんが、取り組まなければいけない。そういうことで、今回のこの事業を先ほどから話しておりますように、そういうことで取り組んだということでございます。

そして、庁舎を挙げてということをよく言いますが、若い職員から、それから各課から、いろんな考え方、政策提言もお願いをして、いろんなあれを出していただきました。そういう中にも、このところで、企業も巻き込んだ中で、そして、地域の皆さんの意向も反映ができるような状況の中でやるのはどういう事業があるだろうと。いろんなことを提言をしていただきましたけれども、これも大きな、多くの人から出た意見の一つというか、いろいろこういうことを、同じようなことを言っていただいた人も多かったということで、政策のほうに取り上げさせていただいたということでございます。なぜ今というのは、そういう事情でございます。

住宅リフォームにつきましても、先ほど来話しておりますように、この事業を優先をさせていきたい。それと、先ほど議員さんもいろいろ説明をしていただきましたけれども、業者数がなかなか増加が進まなかったというのも、一つの理由かなと。そして、二十何業者って書いてありますが、建築関係ですから、塗装屋さん、大工さん、壁屋さん、コンクリートさん、いろんなものが一つのところに。それで、またここの

ところに行ったときには、その同じような方がこのところということで、その業者の固定化みたいなものも、ここのところ数年続いてきているのかな、そんな感じもあります。

ですから、そこのところ一生懸命町のためにやっていただいたということは、本当にありがたいことで、事業の成果としては高かったというふうに総合的には考えております。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いいたします。

○安藤　實副町長　志賀堂沼公園につきましてですけれども、堂沼公園につきましては、地元の関係者の皆さん、水利組合の皆様方に大変なお力添えをいただいて公園が完成をいたしました。

今、残っている課題は、駐車場の問題、それからトイレの問題でございまして、議員さんがおっしゃられた、その廃屋も含めて、今後どうしていくべきか、地元の区長さん、あるいは地元の議員さん、ちょっと方向について話し合っていきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　田邊まちづくり整備課長、お願いいたします。

○田邊淑宏まちづくり整備課長　私からは、設計労務単価についてでございます。

新年度の予算編成の時点では、今回の労務単価の改正の上昇分は見込んでおりませんので、新年度の予算には反映されておりません。

また、新年度に入りまして、工事委託等の発注があるわけでございますけれども、それにつきましては、設計労務単価につきましては、その都度、直近の改定した単価を採用して積算し、発注していくということになっておりますので、したがいまして、予算的に大分厳しいものがあるかと思います。不足することも考えられますが、そういうときには、補正もしくは事業の縮小も考えていかなくてはならないかなというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、私のほうからは、生活保護費の引き下げの影響についてお答えをさせていただきます。

生活保護費の引き下げにつきましては、昨年の８月から実施をされたところでござ

いますけれども、本町におきましては、基準の引き下げによって保護対象から外れた世帯というのはございませんでした。したがいまして、生活保護基準に準拠するさまざまな制度に対する影響につきましては、それほど大きなものはなかったというふうに考えております。

また、当初国が26年度に税制改正を予定しているというふうなお話がございましたけれども、その中の特に非課税限度額、これにつきましても変更なしというふうな形で現在来ております。

以上です。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　クラス数が問題になるのだというお話だったですけれども、教育長にちょっとお聞きしたいのですが、今、学校そのものは、35人以下学級というふうに学年はあるのですが、そういうことになっていると思います。今回の行政報告を見ると、辛うじて志賀小は38人ということですから、２クラスになるのかなというふうに思うのですけれども。そういう面で、この35人以下学級、全ての学年、小中学校でやる、あるいは25人学級になった場合のクラス数については、どういう形に嵐山町の場合はなってくるでしょうか。

それから、復興税の使い方についてはわかりました。では、具体的に今回の大雪に対する見舞金制度、それと今後の見舞金制度の見直しについての考えをお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、住宅リフォームの部分ですが、今回の事業を優先させるのだということで住宅リフォーム制度を予算から削るということなのだろうなというふうに思うのですね。先ほど言ったように、町長がこれからやろうとする３年間というのは、消費税の影響をもろに受ける３年間かなというふうに思っています。

この事業を私云々するつもりはないのですが、少なくも、町長はこの３年間の実績を見て今後判断をしていくというお話もされたわけで、私はこの３年間の実績というのは余り当てにならないのではないかなと。消費税が８％になり10％になり、家庭の財布のひもというのは余計きつくなるというふうに私は思います。果たして新築をしようというこの資力とか意欲とかというのは、果たして消費税の影響で出てくるのだろうかというふうに思うのですね。

そうなった場合に、要するに転入奨励金をするというよりも、やはり住宅リフォー

ム、もともとの創設の最初の創設のときも、確かに地元企業を育成するというものはありました。同時に、消費税の何とか還元してくれないかということで５％だったのですね。５％限度額10万円というのは、そういう意味で嵐山町がつくってくれたわけですよ。それが、これは全県的にもそういうことで広まって、全国的にも広まって、そういう中で、国がやっとこの制度を国としてつくってきたのですね。そういう経過がある制度ですよ。

まさに嵐山町は、その制度から今度は退くということになってしまうと。そういう点では、ここで復活した住宅リフォームそのものは、嵐山町は先取りをして10％20万という限度額を引き上げて、利用のパーセントを引き上げて実施をしてきた、わずか３年間ですよ。さっきも言ったように、では木造住宅の耐震というのは本当に進んできたかというと、木造住宅だって20万円の限度額から50万円に引き上げたのですよ。今度のは20万円ですよね。50万円に引き上げたけれども、その年はその利用はなかった。20万円のときにわずか２件あっただけと。私は、とてもこれを優先させて、住宅リフォームを廃止する理由がわからない。

確かに趣旨そのものは非常にいいと思いますよ。その成果が果たして出るかというと、私は非常に出にくい時期ではないかなというふうに思うのですよね。今は、駆け込み需要で住宅ふえていますよ。しかし、町長がやろうとするのは、上がってからですからね、それなら、住宅リフォームを残しておいてほしいと。木造住宅も残しておいてほしい。これは、多分耐震用ので、耐震用のは残っていますよね、制度としては。

そういう意味を考えたら、代替というか、優先させるものが違うのではないかなと。私は、本当にそういうことを考えたら、成果が出にくい３年間ではないかなというふうに思うのですよ。そういう面では、嵐山町の中だからかもしれません。それはわかりません。でも、全体としては、やはり財布のひもはきつくなりますよ。

そういうものを考えたら、やはり住宅リフォーム制度については、私は予算計上を、まだ要綱を多分配置していないでしょうから、配置するのだとすると４月からになりますから、ここでやっぱり決断をしてもらって、少なくも補正のときにでも復活をさせてほしいというふうに思うのですね。これだけの、先ほども言いました、多分、今年度も15件残っているということですから、事業費としては、昨年と同額、あるいは昨年を上回るような事業費が展開されているわけですよ、この１年間で。それだけの実績もあり、利用もされている住民の立場からすれば、やはり残しておいてほしいと

いうのは多いのではないですか。

まして、事業費として１億円も、800万、900万で１億円の事業費を上げる、そういう事業というのは嵐山町の中でただ１つですよ。だからこそ町長は、その成果を認めてくれているのだと思うのですね。復活する考え方、予算を今後計上していく考え方があるかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、堂沼の話ですけれども、先ほども言いました、帰りに見てみてください。向かって右側の屋根がもう崩れ落ちています。あそこは、子供たちもかなり遊びます。小学校の生徒も、集会場があるために、公園で遊ぶときもあるし、集会所のほうで遊ぶときもある。出入りが十分できるのですね。前に町道がありますから、非常に危険な建物になってきています。

まず、町が決断をして、先ほど言いました2,000万程度の土地開発基金が町の中には残っていますと思います。現金として、ぜひそれを活用して、まず町がこういう基金があるから早目に活用できるよと、する方向を町は持っているというものをまず提示をしてほしいと思うのですね。

その提示がなかったら、区長さんたちは判断つかないですよ。まず、その提示を区長さんにしてほしい。私たちが言うのも一つの仕事かもしれませんが、まず町が提示をしてほしい。この資金を町では準備しているのだというものを提示してほしいと思うのですね。そうしないと、やはりお金のかかることですから、なかなか言い出しにくいという部分もありますよ。

もう一つ、廃屋という面で言えば、奥にももう１軒あるのですね。だから、子供たちが遊びながら、奥はもう目につかないところです。目が届かないところなのですね、道路からは。そういう面では、安全面を考えても、早くその提示の決断をして、早く持っていただいて、少なくても今年度早い時期に何とかしてほしいというふうにも思います。考え方、お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上、４点です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

小久保教育長、お願いいたします。

○小久保錦一教育長　それでは、清水委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

清水委員さんからの内容は、児童生徒数が35、40、25という数字も出ましたですけれども、ご承知のとおり、現在国が地教行法で、私が現役のときは45というのが数字

だったのですね。

だから、46人いれば２クラスになる。45以下は１クラスだった。だから、多分皆さんは昔、大人数で１クラスだった経験があるかと思うのですが、そういう枠の中でやっていたわけですよね。ところが、児童数、生徒数の減少に伴い、先生方は、さっき町長からありましたように、先生が減らない方策として、今、35以下で小学校、多分１年生、２年生はそれでカウントしているのです。

ところが、３年、４年、５年は、順次これから５カ年計画でそれを35にしていくという国が方針を出しているのですね。ただ、まだ当分40でその境が出てくるわけです。だから、例えば現在、町内でも先ほど清水委員さんから38人で何とかセーフになっていると。これは、38ということは35をオーバーしていますから、23と幾つかで、24と24ですか、24、24の２学級ができるということですから先生が２人必要で学級減がセーフになると、こういう意味なのですね。

現在そういう形で進めますと、嵐山町では、多分菅谷小が１学級減だと思うのです。あとは、来年度の平成26年度については、志賀小、七小が全く変わりません。菅中も玉ノ岡も変わらないと思います。後で詳しいのを見てみますけれども、その中で、毎年この１月から各教育委員会が、境が非常に勝負になる。１名いるかいないかで１クラスが２クラスですから。そこでいつもきゅうきゅうとして、昔は転入者が来ないかなとか、こっちから行ってしまうとだめになってしまうのですよ。

そういうことで、いつも一喜一憂しておりましたが、今のところ何とか嵐山食いとめているのですが、七郷小を例にとれば、七小さんはもう既に20人割っている児童数ですから、関係なく１クラスなのです。

だから、ほぼ今の時点では、学級がふえることもないし、減るということも今の数ではないのですね。だから、そういう学校と菅小みたいに児童の多い学校は、先ほどのようなことが今後起きてきます。それらは、やはり児童数、生徒数を見ながら、中学校は場合によると将来、玉ノ岡のほうが菅谷中より多くなる可能性もないわけではないのですね。それらを見ながら、先生の定数は決まってくると。県教育長会、例えば私ども町村教育長会に入っているのですけれども、町村教育長会でも30人学級を何とか実現してくれということを国に要望しているわけです。

だから、全国教育長会議にも私５月に行ってまいりましたですけれども、これ出ておりました。しかし、なかなかここには予算がかかりますので、なかなかうんと言わ

ない。しかし、これせめぎ合いで、どんどん児童生徒が減ってくれば、当然そういう処置もしていかないと、教員が子供にかかわる数が少なくなってくる。ただ、逆に、児童が少ないほうが、習熟度、または少人数指導はできるという、そういう利点もあるわけです。

しかし、教員が少なくなっていくということは、学校の教育力がやはり少しずつ減退していくということにつながってまいりますので、この問題は、毎年大きな問題として、学校経営をしていく上には、校長さんにとっても、職員にとっても、一人でも多いほうがいいという形で現在進んでおります。

なお、25という数字は、私もちょっとこの数字については、ちょっと確認しておりませんが、こういう要望も出てきているのかなというふうに捉えています。段階的に、今後、この30が25に５ずつ減っているわけですので、これらが今後の課題というふうに捉えています。いずれにいたしましても、町内の児童生徒の在籍数を慎重に見ながら教職員の対応をとってまいりたい。

先ほど小中一貫がありましたですけれども、嵐山町は来年度庁議で２人そのために入れていただくということは大変ありがたいことでございまして、一人でも多く入っていただくことはありがたいことです。

なお、菅谷中を例にとれば、来年度は菅谷小学校にございました情緒障害等を中心とした、いわゆる通級学級が立ち上がりましたので、菅谷中には県から１名加配で入ります。ということは、先生が１人入るということになりますので、そういった定数以外の恩恵もないわけではございません。

ただし、それは、あくまでも定数外ですから、毎年望めるということではございませんので、それらを慎重に判断してまいっていきたいと思っております。25については、また検討をしてまいりたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いいたします。

○安藤　實副町長　お答えをいたします。

大雪の見舞金、それから今後の見舞金制度についてでございますけれども、一般質問のときにお答えをした基本的な町の考え方については、もうご答弁申し上げてあるのですけれども、実はきょう、この後、大雪の対応のどうしたら、今、ご質問いただいています見舞金等について、町の対応方針を決める会議がございますので、そちら

で十分検討させていただきたいと思います。

それから、堂沼公園の関係でございますけれども、ご質問の趣旨を踏まえまして、ご期待に応えられるよう、地元の皆様方のご期待に応えられるよう、十分このことについても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長　岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　リフォームの件について、何としても時期が悪いというお話でございます。

それで、前回のときには、消費税の増税の時期、それが創設の時期であったという話でございますが、今回は、再三再四話をしていますように、時期を待てる、時期を選べるような、事業ではないわけですね。一刻も早く仕事を始めたい、対策を講じたいということでございます。

そういう中で、町の中でもいろんなやり方もありますし、方法等も話し合いが行われました。そういう中で、究極の事業として提言をさせていただいておりますので、ぜひ温かいご理解をいただきたいと思います。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　今教育長が答えてもらったとおりだと思うのですが、私も、全学年でも35人以下学級を実施するというのが、教員をふやす唯一の方法かなと。加配等という部分については、暫定的な話で、やっぱりクラス数をふやすという面では、先ほど、教育長言われるように、35人以下学級、小学校１、２年生だけなのですよね。だから、それを全学年に進めるというのが当面の方法であり、30人学級を早く同時に全小中学校に30人学級を進めるというのが、クラス数をふやしていく唯一の方法かなというふうに思うのですね。

そういう面で、今大きな問題になっているのが教育委員会の首長の問題で、町長はその意思はないのだという話を、予算審議の中だと思いましたけれども、そういう表明をしたわけですが、そういう面では、私は広域化というよりも、むしろ35人以下学級、30人学級をこの嵐山町の中で、どう進めていくかという選択をまずすべきなのではないかなというふうに思うのですね。

安易に、やっぱり広域化という、これは広域化というのは、いろんな形でそういう出てくるわけで、国保もそうだし、今、衛生組合の問題が一つの問題にもなっていま

すけれども、そういう面での広域化という単純な発想ではないのでしょうけれども、まずそこから始めるべきだと、私はそういうふうに思うのですが、町長の考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、住宅リフォームの問題ですが、私は期間が問題なのだと思うのですよ、期間が。３年で結論は出ないのではないかというふうに言っているのですね。一番財布の、町長の時限立法の３年間というのは、一番財布のひもが、家庭の財布のひもが締まるときだと思っています。

その時点の結果を見て今後判断するというのが町長の考え方でした。違っていたら言ってください。私は結果が出るのが一番悪い時期ではないかなと。もろに消費税のかかってくる出発の３年間ですよ。ここでは恐らく判断が出ないと思います。それは、木造住宅の改修で私は明らかなのではないかなというふうに思うのですね。20万円の補助金を出しますよと言った年は新築なかったのですよ。２年間20万円だったのですよね。２年目の最初の年は２件申請があったけれども、２件取り下げたのですよ。

次の２年目に、２件が出てきた。３年目は50万に上げたのですよね。それでも、申請はなかった。まして消費税が８％、10％に上がれば、50万ではなくて今回は20万ですからね。果たして３年間で結果が出るだろうかというのを私は危惧をします。

同時にやっぱり、なぜ住宅リフォームが代替になるのかということですよ。これだけの実績のある住宅リフォームがなぜその代替にならなければならないのか。先ほども、その住宅リフォームの創設の話をしたわけですけれども、消費税分は見てくださいよというのが、もう一つの大きな目的だったわけですよね。ここで、８％になる、10％になる、金額は20万。これでは、明らかに後退ですよ。

そういう面では、住宅リフォームも残してほしいというふうに思うのですね。もう一度、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　最初の何か少人数学級の話ですか。

○清水正之委員　広域化を優先するよりも、まず優先すべきは少人数学級ではないかと。

○岩澤　勝町長　少人数学級というのが教育効果が上がるということで、日本の国ではそういう方向に取り組んできているわけですね。私は、２つ考え方があると思うのですね。

大きな１つの学校が大勢いる中でのクラスは少人数にしてやっていくのと、学校全体が少人数になってしまっている中で必然的に少人数になっていくものを、よりその教員を配置をするために、少人数学級にしていくというような形の中でやった場合に、学校の教育力というのは相対的に上がるのかなというふうな考え方もあります。

それで、40人、今委員さんに言う必要もないですけれども、１クラス40人、それで小学校１年生は35人、中学校１年生は38人と記憶しているのですが、そうすると36人だと２クラスになるので、17～18人、６、７、８人で１クラスということ、今でもそういうふうになるわけですね、１、２年生。中学校38人ですから、39人いると２クラスという状況。

それが、だから大勢の人数の中でそういうような形でクラス編成をして、それで先生も大勢いる中でという中だと、あれだと思うのですが、学校の規模が小さくなってきて、それで比企郡を特にこう見てみると、学年の１学年１クラスという学校がどんどんふえてきているわけですよ。

そういう中で学力を上げていくのに、今その時点で少人数学級を取り入れて、どれだけ効果が出てくるのかなと私は思うのですが、ちょっと違った感じになってしまったかもしれないのですが、私はそういうふうに思っています。

ただ、嵐山町の場合には、再三申し上げていますように、教育委員会で決めていくことでありまして、うちのほうは施設整備のほうですので、そういう考え方も別にどうこう言うつもりはございません。

それから、リフォームですけれども、この転入奨励金、何としても時期が悪いと、それで３年間で成果出ないのではないかというお話ですが、成果を出すように頑張る以外ない。そして、しかもここのところで始めないわけにはいかない。何らかの形で、転入奨励金でなくても、何らかの形でどうにか、そういうものを始めなければならないという時期だと思うのです。

それで、そういう中で、何でリフォームをという話ですが、先ほど来申し上げていますように、予算を集中的に投入するということもありますが、事業者数が何としても伸びない。限定された業者がそこのところでかかわって固定化されてきているのかなというような感じもあるわけです。数字を見ると。

ですから、もっとこの広がりがある事業展開ができる場合と、現在こういう状況で流れてきている場合とでは、やはり事業をこれから継続をしていくのか、あるいは新

しい事業を変えていくのかというのを考えたときには、やっぱり決断をせざるを得ないというふうに思います。

〔「事業者のほう」と言う人あり〕

○松本美子委員長　それでは、清水委員の総括質疑をこれで終わります。

休憩に入らせていただきますけれども、よろしくお願いいたします。再開を50分とさせていただきます。

休　　憩　午後　３時４０分

再　　開　午後　３時４９分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日最後の総括質疑ですけれども、安藤委員、よろしくお願いします。どうぞ。

○安藤欣男委員　それでは、３人の厳しい質問がありましたが、私は最後の質問に総括質疑をかけますが、岩澤町政が大変厳しい予算編成を組みながら、新しい年度に向かっております。

きょう玄関に入ってきましたら、死亡事故ゼロ、交通死亡事故ゼロ、これが1,130日。大変めでたいことでもございますし、かつまた、思えば建物火災、これも昨年１月末か２月ありましたか、大きなのが。それ以来建物火災はありません、大きなやつは。そのくらい落ちついた状態が続いておるわけでございまして、町民全体で地域を盛り上げていくということが大事かなというふうに思っております。

厳しい予算編成の中で、集中と選択といいましょうか、新たなものを取り入れたり、誘致条例を検討したりして取り組んでいる姿に対しまして、賛意を表するわけでもございます。ただ、一つ、私総括で申し上げたいのは、嵐山町が町民憲章にあります「緑と清流の町であります」という、これはずっと不動でございます。これも、今度の条例等にも、これからの空き家の問題とか、それなども環境問題に関係をいたします。その環境問題に関することで２つばかりお伺いをしたいと思っております。

１つは、空き地管理事業の取り組み方でございます。今年度極めて小さくなったといいましょうか、33万円。空き地管理の委託料、収入分は22万8,000円だという計上でございます。昨年からすれば随分減ったわけですが、昨年は、空き地管理委託の関係が44万5,000円、それから空き家管理台帳をつくるということで447万3,000円を計上しておりまして、昨年空き家管理台帳が整備をされるというふうに、調査がされた

わけですが、昨年の公募地に対する取り組み方が、私は決算のときに質問いたしました。やり方を少し変えましたということでございまして、それの兼ね合いがあってその33万円になったのかなというふうには理解をいたしますが、ただ空き家管理の関係で調査をした中で、いろいろと町に対して公募地といいましょうか、いろいろ町で幾らか手入れをするための手伝いをしてくださいよというようなこともあるのではないかと思うのですが、今後の取り組みの姿勢をどうしていくのか、お伺いをまずはしておきたいと思います。

それから、２つ目ですが、去年、環境基本計画の策定事業を実施しておる中で、これは24年、25年度事業というか、２カ年事業で基本計画の策定をいたしました。これは、嵐山町の環境基本条例の第７条及び緑と清流のオオムラサキの舞う嵐山、ストップ温暖化条例第４条に基づいてこれは計画をされたわけですが、それの計画はされたわけですけれども、地球温暖化防止条例の関係では、昨年25年度よりも30万多いだけなのですね。昨年は300万。ただ、昨年補正をしておりますからと思っておりますので、補正額が大体幾らだとかちょっとわかりませんが、昨年の補正額があって300万ではなかったのだと思うのですが、今年は330万です。

確かに町が地球温暖化の関係で太陽光発電に、あるいは高効率給湯器への補助を出したと。最近は、個人の住宅では、確かに町がやっているどうのこうのやらなくも、やっぱり意識が高まってまいりまして、新築住宅ではほとんど太陽光発電を上げているというような感じを持っております。これは、ハウスメーカーがそれを推奨しておりまして、若い方が今家をつくるのには、そういうものを一緒に上げている新築住宅がふえております。

そういう意味では、太陽光発電に対する補助金を出した効果というのは大きかったかなと思っているのです。ただ、言いたいのは、もっと嵐山町の遊んでいるところを利用するとかしたものの、このメガソーラー発電というものを考え、あるいは推進をしていないのではないかなというふうに思ったりしています。

企業がまだ古里のほうでも同意書を、不動産屋さんのような方々が強力に判こを押してくださいよというような動きをしたりしておりますが、町にもそういうものが来ているのではないかなというふうに思っておりますが、その辺のことについて、また今年度の太陽光発電に対する、もっと足らなくなってきた場合の対応の仕方についてもあわせてお聞きしたいと思いますが、以上、２点をお願いしたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、順次答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　私からは、１の空き地、空き家管理についてということでお答えさせていただきます。

空き地等管理事業の予算につきましては、空き地の所有者等から、空き地の管理不良の状態の解消を依頼されたときの必要最小限の費用を計上いたしました。除草に係る費用20万5,000円、処分費用に係る費用を２万3,000円、合わせて22万8,000円でございます。

今後の空き家対策につきましては、空き家所有者等アンケート調査を26年１月14日から２月の14日までの間に実施いたしました。アンケートの結果につきましては、所有者の年齢につきましては、60歳以上の方が約72％、建設時期が平成元年以前の空き家が約70％、空き家となった時期が平成17年以前のものが約54％、それから今後の活用について、売却したいだとか、あるいは貸し家として運用したいというものを合わせまして約25％でした。

今後は、このアンケート結果を参考に条例を制定し、対応に当たりたいと考えているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いします。

○安藤　實副町長　メガソーラーの関係でございますけれども、自然エネルギーの利用というようなこともございまして、委員さんお話ございましたように、町としてもしっかり取り組まなければならない課題だろうというふうに考えております。

これまでの経過について、ちょっとご説明をし、またご理解をいただきたいと思います。大震災後のこの東電の問題等も含めて、平成23、24年ごろから町内の山林ですとか農地にメガソーラーを設置をしたいという、そういった業者の動きがございまして、町民の方が間に入って、町に引き合いというのでしょうか、相談に来たケースがございました。それは、具体的な場所はこういうところでこのくらいというふうな大ざっぱなものでございまして、具体的な計画については町は承知をしておりません。

ただ、いろいろ農地の問題、それから土地利用の問題、地元同意の問題等がございまして、それ以降は進んでいないというふうな状況です。それから、町としてどう取り組むかということで、昨年の12月に調整会議を開催をいたしました。その中では、

町内のある企業から町の土地にメガソーラーを設置したい、ぜひいい土地を紹介してもらいたいという申し出があったことをきっかけに、町として何かこの問題に取り組めないだろうかということで、関係課長が集まりまして、まずこの公共施設の屋根貸し、これが実際どうなのだろうと。特に近隣ですと深谷市が進んでおりまして、深谷市の取り組みの事例等も調査をいたしまして、この屋根貸しの問題。

それから、公共用地の空き地を利用する部分。ため池等も含めて、ため池の上部も含めて、そういった利用ができないか。それから、町内で、民間の土地で、何かそういう適した場所はどうなのだろうか。職員から提案を受けることになりまして、今、提案がこう大分出てきまして、その取りまとめに入っているというふうな状況です。

それと並行いたしまして、ただいま申し上げました町内のある企業から、ぜひ工業用地どこかいいところ、うちのほうとしてもやりたいので、ぜひお願いをしたいということについては、大変優良企業でございまして、町としても大変な期待を持ってそのお話を受けとめ、そして現実に話が進んでいるのが、工業団地でございます一番大きな調整池、そこに水上パネルを設置をするということで話が進んでおります。

これにつきましては、ご承知のとおり、土地の所有者は町でございまして、水利権者は勝田の土地改良組合、そして周囲が工業団地の公園でございまして、花見台工業団地の工業会にもお話を申し上げ、一定の承諾といいましょうか、進めることについてご了解をいただき、土地改良組合にも代表者にはお話をし、ご了解をいただき、具体的なプランができたらば、地域に入って、あるいは工業会の会議に行って、具体的な説明をしてご了解をいただこうというふうなことになっております。

なお、その計画、大ざっぱでございますけれども、その辺のことが順調に進めば、７月ごろから工事に入りまして、12月には発電を始めるというふうなことでございます。規模は1.2メガ、パネルの枚数が4,704枚ということで、これは計画の段階ですけれども、こういうふうなことになっておりまして、水深を調査をしたり、日照の状況を調査をしたり、周辺に障害物があるとすればそれをどうするか、公園にもなっていますので、その辺の調整を図ったり、これから幾つか課題がございますけれども、基本的にはこのメガソーラーを町としても推進していこうということでございます。

そのほかでございますけれども、吉田地区の元ボートピアが計画をされた場所、これについては雑草が生えているこういう状況にございますけれども、そこにやはり町内の方が間に入って、そして土地の所有者の取りまとめに動いているというふうなこ

とでございまして、その町内の間に入っている方が先日見えまして、こういう状況なのだと、町はどうだろうというふうなお話がございました。それにつきましては、所管課とも相談をしながら、その具体的なプラン、それを出してもらいたいと。

それから、土地所有者の承諾の状況、それと地元吉田１区の状況、これ光害、光の害があるわけでございまして、地元の区の同意の状況、それからそのエリア３万平米を超える大きな敷地でございますので、そこに当然、公共利用施設として道路やなんかが入っているわけですね。中には、墓地があったりなんかもします。こういったこともございますので、その辺について十分な調整がなされない限り、なかなか進めていくのも難しいわけなのですけれども、今申し上げたように、進めるに当たっては土地の所有者の同意の状況、地元の区との話し合いの状況等々、勘案しながら町のほうで判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　再質問を行います。

空き地管理事業の関係で調査をしたと。だだ、ちょっと答弁漏れなのですが、というふうに私は思うのですが、アンケートをとったり、職員が回ったり調査をしているわけですが、それの後で関係者からほとんどが、ほとんどと言うとあれですが、空き家の関係だと、住む人がいなくなったから空き家なので、しかも町外がほとんどだということを聞いております。ですから、アンケートをとるにしても、なかなか難しさがあるように聞いておりますが、町外のものだから町が声かけたときに、あそこを少し手入れしてくれませんかとか、そういうような働きかけはなかったですかというふうにお聞きしたのですが、それは答弁ありませんでした。

この調査結果というのを見ますと、去年これいただいたわけですが、70％は菅谷、川島、志賀、むさし台、平沢、これが調査のときの、嵐山町で292件ありますよというその調査でですよ。この志賀区域の中の空き家が70％、残念ながら、古里のほうにもあるわけですので。今答弁いただいたように確かに古い建物です。ですから、それを借りてどうのこうのというわけにはいかないかもしれません。ただ、空き家になりそうな家を空き家にしないというそういう取り組みをしていかないと、やたら、やたら空き家がふえていくというふうにも思います。

したがいまして、この空き家情報バンクという制度を、この空き家管理条例をこれ

からつくるようですが、その前に、そういうものはまず立ち上げられないのだろうかというふうに私は思うのですが、今年度予算にはそういうものは何もありません。本当にそれはちょっと残念だと思うのですが、このことに対する考え方はどうだったのでしょうか。それを伺いをしておきます。

それから、温暖化の関係では、私ども会派で去年も視察に行ったり、あるいは土地改良組合連合会で桶川のフロート式の今いう、桶川市の遊水池に国内初めてでこれを設置したという、それが去年情報が入りましたので、それを見に行きました。また、東松山がエコタウン、県のエコタウンの指定を受けて、ソーラー発電など、ちょっと忘れましたが、東松山に新しく発電の会社をつくってソーラー発電をやっています。

これなど、東松山のは、これは本当に遊休地です。行ってみましたら産廃の埋め立てのところ、生かしようがないところ。ですから、東松山はそこで取り組んでいると。カメムシの里といってみんなから敬遠された、周りは市街地ですよ。真ん中にそういうところがあって、それをやったと。まさに有効利用ですね。これなんか、やっぱり市の取り組みです。桶川も市長のトップダウンで急遽やれと言われたので、職員は慌てていろんなものを調べて、結局は提案型の企業からプロポーザルで選んで、市は金は出してありません。東松山も金は出していません。ただ、場所を貸していますから、場所代はもらえます。

桶川市は、今まで非常に金がかかっていた部分を、それで幾らかでも安くしようという取り組みをしたのですね。ですから、アイデアというものは、それぞれ考えなくてはならないことでございまして、そういう面では、私どもも改良区としても、これから負担金をいかに引き上げずに済むかということも考えて、視察に行ったりしたのですが、残念ながら、考えられるのは沼でございますが、これなんかは町の所有なのですね。なものですから、町から許可が出ないのではというのでちゅうちょしているところなのですが、そんな状況です。

ただ、今わかりました。町は、花見台のあそこの大きな池ですから、これ確かに効果があると思います。ぜひ進めていただくとよろしいかなと思うのですが、これは貸しでやるのだと思うのですが、出資は企業がやると。その辺は再確認をしたいのですが、それは企業がそこでやりたいので池を貸してくださいという、そういうシステムなのですか。そのこともちょっと聞きたいと思います。とりあえずというか、２つばかり確認の意味も含めて、メガソーラーについてはお聞きをしておきたいと思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いします。

大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚　晃環境農政課長　先ほど、ちょっと答弁漏れがあったというふうなお話だったのですけれども、アンケートの中では、アンケートのほかに自由に記入する欄がありまして、そういった中では、住んでいるところが遠くなので、いろいろ管理だとか、管理の費用がかかるというふうな、そんな自由意見などもございました。

それから、空き家バンクに向けた取り組みということなのですけれども、現在考えているのは、従前ですと、いろいろ空き家条例につきますと、景観だとか衛生面だとか防犯、そういったものが中心の条例が多かったわけなのですけれども、今後はいろいろ空き家バンク、そういった有効活用なども含まれた条例が多くなっているようなのも現在の状況のようでございます。そういった面もいろいろ含めまして、今年、条例の策定に向けましていろいろ研究してまいりたいと考えているところです。よろしくお願いします。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いします。

○安藤　實副町長　メガソーラーのことでお答えさせていただきます。

工業団地の調整池については、賃貸と。町が申し出のあった企業に対して賃貸をするということでございます。

以上です。

○松本美子委員長　答弁漏れということですが。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　安藤委員。

○安藤欣男委員　ほかに沼だの、あるいは町でも、具体的にはほかにも沼があった場合にあるわけですが、そういうところでも場合によっては、町の所有で貸すということもあるのですか。

○松本美子委員長　それでは、ただいまの質疑に対しまして、安藤副町長お願いいたします、答弁を。

○安藤　實副町長　大変失礼いたしました。

今回、安藤委員さん、桶川を見てきたということでございますので、イメージしていただくの大変ありがたいのですけれども、桶川も1.2メガでございます。今回、嵐山町の同じ場所で1.2メガ、いわば相当程度のフロートにパネルを乗せて、周辺から

の安全対策というのでしょうか、フェンスを設けたり、いろんな効率的なこともあるでしょうし、事業者が果たしてどこで設備投資をしたものを、どこでどれだけ回収ができてというふうなこともあると思いますし、その年度の完成年度によって売電価格が変わってくるというふうなこともありますし、さまざまなことを考えながら、どうしていくかということになると思うのですけれども、基本的な考え方は、調整池のほうで最初とらせていただいたようなことが、ほかでも、もし企業がそちらを使ってやりたいというふうな企業があるとすれば、それはそれで、それを実際に利用なさっている土地改良区等と協議をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長　よろしいでしょうか。

安藤委員さん、どうぞ。

○安藤欣男委員　空き家条例の中に含めて、空き家情報バンクのその制度は入れていきたいというふうな答弁かなと思うのですが、空き家基本条例というのは、いつできるのですか。何か今年ではなくて来年だとか、そうしたものが予算に見えてこないものですから、あえて私は質問しているのですけれども、その辺の予算なくもやりますよというなら、それはそれでいいわけですけれども、要綱みたいなものだったらすぐできたり、あるいは条例となると、あちこちの調査をしたり、嵐山町に見合った条例制定も考えなければいけないだろうし、研究も必要だと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

私は、できるだけ、この空き家情報バンクというようなものは、後でそこへ組み込んだっていいわけですから、早目に立ち上げて、ときがわ町なんかとっくにできているわけですよ。それで活用されて、わずかですけれども、毎年３軒か４軒か、何人か入ってきているのですね。そういう実績がありますから、まるっきり空き家バンクでも、本人が見に来て、いやこれはだめだから、俺は新しく家つくるよという人もあるかもしれません。

ただ、制度的なものがないとアクセスのしようがないわけですね。ですから、私は早目にこれは立ち上げてもらいたいなと思っているのですが、再度お伺いします。

それから、温暖化の関係ですが、実は担当課にも問い合わせが来ておりまして、現場を見せていただけませんかというような、これは何というか、非常に若い起業家が

この計画をして、それで、それに出資する会社を立ち上げて、呼びかけて、その事業を展開するという東京の会社なのですが、実は問い合わせが来ています。まだ案内するぐらいならいいのかなと思ったりはしているのですが、ただ町のものですから勝手に案内もできないし、そんな状況です。

それが案内したからうまく展開するかどうかわかりませんが、東松山のこのエコ発電を計画して出資企業を募って立ち上げた会社です。非常に若い方々の企業なのですが、そういうのが一つありますので、進められれば嵐山町の持っている資源を有効に活用していきたいというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚　晃環境農政課長　それでは、条例に関しまして、予算の中には条例制定に関する予算のほうは載ってございませんが、先ほど申しましたように、空き家の有効活用、それから空き家バンク的なものを含めまして26年中の制定を予定しております。

以上です。

○松本美子委員長　安藤副町長、お願いいたします。

○安藤　實副町長　町の企業誘致、活性化に取り組む姿勢は、町長の施政方針表明で述べられておりますとおりでございまして、ぜひ、皆様方、関越自動車道のインターの入り口、あそこに最近企業誘致の看板を立てさせていただきました。それから、バイパスにも、これは半年ぐらい前ですけれども、立ちました。

それから、駅をおりた、改札口をおりたところ、そこにバーベキュー場の宣伝もありますけれども、企業誘致に町が取り組む姿勢もあそこに表示をしてございます。これからこの議会を通じまして、さまざまな形で情報発信していくことも、それぞれのご答弁で申し上げていますけれども、ホームページ等を通じて情報発信していくこと、それから紙ベースで情報発信していくこと、さまざまな媒体を使ってこれを宣伝していかなければなりません。少ないビジネスチャンスでもアンテナを高くして、前向きに進んでいきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　以上で総括質疑を終了させていただきます。

これにて全ての質疑を終結をいたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　討論を終結いたします。

これより議案第14号　平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長　挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

◎散会の宣告

○松本美子委員長　本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後　４時２５分）

予算特別委員会

３月１７日（月）午前９時３０分開議

議題１　「議案第１５号　平成２６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について

２　「議案第１６号　平成２６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について

３　「議案第１７号　平成２６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について

４　「議案第１８号　平成２６年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について」の審査について

５　「議案第１９号　平成２６年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番　森　　一　人　委員	２番　大　野　敏　行　委員
３番　佐久間　孝　光　委員	４番　長　島　邦　夫　委員
５番　畠　山　美　幸　委員	６番　吉　場　道　雄　委員
７番　河　井　勝　久　委員	８番　川　口　浩　史　委員
９番　清　水　正　之　委員	１０番　安　藤　欣　男　委員
１１番　渋　谷　登美子　委員	１２番　松　本　美　子　委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青　柳　賢　治　議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事　務　局　長	山　岸　堅　護
主　　査	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総　務　課　長
中　西　敏　雄	税　務　課　長
中　村　　滋	税務課課税担当副課長
田　畑　　修	税務課収税担当副課長
山　下　次　男	町　民　課　長
村　上　伸　二	町民課保険・年金担当副課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
今　井　良　樹	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近　藤　久　代	長寿生きがい課包括支援担当副課長
新　井　益　男	上下水道課長

藤	原		実	上下水道課管理担当副課長
深	澤	清	之	上下水道課施設担当副課長
山	下	隆	志	上下水道課下水道担当副課長

◎開議の宣告

○松本美子委員長　皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

（午前　９時２８分）

◎諸般の報告

○松本美子委員長　ここで報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第１５号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長　議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて議案説明及び細部説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑は一括してお願いをいたします。

質疑のある方は、挙手をしていただきまして、どうぞお願いいたします。

畠山委員。

○畠山美幸委員　１点だけお伺いします。

259ページの糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診及び特定保健指導を実施するために要する経費ということで、消防品費、印刷製本費、通信運搬費などが増額になっておりますが、どのような事業というか、通知物というのですか、事業をするのかお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えをさせていただきます。

特定健康診査の関係でございますけれども、実際こちらの事業につきましては、健康いきいき課のほうでやっていただいておりまして、その辺の積算といいましょうか、細かいことにつきましても委員会のほうでは触れてあるのですけれども、内容といい

ましょうか、それにつきましては、消耗品につきましては特定保健指導のパンフレットですとか、受診勧奨のリーフレットのようなものが主なものとなります。

それから、印刷製本費につきましては、受診券発送の封筒ですとか、未受診者の方に勧奨通知等も出しているのですけれども、そちらの封筒ですとか、それから去年初めてこうやったのですけれども、小学生の子供、お子さんから親に対してメッセージを出してもらったというようなことで、今年もそれをやるということでメッセージカードですとか、それを送る封筒ですとか、そのようなものがございます。

それから、通信運搬費につきましては、やっぱり受診券を送付したりですとか、保健指導用の無料券の送付ですとか、あと先ほどのメッセージの切手代とか、そういったようなものが計上されております。

以上でございます。

○松本美子委員長　畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　そうしますと、コール、リコールではないですけれども、特定健診を受けていらっしゃらない方に、では受けてくださいねというようなお手紙を出されるのかということになるのでしょうか。一応確認をしたいと思います。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　お答えをいたします。

まず初めは、当然その受診券ですとか、初めに対象の方にお送りしまして、その未受診の方につきましては、途中の段階でそういったことも受診をしてくださいというような形で送付させていただくというものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

川口委員、どうぞ、

○川口浩史委員　234、235なのですが、今度制度が、制度改正というか、７割、５割、２割のうちの、５割、２割の軽減が拡充されるということですよね。

本町では６・４割軽減ですので、その４割が拡充されるのかどうか伺いたいと思います。この保険税のところでありますので。

それと、全体的なことなのですが、消費税による支出増となったものはどういうものなのか伺いたいと思います。

それから、退職被保険者のほうなのですけれども、これ説明のときに560人から430人

に減ると。退職者がその分減っているということで、嵐山町は、その数だと思うのですけれども、全くそのとおりにいくというのでいいのか、伺いたいと思います。

それから、保険給付のほうは、退職者はこれは人数の減だったとすれば、すればというか、減になっているのですけれども、一般のほうがふえているわけですよね。そういう中で、236、237の国庫支出金、財政調整交付金、これが3,000万円も減っているわけですね。どうしてこう減ってしまうのか。その上の療養給付金も減っているわけですけれども、ちょっとどういう意味なのか伺いたいというふうに思います。

それから、238、239の前期高齢者交付金なのですが、昨年、嵐山町は31.9％というふうにお答えになっていたのですけれども、この新年度で何％というふうに見ているのか。

それから、242、243、繰入金の保険給付費支払準備基金繰入金、これは科目設定になっているわけですけれども、どうしてなのかを伺いたいと思います。

それから、248、249、保険給付費ですけれども、何％の増ということで今回見たのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　中西税務課長、お願いします。

○中西敏雄税務課長　それでは、まず軽減のことをお答えいたします。

嵐山町で今、７割、５割、２割やっていなくて、６割軽減、４割軽減やっていますが、４割軽減の計算式が変わります。今までは、本人が本人プラス世帯人、軽減の対象の中に本人は入っていなかったのですけれども、今度は本人を入れた人数で今度は軽減の対象になります。

それと、退職の関係なのですけれども、現在一般退職と次が分かれているのですけれども、将来的に両方とも３割負担ですので、一般に一本化されるということで退職者を減らしております。

以上です。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　お答えをさせていただきます。

保険給付費の中の一般で、療養給付費、それから財政調整金交付金が減ったというようなことにつきましては、中西課長からお答えさせていただきたいと思います。

初めに、234ページで、退職被保険者の人数が減っていると、その理由はというこ

とでございますけれども、退職者医療制度につきましては60歳から65歳の方が該当になるわけでございますけれども、新たにご退職をされて60歳になって年金をもらう方が退職という形になっているのですけれども、その制度自体は来年度26年度で終わりまして、それからは今現在入っている場所といいましょうか、61歳以降の方が該当になって段階的にだんだん減っていって65歳になって全員がこう亡くなっていくというようなことなのですけれども、26年度に新たに該当になられる方が見込み的には少ないというような形で、今回は130人ぐらいの減ということで見込みをさせていただきました。

それから、238ページの前期高齢者交付金の関係で、加入率の関係だと思います。先ほどちょっと議員さんがおっしゃられたパーセントと私がちょっと今ここで把握している、捉えている月といいましょうか、ちょっと違うかもしれませんけれども、昨年度の24年度ですね、12月末では38.7％です。それで、今年はといいましょうか、25年度の12月末では41.6％ということで40％の大台に乗ってしまいましたので、こちらでの加入率が高いですから、ぜひ高齢者交付金のほうもふえているというような状況でございます。

それから、242ページの保険給付費支払準備基金からの繰入金の関係でございますけれども、こちらが来年度は科目設定のような形になっているかということでございますけれども、この準備期間からの繰入金につきましては、予算編成に当たって、今ある見込める収入の中ではちょっと予算が組めないということですと、その基金を取り崩して予算編成に充てるというようなことでございまして、来年度につきましてはこの基金を取り崩さなくても何とか、大変厳しいのですけれども、予算編成ができたということで一応科目設定ということになってございます。

それから、248ページですか、一般被保険者の療養給付費の関係で何％ぐらい増を見ているかと。これにつきましては、伸び率といいましょうか、それにつきましては一応４％ほどの伸び率で、今年のその計算に当たりましては１人当たりの年間額を21年度から25年度の９月診療分までの平均額を出しまして、それに対しましての一応伸びを４％見ているというような形で計上してございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　川口委員さん、どうぞ。

○川口浩史委員　すみません。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　村上副課長、お願いします。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長　236ページ、237ページ、療養給付費負担金、また国の調整交付金の額が前年度より大きく減っているというご質問でございますけれども、今、課長のほうからも説明いたしましたように、療養給付金自体は伸びを見込んでおります。

ところが、前期高齢者の比率、こちらのほうも伸びている関係で、前期高齢者交付金、こちらの額も非常に大幅の増となっております。

療養給付費負担金につきましては、前期高齢者交付金がその分、丸ごと引かれてしまいますので、実質的な医療給付の増に対して療養給付費負担金、国庫定率負担32％分は、そういった引かれるものを除いてしまうと実質減になってしまうということでございます。

また、国の調整交付金につきまして、前年度の予算に対しまして3,026万6,000円の減となっております。こちらにつきましては、実質的な嵐山町の被保険者の企業総所得、また医療給付等が国の調整交付金の交付に基づく計算式で出されるわけなのですが、国から示される係数というのが毎年度変わってきております。この係数によりましてほんの少しの0.幾つというパーセンテージで1,000万、2,000万というふうに実質変わってきております。

ちょうど嵐山町の被保険者の状態なのですけれども、全国平均からいたしますと所得が平均よりもいいという状態でございます。その辺で、調整対象需要額と調整対象収入額の差でこの国の調整交付金のほうは交付されるわけなのですけれども、割と収入のほうが多く見られてしまうという形で、本年度、平成25年度の今現在仮計数の計算式のほうが国から示されておりますけれども、それをもとに算定した結果、このような大幅な減となっております。

以上です。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　すみません、先ほどちょっと一つ答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきたいと思います。

消費税の引き上げによる影響はどのぐらいあったかというようなことのご質問があったと思うのですけれども、国保会計の中で一応総務費ですとか、徴収費等の関係で

需用費ですとか、役務費とかにつきましての影響額といたしまして、合計いたしますと大体50万6,000円ぐらいの増というようなことで影響があったというようなことでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　４割軽減が本人が入るようになったので、これは拡充になったという理解で、そうしますとよろしいのでしょうか。確認をしたいと思いますので。

それから、退職の関係なのですが、ちょっと課長の説明では、一般に一本化していくと。これは、山下課長の説明で述べていることなのかなと思うのですが、退職者のほうを減らしているというふうに何か言ったような感じがするのですけれども、別に無理に減らしているわけではないですよね。

こっちが段階ごとに減らしていくので減ってくると、そういう理解でいいわけですよね。ちょっとこれ確認ですので、お願いしたいと思います。

それと、あとこの保険者数は、全体で、もうピークは平成23年でしたよね、この表を見ますと。もうピークを過ぎて、全体では人数は減っていくというような理解でよろしいのですか。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　４割軽減の関係なのですけれども、今、税法改正が示されております。

26年度から適用になるような形に、多分３月31日で専決処分すると思うのですけれども、26年度から適用ということで今案が来ております。

それと、先ほどの一般と退職者の関係なのですが、今後、一般被保険者のほうを一本化するということで、退職被保険者のほうはなくなるという形になります。

以上です。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　それでは、お答えをさせていただきます。

今、中西課長のほうからお答えをさせていただきましたけれども、退職制度が、こちらのほうで減らしているのではなくて、60歳になられて年金をもらえるという段階で退職の該当になってくるわけなので、今年なられる方については、そういったもら

えるというのが、61歳になってから多分該当になってくる方が多いので、繰り上げで60歳からもらいたいよとか、そういう方がいらっしゃいますと、そこで該当になってくるわけなのですけれども、そういった関係がございまして減ってくるだろうということで見込みをしております。

それから、保険者数のピークは過ぎたのかというようなご質問でございますけれども、資料の中にもございますけれども、保険者数の推移を見ていただきますと、確かに毎年減ってきているような状況でございますので、恐らくそんなような状況になってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　退職の件なのですが、退職のほうは社会保険から医療給付は来ていますよね。これは、引き続き一般になっても来るようになるのでしょうか。ちょっと教えてください。

○松本美子委員長　村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長　退職者医療制度につきましては、本来平成20年度に後期高齢者医療制度が始まりまして、前期高齢者交付金が交付された際に廃止という形になっております。

ただ、そこで退職者医療制度のほうにまで診療報酬、社会保険の基金のほうからいただいたわけなのですけれども、いきなりそれをやられてしまうと激変ということで、市町村国保のほうに影響が大きいということで段階的に継続して残していると。

実質的に退職者医療制度のほうは、平成26年度からは新規に入ってくる方がいらっしゃらないということで、順次65歳になられた段階で一般に移るという形でだんだん減っていくと。

先ほど課長のほうから説明ありましたけれども、60歳の定年で入られるのでなくて、退職者医療制度の需給対象者はあくまでも年金の受給者、受給資格を得た方が初めて退職者医療制度になりますので、60歳で退職になっても受給権が発生しない、61歳にならないと受給権が発生しないという方はそのまま一般で、62歳になって初めてという形になりますので、そういう感じでだんだん徐々に減っていくと。その関係で、退職者に係る交付金、診療報酬支払基金交付金も徐々に減っていって、その分、前期高齢者のほうで全てそれを賄うという形のほうがというやり方が国の考え方で、その関

係で退職者医療制度は廃止されるという形になっております。

以上です。

○川口浩史委員　社保からは来ないのですね。社保や共済からは来ない。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長　そうです。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　ちょっと総括的なのですけれども、まず最初に、総括ではない部分もあるのですけれども、４割軽減と６割軽減のほうで、具体的には支援費というのは、それぞれ４割軽減と６割軽減幾らに見ているのかということですね、それが１点。

それと、これは療養給付費の交付金のほうになりますけれども、未就学児を何名ぐらいに見ていて療養給付費をどのぐらい見ているか。一般でどのくらいを人数を見ていて、医療給付費を幾らで見ているか。退職被保険者は出ているのですけれども、71歳１割負担が人数をどのくらいで、療養給付費はどのくらい見ているか。70歳２割負担をどのぐらい見ていて、療養給付費をどのくらいに見ているか。70歳３割負担をどのくらいの人数を見ていて、そして療養給付費をどのくらい見ているかということを伺いたいと思います。

あと、ごめんなさい。関係ないのですけれども、これ総括的ではないのですけれども、259ページの特定健康診査等委託料拡大分自己負担軽減分というのは、具体的に自己負担の軽減は何が自己負担軽減になっているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　初めの４割６割軽減の関係につきましては、中西課長のほうからお答えをいたしますけれども、療養給付費の関係でございますが、年齢によってでどのくらいかというようなご質問なのですけれども、では積算上で、細かくそこまでちょっと積算は見てございません。例えばゼロ歳から６歳までですと110人、それで１人当たりの負担額というような形で出しておりまして、それが14万5,833円で伸び率を４％見てございまして、その負担は1,668万3,294円ということで計算を出してございます。

また、70歳以上につきましても１割負担、２割負担、３割負担のそれぞれでご質問

だったのですけれども、そちらにつきましても70歳から74歳の１人当たりの医療費といいますか、それを出して計算していますので、人数的には1,100人ほど見ているのですけれども、それで35万5,023円と１人当たり、それで伸び率を４％見ていまして、４億614万6,312円というような形でこちらのほうの金額は見させてもらっております。

それから、259ページの自己負担分の軽減の関係ですけれども、まず特定健康診査のほうなのですけれども、自己負担分、今までは900円をいただいてございました。それが来年度からは一応500円、ワンコインで。

○渋谷登美子委員　ワンコインなの。

○山下次男町民課長　受診できるというようなことの引き下げでございます。

それから、こちらも健康いきいき課のほうでやっていただいております各種の検診の関係でございまして、住民検診ということで肺がんの検診、それから30歳以上の方を対象としたものが今まで600円だったものが500円、それから胃がん検診、30歳以上が800円が500円、それから婦人科検診ということで乳がん検診のエコー、これが30歳以上の女性1,100円が1,000円、それからマンモグラフィーということで、こちらは１方向、２方向というような検査が２つあるのですけれども、２方向の部分で、今まで1,300円だったものが1,000円、１方向は1,000円で変わってございません。それから、子宮がんの関係で20歳以上の女性の方を対象ということで、これが700円だったものが500円、それから個別の検診でこの大腸がん検診、30歳以上800円が500円、胃がん検診が30歳以上3,300円が3,000円、それから前立腺がん、これは50歳以上の男性の方が対象ですけれども、1,100円が1,000円、子宮がん検診、20歳以上の女性1,400円が、これ頸部のみということで、1,100円が1,000円、それから乳がん検診のエコーの関係で30歳以上の女性の方が1,300円が1,000円。それで、マンモグラフィー、30歳以上の女性の方で、30歳から49歳の方の２方向ということが1,500円が1,000円、50歳以上の方の１方向が1,200円が1,000円というようなことで自己負担額が減ってきているということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　村上副課長、お願いいたします。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長　６割４割軽減の内容の人数に対する質問についてお答えいたします。

まず一般分でございます。これ税の軽減分につきましては、保険基盤安定のほうで一般会計のほうから繰り入れ、県が４分の３、町が４分の１という形でございますけれども、この中で６割軽減につきましては612世帯832人の方が対象となっております。

また、４割軽減につきましては126世帯294名の方が対象となっております。

以上です。

○渋谷登美子委員　支援費。具体的な支援費って言わなかったっけ。支援費。金額はわかっています。

○松本美子委員長　では、村上副課長、答弁をお願いいたします。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長　失礼いたしました。

支援費につきましては1,325万1,360円になります。

以上です。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　すみません、支援費なのですけれども、私、2,147万9,000円というふうに入れているのですけれども、これは困った。違うのですか。そうすると、６割軽減の支援費は幾らになって、４割軽減の支援費は幾らになっているのか伺いたいと思います。

それと、今回、71歳１割負担とか70歳２割負担とか、変わってきているではないですか。それに対しての計算式というのは決算でやって、決算で細かいことが出てきて、全体的に嵐山町の療養給付費というのはどういうふうになっていくのかというのは、予算の段階ではつくらないということですか。例えば６歳から70歳は３割負担になっていますよね。71歳からは１割負担、70歳からは２割負担の人が１年間、70歳になった段階で出てきて、70歳以上の方でも所得の高額な方は３割負担になってくると。でも、その部分までの細かい計算は出さないで、療養給付費の当初予算というのはつくっていくということでよいということなのですか。だから、未就学児に関しては、１人当たり14万6,853円に４％を掛けて110人分というふうな形で出してきているということで、当初予算というのはそういうつくり方であって、決算のところで、段階でそれが出てくるということで、そんなに細かい予算の算出はしないというふうになっているということで考えていいのですか。

あと、もう一つ。特定健康診査委託料の拡大自己負担軽減分によって、どのくらい健診についての効果、たくさんの方がふえていると、増加するというふうに見込んで

いるか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長　先ほどの税の軽減の金額につきまして、お答えのほうが間違っておりました。渋谷委員さんのおっしゃるとおり2,147万9,040円、こちらが税の軽減分のものでございますけれども、６割４割の内訳につきましては、６割軽減が1,903万9,680円、４割軽減につきまして242万9,360円となっております。

以上です。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

療養給付費の関係でございます。今、渋谷委員さんのことで細かいのは決算のときに出そうかという話ですけれども、予算の段階では、特に負担をしていただく、そういうことではなく、こちらのほうから支払うというような形の見方をしてございますので、ですから何歳、例えばゼロ歳から６歳までの方が１人当たり例えば平均につきまして、どのぐらいの医療費がかかっているから、それで人数でどのくらいかかるだろうというようなことでこちらのほう計算をしてございまして、負担、例えば、１割負担が何人で幾らとか、２割負担が何人だとか、そういうような見方では積算のほうはしてございません。

ですから、先ほど言われたように、そういった細かいことになりますと、決算の段階でいかなかったということになるかというふうに思っています。

それから、特定健診の関係でございますけれども、500円にしてどのくらい増ということで見ているかというようなことでございますけれども、これについては500円にして負担を、払いやすいようにしたわけでございますけれども、それによってどのくらいふえるかというようなことで、ちょっと若干そこまでの何人ぐらいふえるだろうというところまでは予想はしていないのですけれども、今まで嵐山町では余り高くない受診率でございますので、そういったことによって少しでも率がふえたらというようなことで考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長　質疑のある方は、続けてどうぞ。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　一つは、退職被保険者の関係なのですけれども、今の話を聞いていると、一般のほうに移すのだということで、これは将来的には３割負担のほうに全体的に移行するという考え方があるのでしょうか。今回１割負担を２割負担、これは後期高齢者の医療費を、制度をつくるときの経過はそういう経過で、暫定的に１割負担というふうになっているかと思うのですけれども、将来的にこの退職被保険者と一般被保険者のほうに移していくという方向が出ているということは、全て３割負担に将来的に移行するという考え方というのは国のほうにあるのかどうか。もしわかったら教えてください。

それから、療養給付費の問題なのですが、診療報酬の会計が行われると思うのですけれども、例えば初診料についての引き上げ、再診療についての引き上げ、これはしかも薬剤も改定が同時に行われるということで、この影響というのはどのぐらいを見込んでいるのでしょうか。7,635万1,000円の増ということなのですけれども、この初診料の影響というのはどのくらい出てくるのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、課税限度額の引き上げがあると思うのですが、この課税限度額の引き上げで対象になる人数等がわかったら教えてもらいたいというふうに思うのですが。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

まず、退職を一般にというような形で、将来３割負担にしてくれということなのだというご質問だと思うですけれども、退職の制度の該当になっている方は今までの３割負担でございますので、１割の方というのはいらっしゃらないので、そのままその制度がなくなっても、自己の負担割合につきましては特に変更がございませんので、３割、今までのままだということでございます。

それから、療養給付費の関係で診療報酬の引き上げ等が行われて、その影響額ということなのですけれども、申しわけございませんが、そこまでちょっと見込みをしてございません。

以上です。

○松本美子委員長　中西税務課長、お願いします。

○中西敏雄税務課長　それでは、課税限度額の関係なのですけれども、今回、後期高齢者支援分の限度額が14万円から16万円、２万円引き上げられます。それと、介護給付金の関係、介護の関係ですが、これが12万円から14万円、これも２万円引き上げられ

ます。

医療分は改定がありません。それで、全体的に今、77万円が限度額ですけれども、これが４万円アップして81万円になります。それと、積算の関係なのですが、今月ちょっと示されたもので、これからＴＫＣに頼んで積算をしたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　そうすると、初診料についての影響はまだこれからというか、その推計はされていないということで、結局、療養給付費というか、金額的には上がってくると思うのですよね。これ、再診療も上がるわけですから、これはもう初診料だけではなくて再診療も上がるわけですから、１回かかるごとにもう医療費がかかってくるということになるのだと思うのですね。そういう面では、そんな影響というのは国保会計のほうに必ず出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、これはもう再診療ということになると、全ての人に影響するわけで、それが医療費のほうにはね返ってくるというふうになると思うのですけれども、その辺の計算はしていないと、今度の当初予算の中には入れてないということなのですか。計算していないということですか。

課税限度額の引き上げについては、まだこれから、申告今やっているところだからそうなのかなとは思うのですが、この影響というのはおよそどのぐらい出てくるという見込みというか、それはあるのでしょうか。

○松本美子委員長　山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えをさせていただきます。

診療報酬の引き上げに伴っての影響ということでございますけれども、確かに初診料で120円でしょうか、それで再診療で30円ぐらい上がるというようなことになっているみたいでございますけれども、これにつきましては先ほどの療養給付費のほうで、伸び率といいましょうか、そういうの４％ほど見させていただきましたけれども、そういった伸び率の中にですね、やっぱりこう見込み額をさせていただいて計算をしているということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　中西税務課長、お願いします。

○中西敏雄税務課長　限度額の関係なのですが、これについては、25年度ベースでこれ

からＴＫＣにお願いしようと思っています。

以上です。

○松本美子委員長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長　討論を終結いたします。

これより議案第15号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長　挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩をさせていただきます。

休　　憩　午前１０時１２分

再　　開　午前１０時１２分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１６号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長　議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括してお願いいたします。

どうぞ。川口委員。

○川口浩史委員　今度引き上げになるわけですね。引き上げになる理由を。

引き上げになる理由を、どういうふうにしているか伺いたいと思います。

それと、この中では消費税の影響するものというのは、例えばどんなものでしょうか。金額も伺いたいと思います。

それと、278、279の広域連合の納付金の関係で、医療費等と、医療費は全部ですけれども、あるわけですよね。

医療の関係で、こういう病気が多いので注意してくれというか、何かこう広域連合のほうからは来ているのかどうか、お伺いいたします。

○松本美子委員長　山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えをさせていただきます。

まず初めに、保険料の引き上げの理由ということでございますけれども、広域連合のほうで、こちらの保険料につきましては２年に１度見直しをするというようなことになってございまして、来年度26年度がその見直しの時期に当たるということによる改正というような形になります。

それと、今回は多少の増額の改正、説明の中でも触れていただきましたが、均等割額につきましては４万1,860円が４万2,440円、580円の増、それから所得割率につきましては8.25％が8.29％ということで0.05％の含み、増ということでございます。これは、後期のほうにつきましても医療費のほうが年々増加していく状況に対応するために、今回の保険料の改正をするというようなことでございます。

それから、次に、消費税の影響ということなのですけれども、ちょっとこちらのほうにつきまして細かく出してはいないのですけれども、先ほど言いましたように、事務費、消耗品費ですとか印刷製本費、そういったようなところでの影響が３％の影響が出てくるということで、ちょっと金額につきましては計算をしていないで申しわけございません。

それから、278ページの納付金の関係で、広域連合のほうでどういった病気に注意しなさいとかというようなことが来ているかというようなことなのですけれども、特にこういった病気ということはございませんけれども、やっぱりお聞きをしますと、循環器系の病気ですとか、がんですとか、そういったものがやっぱり多いわけでございますので、健康診査等を受けていただいて事前に予防するというようなことが大事だということでは、そういう健診率等も上げようというようなことでは来ていますけれども、特にこういう病気ということでは来ておりません。

以上でございます。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　そうですか。医療費は、これだけかかったから今回、この金額を引き

上げさせていただきたいというふうに来ているのかなと思ったのですが、ちょっとそうではないのですか。

それで、若干、若干って、被保険者にすれば大変な負担、大変て、負担になるわけですので、滞納繰り越しがこれ前年と同じ金額ですよね。何とか、この人数といいますか、金額で済むという見通しでこれを組んだのでしょうけれども、ふえるというお考えというか、気持ちというか、ないのかどうかちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

先ほどの保険料の関係でございますけれども、医療費等が伸びているような状況の中での改定というような形になりますので。ただ、広域連合のほうの考えといたしましては、なるべくその保険料は今の現行とほぼ同額になるような形で設定をさせていただいたというようなことでございます。

それで、剰余金というものがあるのですけれども、それが約82億円ほどあるということなのですが、それをそのうちの67億円を活用して、現在の保険料とほぼそんなに変わらないような形で設定をさせていただいているというようなことがそうでございます。

それから、滞納の関係でございますけれども、これがもっとふえるというか、そういったことなのですけれども、こちらにつきましては一般の普通徴収の保険料という形の中で見てございます。後期のほうも、特別徴収、年金からの天引きができてございます。ですから、そちらのほうが多いということは年金でも、いやが応でもそこから引かれてしまいますので、普通に年金天引きができない方がこちらの普通徴収の対象になってございますので、それほどの人数的な面も多くはございませんので、この程度見ておきますと、ほぼ大丈夫かなというような形で計上させていただいております。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　ページ数を言うと274になるのですけれども、274、275になるのですけれども、特別徴収と保険料の関係なのですが、特別徴収の人数と普通徴収の人数をどのぐらいに考えているかということと、あと今回の、先ほどのと、川口さんとほ

とんど同じような感じになってしまうと思うのですけれども、２割軽減の人の人数と５割軽減、７割軽減の人の人数と被扶養者軽減の人数で全体としてどのくらいの軽減の人数になっていて、軽減額は具体的に言うと、今度は逆に国は、広域連合が負担するのですか、どのくらいを負担していくのかということをまず１点伺いたいと思います。

それと、予算案の参考資料の38ページによりますと、入院が県平均よりも高くて、通院が低かったり高かったりという状況なのですね、嵐山町の場合。それで、25年度が15億2,463万4,000円というのが医療費になっているのですけれども、これは嵐山町ではどのように考えて、人数がふえているので当然医療費もふえていくわけですけれども、どのくらいを見込んでいるかというのは、嵐山町の分ではわからないですか、ということを伺いたいと思います。

それと、もう一つ、１人当たりの保険料が７万5,230円になっているのですけれども、嵐山町の平均で見ると、それほど高くないのかなと思っていて、多分３万7,000円ぐらいが嵐山町の１人当たりになってくるのかなというふうに私としては計算しているのですけれども、どのくらいの感じで予算を立てているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

まず保険料の関係で、特別徴収と普通徴収の関係でございますけれども、特別徴収の見込みの人数でございますけれども、こちらにつきましては1,815人、それから普通徴収の被保険者数の見込みとしましては409人を見てございます。

それから、保険料の軽減の関係で、人数と金額ということですけれども、まず低所得者の軽減分という形で、７割軽減が863人、それから５割軽減が82人、２割軽減が175人で、金額といたしますと2,964万2,910円でございます。

それから、被扶養者の軽減分ということで、これ５割軽減になりますけれども、168人分366万720円を見ております。

それから、38ページでいえば医療費の増の関係ということなのですけれども、こちらにつきましては当然伸びているということで、嵐山町だけということはなかなか難しいのですけれども、こちらについては一応、広域連合のほうから嵐山町分の、大体これぐらいかかるというようなのが来まして、それに基づいて予算のほうは計上させ

ていただいております。

向こうから大体このくらいかかるよというようなのが通知されますので、それに基づいての計算ということでございます。

それから、１人当たりの保険料、確かに県平均では７万5,230円ということですけれども、町は確かに低くなっているのかなということですけれども、地域性といいましょうか、やっぱり南のほうの現の予算のほうが年金収入ですとか、今、収入面で高いのかなということで、こちらのほうに北の北部のほうについては、やっぱり所得が低いせいもあるのでしょうか、それで低くなっているのかなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長　ほかにありますか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　一つは保険料なのですが、保険料の関係というか。財政安定化基金というのがどのくらいあるか把握をしていますか。いいです。それで。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

財政安定化基金につきましては平成25年度末の見込みということでございますけれども、約84億円ほどあるというようにしております。

以上でございます。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　ちょっと参考になのですが、嵐山町の中にも点検的には資格証明書だとか、短期保険証だとかというのがもう発行になっている部分もあるのだと思うのですが、嵐山町の中ではそうした人が昨年いましたか。

○松本美子委員長　山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長　お答えさせていただきます。

嵐山町におきましては、資格証と短期保険証、該当になっている方は現在ではいらっしゃいません。

以上です。

○松本美子委員長　ほかにございませんか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長　討論を終結いたします。

これより議案第16号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長　挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩をとらせていただきます。

再開を40分とさせていただきますのでよろしくお願いします。

休　　憩　午前１０時２８分

再　　開　午前１０時３７分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１７号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長　議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　総括的なことになりますけれども、まず参考資料のほうなのですが、見ていますと、25年３月で認定者26年１月で686人で、要介護度１が減少して、要介護２が増で、介護度５の方が亡くなって、多分亡くなっているという形でいいのだと思うのですけれども、そうすると、介護認定者というのはどの程度予定しているかというのを伺いたいと思うのですね。少人数は4,947人でふえているのですけれども、居宅介護と施設介護を行う事業者の数と具体的なサービス料をどのように考えているのかということが２点目。

もう一つは、ひだまりの丘の運営主体が社会福祉協議会かららんざん苑へ移行して、全体的に嵐山町で大きく捉えた介護の課題というのはどのようなものとして考えていらっしゃるのかということと、もう一つ、居宅介護給付サービスの利用率というのがだんだん上がってきているというか、55～56％から60％弱ぐらいになっているのですけれども、その介護をするために仕事をやめて家族介護をしていらっしゃる方の割合とか、そういったものの調査というのはなされて居宅介護が進んでいるのか。介護のサービス料がつくられているのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、お答えをさせていただきます。

まず１点目でございます。参考資料の43ページに介護認定者の状況ということで今後のほう計上させていただいております。

こちらについては、議案説明会のときに若干触れさせていただきましたが、平成26年１月686人ということで、前年25年３月、これは若干減っていると。この内訳については、今議員さんご指摘のとおり要介護５が減っているということがありまして、こういった現象なのかなというふうに思っています。

また、最近のこの要介護認定者の傾向を見ますと、対象者となる被保険者数と、これは圧倒的にふえております。ただ、それに反して、それほどふえていない状況というのがここ見られます。数カ月でございますが、認定者の被保険者の状況からすれば、もっとふえてきてもいいのかなというふうには思っています。ちょっと話がそれてしまいますが、近隣の状況、認定者の状況をちょっと先日調べていたのですけれども、今年度１月までの状況を見ますと、前年の同月比で見ますと嵐山が1.6％の増、これ認定者の数でございます。

この1.6％の増というのは、近隣と比較してもかなり少ない、低い数字になっています。一番少ないのは東秩父で0.5％の減でございますが、それ以外は全てふえています。一番ふえているのは吉見町が10.8％、認定者がふえている。その次は、東松山市が9.7％、あとは７％、４％台と、こう軒並みに高い数字で認定者がふえています。こういった中にありまして、嵐山町は1.6％増ということで、ちょっとほかとは違う状況があるのかなというのをこの最近は思っています。

これについて再度検証しているわけではございませんが、一つに推測されるのは、

いろいろ、これは長寿生きがい課だけではなくて、例えば高齢者スポーツであったり健診であったり、健康の部分、スポーツの部分、あるいはそれ以外の部分、こういった部分のいろいろ町の取り組みというのがこういった数字にあらわれてきているのかなというふうに、大変こういいように解釈をしているところでございます。

ただ、これが一過性のものなのかどうかというのは、また今後こういう状況を見ていきたいというふうに思います。

今お話しさせていただいたのは、現状ということでございますが、ご案内のとおり介護保険につきましては、介護保険事業計画３年間の計画に基づいて運営をしております。認定者の見込みということでございますが、基本的にはこの予算自体が介護保険事業計画に基づきまして作成をしております。

計画上、平成26年度の認定者の数は923人ということで、大変この現状とは少しかけ離れた数字になっております。これは、策定してから２年、３年近くですか、こうしまして、状況が少し変わってきたという部分もあろうかと思います。また、高齢者が飛躍的に伸びるという推計をもとに、計画上はかなり伸ばしているということもございますので、こういった若干差異が出てきてしまっているのかなというふうには思っています。

次の２点目の関係でございます。これは、ひだまりの丘の運営主体が変わるということでございます。これにはいろんな事情がございまして、譲渡するということになりました。

これまで嵐山町では、グループホーム、認知症対応型共同生活介護、これは１カ所で９人だけということでございました。確かにこの９人だけで足りるのかと問われれば、そんなことはなくて、町外の施設にお世話になっているというのが現状でございます。こういったことも鑑みまして、現５期の計画の中では、現行の９人のグループホームに加えて、さらに９人の施設をということで計画をしております。

今後、この後でございますが、この１年間のうちに、何とかこの計画を達成ができればというふうに思っております。

それと、居宅サービスの利用者の割合がふえているが、仕事をやめて家族介護をしている状況を知っているかというご質問だと思います。

まず具体的に、家族の中に要介護者が出て、その方を介護する必要があり、離職をして介護をされているかどうかということについて調査をしたということはないとい

うふうに思います。

ただ、今のようなお話にならないために、この介護保険制度があるというふうに思います。

こういった制度がなかったときは、やはり今議員さんお話しのように、仕事をやめざるを得なくて、家族の方が介護をするという状況が多々見られたというふうには聞いておりますが、介護保険制度発足後は、やはりそういう状況をつくらないためにこういった制度をつくっているということで考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　認知症に対しては、今後１年間で９人の新たなものをつくっていくという目標の中で、これがひだまりの丘が社協から別のらんざん苑に移行したということで考えていいということですね。

もう一つなのですけれども、嵐山町でたまたま、私はたまたま２月の状況だったから介護の認定者が少ないのかなと思っていたのですけれども、大体44ページのグラフを見ますと、２月段階で大体みんな保険給付費が下がっていますよね。月日の日数的な問題があるのかなというふうにも思ったのですが。３月になると急にアップするというのが、このグラフなのですけれども、そうすると嵐山町の場合は、２月段階で申請される方が亡くなったりして少なくなって、そして３月段階で急に上がっていくとかそんな感じで見ていたのですけれども、今回に関してはそういうことではなくて、実際に人が少なくなってきている、認定されている方が少なくなってきて、過去２回、５の方はなくなってきたのだなというふうに、私自身はこれ、グラフを見て判断したのですけれども、そうではなくて、実際に嵐山町に、何らかの形で嵐山町の政策が介護度を上げるような状況ではなくて、健康で済む形になっているので、このように1.5％の増になったというふうに考えていいのか。このグラフを見ていただくと、ちょっと違う。２月はみんな全体的に下がっているなというのが、日数的な関係かもしれないのですけれども、給付額ですからというふうな感じで見ているのですけれども、それについて改めて伺いたいと思います。

それと、現状での居宅介護と施設介護を行う事業者の数とかというのは、サービスの供給量が一定程度あるから居宅介護、介護離職をしている人がいないというふうに考えているのか。よくいますよね、介護離職をする方が多くて、それがフリーターの

原因にもなっているというふうな形がよく報道されていますけれども、実際に見てみますと、中年の方の、息子さんが仕事をしないで、介護をしているという状況は私の近辺にもあるのですが、介護離職をしている方というのがあると、それはすごくマイナスになってくると思っているのですね、所得に関して、全体的に。その介護離職をしている方が逆に介護の、将来的に介護の仕事につくことができれば、それはプラスになるだろうというふうな感じでは見ているのですけれども、そういった調査と、先ほど私、居宅介護と施設介護を行う事業者の数とサービスの供給量についてというのも多分ここに書いて、総括的な質問の最初に書いているのでお話ししたと思うのですね。その点については、多分答弁漏れなのではないかなと思うのですけれども、その点は改めて伺って、それで介護料と、居宅介護の給付サービスの利用率というのと、それから全体的なものについて、今の今回の予算ではどのように、総括的な問題になってきて申しわけないのだけれども、捉えているか。

だから、居宅介護と施設介護を行う事業者の数とサービスの供給量というのは、ある程度満足しているのか。それとも、金額的に各家庭の事情でそれを使わないでいるということが介護離職につながるわけですよね。そういった問題を考えていくと、私はそれなりに介護離職をしている人がいるなというふうに見ているのですけれども、そういった調査はやっぱりされないで、今の介護保険が始まる前と現状とは全く違っていると思うのですけれども、意味が伝わるかな。

よくもう報道などでは、明らかに介護離職をしている人たちというのが多いというふうに出ていますよね。それが問題になっていると思うのですけれども、それについて介護離職をしないでもいいだけの、嵐山町では介護量のサービスがきっちりしているのかどうかということですよね。介護保険を使っても、３分の１ぐらいしか、居宅介護の場合は３分の１ぐらいしか手当てができないというふうに聞いているのですけれども、そうするとそこの落差のところを家族介護で、家族が離職して家族介護をしているということになってくるのですけれども、女性の場合だったら、夫婦２人いて、１人が働いて、２人とも働いていた方が１人やめて、そして介護に専従していくというのが一般的ですよね。だけれども、今は男性のほうも、ご夫婦ではない方は男性のほうは息子が介護離職をするとかいうことがあると思うのですけれども、そこら辺の調査は１遍しておいたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、お答えをさせていただきます。

まず、１点目の認定者の関係でございます。２月だから認定者が少ないのかというご質問かと思います。確かに給付費に関しては、当然これ２月は28日で日数が少ないですから給付額は減ってきます。これは、利用する日数が少ないから減っていくということでございます。

ただ、認定者につきましては、そういった捉え方ではございませんで、先ほどちょっとお話をしましたが、ここ数カ月の認定者の動きというのを、ちょっと手元に資料がありますので申し上げますと、昨年の６月が714人でした。

そこから、月ごとに申し上げますが、707、711、705、697、690、693、686というふうに、若干ふえたりはしているのですが、少しこう減っているような状況が見られるということで申し上げました。これは、月には関係はないということでございます。

それと、２点目でございます。まず、今、嵐山町の居宅サービスの状況で十分かどうかという問いかと思います。その需要に対して。

これは、サービスというのは、ご存じのとおりいろんなサービスがあります。訪問介護があり、通所介護があり、あるいは嵐山町ではまだないサービスもあります。24時間の随時の定期の訪問、そういったサービスもあります。

こういったものは、なかなかこう全国的にもサービスの導入が進まない状況であります。全体を通してみれば、これで十分かと問われれば十分とは言えない状況だというふうに思います。ただ、部分的に見れば、例えば通所介護、あるいは訪問介護、こういったものについてはということで問われれば、それは現状でも対応はできるのかなというふうに思っています。ですから、そのサービスの内容によって、居宅の方がまず在宅で生活をするには、ではこのサービスがあればいいよというようなことではなくて、やはり複数のサービスを組み合わせて生活を成り立てていくというのが、これが基本かというふうに思います。

現状であれば、今あるサービス、受けられるサービス、これ嵐山町の中だけではなくてもいいのだと思います。近隣の市町村にあるサービスを使うことも制度上できますので、そういった使用可能なサービスを組み合わせて使っていただくということは現状かと思います。

よろしいでしょうか。

○渋谷登美子委員　はい、いいです。

○青木　務長寿生きがい課長　以上でございます。

〔「ちょっとすみません」と言う人あり〕

○松本美子委員長　暫時休憩をさせていただきます。

休　　憩　午前１０時５８分

再　　開　午前１０時５８分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑を終結させて……

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　ごめんなさい。申しわけありません。

渋谷委員さんにつきましてはこれで終わりということですみません。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　大変申しわけありませんでした。

そのほかに質疑のある方は、どうぞ挙手をお願いいたします。

川口委員さん、どうぞ。

○川口浩史委員　先に、個々で聞くべきだったのか。２号保険が引き上がる。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員　２号保険が引き上がるというふうに聞いているのですけれども、これ引き上がっているのかどうか伺ってみたいと思います。

それから、全体的なことなのですが、消費税のどこにかかっていて、影響額が幾らなのか伺いたいと思います。

それから、301ページの一般管理費に、昨年度電算委託料が、使用料、賃借料のほうに電算委託料があったのですが、今回ないわけですね。ちょっと細かいのですけれども、この外した理由を伺いたいと思います。

それから、314ページの二次予防の把握事業、昨年も下がって、そして今度もまた下がると。この事業を削減していって把握ができるのかなって思うのですけれども、削減した理由と、きちんとできているのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、318ページのシニアいきいきステップアップ講座、これが廃止になった

わけですけれども、廃止の理由を伺いたいと思います。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、私からは１点目と２点目につきましてお答えをさせていただきます。

まず２号保険でございますが、この介護保険の予算の中で影響がある部分というのは、294、295ページに支払基金交付金というものがございます。この部分が、２号被保険者からいただいた保険料に係るものでございます。

この仕組みにつきましては、歳入概要のところにも記載をさせていただいておりますが、標準給付費、あるいは介護予防事業費の29％、一定割合、この金額が実績に応じて交付をされるというものでございます。

町、この介護保険会計、直接保険料が上がる、下がるということについては影響はないというふうに思っております。ただ、これとは別部分で、私も先日ちょっと新聞を読んでおりましたら、２号保険料が上がりますということで記事を確認をしております。

次の２点目の消費税のアップに伴う影響額ということでございますが、これ過日の一般質問、清水議員さんの一般質問の中でもご質問をいただいたわけでございます。そのときの答弁と重複をしてしまいますが、今回の消費税率のアップに伴いまして介護報酬の改定がなされているということでございます。その割合につきましては、0.63％介護報酬が引き上げになるということでございます。

その影響額という予想でございます。これ今回の予算に計上している給付費の総額、これが11億2,445万4,000円あるわけでございますが、こういうところから試算をいたしますと、給付費自体は700万円程度ふえるというふうに思っております。町の一般会計で持つのが12.5％ですから、町への直接的な影響額としましては80万円程度というふうに思っております。

私からは以上でございます。

○松本美子委員長　近藤副課長、お願いします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　続きまして、私のほうから２点、お答えをさせていただきます。

まず、二次予防事業対象者把握事業の減額につきましては、来年度38万2,000円減

額になっておりますが、委託料のほうが50万から101万6,000円に減額になっております。これは、今年度の委託の実績に基づいて委託料を出させていただきました。また、報償費なのですけれども、報償費のほうは36万から48万に増額させていただいておりまして、これは未返信者の訪問をするための看護師さんの報償費になっていると思いますけれども、こちらのほうは未返信者のほうがふえているということで増額をさせていただきました。それですので、事業自体を縮小するということではなく、今年度並みに実施していきつつ、あと未返信者のほうを充実させていくという形で計上させていただきました。

それから、318ページのシニアいきいきステップアップ講座の廃止の理由ということなのですが、シニアいきいきステップアップ講座は、シニアいきいきなごみ講座を卒業した方が参加する講座になっております。この２つの講座は、事業者のほうに業務を委託しておりまして、業務の都合上、同じ業者に委託をしていったほうがスムーズに事業が進むということで、事業をシニアいきいきなごみ講座とステップアップ講座の事業を一緒にまとめまして、314ページのシニアいきいき講座のほうに計上させていただいたという形になっております。

以上です。

○松本美子委員長　今井副課長、お願いします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　私のほうから、最後に、301ページの賦課徴収費の電算委託料の減額の理由についてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、クラウド化に伴いまして減額をさせていただいております。

町村会のほうでクラウド化をしておりまして、そこに参加している構成町村の費用負担の分担というのは、その支出は地域支援課のほうでやっているのですけれども、地域支援課で共通事項を組んだものについては、私どものほうで予算を組む必要がないので、その分減額になっております。

嵐山町独自のシステムとかクラウド化に含まれない予算については、こちらで組まさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　２号保険料はそうですか。そうすると、この中ではこの予算では引き上がってはいないという理解でよろしいのでしょうか。課長は、引き上がるという情

報がありましたということだけでありましたので、確認です。

２号保険がそうなのか、そんなに引き下がっていないのかということで、１号保険が大きく伸びているわけですよね。これは単純に、被保険者数が伸びているので保険料が上がっているという理解でよろしいのでしょうか。

それから、消費税の件なのですが、町の負担までわかりました。個人の負担はあるのかどうか、ちょっと確認を伺いたいと思います。

それから、314、315の二次予防の件なのですが、二次予防になるおそれのある人を対象にするわけですよね。この事業でそれを捕捉する、つかみ取るといいますか、それは全部できると、できているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

その二次予防になるおそれのある人は、いろんな事業ありますけれども、どのくらいいくように計算しているのか、今度の予算で。伺いたいと思います。

シニアいきいきステップアップ講座はわかりました。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、お答えをさせていただきます。

まず、２号保険料の関係でございます。この予算の中では上がっていないのかというご質問かと思いますが、この２号保険料は、それぞれの健康保険の保険者が料率を定めて集めるものでございます。その集めたものを、ちょっと正式な名称を忘れてしまいましたが、基金を納めるわけでございます。介護保険の保険者に対しては、先ほど答弁させていただきましたとおり、実際にかかった費用に応じて、その基金から一定割合が配分されるということでございます。

ですので、当然２号保険料が引き上がったということは、今後の介護給付費の増嵩に対応するために引き上げたということでございますから、全くその引き上げの影響がないということではございません。ちょっと説明が端的ではなくて大変申しわけないのですが、仕組み自体がそのような仕組みになっていますので、この会計上は、引き上がって影響はあるのですが、はい、ちょっと言いようが難しいのですけれども、はい。

○川口浩史委員　難しいのはわかります。

○青木　務長寿生きがい課長　ですから、その２号保険料の引き上がったものが直接的にここにどこかに反映されるというものではございません。

次に、消費税の個人の負担は上がるのかということでございますが、ご案内のとおり介護保険の場合には、現状です。１割のかかった費用に対して１割の負担ということでございますので、介護報酬が0.63％引き上げになるということは、当然個人の負担も上がってくるということでございます。

参考までに申し上げますと、国では、今回の介護報酬改定に係る引き上げということで試算を出しております。一例を申し上げますと、要介護２の方が通所介護を月に10回利用した場合、現行と比べて月額60円個人の負担が上昇するということでございます。

もう一つ申し上げますと、要介護２の方が、これは訪問介護です。ホームヘルプです。身体介護に30分未満を月に６回、生活援助45分以上を月に９回利用された場合に、月額で15円個人の負担が上がると、こういうような例を国のほうでは出しております。

以上でございます。

３点目は、副課長から答弁をいたします。

○川口浩史委員　１号保険は。１号保険者がふえた理由。

○青木　務長寿生きがい課長　大変申しわけございません。

１号被保険者の保険料につきましては、今委員さんがお話しのとおり、退職になる被保険者数がふえたということに伴う増でございます。

基準額につきましては、３年間同じ金額で据え置くということでございますので、理由については人数ということでございます。参考までに申し上げますと、25年の当初予算は4,781人、26年につきましては5,124人という人数で見ております。

以上でございます。

○松本美子委員長　近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長　それでは、お答えいたします。

二次予防事業対象者把握事業につきましては、計上させていただいた予算で事業の質を下げることなく実施することが可能です。

それから、続きまして、この要介護状態となるおそれが高い方の二次予防事業で把握した方なのですけれども、まず二次予防事業へ、元気はつらつ体操教室事業に40名、それから元気はつらつ口腔教室に16名を予定しております。あと、この把握事業で二次予防事業の対象者にならなかった方につきましても、一次予防事業のお誘いを実施する予定です。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方、どうぞ。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　２号被保険者の関係なのですけれども、余り影響がないというような感じを受けたのですが、２号被保険者の要するに動向って、非常に保険料、介護保険会計からすると大きくなるというふうに思うのですね。

介護保険会計の半分は、保険料が21％、交付金が21％、２号被保険者の交付金が29％ということなのだと思うのですね。そういう点では、ここにも書いてあるように医療給付の29％を２号被保険者の基金交付金が賄うのだよということですよね。だから、非常に大きい部分があるのだと思うのですが、今度4,289円から5,273円に上がるということになっているわけですけれども、この動向というのは果たしてどういうふうになっていくのかなというふうに思うのですけれども、これから介護保険計画を作成をしていくということで、要支援１、２号が介護保険から除かれると、町の事業となっていくよという話ですよね。

では、この標準給付費そのものは何かといったときに、在宅サービスと地域密着サービスと施設サービスというのがこの標準給付費になるわけで、それがベースになって支払基金の交付金が来ると。そうすると、要支援１、２が除かれた部分というのは、この交付金の中から除かれてしまうのではないかというふうに思うのですけれども、これから介護保険の計画を見直す上に当たって、除かれる要支援１、２というのは、国や県からの助成、あるいは補助金というのが出てくるのでしょうか。町単独でやらないとならないと、町単独のお金、単独費という形になってしまうのでしょうか。その点、１点お聞きをしておきたいというふうに思います。

そういうふうになってくると、交付金そのものが減ってきてしまうのではないかなというふうに感じるのですが、その辺の影響というのは出てくるのか。

もう一つは、次の296ページなのですけれども、支払準備基金そのものを、今回3,500万取り崩しているわけですが、恐らく１億円以上、それでも上がるかなとは思うのですが、基金の残高を教えておいていただきたいというふうに思います。

それから、これから介護保険計画をつくるわけですけれども、町の動向だとか利用者の反映だとか、そういったものを15年、27年の改正というのはかなり出てくるのだと思うのですよ。そういうものの周知徹底をしながら利用者の動向というのを見てい

く必要があるかなというふうに思ってはいるのですが、介護保険計画をつくるに当たって、どういう考え方を今持っているのでしょうか。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、お答えをさせていただきます。

まず１点目の関係でございます。今、委員さんお話しのとおり、２号被保険者からの保険料の財源というのは、この介護保険の中でも、標準給付金、地域支援事業の介護予防事業費の29％をいただいているものですから、影響がないということではございません。貴重な財源をいただいているということでございます。

今開かれている国会で審議をされている医療・介護総合推進法ですか、この中に、今議員さんのお話の要支援の関係が入っているかというふうに思っています。これについては、確かに保険給付費からは除きましょう、ただ保険給付費からは除き、そのかわり地域支援事業の介護予防事業の中で行うというようなことで組まれております。

そういたしますと、295ページのところをちょっとごらんいただきたいと思いますが、一番下にあります地域支援事業支援交付金、こういった、今この２号被保険者の保険料というところなのですけれども、この介護予防事業費29％アップをしたいと思うということでございますので、給付費から地域支援事業に移ったとしても、その財源については変わってこないということになるというふうに思います。

これは、今、２号被保険者の保険料ということで申し上げましたが、国の財源も県の財源も、給付費があったときと同じ財源構成になるというようなことで国は考えているというように聞き及んでいます。

次が、基金でございますが、26年度の予算では3,510万円をこの基金のほうから繰り入れ、給付費に充てるということで計画をさせていただきました。

今５期の計画の中では、当初３年間で8,740万円を繰り入れるということで計画をしておりましたが、何とかやりくりをしてきまして、26年度予算を含めますと7,710万円を合計で３年間に繰り入れるということで、1,000万円計画よりも少ない繰り入れで何とか予算のほうを組むことができました。

今回これで、今年度繰り入れをいたしますと、26年度末の残高の見込みが9,560万

円程度になったというふうに思います。この基金残高につきましては、次の第６期計画以降、給付費の不足分になって保険料の上昇が幾らかでも抑えられればというふうに思っています。

次の最後の３点目の計画に関してでございます。町の動向、利用者の反映等、把握をしてということでございます。

それで、前回の動きのときもそうでございましたが、利用者からのニーズ調査、こういったものも行う予定でございます。町民の方の意見をできるだけくみ上げ、検討をしていきたいと思います。また、今回、本当に国のほうでは大きな改正を行うということで予定をしております。

こういった国で新たに考えているもの、これは介護保険制度のこの制度が継続して行うことができるものとするために行うというふうに国では言っております。こういったことの中で、嵐山町としてはどこまでのことができるのか。今ある資源、あるいは新たな資源を開発し、どういったことができるのか、こういったことを十分に検討をしながら計画を策定をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○松本美子委員長　清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　ちょっと確認ですけれども、支払基金の交付金については、予防事業だけは来ると。それは、要支援１、２の部分のサービスに充てられるということでいいのかどうか。それと、基金ですけれども、１億1,000万円ぐらいあるかなというふうに思ったのですが。

それは、１億円を割るということでよろしいのかどうか。２つちょっと確認をしておきたいと思います。

○松本美子委員長　青木長寿生きがい課長、お願いします。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず要支援の関係でございます。今回の審議されている内容としては、今、地域支援事業の中に総合事業という事業があります。この総合事業は、給付費と同じ財源構成になっています。国が25で県が12.5、町が12.5というような形になっています。今回この要支援を履行するに当たって、総合事業の内容を少し国では組みかえますというふうに言っています。組みかえて、新しい総合事業の中に要支援の部分を入れていきますという内容なのですね。

財源についても、現行の総合事業と同じということで言っておりますので、国も県も基金も町も皆同じ。ですから、現行と同じ財源というようなことになろうというふうに思います。

それと、２点目の基金でございますが、25年度末の見込みが１億3,000万ほどです。ここから3,500万円、10万円を取り崩しますので9,560万程度ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長　討論を終結いたします。

これより議案第17号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長　挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩をさせていただきます。

休　　憩　午前１１時３１分

再　　開　午前１１時３９分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１８号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長　議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括してお願いいたします。

どうぞ。川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　338、339ですが、浄化槽事業分担金、これ説明の中で設置基数の減であるということで説明があったわけですけれども、幾つにするのか、予定しているのかを伺いたいと思います。

それから、その下の使用料手数料が、下水道も浄化槽も減になっているわけですけれども、これ使用料、手数料も入っているからこれだけの減になっているわけですよね。使用料自体はそんなに変わらないというか、むしろふえますよね。下水のほうは、つなげば、その家庭の分がふえるわけで、浄化槽も設置をどんどんしていくわけですから。ちょっとこの減の理由を伺いたいと思います。

それから、その下の国庫補助金の公共下水道事業費、国庫補助金がゼロであるわけですね。歳出のほうを見てみましても、工事はないみたいですので、もう下水の工事は終わったというふうに見てよろしいのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、345ページの維持管理費、補正予算のところでお聞きしたのですが、市野川流域維持管理負担金、不明水等の管理の負担金だと思うのですけれども、ちょっと中身、内容がわかりましたら伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

分担金につきましては、基数の原価ということでございまして、基数につきましてはＳＰＣと、この浄化槽事業を実施するときに年度ごとの実施基数というのがありまして、それで平成26年度の実施基数につきましては、年間基数を80基という目標にしております。

これは平成24年、事業をスタートした時点で年度別の基数が定められていたわけですけれども、その26年度の基数につきましては、転換基数を80基という目標にしております。ちなみに24年度の転換基数は100基でございまして、25年度の転換基数が90基、10基ずつ減らしてございます。その基数の減によるものが分担金の限度額になっております。

それから、使用料の減ということでございますけれども、下水道の使用料につきましては、１人当たりの使用水量を今までちょっと多目に見ていたというところもあります。それから、昨年度あたりの実績を見ますと、戸別世帯というのですか、老人世帯と言っていいのかどうかわかりませんけれども、13ミリの使用家庭の使用水量が思

ったよりも少ないというふうに考えておりまして、今回前年度に比べて減にさせてもらっております。

それから、工事の関係についてのお尋ねですけれども、平成26年度につきましては、国の補助対象となる工事がありませんので、補助申請をしていないのですよ。実際の工事は、枝線の工事ということで200ミリの下水管を30メートルほど布設する町の単独工事というものは予定をしております。

これは、25年度に実施した工事場所の隣接しているところでございまして、突っ込み道路、行きどまりのところに何軒か住宅があるのですけれども、約６件、７件ぐらいの排水をとる場所の工事でございます。

それ以外の公共下水道の工事はというお尋ねでございますけれども、まだ川島地内に都市計画道路ができないと公共下水道の工事ができない区域がございまして、ご存じのとおり自然流下で水を持っていっていますので、今後計画している都市計画道路ができると、その道路に公共下水道管をつないで、それで下水本管を接続したいというふうに考えておりまして、今現在ですと、これから実施しようとするところは何らかの、どこかに集めてポンプアップするとか、都市計画道路ができないと費用をいろいろかけてやる必要が出てくる場所しかもう残っていないというところでございます。

それから、345ページの維持管理負担金の関係でございますが、平成25年度はまだ最後の月、年４回分の最後の部分がまだ正確なものではありませんので、平成24年の途中と25年の途中でちょっと比べさせていただきますと、第３四半期までのところの比較をさせていただきます。

平成25年度の第３四半期までの支払い、維持管理負担金ですけれども、累計合計額が8,514万9,866円でございます。それで、24年度の維持管理負担金の第３四半期までの支払いが8,702万769円ということで、前年度の第３四半期と比較した段階では187万903円ほど減額になっております。

ちなみに平成23年度と平成24年度の比較では、平成24年度のほうが前年度比97.3％ということで、23年より24年のほうが少なくなっています。公共下水には当然つないでおりますので、つないでいるお宅はどんどんふえています。ただ、維持管理負担金として、請求のある水量につきましては、前年度比減っているというのが現在までの、町のほうで実施した不明水対策が有効に働いたのかなというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　そうですか。設置基数は80基ということで、これは当初の予定どおりということですか、わかりました。

使用量なのですが、下水は大幅な増は、今の課長の説明でもないかなと思うので、多目に見ていた分というのが限られると思うのですが、浄化槽はこれから設置をしていくわけですので、その分が減で大丈夫なのかなと。

80基設置するのは、80基目はもう来年の今ごろになるのでしょうけれども、どんどん設置をしていくわけですので、ちょっとどうなのだろうかという、私は疑問なので、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

それから、工事の関係では、もうほとんどないということで、あと都市計画道路とコンパクトな工事が残っているということだけなのですね。わかりました。それはいいです。

市野川流域維持管理の負担金なのですが、そうしますとこの負担金は全額が不明水に対応した負担金だよということで、ただそれは不明水対策を行ってきているから減ってはきているという、そういう理解でこの金額は見ていいのでしょうか。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

浄化槽の水量につきましてのお尋ねでございます。浄化槽の使用料につきましては、今年度1,456万5,000円ということで、前年度が1,653万7,000円ということで、197万2,000円ほどの減の使用料という予測にしております。昨年度の実績を見まして、浄化槽の一月当たりにする使用水量を、見込みが今度の26年度予算では一月約21立方ぐらいに見込みました。昨年はこれよりもっと多かったのですけれども、使用水量を、１カ月当たりの使用水量を約21立方と見たものでございます。

それから、つなぎ込む時期の問題にもよりますので、多少のずれは出てくるかなと思っておりますけれども、そんな見込みで予算は立てさせていただいております。

それから、市野川流域の維持管理負担金ですけれども、全額がこの負担金の中に不明水も含まれている金額かというお尋ねかなと思って、有収水量ということで町が有収水量の報告をするのですけれども、市野川流域のほうで処理水量というもので、水

量、下水道処理した水の量がわかります。

そうすると、嵐山町と小川町と滑川町の有収水量の報告、来た数字との誤差があるわけですけれども、それが不明水量ということで、ちょうど水量につきましてはそれぞれ分担割合が決まっておりますので、その分担割合によって請求されたものということで、町が報告した水量よりも処理水量のほうが多くなっていると。それも含んだ金額になっております。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　１点確認しておきたいのですけれども、まず嵐山町の世帯数で単独槽は何軒ぐらいあるのか教えていただきたいのですけれども、それだけです。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長、お願いします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

平成24年度にＳＰＣがこの浄化槽事業を実施するときに調査した資料によりますと、事業着手前の基数としましては814基が単独槽でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　確認ですけれども、今年度は80基を目標にということでお話がありましたけれども、80基で814基まで、これから100基やったり、前年度24年度が100基、25年度が90基ということですから、この数よりは減っているとは思うのですが、今後あと24、25、26、あと７年続けるのでしたか。確認だけお願いします。

○松本美子委員長　新井上下水道課長、お願いいたします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

浄化槽の設置の目標ということで先ほどもお話ししましたけれども、全体目標基数を500基という目標にしておりまして、１年目が100基、２年目が90基、３年目が80基、４年目が70基、５年目が60基、それで６年目が50基、７年目が50基、合わせて500基という目標になっております。

これは、単独浄化槽あるいはくみ取りトイレ、この転換と言われているものの目標ということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　そうしますと、最初814基ありまして、500基を目標にされているということは、300基程度は単独槽なりくみ取り槽なりが残ってしまいますけれども、それの対応というのは何かお考えがあるのでしょうか。

○松本美子委員長　新井上下水道課長、お願いいたします。

○新井益男上下水道課長　現在のこの事業計画では第１期ということで計画をつくっておりますので、これが第１期が終了した時点で第２期の事業計画をどのようにつくるかというのは、まだちょっと今ではわかりませんけれども、あくまでも第１期という考えで進めております。

以上でございます。

○松本美子委員長　このほかにありませんか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　340ページの債務負担行為で、水洗便所改造資金利子補給というのと水洗便所改造資金損失補償というのがあります。345ページに融資あっせん利子補給補助金20万円というのがありますけれども、金融機関に融資あっせんをする世帯数の実績と、それから今年度どの程度見込んでいるかということを伺います。

それと、２点目ですけれども、浄化槽設置による経済効果、今回はリフォーム事業がないわけで少なくなるのかなと思うのですけれども、それと、河川水質の減少というのはそろそろ始まってきてもいいのかなというふうに思っているのですけれども、それは今までのとおりの環境課での河川水質の検証のみでやっていくという形でいいのかなというのはあるのですけれども、その点伺います。

○松本美子委員長　新井上下水道課長、お願いいたします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

融資あっせんの利子補給の関係で実績ということでございます。公共下水道の関係で４件、それから浄化槽の関係で１件、合わせて５件でございます。

それから、浄化槽事業を取り入れたことに伴う町の経済効果、これがどうなっているかということのお尋ねについては、ちょっと把握ができておりません。

それから、水質の関係でございますけれども、町の考え方としましては、浄化槽をこれから定期的に管理していきますので、浄化槽をそれぞれ転換、町が管理する浄化

槽について水質検査を実施して、その浄化槽から排出される水がどの程度になっているかという管理はさせていただこうかなと思っておりますので、町全体の水質というのはそれ以外の影響もいろいろとありますので、町管理型浄化槽の中では戸別の浄化槽の水質をそれぞれ把握していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　浄化槽の設置というのは、河川水質を軽減していくというのですか、よくしていくということが本来の目的であったわけだから、合併浄化槽の区別のものというふうな形で見ていくのか、それとも、河川の水質をよくしていくという意味では、河川水質、ほかの影響がどんなものがあるかということは、私としては家庭からの雑排水、あと工業用の排水、それが一番の原因だと思っているのですけれども、そのほかに河川の水質を悪化させる状況のものというのはあるのですか。なので、合併浄化槽だけというのはどのように考えて、それしか今のところ方法がないのかなと思うのですけれども、どのように考えているかです。

○松本美子委員長　新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

浄化槽事業と、それから公共下水道事業も両方進めているわけですけれども、公共下水道事業でまだ接続がされていないお宅、アパートを中心に結構あるところがありまして、そこら辺の部分がどういう影響を及ぼしているかというのが、ちょっと含めて、なかなか分析が難しいというのが今までやってきた現実かなと思っています。そういうのを含めた中で、町管理型の浄化槽とか、どういう性質のものがなされているか、そこは最低限町として管理しなくてはいけない部分かなと思ったものですから、そこだけはやっていきたいなというふうに思っているところです。

なかなか水質が全て浄化槽、100基入れたからすぐにきれいになるかというと、なかなか公共下水のつなぎかえもある、かなりできていない部分があって、なかなか浄化槽が実施されたものが水質にすぐ、目に見えて出てくるかというのはなかなか難しいかなというふうに思っているところです。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　公共下水道につなげていないところというのは、くみ取りとかそういうふうなところでやっているわけですよね、結局。

効果としては、残っているのが814基であるというのは、合併浄化槽区域の中のものなのか、下水道区域のものなのかというのがよくわからないのですけれども、全体で1,000基以上あったはずだと思うので、そうすると814基というのは市街化調整区域の中のものというふうな感じでいて、公共下水道区域に関してはまだ200基ぐらいというふうな感じなのかな。ちょっと私自身がそこのところ、前あったと思ったのですけれども、覚えていないのでお願いします。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

山下副課長、お願いします。

○山下隆志上下水道課下水道担当副課長　それでは、先ほどの質問の関係なのですけれども、渋谷委員さんおっしゃるとおり、800基余りの単独浄化槽、これに関しては調整区域、今新規事業でやっていますけれども、この浄化槽で整備をしている区域の基数でございます。残り、やはり200基余りなのですけれども、これは公共下水道区域で残っている部分がございます。ただ、やはりこの基数なのですけれども、若干うちのほうに届け出ですとかが出てきているものに関しては把握できているのですけれども、把握できていない部分も若干ございます。それよりも基数的には若干落ちているのかなと思いますけれども、単独浄化槽を含めまして、合併浄化槽も使われている公共下水道の区域の方もいらっしゃいます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○松本美子委員長　会議の途中ですけれども……。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　それでは、質疑を終結させていただきます。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長　討論を終結いたします。

これより議案第18号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長　挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩をとらせていただきます。

午後の再開は１時30分とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休　　憩　午後　零時０４分

再　　開　午後　１時３１分

○松本美子委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１９号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長　議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑は一括してお願いをいたします。

では、どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　376ページになりますけれども、給水収益は、実績は372ページのところで４億3,002万9,000円で、そして4,724万6,600円の増を見込むのは消費税分の増額分と給水戸数の83戸の増だと思うのですけれども、総配水量は6,000立方メートルの減で、有収水量は２万4,000立方メートルの増を見込むということなのですが、具体的にはどのような形のことで、これだけの給水収益ですよね、が上がっていくのか。そして、雑収益になるのですか、これ。新規加入金ですけれども、これは2,484万円になっているのですけれども、私がこの予算書の中で企業誘致条例はまだ反映されていないのですか。そこのところがよくわからなくて。そして、この中で企業誘致条例を給水のところで生かしていくということだというのですが、それがどのような形になっていくのかわからないので伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

26年度の収益の増加する理由というふうなことかなと思うのですけれども、年間戸

数につきましては若干の増を見込んでいますが、水道の収益の中身といったらいいのでしょうか、統計別の中を見てみますと、13ミリの口径の方のこれはまだ24年度の実績なのですけれども、23、24と見てきても、やっぱりそういう傾向があるのですけれども、口径でいくと13ミリの件数の割合は90％以上ある。ただ、大口の利用者のほうが割合は少ないのですけれども、従量制ですので、量を使ってもらえば使ってもらうほどその単価が上がってくる関係で、工場利用、工場で利用されている。件数は少ないのですけれども、そこのところの割合によって料金が、収益が上がるというような、大ざっぱに言ってしまうと構造になっています。

実際にどのくらいかというのですけれども、24年度の実績でいきますと、13ミリの口径が先ほど申し上げましたように、延べ件数でいきますと、６回に分かれていますので、６回の全体の料金をお金をいただく件数としては、13ミリが４万1,213件、これで全体の件数でいくと、件数割合で90.1％という割合であります。

ただ、50ミリの例えば口径の件数は、延べ件数でいくと132件、件数の割合でいきますと0.29％。ただ、この0.29％が金額でどのくらいの割合になるかというと、24年度の実績の中では26.9％、金額にしますと１億3,141万7,349円。

先ほど言った13ミリの口径の金額は幾らかというと１億8,516万5,984円ということで、件数で90％以上持っていて、全体の割合では37.9％。50ミリだけですけれども、例えば件数の割合は0.29％ですけれども、金額の割合では26.9％です。

あと75ミリの方、100ミリの方いるのですけれども、そういうところのほうがしょっているというのですか、量を使えば使うほど単価が上がっていくという中で、売り上げ全体では漏水なんかもあるのですけれども、料金となってはね返ってくる有収水量の中で、口径別では75ミリとか50ミリとか、そういうところの利用者が多く使ってくれるということで、全体としては料金収入が前年度と比べて少なく、ほとんど変わらない状況で来ているというのは現状でございます。

雑収益の関係では、新設の加入金ということでございますけれども、これについては13ミリを中心としたアパートができることによって、そのアパート１軒で12件だとか18件だとか20件だとか、それぞれ１軒ごとに13ミリなり20ミリの加入がされますので、そういうので総体的に給水戸数というのはふえているという状況があります。

その関係で、新規加入金はそういう給水装置の申し込みの関係で新設の加入金が予算上は多目にとっているというのが状況でございます。

それで、先ほどご質問の企業誘致条例の関係でどうなのかというお尋ねだと思うのですけれども、企業誘致条例、新たな場所にまたそういう事業者が来られたときには、水道事業で優良企業かどうかの判定をするのではなくて、企業誘致条例のほうの企業支援課のほうでその企業の安定をしていただいた関係で水道の加入金を減免するという手続になりますので、少し時期がずれるのかなということもあって、26年度については特にそのことを中心に予算は組んではありません。

それから、今現在どこに企業来るというふうにもちょっと聞いてはいませんので、そこのところもありまして減額的な予算は特に組んでいないというのが現状です。

以上でございます。

○松本美子委員長　渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　そうしますと、水道料金の収益なのですけれども、どのくらいを見込んでこれ増額になっているのか。全て給水収益になっているとは思っていなくて、消費税分が入っていると考えているということなのですけれども、どのくらい増として見込んでいるのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　新井上下水道課長、お願いします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

予算の説明のときにもちょっと申し上げましたけれども、消費税の影響分が1,098万というようなお話をさせていたただきました。その中で本年度の26年度、比較しますと、この給水収益が2,089万8,000円で、1,908万ですから991万8,000円を利益として見ているという部分、消費税を除いて利益として見ている部分です。これには当然、見込みですのでちょっと若干違ってくる部分もあるかもしれないですけれども、今、アベノミクスと言われている現象かどうかちょっとはっきりしませんが、それよりも嵐山町においては武蔵野フーズカムスさんの第２工場の影響が大きいのかなと思っていますけれども、カムスさんの第２工場が50ミリ口径では一番水量を使っていただきますので、その影響が料金収入に一番はね返っているのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　ただいまのページの新設加入金なのですが、そうしますともうアパー

ト等が建つので加入金も大幅にふえるだろうというか、もうふえるということで昨年度の倍以上の加入になっているわけなのでしょうか。ちょっと確認なのですが。

それから、その項の一番下の破損損料、昨年15万円とって今回は９万円ですよね。引き下げた理由を伺いたいと思います。

それから、377ページの受水費なのですが、全体の何％を予定しているのでしょうか。

それから、380ページのこれ説明のときに伺えばよかったのですが、特別損失というのが今度新しく設けられたわけです。特別損失が期末手当や勤勉手当、退職給付費、こういうのが特別損失になるのかなと思うのですが、これ日本中そうなのでしょうからそれはそれとして、本当の損失もここに入ってくるというふうに、今後は見方としてそういう見方をすべきなのか伺いたいと思います。

それと、382ページの浄水場施設費、工事請負費、これが第１浄水場の給水施設の解体だと、こちらに解体とか改築工事をするとかとありますけれども、ちょっとその今どういう状態で、だから解体しなくてはならなくて、今度どういうものをつくるのか、ちょっとご説明をお願いします。

○松本美子委員長　新井上下水道課長、お願いします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

376ページの雑収益の新設加入金につきましては、現在できているアパート、建設中のアパートも含めて、これもまだ増加するのかなというふうに思っているところでございまして、でき上がったものについてということではなくて、今予定されている部分を含めての見込みとして考えていただければというふうに思います。

それから、次の破損損料につきましては、余り多くないのかなというところで、今回負担減分ということで９万円とさせていただいております。

それから、377ページの県水受水費の関係だと思います。県水受水費につきましては、平成25年度と比較しまして、平成26年度は3,490立方ほど減らしまして、県水受水費の予定を67万9,060立方メートル、平成25年度が68万2,550立方メートルということで、25年度と比較しまして26年度は3,490立方ほど減らしております。約25％、約の割合になっているかと思います、実績では。実績では、全体の25％弱の実績になっているかと思います。そこの部分については、ほぼ26年度においても変わらないかなというふうに思います。

それから、380ページの特別損失については、副課長のほうでお答えさせていただきます。

382ページの工事の関係でございます。第２浄水場の工事ということで、これにつきましては、予算の担当資料のほうの一番最後、56ページをごらんいただきたいと思います。

その中で、お尋ねの件につきましては、浄水場施設費の第１浄水場の給水タンク格納庫改築工事と、それからその下が第１浄水場の場内の舗装工事、それから第１浄水場の給水タンク格納庫撤去工事ということで、あわせましてこれにつきますと930万円の第１浄水場の浄水場の工事ということで予算を立てさせていただいております。

（３）になります第１浄水場給水タンク格納庫撤去工事、これにつきましては、昭和49年３月に建てられた軽量鉄骨造の建物がありました。それがさびがついて大分古くなっている、老朽化している平家建ての建物が、50平米の建物がありますけれども、それを撤去しようと。ここのところに同じく計量鉄骨造の平家建てで同じ面積の予定ですけれども、格納倉庫ということで建築を考えております。

その倉庫の前面に、県道のところから入った第１浄水場があるのですけれども、今までは砂利式だった場所が、この前、第１浄水場のほうをちょっと見られたときにちょっと思い出していただけると、途中から砂利で打ってあるところがあったわけなのですけれども、そこのところについて約228平方メートルの舗装ないしは出入り口の場所をきれいにしまして、給水タンクの出入りはできるようにしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長　藤原副課長、お願いいたします。

○藤原　実上下水道課管理担当副課長　それでは、特別損失についてお答えいたします。

委員さんおっしゃるとおりで、今回の改定基準の関係で変更になった部分でございます。こちらのほうで、手当等及び法定福利費に関しましては、賞与引当金という部分に当たる分でございます。こちらの賞与引当金のほうが新しい基準では平成26年６月支給分に関しまして、平成25年12月から３月までの部分は特別損失として計上しなさいというルール変更に基づくものでございます。

退職給付費に関しましては、やはり平成25年度末において職員の退職手当の必要額を当町４年平均で返却する予定でございますので、その４年で割った金額をここのと

ころに計上させていただいているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　解体と改築の工事の関係ですが、これ国庫補助金が1,500万円来ていますよね。総配水、平沢、千手堂の関係で国庫補助金が、これで今年度分なのですか、ここで全部使ってしまうのか。いや、そうすると、解体と、そっちでは補助金が使えなかったのですか。今度の新しい国の予算では、水道施設の老朽施設に対して補助金が来るというふうに書いてあるのですけれども、ちょっと今回はそれには当てはまらなかったということなのでしょうか。

それから、361ページの特別損失ですが、今の説明ですと今年度だけこの特別損失があって、来年度はもうこういう形はないというふうになるのかなと思ったのですが、どうなのでしょうか。それから、水道を水道料金を払わないで逃げてしまって、本当の損失、あれもここに入るのかどうかちょっと確認したいのですが。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　それでは、先に国庫補助金の関係についてお答えいたします。

1,500万円の国庫補助金につきましては、嵐山町は平成23年度から嵐山町老朽管更新事業ということで国の補助事業を使いまして、基幹管路の更新、これを考えております。これが平成23年度から平成27年度、平成28年の３月まで、平成27年度までの計画で事業を進めております。

全体事業費が４億8,000万円、うちの国庫補助金が8,460万円という事業計画で進めておりまして、24年、25年、26年度といったときに、26年が３年目になります。

内容は、400ミリから100ミリの口径のダクタイル管、それぞれ種類が違うのですけれども、全体で740.8メートル、ダクタイル管の740.8メートル。それから、接続の関係で塩ビ管が69.1メートル。これを布設替えするという計画でございまして、平成26年度につきましても国の採択事業として1,500万円を予定しているところでございます。

○松本美子委員長　藤原副課長、お願いいたします。

○藤原　実上下水道課管理担当副課長　特別損失についてお答えいたします。

手当等と法定福利費に関しては賞与引当金ということで、今年度限りの部分になると思いますけれども、退職給付費に関しましては、４年で分割で償却してまいります

ので、まだ３年ほどこちらに計上させていただく予定でございます。

あと、給水収益の貸し倒れに関するご質問ですけれども、こちらは特別損失には含まれておりません。予算書の379ページの20節貸倒引当金繰入額、こちらのほうに不納欠損は計上させていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長　川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員　タンクの格納の撤去と改修なのですが、今年度の説明書を読んでみますと、水道の老朽施設に補助金が何億だったかな、国ですからね、何億かついていますということなので、それにはここに使えなかったということになっているわけですけれども、使えなかったのかどうか、ちょっともう一度伺いたいと思います。

それから、ただいまの貸倒引当金、これは給水収益で、もう65万3,000円、今年、新年度は、新年度はではない、過去のものですね、もう取れないですよということでこれは入れてあるわけなのですか。何かちょっと、３回目だからあれなのですけれども、もうこれはだから努力してもだめだというふうに、予算の段階で組むわけですよね。何かおかしいと思ってこう見てしまうのですが、予算の段階でこれ入れるという説明をちょっとお願いできないでしょうか。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長、お願いします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

国の事業として採択になる要件としては、浄水場の浄水施設、それから排水場の排水施設とか、それから主要な管路というものでございます。町で今回やろうとしているのは、倉庫でございまして、浄水とかそういう条件的に当てはまらないかなというふうに思っています。

以上でございます。

○松本美子委員長　藤原副課長、お願いします。

○藤原　実上下水道課管理担当副課長　貸倒引当金についてお答えいたします。

こちらの部分は、平成25年度の未集金残高に対して平均の、過去３年分に平均したその未収率を掛けた年度当初の見込みでございまして、毎年３月議会で不納欠損を上げさせていただくものは、また１年間努力をした結果、やむにやまれぬ金額で落とさせていただくような形でまた計上させていただく予定でございます。

以上です。

○松本美子委員長　ほかにございますか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員　県水の関係なのですけれども、受水単価というのは１戸当たり幾らになっているのですか。また、全体の供給単価というか、それは幾らになっているのか、１点だけ。

○松本美子委員長　新井上下水道課長、お願いします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

県水の受水単価につきましては、昨年と同額でございまして、単価そのものは61円78銭でございます。61円78銭でございますが、昨年と比較しまして1.03％だけ違ってくるというのですか、受水費が消費税の影響を受けるわけでございます。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　答弁をお願いします。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　それから、供給単価と、それから給水原価についてちょっとお答えいたします。

これも24年度の決算の実績でございますけれども、嵐山町の供給単価が173円92銭でございます。それから、給水原価につきましては156円04銭でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

河井委員さん、どうぞ。

○河井勝久委員　１点ほど聞きたいのですけれども、ページが378ページで、漏水調査委託の関係で450万ということなのですけれども、この漏水の関係で、個人の住宅なんかで新しく家を建て替えたりなんかして、それで例えば水道の新たな申請をし直すときに、旧管と新管を入れかえるというような申請をしていながら、そのまま古い給水管を利用してしまって、それで漏水が後になってから確認されると。水道課のほうでは、既に申請した時点でそういう形での、申請された新管のほうを、新しい給水管のほう、図面上はそのまま変えて、旧管をそのまま図面から抹消していくような形になるのですけれども、現実それが生きているような形で、それが漏水をしているということやなんかがあるというふうにも聞くわけでありますけれども、そのようなもの

が水道課のほうにどのくらい上がっているのでしょうか。

例えば、必ずしもこれを鋳鉄管から塩ビ管にかえられていないというのもあるらしいのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　それでは、お答えいたします。

漏水調査につきましては、26年度に予定しているところは嵐山町の北部地域を26年度としては予定をしております。延長としては、96キロメートルというような予定でございます。

それから、お尋ねの件ですけれども、水道管の配管については、新しい布設をするときに同じ近くに旧管もあって、またそのすぐ近くに新しく布設するときに同じ堀があったりする場合には、掘り出して布設というのができるのですけれども、新たなところに新たな給水を設けてほしいという形になりますと、旧管についてはそのまま置いておいて、配水本管から管が回っておりますけれども、掘り出す管から新たに今の管はとりますけれども、古い管はそのまま掘り出さないというケースはかなり多いものですから、どのくらいのものがあるかという実態についてはちょっと把握ができていないと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長　河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員　そうすると、図面上はどういう形になるのでしょうか。ここら辺のところで、水漏れしていたら、実際には違うところから申請をしてあったので、この給水管は入っているのだけれども、それを使われたくないので旧管をそのまま使っていたというような形で、そこが漏水して、初めて水道課のほうでも気がついたというようなものがあるというふうに聞いているわけなのですけれども、そこら辺は新たな調査というのはしていないのでしょうか。

○松本美子委員長　新井上下水道課長、お願いします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

当初に水道の配管図を作成する一番最初の委託のところはちょっと問題が来ているのかなと思うのですけれども、最初に、もっと500分の１とかしっかりした図面をもとに配水管の配管図ができていれば、もうちょっと違う水道になったのかなと思うの

ですけれども、最初の図面が2,500分の１の図面をもとに配水管の布設がされている関係で、どうしても現地と誤差が多いという配管図に現在なっているというふうに承知をしておりまして、これからどういうふうにしたらいいのかというのが課題だなというふうに思っています。

以上でございます。

○松本美子委員長　ほかにありますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員　378ページの一番上の委託料のところのメーター交換業務委託、こちらが昨年と比べて大きく伸びているのですけれども、内容をお伺いしたいと思います。

あと、ポツ３つの仕切弁筐、何と読むのだかわからないのですけれども、清掃業務委託、こちらのほうも倍になっているのですけれども、お伺いしたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長、お願いします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

メーター交換業務委託につきましては、26年度の予算では予定している数量が2,064個。昨年度のメーター交換が956だったか。ちょっと956だったと思うのですけれども、959個だったです。今年度の予定は2,064個ということで、ちょっと交換個数が多いものですから、そんな金額になっています。これについては、水道法で８年に１回に交換するというものを前倒しで７年に１回で、町内全域にわたってその年数が来たものを７年ごとに交換するという個数でございます。

それから、仕切弁筐内の清掃業務委託につきましても、今年度の場所が多いのと、それから単価が上がっている関係で予算がふえているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかにございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　１点だけお伺いします。

379ページの委託料のところの一番下、水道計画修正委託料130万となっているのですが、この計画の修正という業務は委託、内容的にはどういうことで修正しなくてはいけないのか。委託料ということになっていますけれども、これ委託をしないとでき

ない内容なのですか。

○松本美子委員長　新井上下水道課長、お願いします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

水道計画修正業務委託料、これにつきましては、嵐山町に水道事業基本計画ということで、平成20年12月にできました嵐山町水道ビジョンというのがあります。この内容につきまして、５年経過したところでございますけれども、これについては10年計画のビジョンができているわけですけれども、人口減少の社会におきまして、平成20年12月に10年後の目標人口が定められていたわけですけれども、現在もうその人口を下回るというような形でなっておりまして、今後のなお人口が減る中において、５年たったところでこの計画の見直しをしないと将来の給水計画においても影響があるのかなというところで、本年度、26年度にビジョンの見直しを考えているということで、内容的には水道の施設を全般にわたって、将来人口の中でどのような施設整備をしていったらいいか、あるいは更新計画をつくっていったらいいかということを含めたビジョンの見直しを考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員　わかりました。要するに修正をすることが決まっているのではなくて、見直しをしていくということで、全体的に調査というか、そういうこともある程度必要だという捉え方なので委託をしていかないとできないのだということなのですか。

○松本美子委員長　新井上下水道課長、お願いします。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおりに考えておりまして、予算をいただいたらそのように進めていくというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長　討論を終結いたします。

これより議案第19号　平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長　挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎委員長閉会の挨拶

○松本美子委員長　以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案６件の審査は全て終了いたしました。

４日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでございました。

また、町長、副町長、教育長をはじめとする説明員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございました。

お諮りいたします。予算特別委員会の審査報告の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長　ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○松本美子委員長　これをもちまして予算特別委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

（午後　２時１１分）